

# 平成 2 3 年 第 4 回

## 名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 1 月 3 0 日 )

|  |     |
|--|-----|
| 1. 議事日程  | 1   |
| 1. 本日の会議に付した事件   | 2   |
| 1. 出席議員  | 3   |
| 1. 欠席議員  | 3   |
| 1. 事務局出席職員   | 3   |
| 1. 説明員   | 3   |
| 1. 開会宣告・開議宣告   | 4   |
| 1. 日程第 1. 会議録署名議員指名  | 4   |
| 1. 日程第 2. 会期の決定 ( 2 0 日間 )   | 4   |
| 1. 日程第 3. 平成 2 3 年第 3 回定例会付託議案第 1 号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について<br>平成 2 3 年第 3 回定例会付託議案第 2 号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について | 4   |
| ○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長報告 ( 東 千春委員長 )   | 4   |
| ○質疑 ( 熊谷吉正議員 )   | 5   |
| ○少数意見報告 ( 日根野正敏議員 )  | 8   |
| ○質疑 ( 佐々木 寿議員 )  | 9   |
| ○討論 ( 駒津喜一議員 )   | 1 0 |
| ○討論 ( 奥村英俊議員 )   | 1 1 |
| ○討論 ( 山口祐司議員 )   | 1 2 |
| ○討論 ( 川村幸栄議員 )   | 1 3 |
| ○討論 ( 上松直美議員 )   | 1 3 |
| ○原案可決  | 1 4 |
| ○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長報告 ( 東 千春委員長 )   | 1 4 |
| ○質疑 ( 熊谷吉正議員 )   | 1 6 |
| 1. 休憩宣告  | 1 9 |
| 1. 再開宣告  | 1 9 |
| ○少数意見報告 ( 日根野正敏議員 )  | 2 0 |
| ○質疑 ( 佐々木 寿議員 )  | 2 0 |
| ○討論 ( 山田典幸議員 )   | 2 1 |

|   |     |
|---|-----|
| ○討論（奥村英俊議員）   | 2 2 |
| ○討論（高橋伸典議員）   | 2 3 |
| ○討論（川村幸栄議員）   | 2 4 |
| ○原案可決   | 2 5 |
| 1. 休憩宣告   | 2 5 |
| 1. 再開宣告   | 2 5 |
| 1. 日程第4. 行政報告（加藤市長）   | 2 5 |
| 1. 休憩宣告   | 3 5 |
| 1. 再開宣告   | 3 5 |
| 1. 日程第5. 議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について                            | 3 5 |
| ○提案理由説明（加藤市長）   | 3 5 |
| ○経済建設常任委員会付託  | 3 5 |
| 1. 日程第6. 議案第2号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について                         | 3 5 |
| ○提案理由説明（加藤市長）   | 3 5 |
| ○原案可決   | 3 5 |
| 1. 日程第7. 議案第3号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害<br>補償等に関する条例の一部改正について | 3 5 |
| ○提案理由説明（加藤市長）   | 3 5 |
| ○原案可決   | 3 6 |
| 1. 日程第8. 議案第4号 工事請負契約の締結について                                    | 3 6 |
| ○提案理由説明（加藤市長）   | 3 6 |
| ○補足説明（野間井建設水道部長）  | 3 6 |
| ○原案可決   | 3 7 |
| 1. 日程第9. 議案第5号 指定管理者の指定について（名寄市営球場）                             |     |
| 議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市営サブ球場）                                    |     |
| 議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）                                   |     |
| 議案第8号 指定管理者の指定について（名寄公園テニスコート）                                  |     |
| 議案第9号 指定管理者の指定について（智恵文水泳プール）                                    |     |
| 議案第10号 指定管理者の指定について（南水泳プール）                                     |     |
| 議案第11号 指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）                                |     |
| 議案第12号 指定管理者の指定について（名寄市B&G海洋センター）                               |     |
| 議案第13号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）                               |     |
| 議案第14号 指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）                                 |     |
| 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）                                     |     |
| 議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）                               |     |
| 議案第17号 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フ<br>ォレスト）                       | 3 8 |
| ○提案理由説明（加藤市長）   | 3 8 |

|  |     |
|--|-----|
| ○原案可決  | 3 8 |
| 1. 加藤市長の訂正発言                                       | 3 8 |
| 1. 日程第10. 議案第18号 市道路線の認定について                       | 3 8 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 3 8 |
| ○原案可決  | 3 9 |
| 1. 日程第11. 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)            | 3 9 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 3 9 |
| ○補足説明(佐々木総務部長)                                     | 4 0 |
| ○質疑(佐藤 靖議員)  | 4 0 |
| ○質疑(奥村英俊議員)  | 4 3 |
| 1. 休憩宣告  | 4 3 |
| 1. 再開宣告  | 4 3 |
| ○質疑(竹中憲之議員)  | 4 5 |
| 1. 休憩宣告  | 4 5 |
| 1. 再開宣告  | 4 5 |
| ○質疑(熊谷吉正議員)  | 4 6 |
| 1. 休憩宣告  | 5 0 |
| 1. 再開宣告  | 5 0 |
| ○原案可決  | 5 1 |
| 1. 日程第12. 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算<br>(第2号)  | 5 1 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 5 1 |
| ○原案可決  | 5 1 |
| 1. 日程第13. 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2<br>号)    | 5 1 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 5 1 |
| ○原案可決  | 5 2 |
| 1. 日程第14. 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第<br>1号)   | 5 2 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 5 2 |
| ○原案可決  | 5 2 |
| 1. 会議時間延長宣告  | 5 2 |
| 1. 日程第15. 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算<br>(第1号) | 5 2 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 5 2 |
| ○原案可決  | 5 3 |
| 1. 日程第16. 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)          | 5 3 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                                      | 5 3 |

|   |     |
|---|-----|
| ○原案可決                                     | 5 3 |
| 1. 日程第17. 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号) | 5 3 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                             | 5 4 |
| ○原案可決                                     | 5 4 |
| 1. 日程第18. 報告第1号 専決処分した事件の報告について           | 5 4 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                             | 5 4 |
| ○報告済                                      | 5 4 |
| 1. 日程第19. 報告第2号 専決処分した事件の報告について           | 5 4 |
| ○提案理由説明(加藤市長)                             | 5 4 |
| ○報告済                                      | 5 5 |
| 1. 休会の決定                                  | 5 5 |
| 1. 散会宣告                                   | 5 5 |

## 第2号（12月13日）

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 1. 議事日程            | 5 7   |
| 1. 本日の会議に付した事件     | 5 7   |
| 1. 出席議員            | 5 7   |
| 1. 欠席議員            | 5 7   |
| 1. 事務局出席職員         | 5 7   |
| 1. 説明員             | 5 7   |
| 1. 開議宣告            | 5 8   |
| 1. 日程第1. 会議録署名議員指名 | 5 8   |
| 1. 日程第2. 一般質問      | 5 8   |
| ○質問（山田典幸議員）        | 5 8   |
| ○質問（大石健二議員）        | 6 8   |
| 1. 休憩宣告            | 7 9   |
| 1. 再開宣告            | 7 9   |
| ○質問（奥村英俊議員）        | 7 9   |
| ○質問（佐々木 寿議員）       | 9 0   |
| 1. 休憩宣告            | 9 9   |
| 1. 再開宣告            | 9 9   |
| ○質問（東 千春議員）        | 9 9   |
| ○質問（佐藤 靖議員）        | 1 1 1 |
| 1. 会議時間延長宣告        | 1 1 6 |
| 1. 散会宣告            | 1 2 2 |

### 第3号（12月14日）

|  |       |
|--|-------|
| 1. 議事日程                                  | 1 2 5 |
| 1. 本日の会議に付した事件                           | 1 2 5 |
| 1. 出席議員                                  | 1 2 5 |
| 1. 欠席議員                                  | 1 2 5 |
| 1. 事務局出席職員                               | 1 2 5 |
| 1. 説明員                                   | 1 2 5 |
| 1. 開議宣告                                  | 1 2 6 |
| 1. 日程第1. 会議録署名議員指名                       | 1 2 6 |
| 1. 日程第2. 一般質問                            | 1 2 6 |
| ○質問（植松正一議員）                              | 1 2 6 |
| ○質問（高橋伸典議員）                              | 1 3 6 |
| 1. 休憩宣告                                  | 1 4 6 |
| 1. 再開宣告                                  | 1 4 6 |
| ○質問（上松直美議員）                              | 1 4 6 |
| 1. 休憩宣告                                  | 1 5 2 |
| 1. 再開宣告                                  | 1 5 2 |
| ○質問（竹中憲之議員）                              | 1 5 7 |
| 1. 休憩宣告                                  | 1 6 8 |
| 1. 再開宣告                                  | 1 6 8 |
| ○質問（川村幸栄議員）                              | 1 6 8 |
| 1. 日程第3. 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて | 1 7 8 |
| ○提案理由説明（加藤市長）                            | 1 7 8 |
| ○総合計画後期基本計画審査特別委員会設置・付託                  | 1 8 0 |
| 1. 休会の決定                                 | 1 8 0 |
| 1. 散会宣告                                  | 1 8 1 |

## 第4号（12月19日）

|   |     |
|---|-----|
| 1. 議事日程   | 183 |
| 1. 本日の会議に付した事件                                    | 183 |
| 1. 出席議員   | 184 |
| 1. 欠席議員   | 184 |
| 1. 事務局出席職員  | 184 |
| 1. 説明員  | 184 |
| 1. 開議宣告   | 185 |
| 1. 日程第1. 会議録署名議員指名                                | 185 |
| 1. 日程第2. 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて          | 185 |
| ○総合計画後期基本計画審査特別委員長報告（熊谷吉正委員長）                     | 185 |
| ○修正可決   | 185 |
| 1. 日程第3. 議案第27号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について            | 186 |
| ○提案理由説明（加藤市長）                                     | 186 |
| ○原案可決   | 186 |
| 1. 日程第4. 議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について            | 186 |
| ○提案理由説明（加藤市長）                                     | 186 |
| ○経済建設常任委員会付託・閉会中継続審査                              | 186 |
| 1. 日程第5. 議案第29号 名寄市副市長の選任について                     | 187 |
| ○提案理由説明（加藤市長）                                     | 187 |
| ○同意   | 187 |
| 1. 日程第6. 意見書案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書 |     |
| 意見書案第2号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書                      |     |
| 意見書案第3号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書             |     |
| 意見書案第4号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書       |     |
| 意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書                        |     |
| 意見書案第6号 JR三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書               | 187 |
| ○原案可決   | 187 |
| 1. 日程第7. 報告第3号 例月現金出納検査報告について                     | 187 |
| ○報告済  | 187 |
| 1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について                      | 187 |
| ○継続審査（調査）決定                                       | 187 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 日程第9. 委員の派遣報告         | 187 |
| ○総務文教常任委員長報告（駒津喜一委員長）    | 188 |
| ○市民福祉常任副委員長報告（日根野正敏副委員長） | 189 |
| ○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）    | 190 |
| ○報告済                     | 192 |
| 1. 中尾副市長退任あいさつ           | 192 |
| 1. 佐々木総務部長、副市長就任あいさつ     | 192 |
| 1. 閉会宣告                  | 193 |
| 1. 質問通告表                 | 195 |
| 1. 議決結果表                 | 199 |



平成23年第4回名寄市議会定例会会議録

開会 平成23年11月30日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- |      |  |        |                                      |
|------|--|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名  | 議案第10号 | 指定管理者の指定について(南水泳プール)                 |
| 日程第2 | 会期の決定  | 議案第11号 | 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)            |
| 日程第3 | 平成23年第3回定例会付託議案第1号<br>名寄市立学校施設開放利用条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告)           | 議案第12号 | 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)           |
|      | 平成23年第3回定例会付託議案第2号<br>使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告) | 議案第13号 | 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)           |
| 日程第4 | 行政報告   | 議案第14号 | 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター)             |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について  | 議案第15号 | 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)                 |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について   | 議案第16号 | 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)           |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について                                     | 議案第17号 | 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)       |
| 日程第8 | 議案第4号 工事請負契約の締結について  | 日程第10  | 議案第18号 市道路線の認定について                   |
| 日程第9 | 議案第5号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)   | 日程第11  | 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)        |
|      | 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)   | 日程第12  | 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  |
|      | 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)  | 日程第13  | 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)    |
|      | 議案第8号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)   | 日程第14  | 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)   |
|      | 議案第9号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)   | 日程第15  | 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
|      |  | 日程第16  | 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)      |

- 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告について

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告)
- 平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第5号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)
- 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)
- 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)
- 議案第8号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)

- 議案第9号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)
- 議案第10号 指定管理者の指定について(南水泳プール)
- 議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)
- 議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)
- 議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)
- 議案第14号 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター)
- 議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)
- 議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)
- 議案第17号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)
- 日程第10 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告

について  
 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告  
 について

1. 出席議員(19名)

|     |     |     |    |    |
|-----|-----|-----|----|----|
| 議長  | 18番 | 黒井  | 徹  | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐藤  | 勝  | 議員 |
|     | 1番  | 川村  | 幸栄 | 議員 |
|     | 2番  | 奥村  | 英俊 | 議員 |
|     | 3番  | 上松  | 直美 | 議員 |
|     | 4番  | 大石  | 健二 | 議員 |
|     | 5番  | 山田  | 典幸 | 議員 |
|     | 6番  | 川口  | 京二 | 議員 |
|     | 7番  | 植松  | 正一 | 議員 |
|     | 8番  | 竹中  | 憲之 | 議員 |
|     | 9番  | 佐藤  | 靖  | 議員 |
|     | 10番 | 高橋  | 伸典 | 議員 |
|     | 11番 | 佐々木 | 寿  | 議員 |
|     | 12番 | 駒津  | 喜一 | 議員 |
|     | 13番 | 熊谷  | 吉正 | 議員 |
|     | 15番 | 日根野 | 正敏 | 議員 |
|     | 17番 | 山口  | 祐司 | 議員 |
|     | 19番 | 東   | 千春 | 議員 |
|     | 20番 | 宗片  | 浩子 | 議員 |

|                |     |     |    |
|----------------|-----|-----|----|
| 教育長            | 小野  | 浩一  | 君  |
| 総務部長           | 佐々木 | 雅之  | 君  |
| 市民部長           | 扇谷  | 茂幸  | 君  |
| 健康福祉部長         | 三谷  | 正治  | 君  |
| 経済部長           | 寺崎  | 秀一  | 君  |
| 建設水道部長         | 野間井 | 照之  | 君  |
| 教育部長           | 鈴木  | 邦輝  | 君  |
| 市立総合病院<br>事務部長 | 松島  | 佳寿夫 | 君  |
| 市立大<br>事務局長    | 鹿野  | 裕二  | 君  |
| 営業戦略室長         | 湯浅  | 俊春  | 君  |
| 上下水道室長         | 石橋  | 正裕  | 君  |
| 会計室長           | 竹澤  | 隆行  | 君  |
| 監査委員           | 手間本 |     | 剛君 |

1. 欠席議員(1名)

16番 谷内 司 議員

1. 事務局出席職員

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 田中 | 澄昭  |
| 書記   | 佐藤 | 葉子  |
| 書記   | 三澤 | 久美子 |
| 書記   | 高久 | 晴三  |

1. 説明員

|     |    |    |   |
|-----|----|----|---|
| 市長  | 加藤 | 剛士 | 君 |
| 副市長 | 中尾 | 裕二 | 君 |
| 副市長 | 久保 | 和幸 | 君 |

○議長(黒井 徹議員) これより平成23年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 竹中憲之 議員  
11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月19日までの20日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月19日までの20日間と決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、以上2件を議題といたします。

初めに、平成23年第3回定例会付託議案第1号について、付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会、東千春委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わ

る審査特別委員長(東 千春議員) おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初回の委員会は、9月6日開催し、委員長に私東千春が、副委員長に竹中憲之委員が選任されました。

第2回委員会は9月16日、以降10月4日、10月11日、10月17日、10月20日、10月28日、11月11日、11月17日、11月27日と10回開催し、各委員におきましては大変熱心な質疑、討議を尽くしていただきました。

第2回から第7回まで理事者、説明員の出席を求め、質疑を行いました。第8回委員会は、委員会の討議を行いました。再度理事者に5項目について考えを文書で求めることとし、第9回委員会はまず佐々木総務部長より行革にかかわる総合的な考えとして、合併特例期間、その後の一元化、増収も含めた適正な受益と負担をおおむね5年スパンで考えたい、現在の名寄市の状況は国からの交付金の増額もあり、基金の積み増しもできたが、財政基盤は変わりはなく、さらに健全財政が必要であるなどの説明があり、5項目について鈴木教育部長より説明があり、第10回委員会では討議の中から合意形成を図ることを踏まえながら会議を進めました。

審査は、付託第1号及び付託第2号は関連があることから一括して審査を進めましたが、付託議案第1号に関する概要を申し上げます。委員からの質疑では、使用料の減免と免除の考え方はどの質問では少年団、青少年の健全育成は免除、社会福祉団体は5割減免、市主催は10割減免とする答弁がありました。学校開放とB&G等の料金の差についての質問には、学校はあいているときに使うという制約と人件費がかからないが、B&Gやスポーツセンターは人件費がかかるとの答弁がありました。普通教室、特別教室の利用団体との

話し合いはどの質問には、専門の入り口と校舎に行けない構造が必要で、現在利用者は1団体で協議をしたとの答弁がありました。有料化に伴う収入見込みはどの質問には、名寄市内5校で1,600回、120万円程度を見込むとの答弁がありました。受益と負担と施設の有効利用の整合についての質問には、利益を受ける方から一定程度の負担をいただき、公平、公正と地域間格差の解消を考えたとの答弁がありました。他の自治体の状況はどのようになっているかとの質問には、上川管内19市町村で無料は8自治体、有料は11自治体となっているとの答弁がありました。今後料金の統一に向けた考えについての質問には、平成21年度の行財政改革推進実施本部において社会教育、体育施設の使用料金の見直しについて施設利用料の算定基準を統一する必要がある、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新市として新たな算定基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系を図りたい、今後市民理解の醸成を図り、作業を進めたいとの答弁がありました。

主な討議内容といたしましては、他市の状況も有料化が進んでいる、受益と負担から妥当だ、学校施設利用の有料化は青少年健全育成やスポーツ振興を否定するものではない、教育委員会の公共施設に対する考えが定まっていないので、市民に説明がつかない、総合計画の学校体育施設開放の記述と整合がとれない、風連は既に有料、両地区合わせたほうがよい、受益と負担の公平から有料化は必要、近年は町内会等の地域での利用はほとんどなく、以前とは利用形態が変わった、300円は妥当で、風連との統一も必要、高齢者対策が欠けている、風連も含めてすべて無料化が望ましいなどの発言がありました。

原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。その後少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案第1号の

審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) まず、特別委員会委員長報告にもありましたとおり、実質9回、熱心に慎重審議をされたという報告がございまして、改めて敬意を表したいと思っておりますけれども、10回、これがあと2号議案のほうにもかかわりがありますけれども、実質9回の質疑、そして委員間の討議、討論という十分な内容があったやに聞いておりますけれども、今の委員長報告ではその辺についてもう少し伝わってこないもので、さらに報告をいただいた以外の補足説明をお願いをしたいなと思っております。特にまとめがきれい過ぎて、重要な点でもございまして説明員の鈴木教育部長の説明があったという5項目の関係などについて、具体的なやりとりなどについてお知らせを、さらには今の報告以外にもう少し丁寧な報告を求めたいというふうに考えております。

それと、2つ目には、もう既に新聞報道にも採決状況については報道されていますけれども、賛成多数で可決をされたということで、原案に対して多数で決められたということですが、最終的には委員間討議の内容を見て、報告によると原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとありましたけれども、今日的な委員会運営の知恵や、あるいは議会の根幹である合意の形成の過程がよく見えないなというふうに考えておりますので、委員長としての合意形成の努力についてどのようにされたか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 鈴木教育部長から報告をいただきました5項目について、まずお知らせをさせていただきたいと。

項目につきましては、1つとして年間共通券の検証経過と廃止の理由ということであります。2つ目には公共料金の統一に対する考え方、3つ目といたしましては今回の提案が将来の公共料金統一の第1段階である根拠、4つ目といたしましては行財政改革を考える中で青少年健全育成と高齢者福祉がどのように反映をされているのか、5点目といたしましては料金区分を1時間から4区分とした理由ということであります。この5点について再度8回目のときに委員会の中で質問事項を取りまとめまして、9回のときに鈴木部長に答弁をいただいたということであります。ただいま審査されておりますのは、第1号議案の学校開放にかかわることについて御報告をさせていただきました。委員長報告でも申し上げましたけれども、関連があるということで、1号、2号とあわせて審査を進めたという関係上、この5項目の中では1号にかかわるというより2号にかかわる部分も多いのかなというふうに思いますけれども、これ中身について詳細にお話をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

**○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長（東 千春議員）** 読んだほうがいいですか。いいですか。これちょっと文書が長いので、概要説明ということですが、1点目の年間共通券、これ年間共通券については第2号にかかわる部分なので、省略させていただいてよろしいでしょうか。公共料金の統一に対する考え方、これちょっと読ませさせていただきます。健全な財政運営と受益者負担の適正化を図るため、無料施設の有料化、有料施設の使用料の見直しを進めることとされ、行財政改革推進実施本部において風連地区の年額1,200円の全施設共通券は料金の適正性、今後の施設管理運営から特例区終了時に廃止し、施設の利便性から施設ごとに定期券を設けることとされました。ぽつ2つ目です。旧名寄地区の施設利用料の算出は、施設管理運営

費を基準に負担割合を定めていますが、旧風連地区は面積に定額を乗じており、地域間、さらには施設間においても施設利用料の算出が異なっており、今後行財政改革推進計画において新市として料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った利用体系の統一を図ります。ぽつ3つ目です。既に平成22年運用開始の風連地区交流センターでは、年間共通券を設けることなく各部屋の使用料を徴収しており、公共料金の統一に対する地域の一定の理解は得られているものと考えるところであります。

3番目の今回の提案が将来の公共料金統一の第1段階であるという根拠であります。ぽつ1つ目、今回は行財政改革とあわせ、健全な財政運営のための受益者負担の適正化を図ることを目指して無料施設の有料化及び使用料の見直しを行いたいと考えますが、他の地域的な課題の解決に時間をかけている現状でもあり、激変緩和策をも講じて段階的に対応することとしています。ぽつ2つ目、したがって今後とも各課題における市民理解の調整を図りながら、行財政改革推進計画において新市として料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った利用料金体系の統一を図りますということであります。

4点目の青少年の部分と高齢者に関する記述ですけれども、これについては全部読んだらちょっと長いので、学校施設……青少年の育成が減免でしたか。青少年の健全育成、少年団等の活用は減免、社会教育団体等の利用については5割減免というような内容だったと記憶しております。

料金の4区分については、こちらのほう関係ないと思いますので、省略をさせていただきたいと思います。

さらに丁寧な報告ということでもありますけれども、まず最後の委員長としての運びです。報告の中にも述べさせていただきましたけれども、第7回までは説明員を招いての質疑をさせていただきました。その後の委員間の討議ということで、説

明員を招かないで討議を行いました。第8回の中ではそういったことに終始をするのかなというふうに思ったのですけれども、委員の発言の中からやはりちょっと理事者に対する質問が若干不十分な部分があったのかなというふうに委員長として思いましたので、その不十分な部分はどこなのかということで皆さんと協議をさせていただき、この5項目を取りまとめをさせていただきました。最終の第10回目では、報告でも申し上げましたけれども、合意形成に向けての討議をしたいなというふうに冒頭申し上げました。そういった中で、まずそれぞれの委員の皆さんの意見の開陳をいただき、それから合意形成できる部分があるのかなのか、こういったことを発言を求めていったわけでありましてけれども、結果として合意形成に至らなかったということでもあります。そういった委員の皆さんにも努力をしていただいたのかなというふうに思っております。

丁寧な報告を、どこの部分を丁寧にすればいいのかなというふうに思っておりますけれども、何をすればいいのでしょうか、これは。その5項目、最終的にこういったところがポイントになるだろうなということでまとめて質問をしたということで、その答弁が丁寧さらなる説明ということにかえさせていただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 今さらあれなのですからけれども、議長、別号、1号、2号と議案分かれているのですけれども、委員長の報告にもあったとおり質疑するときに別々にというのは非常にやりにくいという印象を持っていましたけれども、再質疑をさせていただきますけれども、いわゆる委員会運営は委員長の権限なのですけれども、新聞報道によると、原案に対する賛成多数という表現で委員長報告されましたけれども、この事実が間違いなければそのとおり追認をいただきたいのですけれども、委員長を除く9人の表決の結果は5対4だということで、原案賛成、原案に対する

いろいろさらなる質疑、あるいは修正の動きがあったかどうかわかりませんが、肉薄をしているというか。その9人の中に市民の皆さん、利用者やら多くの市民の人たちの声が集積をされた結果、最後は原理原則は多数決で決まっていますけれども、そういう合意形成が非常に必要、もっと汗をかいて必要だった採決の結果かなということで、結果は会派ごとに新聞も明確に書いていますけれども、何となく分かれて5対4ということですが、その確認が間違いなければそのように追認をしていただきたいと思うのですが、合意形成の部分では少し残念だったなという感じがします。

それから、もう一つは、やっぱり論点。2号議案も共通するものがあるのですけれども、論点はやっぱり執行側での見解としては行革の視点を前面に出しながら、それで算定方法だとか、いろんな大きな違いがあったり、今後さらに時間をかけて市民に理解を醸成を図っていくということで、作業の進捗を図っていかねばならぬという行革の視点の考え方で、一方では少子高齢化時代に対応する市民の芸術や文化やスポーツ活動の普及振興、あるいは生きがいだとか健康促進だとか、さまざまな部分でそれぞれ施設が活用されていくわけで、いわゆる相対する、両方とも否定はできないと思うのですけれども、そこをどう応用して委員間の9人の中で議論が活発に展開されたかどうかという視点のところあたりはちょっと私ども今報告いただいた感じでは見えなくて、足して2で割ればいいということばかりが結論ではありませんけれども、そういう面では5対4で分かれた行革、原案に賛成ですと。説明員の言っていることはそのとおりだということと、それもわかるけれども、いわゆるスポーツや文化活動の普及振興という視点、トータルとして利用者が減ったら何もしないというわけでありまして、そこをどう合意形成を図るような委員間論議があったのかも少しお知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) そういったところも委員間討論の中では論点となっております。委員間の討論となっていましたけれども、それを個別のテーマとして一定程度のやりとりをしたというまでには残念ながら至っていませんでした。のかなというふうに思っております。結果といたしましては、5対4で賛成多数ということには間違いありません。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 私の希望とすれば、忙しい時期にもかかわらず、本当に慎重審議10回しっかりやっていただいて、敬意は表しますけれども、あくまでも市民トータルの合意形成を図ることが委員会の役割であったような気がして、それが説明員の説明丸投げの形で結果が出たというのは非常に残念かなという感じがしまして、本会議でまたそういう、この後少数意見の留保もされているようですから、判断をしていかざるを得ませんけれども、合意形成の努力について少し残念だったなと思います。

さらに、各委員がどういう対応をとったかというのは個人名は出ておりませんが、会派、原案賛成の皆さんは市政クラブさん、公明さん、それから清風さんですか、の5人という新聞の報道において、原案についてマルかバツかとなれば反対の立場で市民連合・凜風会、そして共産党さんということになっていますけれども、新聞報道はそのとおりでよろしいですか。それをお聞きして、また2号議案で少しお聞きをしたいと思いません。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 今ちょっと聞き逃したかもしれませんので、再度答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、賛成をしたのが市政クラブと新緑風さんと清風さん、公明さ

んということでございます。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

次に、本件については日根野正敏議員から会議規則第99条第2項の規定により少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

日根野正敏議員。

○15番(日根野正敏議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について審査を行ってまいりました使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会において、ただいま委員長の報告のとおりさまざまな議論がありながらも11月27日の第10回委員会で採決により原案どおり可決すべきものと結審がなされ、私の意見が多数を得られず破棄されたため、名寄市議会会議規則第99条に基づき少数意見の留保を行使させていただきます。

本条例制定案は、提案の理由の説明にあったように平成19年2月に策定された名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年に名寄市行財政改革推進実施本部が設置され、同本部で検討が進められていた公共施設のあり方についての検討結果を踏まえ、受益と負担の適正化や公平性の原則から、使用料が無料である施設の有料化と設置条例の整備統一を行うというものであります。

都合10回にわたり開催されました特別委員会審査では、本条例の制定理由が行財政改革の視点のみとなっていることから、説明員との質疑、委員間議論と活発な意見が出されましたが、最終的には私の意見が破棄され、採決により原案どおり可決すべきものが賛成5、反対4という僅差で結審となりました。



私がこの間主に特別委員会内で訴えてきたことは、1点目、学校開放事業は市民芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図ることが目的であることにもかかわらず、行財政改革の視点、名寄地区及び風連地区の均衡を図る視点が優先されていること、2点目に急速に進む少子高齢化の中にあつて、学校施設の有効活用の視点が欠けていること、3点目、名寄地区において学校単位の地域連絡協議会を設置しながら、その核となる学校体育施設を活用しての地域コミュニティ醸成の視点が欠けていること、4点目、学校施設の性能差があるにもかかわらず、使用料及び暖房料を均一化したこと、5点目、新名寄市総合計画(第1次)後期基本計画案、基本目標V、心豊かな人と文化を育むまちづくりの基本事業2、スポーツ振興事業でうたう学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供しますとの整合性に欠けていることなどであります。

議員各位には、名寄市の主権者たる市民の皆さんが厳しい自然環境の中にあつても楽しく生きがいを持って生活するため、有効に限られた施設を活用できる手法に思いを込めるとともに、私の意見をいま一度お考えいただきたくお願いを申し上げます。少数意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、少数意見の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐々木寿議員。

○11番(佐々木 寿議員) 今報告されましたのですが、基本的に合併した時点で使用料金見直しについては整合性を図るという意味では、もう少し早い時点からやるべきなのだろうと思います。今報告したとおり、本当に使用料金を考えるというのは、やはり今経済情勢とか、あるいは税金が少なくなってきている、あるいは交付金が少なくなってきているという状況において、ある程度無料化は考えられないと。ある程度のそれなりの応

分はしなければいかぬというふうなものが基本のようになると私は思っております。そこで、先ほどの報告で両地区の料金の格差があるというふうにあるのですけれども、これはこのままでいいという考えなのか、ちょっと考え方をお聞きしたいと思ひますし、それから先ほどの暖房料金なのですけれども、これは暖房料金は一律ではだめだと。古いところは高く取れというふうな考え方なのか、その辺の2つの意見についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 今佐々木議員から2点の質問がありましたけれども、私の言いたいのは今言った意見ですべてだと思ひますけれども、ただ均衡を図る、あるいは公平性を保つということの観点においては、それについては私も今後進めていかねばならないというふうに考えています。しかしながら、その土台となる部分が欠けてはだめだということで、この土台となる部分というのが今私が言ったとおりでございます。また、体育施設の料金についても、これらもちゃんとした基礎を固めてから、基礎というのは先ほど私が言った意見の中に含まれていると思ひますので、その辺の家を建てるのについてもしっかりとした基礎を、基本を、根っこをしっかりと議論してから均衡を図るべきだということで少数意見として述べさせていただきました。そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

暖房についても同じ考え方で、しっかりと教育委員会の考え方をまとめた上で出していくと。将来的にも見据えた形で、そういう方針が出ていませんので、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 何回も言うようですけれども、行財政改革を均一を図る、あるいは徴収料金を見直すという行財政改革の推進については、あなた方も了解したわけなのですよね。そ

れがまず基本となっていなければいけないのです。それは、やはりここで今やっておかなければならない。こういう時期にしっかりと根本的なものを踏まえてもう少し前向きな考え方でこの議論をしていかないと、なかなか進まないのではないのでしょうか。たかがこれは、たかがと言ったらちょっと語弊がありますけれども、応分に料金を払うというのは、使用する側の我々のモラルとしてもいろいろと維持経費がかかるわけです。これは、どこに行っても同じことなのです。社会的通念なのです。これをやはりしっかりと踏まえた上での議論をされたと私は思っているのです。それをこの中でやはり料金の格差、これどうせ使うのであればもうどこの施設も同じような料金でやるというのは当然のことだと私は考えております。したがって、先ほどの暖房についても、これも古いところが多く暖房料を使うのかもしれない。しかし、それも一つの均一を図るというのもこれは大切なことだと。使う側にとっても使いやすいのではないかと思います。この点についてもう一度お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 行財政改革が最優先の利用料の改定ということで、それではいけないということで、私は少数意見の留保を求めたということが第1点の目的でございます。

それから、料金についても取ってはいけないというわけではなくて、これはもう将来的にはしっかりと考えていかなければならない。その基礎となる部分が欠けているので、少数意見を出したということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

日根野正敏議員は自席にお戻りください。

これより平成23年第3回定例会付託議案第1号について討論の通告を受けていますので、討論を行います。

本日の討論については、各議員の発言は会議規則第57条の規定によりそれぞれ5分以内とします。

初めに、本案に賛成の発言を許します。

駒津喜一議員。

○12番（駒津喜一議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、これより平成23年第3回定例会にて審査特別委員会に付託されていた付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について賛成の意見を発言させていただきます。

名寄市内の学校施設の開放は、風連地区を除き従来無料で経過していましたが、平成21年度行財政改革推進実施本部の社会教育設備、体育設備の使用料金の見直しの中で、学校施設開放の利用は名寄地区は無料、風連地区は有料と施設利用の格差に対する不公平感を解消するために、均一の有料化が求められています。また、受益者負担の見解から、早くから近隣市町村では有料化が実施され、推移している中で、無料で行うということは教育施設を利用していない市民も間接的に負担していることにもなり、こうした市民の負担、負担感を軽減するためにも有料化することが公平であります。また、今回提案された有料化は、屋内体育館使用では1時間300円、冬期間の暖房料を150円とし、特別教室、普通教室の使用については1時間150円、暖房料75円とし、さらにスポーツ少年団、社会福祉団体など教育委員会の認定により使用料の免除、減額を規定していることから、青少年の健全育成並びに地域活動に大きな障害にはならない見直し案となっております。

さらに、学校施設開放について全市的に一体化された料金設置により、従来の名寄地区、風連地区との格差を解消することは、利用する市民の選択肢が多くなり、市内教育施設の有効利用がより

推進されることにもなります。また、学校施設開放は交付税の対象にはなっていますが、国からは従来より徴収する指導がされております。今後この指導により有料化を実施する市町村が多くなってくる現状で、学校施設開放の使用料だけでも約20万円の収入増になる見込みです。

以上のことから、今回提案された表記議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定は使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会で審議された結果のとおり、原案どおり可決すべきものと発言させていただき、終わります。

○議長(黒井 徹議員) ちょっと訂正ないですか。増収額について120万円でないかい。20万円と言ったから。

○12番(駒津喜一議員) 議長より指摘がありましたので、訂正をさせていただきます。

使用料の見込額が120万円と言ったつもりですけれども、20万円というふうに聞こえたということで、20万円を120万円と訂正をさせていただきますまして、終わらせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、市民連合・凜風会を代表し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例の制定理由については、さきの特別委員会委員長報告、少数意見の留保の中でも述べられておりますので、重複を避けますが、条例の目的は市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放することに関し必要な事項を定めるということであり、市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るといふ崇高な目標のもとに条例整備を行うというものでありますが、実態

は使用料を徴収していなかった名寄地区内の学校開放事業の有料化であり、それは市民の皆さんの利便性や利用促進等への配慮が全くされていない行政内部の行財政改革のみが優先されているものであります。学校開放事業は、国としても国民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるようにと推進を求めているもので、特に昭和51年6月26日には各都道府県教育委員会に対する文部事務次官通達で、最近におけるスポーツ活動に関する国民の要望を考慮し、学校体育施設開放事業を一層推進するため、文部省においては昭和51年度から学校施設開放事業に関する予算措置等をさらに充実しましたとし、学校体育施設開放事業の促進について各市町村の教育委員会などに周知徹底を求めているところであります。実際名寄市に対しても地方交付税の単位費用に同補助金がカウントされており、同方針が現在も継続となっていることは、国は公費負担をしてでも日常生活の中でスポーツ活動等に親しむことができる環境を求めていることにほかなりません。それを行財政改革の視点のみで利用者に負担させようという論理は、余りにも無謀であります。

また、現在策定作業が進められています新名寄市総合計画(第1次)後期計画案、基本目標V、心豊かな人と文化を育むまちづくりの基本事業2、スポーツ振興事業でも学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供しますとうたっています。にもかかわらず、名寄市行財政改革推進実施本部の検討結果である受益と負担の適正化や公平性の原則、使用料が無料である施設の有料化等を優先させ、新たに利用者負担を設けることにはならないと考えます。

さらに、審査を行った特別委員会の審議の中で、委員から名寄地区では学校開放事業が無料であるためお礼に困っている団体もある。有料となればその懸念もなくなる。有料化となれば施設の充実を求めることもできるという趣旨の発言があったと聞きましたが、お礼の有無に起因する有料化議

論は言語道断であり、施設の充実是有料化であった風連地区に実例があるものではありません。

名寄市は、今少子高齢化が大きな課題となっております。加藤市長は、市長就任直後の所信表明で、少子高齢化が進む中で地域に住む人々が連携を深め、互いに助け合い、一人一人が大切にされ、安心して住むことのできる名寄市を目指すため、子育て支援、高齢者福祉、健康増進等の施策の充実を図りますと述べられました。この一翼を担っているのがまさに名寄地区において設置した学校単位の地域連絡協議会を推進させるとともに、自然環境の厳しい名寄市にあって、地域で生活する子供たちや高齢者を初めすべての市民が気軽に健康増進に努められる環境を整えることを強調しているものであり、その核となるのが学校施設ではないでしょうか。それを有料化で統一することは、市長が市民の皆さんに訴えたことと逆行するものと言わざるを得ません。現状の学校開放利用団体は、青年スポーツ団体を中心とする限られた状況であります。しかし、これからの名寄市を考えたとき、現状を重視した対応ではなく、将来を見据えた対応が必要ではないでしょうか。子供たちや高齢者を初め地域で生活する市民の皆さんが地域に存在する学校施設を有効に活用し、厳しい冬期間であっても健康づくりに励むことができたり、住民同士が和を保ち、広げる活動ができるなど、目指すことが重要だと考えます。

私ども市民連合・凜風会では、11月21日から市内3会場で会派報告会を開催し、1日平均50人の市民の皆さんにお集まりいただきましたが、その中でも今回の条例案に対して異議を唱える意見が出されました。主なものは、学校施設の有料化が施設の有効活用につながるのか、利用促進する手だても示さず、ただ有料化することに理解ができない、市長の選挙時の話や所信表明の演説に逆行しているのではないかというものでありました。議員各位においては、受益と負担の適正化や公平性の原則から、使用料が無料である施設を有

料化にすることだけの視点ではなく、条例の本来の目的、意義、限られた施設を市民の皆さんに有効に活用いただく見地、市民の皆さんの健康づくりや地域づくりの見地、将来の名寄市に欠かせない地域コミュニティの醸成の見地などから、本条例の制定について再考いただくことを求め、市民連合・凜風会を代表しての反対の討論とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長(黒井 徹議員)** 討論については、5分以内というふうに議会運営委員会で協議をしますので、今回は特別に許しましたけれども、これからは打ち切りというふうにさせていただきたいと思っておりますので、議員各位の御了解をいただきたいというふうに思います。

次に、本案に賛成の発言を許します。

山口祐司議員。

**○17番(山口祐司議員)** ただいま議長よりお許しをいただきましたので、今議題となりました名寄市立学校施設開放利用条例の制定について新緑風会を代表いたしまして、短く賛成の御意見を申し上げます。

本条例案は、名寄市立のすべての小中学校施設を芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために学校教育に支障のない範囲で有料化し、開放するための条例であります。学校施設の有料化につきましては、既に合併前より風連地区で実施されており、今回市内の制度統一を図る上からも本条例は重要であると私は考えます。合併後5年が経過しましたが、まだまだ整理がついていない地域間の問題もありますが、今回の条例が地域間の格差をできるだけ早く縮めるための一歩だと私は考えます。また、今後受益と負担の適正化を進める上においてもなお一層の制度改正が必要と考えますが、本条例案はこれまでの行財政改革推進実施本部の議論を踏まえた中、市民負担の増加をできるだけ抑えた緩やかな制度改正に配慮したものと私は考えます。近年の少子高齢化に伴う人口の減少や全国的な経済不況などでまち全体の衰退

が懸念される中、将来を見据えた健全な財政運営を図るためにも市民の皆さんへの適正な負担が今後も求められると思います。この条例の制定が将来の新たな基準を設ける上でも重要な条例であるとともに、公平性の観点からも本条例の制定は適切であると私は考えます。

以上、議員諸氏の御賛同を求めまして、私の本条例案賛成の討論といたします。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

川村幸栄議員。

○1番(川村幸栄議員) 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について反対の立場で発言をいたします。

行財政改革推進実施本部において、平成20年度から社会教育施設及び体育施設の使用料無料施設の有料化についての議論を踏まえ、受益と負担の適正化、公平性の原則から、現在無料としている名寄地区の学校開放施設を有料化し、風連地区の学校開放施設の年間共通券を廃止し、現行料金の見直しをしようとするには賛成いたしかねます。提出されている条例の目的にもあるように、学校開放利用は市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放するものであります。学校教育に支障のない範囲で市民の有効利用、有効活用を図り、地域の皆さんに開放され、スポーツなどによる青少年の健全育成や高齢者を含め、市民の方々の健康増進、体力向上などに寄与しています。利用者間の調整会議では、使用希望団体が殺到するなど、学校開放利用を望む団体が多くなっています。使用料の免除もうたわれていますが、スポーツ少年団など青少年育成にかかわる場合で、一般市民の適用はありません。学校開放を利用しているある方は、健康増進や体力向上などによってQOL、生活の質を高めている。そして、何より医療費の抑制につながっているのだと話しています。有料化は、こうした施設の有効利用にブレ

一キをかけることになると思います。よって、名寄市内の学校施設開放利用の有料化には反対であることを申し上げて、発言を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に賛成の発言を許します。

上松直美議員。

○3番(上松直美議員) 議長の御指名をいただきましたので、賛成意見を述べさせていただきます。

平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定についての審査において、平成23年11月27日、第10回審査特別委員会で原案のとおり可決すべきと結審した議案に対して、委員として賛成意見を述べさせていただきます。原案のとおり可決すべきものと賛成した理由については、風連地区の学校施設については既に有料であり、統一性、整合性を考慮するとともに受益者負担の原則である公平性の観点から、使用する人とならない人の平等を踏まえ、受益者負担の適正化の意味でも名寄市立学校施設の有料化は適切な判断と認め、原案のとおり可決すべきと判断した次第であります。

受益者負担の適正化を図ることは、健全な財政運営に欠かすことのできない重要な施策であり、一般財源の確保、自助努力による自主財源の捻出が財政の健全化の基礎となることは言うまでもありません。学校施設開放の目的は、より多くの市民に開かれた学校を目指し、学校を身近に感じてもらい、施設を有効に活用してもらうことを念頭に置いて始まった事業と認識しております。今までの学校施設開放での一つの目的である市民に開かれた学校としての役割は、おおむね果たしてきたのではないのでしょうか。施設の有効活用とは、これからも推進していくべきことと認識しております。有料になれば施設が有効活用されないということではありません。住民自治、共同参画によるまちづくりで自立、共助を基本に地域の力をどのように発揮するかであります。地域住民の皆様

のコンセンサスを醸成することも重要と考えます。市民の皆様の使用しやすい整備環境は、使用料金を適正にいただくことにより持続的な安定したサービスを提供し、中長期的に進めることが可能となります。

施設開放による経費をどのように考えるか、学校施設は教育部所管であり、他の予算は関係ないとか、施設の有効利用を促進する意味で無料化することを進めることはただ乗りの精神ではないでしょうか。よいものをよいものに進化させるためにも、皆さんで分かち合い、分担し、維持していただくというプラス志向を持っていただき、施設を有効活用することの基本的な考えとしては、経常経費を生まない施設は有効活用していないということではないでしょうか。大きな施設がこれからも計画されている中、経常経費をいかに削減するかをとられているかが現状です。そのような現状の中で公共施設をすべての人々に無料化することになると、累積債務も膨らむし、財政赤字につながるようになります。今条例には減免措置があり、そこをきっちり理解してもらい、有料でないことも記載されていることはちゃんと書かれております。さまざまなことを考慮していることも踏まえて、青少年等の育成も減免、社会福祉団体は5割減免等いろんな減免措置があることをつけ加えておきたいと思っております。学校施設開放の有料化が多くの市民の理解を得ることを信じ、その一つの大きな突破口となり、公益を守ることを一番に考え、受益者負担の適正化を図ることが施設運営の健全化につながると確信し、賛成意見に御賛同いただくことを切にお願いいたします。

終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件の採決は起立によって行います。

平成23年第3回定例会付託議案第1号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数です。

よって、平成23年第3回定例会付託議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会、東千春委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 議長より御指名をいただきましたので、当委員会に付託されました付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会の開催状況につきましては、付託議案第1号での報告のとおりでございます。

同様に第2回から第7回までは、理事者、説明員の出席を求め、質疑を行い、第8回委員会は委員間の討議を行いました。再度理事者に5項目について考えを文書で求めることとし、第9回委員会はまず佐々木総務部長より行革にかかわる総合的な考えを伺い、5項目について鈴木教育部長より説明を受けたところでございます。

第10回委員会では、討議の中から合意形成を図ることを踏まえながら、会議を進めました。

審査は、付託議案第1号及び付託議案第2号は関連があることから一括して審査を進めましたが、付託議案第2号に関する概要を申し上げます。委員からの質疑では、年間共通券の検証経過と廃止する理由についての質問では、課題としては各施設の管理者が異なることが予想されること、受益と負担の公平を進める上で利用形態が違うスポー

ツ施設と社会教育、福祉施設等を共通券とすることが妥当か、また名寄地区まで拡大し、全施設を対象とするのは課題が多い、団体利用の場合前期、後期の調整会議などで毎月の利用日数が異なること、また利用期間は会計年度にかかわらず利用できることから、施設ごと定期券を設けるほうが利用者の利便性を図る上で合理的であるとの答弁がありました。今後の料金統一に向けた考え方についての質問に対しては、平成21年度の行財政改革推進実施本部において社会教育、体育施設の使用料の見直しについて施設利用料の算定基礎を統一する必要がある、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新市として新たな算定基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系を図り、今後市民理解の醸成を図り作業を進めたいとの答弁がありました。今回の使用見直しと青少年の健全育成と高齢者福祉の考えについての質問に対しては、青少年の利便性を講ずるものとして6カ月定期券を設けた。福祉会館では老人クラブの利用料金は免除するとの答弁がありました。料金区分を1時間から4区分とした理由についての質問には、4区分のほうが事前準備や後片づけ時間も含めて時間調整が図られる。また、風連地域交流センターでは既に4区分の設定で運用を行っているとの答弁がありました。プールの高校生の料金の考えはとの質問に対して、本来は有料が公平だが、利用が少なく、優遇することで利用の促進を図ること、管理の煩雑さを考慮したとの答弁がありました。スポーツセンターの6カ月券の根拠はとの質問に対して、3カ月券の8掛けと考えたとの答弁がありました。スポーツセンターでの高校生の扱いについての質問には、他市の個人利用でも高校生が位置づけられていることが多い。義務教育は終わっているが、高校生は収入がないことから高体連の大会には教育的配慮が必要との答弁がありました。スキー場の開始時間が曜日によって違うことの公平性についての質問に対しては、平日も土日と同じ時間から開始するとの答弁がありまし

た。コミセンのある地域住民の意見はとの質問に対しては、地域に入って意見を聞いたが、出席者の少ない地域もあった。利用頻度の高い団体では困るとの意見や理解をするという意見もあった。無形文化財の活動や老人クラブの利用は免除するとの答弁がありました。名寄市風連地区地域振興審議会の進捗状況についての質問に対しては、現在まで2回の審議を行っているが、核心の議論ができていないのが現状である。地域の高齢化と疲弊による会館の維持の問題など風連だけの課題ではないとの答弁がありました。名寄市風連日進レクリエーションセンターの利用状況はとの質問に対しては、平成20年度は9件、163名、平成21年度は7件、155名、平成22年度は8件、201名で、町内会、協力会、中学校、酪農振興会、営農組合が利用しているとの答弁がありました。

主な討議の内容といたしましては、定期券より体育施設、福祉施設の区分で年間共通券をつくれなかったのか、現在利用している人の理解が得られない、年間券の設定料金は安かった、名寄地区を含めて行うことは難しい、受益と負担、公平性を考えると廃止が望ましい、名寄市全体での可能性を考えたが、難しい、老人クラブの免除もあり、廃止はやむを得ない、格差の是正は必要だが、体育施設、福祉施設ごとの共通券が望ましい、名寄を含めた年間共通券で地域間の交流も生まれるため必要、両地区の一体感や公平性から廃止はやむを得ないなどの発言がありました。

原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。その後少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立しました。

以上、当委員会に付託されました議案第2号の審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 先ほどの1号議案と同様に一部重複する質疑があることも、別々に審議をするということなもので、御了解いただきたいと思います。

今報告をいただきましたが、1つにはやはり1号議案でも聞いて、今も聞いていてお聞きしたいのは、いわゆる行革の視点と市民理解の醸成を図りながらどう施設を有効活用するかと。それが青少年の健全育成や高齢者などの生きがいや健康管理などにそのバランスをとるような合意形成の経過について、この2号議案でも改めてお聞きをしたいなと思っておりまして、結果はまた5対4ということで、執行側の提案の丸のみの結論が出ているわけでありまして、委員会あるいは議会の役割としてはあくまでもこういう拮抗する市民サービスにかかわるものについての合意形成の努力は当然求められてしかるべきだというふうに考えていますので、改めてその辺についての経過について、まず1点お聞きをしたいと思います。

2つ目には、委員長報告にはなかったような気がしますが、高校生や位置づけについて施設によって統一的な取り扱いにはなっていないような気がしますが、その論議経過について、特に青少年健全育成ということでは小学校も中学校も高校もそれぞれ文化、スポーツで名寄からいろいろな方が出ていただくという視点から考えると、一つのくくりでも論議があったのではないかと思いますけれども、その辺についての論議経過についてお知らせをいただきたいと思います。

それから、3つ目については、執行側の提案に至る各部、総務部あるいは教育委員会や福祉、それぞれのやりとりを時々聞いておりましたけれども、執行側の提案に至る説明、準備不足があるような気がいたしまして、その辺についての論議経過についてお知らせをいただきたいと思います。特にこれから何年かごとに、さらに言葉としては

市民理解の醸成をというまぐら言葉も必ず入っているようですが、その辺について十分でないというやりとりもあったような気がいたしますので、負担とサービスの問題も含めて論議経過についてお知らせをいただきたいと思います。

4つ目には、風連地区の年間共通券について論議が集中をしたように聞いておりますが、執行側としての説明では、制度としては利用者から見れば利用しやすいという評価をしながらも、せっかくそういう評価をしているのであれば委員会としてそれを応用しながら、何らかの形でよかったと思われる制度をそれぞれ今回の論議の中で委員会論議があつてしかるべきだったような気がいたします、応用として。その辺についての経過についてあると思しますので、お知らせをいただきたいと思います。

5つ目は、市民理解と醸成という言葉のやりとりの中で、執行側も提案に至るまでには関係団体とか市民ニーズも行革の視点の説明、あわせてそれぞれニーズも把握をして提案をされたと思うのですが、非常に時間が定例会から定例会という一つの一定の制約であったわけではありますけれども、委員会として独自に市民団体、関係団体や市民のニーズ把握を9人、委員長入れて10人の中でどのようにされて、最終結果そのように意見反映がされたのか、あわせてお願いをいたします。

もう一つ、ちょっと多くなつてごめんなさい。施設ごとの算定基準について質疑の中であったように聞いておまして、そこが明確にされた方向性が出ていたのかどうか、統一的な見解が出されていたのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

最後になりますが、先ほどの1号議案では学校開放事業では120万円ほどの収入を見込んでいたということですが、今回の委員長報告では2号議案に対する収入増についての数字が報告ありませんでしたが、その報告をいただきたいと同様に、いわゆる財源がどのように活用されていこうとい



う執行側の説明があったのか、やりとりがあったのかどうかお知らせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) それでは、記憶の新しい逆のほうからの答弁をさせていただきますと思います。

学校利用では、120万円の増収を見込むという答弁をさせていただきました。体育施設利用料金の総額としては、約600万円の増額を見込むということでございます。これは、おおむね600万円の増額を見込んでいるということでございます。

施設の算定基準という議論は、特に申しわけありませんが、記憶にありませんので、省略させていただきますと思います。

市民理解の醸成と執行側の団体などとの、委員会として市民団体との何らかの協議というのはやっております。

年間共通券制度の利用についての利用しやすいように、名寄地域でも応用できなかったかということですが、名寄地域で実際全部共通券含めてやるとなると、ではどれぐらいかかるのだろうかとか、例えばスキー場、パークゴルフ場、スポーツセンターですとか、そういったものを全部含めるとやっぱり数万円になるなというふうな意見があったりとか、それは単純な積み上げではなくて、そこからどういうふうにして安くしていくのかとか、そういうふうな議論はございました。

高校生の位置づけですけれども、高校生の位置づけは先ほどの答弁と若干重なるかもしれませんが、他市の個人利用の調査では高校生が位置づけられていることが多いと。小中学生は義務教育で、高校は収入がないことから、市町村で減免を措置していると。団体では、半分の自治体で区分をしていない。大会で高校生と中学生が混在している場合は区分が難しい。また、高校生は高体連の大会に限定されることから、教育的な配慮

が必要であると。他の施設も本来高校生を有料化、高校生の料金を定めるのが公平だが、施設の機能や利用の状況から今回の提案になったというふうなまとめた説明があったところです。

行革と市民理解のバランスの合意形成ということですが、こういったところはさまざまな意見が討議の中でもあったところです。賛成をされている皆さんの中にも100%賛成だということではなくて、やはりもう少し何か100%でないなという部分もあったような意見が多かったかなというふうに思います。そういった中でも総合的に判断して、今回は賛成だというふうな議論経過の流れだったというふうな記憶をしております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 一番最後に答えられたところが一番1号議案も2号議案も論点の中心であったような気がして、いわゆる賛成者の中にも100%オーケーだと、原案丸のみだということではなくて、いろいろ意見はあるけれども、トータルとしてというところの、それは個々人の委員の判断ですから結構だというふうに思うのですが、私も有料化全否定ではない。無料化全肯定でもない。そのキーは、この論点の問題、委員会でも熱心に論議された行革の視点と市民理解醸成と施設の有効利用をどう図るかというバランスの問題で、5対4はかなり拮抗しているわけで、委員会としてやっぱりその辺の合意形成を十分に図られていないなという印象がありまして、改めて委員長にその辺について御見解を、経過についてももう少しお聞かせをいただきたいなと。具体的なやりとりでも結構だと思います、委員間論議のお知らせをいただきたいと思います。

それから、収入増600万円という数字は、先ほどの120万円の関係はお聞きしませんでしたけれども、いわゆるこれを財源としてどう活用されてそういう施設利用を有効に、さらに促進するために使われていくという方針が出されていたのか

どうか、その辺も委員やりとりについて少しお聞かせをいただきたいと思いますし、施設ごとに積み上げた数字として600万円ということの理解で皆さん受けとめられたのかどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

冒頭言った利用する各団体、市民のニーズ、執行側説明員としてそれぞれ行革の視点で説明をして理解を求めるといふ努力もするけれども、議会、委員会はまた別チャンネルでそういうニーズの把握を怠るべきではないという認識を私は持っていますけれども、委員会としてそういう努力を、大変な忙しい時期に10回も開催されたことについて本当に敬意を表するのですけれども、改めて違うチャンネルでやっぱり行政側が言っていることはそのままよいのかどうかということについての御努力が経過としてあれば改めて、やっていないと簡単に言われていますけれども、それですと説明員の説明をそのままのみにするという状況に直結することになるわけで、改めて委員間論議のあり方について、委員間論議というか、市民ニーズの把握について限界はありますけれども、そういう委員長が努力をされていたかどうか、お聞かせをいただきたいと。

最後になりますけれども、やっぱり風連地区の共通券、恐らく皆さん、説明員の皆さんも利用者にとっては利用しやすかったと。しかし、行革の視点とのぶつかりの中でそれを名寄に、その金額をどうするかというやりとりがあったかどうかわかりませんが、名寄地区に仮に全施設に同じものを制度をどんと持ち込むというのはなかなか時間がかかるのでしょけれども、いろいろここで委員会の論議として知恵があってもよかったでしょうし、せっかくいものを何らかの形で工夫をされる論議があつてしかるべきだったような気がいたしますけれども、非常に大事なポイントであったような気がいたしますので、また追加の幾つかの再質疑をさせていただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 今度は、質問いただいた順番にお答えしたいと思います。

先ほど賛成をされた委員の皆さんも100%ではなかったという答弁をいたしました。その雰囲気といたしましては、提案をされた当初はこれはやっぱりちょっとおもしろいのではないかなというふうな印象を受けた方が多かったのかなというふうに思っております。そうした中でだんだん、だんだん調べていくうちに、やっぱりこれは名寄では難しいのではないのかなというふうな雰囲気が生まれてきたのかなというふうな印象を受けております。

それと、今回の私の委員会の運営に関してですが、必ずしも100%だったとは思っておりません。反省すべき点もあろうかというふうに思いますけれども、今回ちょっと私なりに意識したことは、議会基本条例で委員間の討議、討論を重要視しようというふうなことが定められました。そういった中で、乱暴な考えを持っていたわけではなくて、議員間の討議、討論でどこまでできるのかなということを少しチャレンジしてみたいかがかなというふうな気持ちも若干ありました。会議の中での冒頭のあいさつなどの中でも、私そのようなことを申し上げさせていただいたことも記憶しております。議会基本条例に乗って、こういった討議、討論をこうやって真剣にするというのは今までになかったことかもしれないので、これが一つの今後の土台にもなっていくのかもしれないので、討議、討論をみんなで一生懸命やりましょうというごあいさつをさせていただいた中で会議を進めさせていただいたという経緯はあります。しかしながら、結果として全会一致にまとめられなかったということは事実でございますので、それは率直に認めたいなというふうに思います。

600万円の利用方法ということなのですが、そう多くはなかったのですが、風連

地域のテニスコートのラバーがちょっと傷んでいるぞと。こういうのは、早急に直すべきではないのかとか、そういうふうな発言があったところでございます。

委員会として市民のニーズを把握すべきでないのかというふうな意見だったのですけれども、委員会がそういった懇談会を開くということは私は念頭にございませんでした。というのは、これ議員の基本的なスタンスと私は思っているのですけれども、市民から多くの意見を聞いてくるというのは各議員がやるのが一番効率がいいのかなというふうに思っております。例えば市長部局でしたら、町内会連合会が行っている地区懇談会など、そういったことをやっておられますけれども、それは執行者が1人なわけなのです。我々は20人いるわけですので、基本的にできれば20人が10人ずつの話を聞いてきたら200人になるわけですし、そういったことが基本かなというふうに思いますので、メンバーの10人で1つの意見を聞いてようかなという発想は私にはございませんでした。

年間共通券を名寄を含めて考えたらどうだという質問がございましたけれども、これも委員間の中にもございました。全体を一つの共通券にするという考え方もあり、あるいはスポーツ施設だけ一つのくくりとして共通券をつくれないう意見もあり、社会福祉施設を一つの固まりとしてできないかという議論経過もあったところです。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 質疑に撤しますから、この後終わりますけれども、1つだけ正確性を期する上で、私どもの会派の委員からの報告によると、いわゆる今回の改正に伴う収入増の関係については現行600万円という数字は間違いないかどうか、収入増が幾らかという、これは説明員の皆さんにこれまで聞くことはできないので、ちょっと精査した上でお答えを。数字間違っていると

いけないと思いますので、確認をしたいと思います。

最後ですけれども、東委員長ほか竹中副委員長ですから、それぞれ熱心に努力をいただいたことについては私どもも、そして私もベストを求めたというより新たな手法も取り入れて、敬意を表するのですが、そういう面では白か黒かの結論に、片方の結論だけにおさまったというのは非常に審議に市民の意見もしっかり入っていないなど、全体的に。そういう感じがしております、そういう判断に基づいてまた本会議の判断をさせていただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) 私もそこら辺が力不足だったなということは考えております。そういった中で、委員間の議論の中でではどういことができるのか。論点の一つになっておりました料金の全体的統一の物の考え方、こういったことも担保されるような発言内容があるのであればどうなのだろうかというふうなこともありましたが、これは付託された案件の審議というのはその提案そのものがいいか悪いかを決することでありますので、附帯意見をつけることはなかなか難しいなということもあり、こういうふうな結論になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) 大変申しわけありません。600万円という数字は、現体育施設使用料総額の金額が平成20年度決算で600万円ということで、訂正をさせていただきたい

と思います。200万円の増額を見込むということでございます。福祉施設につきましては、具体的な数字は確認しておりません。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

次に、本件については日根野正敏議員から会議規則第99条第2項の規定により少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

日根野正敏議員。

○15番(日根野正敏議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について審査を行ってまいりました使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会において、ただいま委員長報告どおりさまざまな議論がありながらも11月27日の第10回委員会で採決により原案どおり可決すべきものと結審がなされ、私の意見が多数を得られず破棄されたため、名寄市議会会議規則第99条に基づき少数意見の留保を行使させていただきます。

本条例制定案は、提案の説明にあったように平成19年2月に策定された名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年に名寄市行財政改革推進実施本部が設置され、同本部で検討が進められていた公共施設のあり方についての検討結果を踏まえ、受益と負担の適正化や公平性の原則から、風連地区で実施されております共通年間券の廃止、使用料が無料である施設の有料化、設置条例の整備統一を行うものであります。

都合10回にわたり開催されました特別委員会審査では、本条例の制定理由が行財政改革の視点のみとなっていることから、説明員との質疑、委

員間議論と活発な意見が出されましたが、最終的には私の意見が破棄され、採決により原案どおり可決すべきものが賛成5、反対4という僅差で結審となりました。

私がこの間特に特別委員会内で訴えてきたことは、1、今回の改正が同一の見直し基準に基づく対応ではないにもかかわらず、無料施設と風連地区における共通年間券の廃止、それに伴い影響を受ける施設への対応を行う第1段階としているが、基本議論のないまま場当たりの対応となっていること、2、名寄地区に依然として存在する無料施設についての改善議論に欠けていること、3、見直し基準の設定を当初は近い将来としながらもその後において5年スパン、3段階に変更するなど、基本姿勢が二転三転していること、共通年間券制度をすぐれた制度と評価しながらも、廃止ありきの議論を優先させ、施設の有効利用、有効活用、市民皆スポーツ、健康づくり等の視点による名寄地区への制度拡大議論に欠けていること、5、高校生の扱いが生徒の枠内であるにもかかわらず、施設によって扱いに差異があり、是正議論に欠けていること、6、行財政改革推進本部議論結果を優先しているため、少子高齢化の名寄にあって限られた施設を市民に有効利用してもらう議論に欠けていることなどであります。

議員各位には、名寄市の主権者たる市民の皆さんが厳しい自然環境の中にあっても楽しく生きがいを持って生活するため、有効に限られた施設を活用できる手法に思いを込めるとともに、私の意見をいま一度お考えいただきたくお願いを申し上げます、少数意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、少数意見の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐々木寿議員

○11番(佐々木 寿議員) 今報告がございましたけれども、1号議案、2号議案大体共通する

部分がございます。それで、今先ほど報告で基本議論がないまま、場当たりの対応という部分が出たが、それはどういうことなのか、ちょっとお知らせをいただきたい。

それと、有効利用活用の議論、これは有効利用というのはどういうふうなお考えなのか、このことについて。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 佐々木議員から質問がございましたけれども、そのような関係についても委員会内で議論をしてきておりますけれども、先ほど少数意見の留保ということではございまして、私の主張が通らなかったということでございまして、そういった議論も探っていく必要もあったのかなというふうにも考えてもございまして、この少数意見の留保が私の意見のすべてでございまして、6項目への理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 何か私は、議論は十分に尽くされたと思っているのですが、この有効利用というのは例えば今まで使っていたところはない。それだから、ここを使うのだと。あるいは、料金を払えばだれでも使える。どこでも使えると、同じように。これが本当の有効利用の考え方ではないのかなと思っているのです。したがって、この有効利用が共通券で、先ほど共通券のことも言いましたので、共通券のことは後で言いますが、有効利用の考え方というのはそういうものではないかなと思っているのですけれども、ただであればどこでも使えるという問題ではないと思うのです。

それから、もう一つは、共通券のことですが、公平性という立場から考えると、あなたはこういうふうな考え方を持っているのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 公平性については、先ほど述べたように公平性は私も大事だというふ

うに思っています。しかしながら、公平性にたどり着くまでに、私が先ほど言った6項目についてはこの部分を除いて公平性はないと。ただ、数字合わせの公平性ではだめだということで今回の意見でございまして。

それから、有効利用についても同じ考えで、有効利用するに当たっては、当然有効利用していただきたいというのが私の願いでございましてけれども、それらについてもその前段に私の少数意見が礎となった上での有効利用だというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

日根野正敏議員は自席にお戻りください。

これより平成23年第3回定例会付託議案第2号について討論の通告を受けていますので、討論を行います。

本日の討論については、各議員の発言は会議規則第57条の規定によりそれぞれ5分以内とします。

初めに、本案に賛成の発言を許します。

山田典幸議員。

○5番(山田典幸議員) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、条例案に賛成する立場から発言をさせていただきますと思います。

今回の条例案は、行財政改革推進実施本部における公共施設のあり方についての議論を踏まえ、受益と負担の適正化による健全な財政運営と市民生活の向上を図ることを目的とすると同時に、名寄地区、風連地区の施設使用料の格差の是正を図るため、料金の見直し、区分変更等を行い、負担の公平性を確保し、新名寄市としての統一感、一

体感の醸成を図るという目的のもとに制定しようとするものであります。行財政改革の取り組みは、できるだけ速やかに、かつ着実に進めなければなりません。合併後5年を経た今もさまざまな地域的な課題の解決に時間がかかっている状況に配慮し、今回は激変緩和対策も講じて段階的に対応するとして、将来の公共料金統一の第1段階として料金区分の見直し、受益の適正及び公平な負担において地域間の大きな格差を解消するため、無料施設の有料化と風連地区の年間共通券の廃止に至ったものと認識をしているところであります。

年間共通券の廃止については、制度的にはすぐれたものと評価した上で、利用者の現状と実態、料金の適正性、指定管理者制度導入による今後の施設管理運営への影響、利用者と非利用者の公平性、また名寄地区へ制度を拡大した場合の利用者負担の増大など、さまざまな要素から検証し、判断をしたものであり、決して廃止ありきの議論を優先させたものではないと認めるものであります。また、今回の改正において青少年及び一般利用者の利便性を確保するものとして、スポーツセンターを含め、B&G体育館等6カ月定期券を設けており、また福祉会館等においては老人クラブの利用は免除とするなど、青少年及び高齢者に対しての各種補助、減免規定ともあわせた対応になっていることから、本条例案は青少年健全育成、高齢者の福祉の施策、市民皆スポーツ、健康づくり、施設の有効活用等の考え方と整合性はきちんと保たれていると理解するものであります。また、青少年及び高齢者もスポーツセンターやパークゴルフ場など多くの有料施設を利用している実態からも、無料施設の有料化と年間共通券の廃止が青少年や高齢者を初めとする市民の活動意欲や施設の有効活用に直接的に影響を及ぼすとは考えにくいことから、本条例案のもとでは利用者負担の公平性という観点を優先させるべきと考えます。当然ながら、当市において既存施設の有効活用、市民皆スポーツを目指した健康都市づくり、青少年健

全育成、高齢者福祉の充実等は重要な課題であることは疑うべくもありません。しかし、今回においては受益の適正化及び負担の公平性を確立させていくこと、そして新名寄市のあらゆる面での一体感の醸成を図っていくことを優先課題とし、その上でそれぞれの重要な施策をどう推進し、市民生活の向上に結びつけていくかを考えていくべきではないでしょうか。

最後に、合併特例区は間もなく終了いたしますが、本当の意味での新名寄市になるよう、今後も両地区におけるさまざまな課題の解消に向けて、住民理解の醸成を図りながら、しっかりと行政対応を行っていくよう議会の立場からも求めていくことを申し上げ、本条例案に賛成する意思を表明し、市政クラブを代表しての討論といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、本案に反対の発言を許します。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長に御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、市民連合・凜風会を代表し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例制定の審査は、まさに異例続きでありました。執行側の提案説明が当初は行財政改革推進実施本部において平成20年度から公共施設のあり方、社会教育施設及び体育施設の有料化などについて議論を進め、考え方を整理したのが前提でありましたが、その後同一の見直し基準に基づく対応ではなく、無料施設と風連地区で実施されている共通年間券廃止に伴い、影響を受ける対応にとどめているとし、最終整理に至っていないことが明らかになってきました。その後執行側は、今回は無料施設と年間共通券廃止に伴い、影響を受ける施設への対応にとどめる。すべての公共施設における同一の見直し基準に基づく対応とはなっ

ていない。近い将来新市として新たな基準を設け、真の受益と負担の適正化が図られる必要が確認されており、今後の課題としますと近い将来に出す基準の第1段階の条例案であったことが示されました。しかし、この近い将来とは5年スパンの3段階というまた新たな考えが示されるなど、提案説明が二転三転する状況でありました。これは、まさに基本的な考え方が執行側でも結論を得ていないにもかかわらず、年間共通券の廃止、料金区分の統一などを優先した結果であり、到底理解できないものであります。

さらに、旧風連地区では住民の利便性に配慮し、議員提案で取り入れた年間共通券制度について、佐々木総務部長はこの説明の中でもすぐれた制度だったという、そういう認識を示しましたが、このすぐれた制度を名寄地区に拡大して施設の有効利用を図る見地には立たず、行財政改革を優先した考えに立っています。高校生の扱いにおいても、教育委員会では小学生は児童、中学生及び高校生は生徒、短大生及び大学生等は学生という認識を持ちながらも、施設によって差異を設け、統一した基準がないことについても理解ができません。名寄市の人口は、依然として減少傾向にあります。しかし、厳しい自然環境下にあってもこの地で生活しようとしている市民の皆さんが公共施設を有効に活用し、日々の生活を楽しめることを目指すのも大きな行政の役割でありますし、公共施設を目指す姿ではないでしょうか。その意味で言えば、統一的な基準なしの今回の条例案は、行財政改革という視点のみで市民生活の向上という見地を無視した改正と言わざるを得ません。さきに実施したまちづくり懇談会で市長は、名寄市の財政が好転している状況を説明していました。

(仮称)複合交通センターや市民ホールなどの建設についても打ち出しましたが、その一方で市民の皆さんがみずから健康づくりや地域づくりなどに努めるために活用する公共施設については厳しい財政状況を背景に見直す、これでは真に市民の

皆さんの理解が得られないのではないのでしょうか。

議員各位においては、市民の和を醸成するという取り組みを支援する見地で、本条例をいま一度考えていただきたいことを求め、市民連合・凜風会を代表しての反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に賛成の発言を許します。

高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) 付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定において、会派公明として賛成の討論を行わせていただきます。

平成21年度行財政改革推進実施本部では、名寄地区の学校開放及びプール等の無料施設の有料化、風連の年間共通券の廃止があります。年間共通券は、体育施設、社会教育施設、福祉施設が1,000円から1,200円という格安料金で全施設を使用できることであります。人口約3万6,000人、風連地区は4,572人のうち、共通券の利用者は639人です。風連地区の人口比13.9%、名寄全区においては2%です。利用する方々や利用しない方々の不公平感が増大しております。5年が経過した今、心の合併を進めてきた中で名寄地区、風連地区の算定方法の大きな違いがあり、その違いを受益の適正化と公平な負担の大きな差を是正するため、また料金を適正化するために必要な条例制定と私は考えております。

また、サンシャインホール等を初めとする施設の各条例の中には、市長、教育委員会が規則で定めることがあるとき、使用料を減免し、また免除することができる。2つに、市及び教育委員会が主催する及び共催する行事、学校事業での使用やスポーツ少年団体が定期的に活動やその他の教育委員会が公益上必要と認めた場合、免除できるだとか、また児童生徒の健全育成の活動団体として教育委員会が認めた場合、またスポーツセンター、

B & G海洋センター、農村環境改善センターの年間共通券のときに格安で使用していた小学校、中学校の少年団、スポーツクラブに配慮した6カ月券、定期券の2割削減、社会教育関係団体、学校教育関係団体及び社会福祉関係団体の5割減免、老人クラブ利用にかかわる減免や無形文化財の活動にかかわる減免とされております。これは、各団体に今回の使用料見直し等の関係条例で説明された折、その中で検討要望事項の1つに年金生活者の利用料を減免を考慮してもらえないか、2つには少年団は学校開放等無料だが、中略、減免とはならないのか、3つには野球少年団、テニスの部活動など、中略、少年団、部活動扱いにはならないのか、4つには老人クラブ利用にかかわる減免はどうか、5つには無形文化財の風連獅子舞の活動の減免にはならないなどの地域、団体からの検討要望事項の減免額を行い、減免緩和策も行われております。名寄スポーツセンターは、教育施設の会合等も団体、協議会で使用日を決め、夜間を初め、夜間はほとんど会場が使用されております。施設の有効活用や市民皆スポーツや健康づくりは進められていると思っております。風連地区では、風連バドミントン愛好会、中央ミニバレーボール愛好会が別の会場を使って使用しているだけです。重複して使用しているだけです。そのほか風連中学校のクラブ活動とトランポリン、サッカー少年団、スポーツクラブポポの減免措置を行われており、その他の団体は成人のバレーボール等の団体であります。風連地区の年間共通券は、全施設が利用可能というのは不公平があるのではないのでしょうか。名寄ピヤシリスキー場のシーズン券は2万円もします。規模は違いますが、風連スキー場の使用をして、その他の施設を使用できるというのも市民が納得されるのでしょうか。年間券は、各施設ごとにやるのが本当ではないのでしょうか。今回の条例では、名寄、風連の算定基準の改定、無料施設の有料化、地域間の是正を図るためのものであるということは言うまでもあり

ません。名寄と風連の心の合併を進めるための第一歩ではないでしょうか。その意味でもこの定例会付託議案の使用料見直しに賛成討論を行わせていただきました。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

川村幸栄議員。

○1番(川村幸栄議員) 平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、反対の立場で発言をいたします。

風連地区の年間共通券の利用によって、名寄地区、風連地区の施設使用料に大きな違いがあります。これに対する考えとして示されたのは、平成21年度行財政改革推進実施本部において、施設使用料の算定基準を統一する必要があるが、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新名寄市として新たな算定基準を設定し、対応すべきものとされたと言い、そうした作業の以前に合併後5年を経てもいまだ解決を見ていない事項も多く、今後さらに時間がかかっても市民理解の醸成を図り、作業の進捗を図ることが求められていると説明しています。加えて今後行財政改革推進計画後期において、新市としての料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系の統一を図っています。にもかかわらず、行財政改革の取り組みはできるだけ速やかに、また着実に前進させなければならないとし、受益の適正及び公平な負担において大きな差があるものの、是正を図ることとし、風連地区の年間共通券の廃止に取り組むとしていますが、説明とはそごがあり、納得できるものではありません。

また、年間共通券の利便性については、定期券の発行によって利便性を高めたとの説明でしたけれども、年間共通券の制度をすぐれたものとして評価しているのであれば、この制度の利点を生かしたものでなければこれまで利用してこられた風



連地区の方々の理解は得られないのではありませんか。さらに、高校生の扱いについても施設によって差異があるなど、納得ができません。行財政改革推進優先のもとで、市民の利便性、施設の有効利用の視点が弱く、市民への負担を課すことが先行されるのでは市民理解を得られるものではありません。よって、使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について反対の意思を申し上げて、発言を終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件の採決は起立によって行います。

平成23年第3回定例会付託議案第2号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数です。

よって、平成23年第3回定例会付託議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 本日、平成23年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに

本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、富永紀治さんに文化賞を授与いたしまし

た。

「産業部門(商工業振興)」で受賞された富永さんは、昭和47年に風連商工会の理事に就任して以来、平成11年から副会長、平成15年から会長として、長年にわたり商工業の振興発展に貢献するとともに、旧風連町及び新名寄市における総合計画をはじめ、各種まちづくり計画の策定に積極的に参画するなど、地域の活性化に中心的な役割を果たされました。

特に、風連市街地中心部の再開発事業においては、平成16年に官民で出資し設立したTMO組織「株式会社ふうれん」の代表取締役役に就任され、地域振興への情熱や強い指導力で事業を施行し、本年7月の完工式を迎えるに至りました。この市街地再開発事業は、全国で最も人口の少ない地方都市におけるモデル事例として、各方面から高く評価され、全国的にも注目されています。

このように、商工会活動や再開発事業をとおし、本市の商工業の振興に多大なる功績を残され、合併後では風連地区から初の受賞となりました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、産業経済、労働、住民運動実践の各分野において、市勢の発展に寄与された20個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた11個人、16団体に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民との協働のまちづくりを推進するため、町内会連合会と連携し、10月25日から11月10日まで名寄地区、風連地区合わせて10会場でまちづくり懇談会を開催しました。

総合計画後期基本計画(案)をはじめ、市政に対する意見・提言など、市民の皆様と意見交換を行いました。

次に、男女共同参画について申し上げます。

男女共同参画社会の形成に向け、市広報やホームページを活用した意識啓発など、名寄市男女共同参画推進計画に基づき事業を推進しており、11月5日には市民文化センターにおいて、小学生と男性保護者を対象とした「子育てパパとスイーツ教室」を開催し、5組12人がピザ作りにチャレンジしました。

次に、ふるさと会交流事業について申し上げます。

東京なよろ会の総会が10月22日、東京都内のホテルにおいて会員約80人が出席して開催され、杉並区の田中良区長や映画「星守る犬」のラインプロデューサーで名寄ふるさと大使の竹山昌利さんも参加されるなど、故郷なよろを話題に盛会のうちに終了しました。

総会では、スキーツアーなどの事業計画が承認されたほか、交流会では、スキーツアーの委員長であり、新副会長に就任された中原忠夫さんを「名寄ふるさと大使」に委嘱させていただきました。

次に、山形県鶴岡市藤島との交流事業について申し上げます。

名寄・藤島交流友の会会員をはじめ、姉妹都市提携時の市長であります桜庭康喜さんなど11人の訪問団が、10月30日開催の「ふじしま秋まつり」に合わせて、鶴岡市藤島を訪れました。

私も同行して初めて訪問させていただきましたが、母村藤島の歴史と文化を肌で感じるとともに、小鷹栄一元町長ともお会いし、諸先輩が築いた礎が、今日の両市の発展に寄与していることを強く実感した次第であり、更なる交流の発展に期待を寄せるものであります。

次に、東京都杉並区との交流事業について申し上げます。

10月29日に杉並区で開催された「阿佐谷ジャズストリート2011」に、本市から「近江利佳トリオ」が特別出演しました。杉並区の交流都市である青梅市在住のバイオリニストREINA

さんとのジョイント演奏など、音楽を通じた交流とPRが図られました。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

本年3月の中心市宣言以降、北・北海道中央圏の形成に向けて、関係自治体間の協議を重ねてきたところであり、9月には圏域を構成する13市町村の議会において、それぞれ定住自立圏形成協定の締結について議決をいただきました。

また、9月30日には関係首長及び議長をはじめ上川総合振興局長にも御臨席をいただき、「北・北海道中央圏定住自立圏形成協定合同調印式」を執り行い、新たな圏域における連携・協力を確認したところです。

次に、新名寄市総合計画後期計画について申し上げます。

本年2月に市民65人で構成する総合計画策定審議会を設置し、延べ29回にも及ぶ熱心な御審議をいただき、先の10月20日に総合計画策定審議会々長から答申を受けたところであります。

また、10月24日には議員協議会において市の案を説明し、25日から11月24日までのパブリック・コメントを経て作成した新名寄市総合計画後期基本計画(案)を今定例会に提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第24回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月24日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体と協働して総合福祉センターで開催しました。

動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーなどに400人の市民が集まり、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への意識を高めていただきました。

また、名寄市保健推進委員が中心となり震災復興支援のチャリティーバザーに取り組みられ、収益金は被災地の南相馬市へ届けられました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における患者取扱い状況は、入院患者数が延べ5万658人で前年に比べ4,671人の減少となり、外来の取扱い患者数でも、延べ11万906人と前年比9,684人の減少となっています。

医業収支の状況は、医業収益が31億6,524万1千円となり、前年同期に比べ94.2パーセント、金額で1億9,389万1千円の減となりました。主な内訳では、入院収益で1億8,466万円の減、外来収益で2,889万5千円の減となっています。

また、医業費用は35億2,119万7千円で前年同期に比べ102.2パーセント、金額で7,650万7千円の増となりました。主な内訳では、給与費は前年比の102.4パーセント、金額で5,120万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費は、前年比97.0パーセント、金額で2,446万6千円の減となりました。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き3億5,595万6千円の損失を計上しました。

患者数、医業収支ともに前年比で減少しており、消化器内科の影響と思われます。

患者数の減少により厳しい状況は続きますが、本年4月から常勤医の配置が復活した呼吸器内科及び新設された糖尿病・代謝内科により、新たな医療ニーズにも対応しているところであります。

今後も、スタッフの確保に努めるとともに収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,161人、前年同期に比べ574人の減少となり、外来では延べ1,553人、前年比116人の減少となりました。

収支面では、事業収益が3億280万円となり、前年同期に比べ約863万円の増収となっています。

事業費用は2億9,701万円で、前年比124

万円の増加となり、差し引き約579万円の医業利益が計上されたところです。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

9月1日に特別養護老人ホーム清峰園と風連特別養護老人ホームしらかばハイツにおいて、市と東地区地域連絡協議会及び風連北栄町内会との間において「災害時における避難援助の協力に関する協定」を締結しました。

この協定により、施設利用者の避難援助を行うための迅速かつ円滑な対応が図られることとなりました。

平成23年度「長寿を祝う会」を9月17日に開催しました。

本年度は、出席者の増加に対応するため、会場を市民文化センターに変更し、長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた107歳の最高齢者から白寿、米寿を迎えられた197人の方々をお招きして、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈いたしました。

また、75歳以上の方を対象に町内会など74団体が開催した「敬老会」では、4,871人の方々が祝福されています。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

10月に北海道から「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」がありました。本市では、放射能汚染が無いことを条件に、最大2,000トンの不燃ごみ受入が可能と報告したところです。

現在、国、北海道においては、災害廃棄物に関する安全基準や搬送、埋立などの広域処理にあたって想定される様々な問題に対する指針は示しておらず、今後、国、北海道から受入要請があった場合には、災害廃棄物の安全性、農畜産物への風評被害の有無など、慎重に対応してまいります。さらには、搬送における通過圏や近隣自治体への対応、議会、市民への説明と理解など、様々な課題が解決をされなければ受入は困難と判断しています。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在の災害出動状況については、火災件数が7件で前年同期比4件の減となりましたが、火災による死傷者は、残念ながら焼死者2人、負傷者2人となっています。

救急出動件数は、931件で前年同期比69件の増となりました。

本年度実施事業については、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、高規格救急車への更新に着手しており、1月中旬の納車を予定しています。

防火対策については、10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」を展開しました。市内量販店における火災予防、住宅用火災警報器のPR及び防災グッズの展示、ハイヤー会社の協力による広報ポスター等の掲示など、住宅用火災警報器の普及、防火対策の啓発などを実施しました。

次に、防災対策について申し上げます。

本年度の防災訓練は、10月27日に参加人員200人で行いました。

訓練内容は、風連庁舎にサブ本部を設置し市職員の指揮所訓練を実施した後、風連地区の8町内会に避難勧告を伝達して避難訓練を開始するとともに、陸上自衛隊第3普通科連隊による災害時要援護者の搬送訓練、旭川開発建設部名寄河川事務所による災害対策車両の展示、名寄警察署と名寄市交通安全指導員会による避難誘導訓練、名寄消防署と風連消防団による改良積み土のう工法訓練、風連建設業協会と名寄市災害救助活動協力会による大型土のう設置訓練、NPO法人天塩川リバーネット21風連支部による河川巡視訓練及び株式会社エフエムなよろの緊急割込み訓練等を風連農村環境改善センターと風連B&G海洋センターを主会場に実施しました。

また、旭川開発建設部名寄河川事務所と市の共催で「天塩川上流水防研修会」を行い、室蘭工業大学名誉教授の藤間聡氏の講演の後、町内会が参加しての図上訓練を実施し、地域での防災意識を

高めていただきました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地は、コンクリートブロック造平屋建て2棟8戸の全面改善工事が10月末で完成しました。北斗団地は、昨年着工した鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の建設工事が10月末で完成し、本年度発注分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事は、9月に着手し、11月末現在の進捗率は約8%となっています。

また、新北斗団地2棟8戸、北斗団地4棟16戸の解体工事については、住み替え住宅等への転居終了後、年内の発注を予定しています。

改善事業については、2カ年計画で実施する瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事の本年度分の工事が10月上旬に完了しました。

次に、公園整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく大学公園施設整備工事については、10月に複合遊具施設の更新を終えています。

市立天文台の駐車場整備については、11月下旬に造成工事が完了し、北海道施工分と合せて乗用車43台及び大型車3台分の駐車場と大型バスの転回路が供用されています。なお、舗装工事については来年度の施工を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事については、道道旭・名寄線ほか4路線、延長1,212メートルが完了しています。

老朽管更新工事については、16線道路ほか9路線、4,028メートルの更新が完了し、現在は徳田橋、北7丁目通ほか2路線、延長628メートルの整備を進めているところです。

また、計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,685台の取り替えを概ね完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

風連瑞生団地管渠埋設工事、延長172メート

ルは工事が完了しています。

老朽化した設備の改修工事については、名寄下水終末処理場の自家発電機設備更新工事が施工中で、3月上旬の完成に向けて順調に進捗しています。

個別排水処理施設整備事業については、8基の合併浄化槽が供用開始され、現在、5基の整備を進めているところです。

次に、道路整備について申し上げます。

郊外幹線道路の整備では19線道路を、市街地生活道路の整備では北1丁目通ほか4路線、延長846メートルの工事が完了しています。また、現在施工中の豊栄西10条伸通ほか1路線の改良舗装工事を12月中旬に、緑丘通舗装工事は来年1月上旬に、それぞれ完成を予定しています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の農作業及び生育状況については、7月中旬以降の天候回復により、当初の遅れを取り戻したものの、9月の降雨により水稻、畑作では作業が競合し、収穫作業が遅れる状況となりました。水稻については、収穫作業の終了が10月6日となり、平年に比べてもち米で6日、うるち米で7日遅くなりました。

10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で101、北海道で105、上川では107となりました。本市の11月18日現在の出荷状況については、もち米25万1,932俵、うるち米1万9,568俵、合計27万1,500俵で概ね92パーセントの出荷率となり、一等米比率は99パーセントで、品質・収量ともに昨年を上回る状況です。

畑作については、春先の定植の遅れと9月からの多雨の影響が全体的に見られ、作況についてはばれいしょ、豆類が「やや不良」、小麦、てんさいは「不良」、野菜ではかぼちゃ、スイートコーンが「やや不良」、玉ねぎは「不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が対前年比1.8パーセント減の1万2,165トン、うるち米は6.4パーセント減の1,557トン、合計で2.3パーセント減の1万3,722トンの配分となっています。また、加工用米を含めた水稻作付面積は、対前年比0.4パーセント増の3,339ヘクタール、水稻作付耕作者は、15戸減の399戸となりました。

本年度の戸別所得補償制度については、米戸別所得補償事業では対象農家396戸、対象水田2,663ヘクタールで、交付額は3億9,951万円となっています。転作部分では対象面積2,809ヘクタール、対象農家698戸で、交付金については、麦・大豆・飼料作物などの国の戦略作物を対象とする水田活用の所得補償事業が5億7,302万円、野菜類など地域特性を活かした作物を対象とする産地資金が3億7,154万円となっています。これに加算措置として、耕畜連携加算が2件、52アールで71万円、緑肥輪作加算が10件、949アールで94万円をそれぞれ見込み、交付額合計では13億4,572万円を予定しています。なお、現在、年内の支払いに向けて交付事務を進めているところです。

また、北海道が設定する畑地産地資金については、てん菜、でん粉原料用ばれいしょのうち、砂糖・でん粉工場に出荷された数量と作付面積に応じて交付される制度であり116戸、189ヘクタールの対象を見込み、年明けの交付を予定しています。

本年度から実施される畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い2億1,190万円が交付されており、今後は、数量払い3億7,300万円の交付を見込んでいます。同様に本年度から制度移行された環境保全型農業直接支援対策については3件、15ヘクタールで61万円の交付を見込んでおります。

農地利用集積円滑化団体を通じて農地を賃貸した場合に、国から補助が受けられる規模拡大加算

については、これまでに4件、14ヘクタールの申請があり、290万円の交付となりました。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金」について申し上げます。

中山間地域等直接支払制度については、現在、平成26年度までの3期目対策に取り組んでいます。協定農用地における耕作放棄地の発生を防止し、持続的な農業生産活動を図るために、名寄地域集落3,207万円、風連集落6,319万円の交付を見込んでいます。

農地・水保全管理支払交付金については、本年度9地区で1億6,476万円が予定されており、既に1億3,181万円が地域活動組織に交付され、農地や農業施設の保全活動などが取り組まれています。また、本年度新設された、用水路などの施設の補修・更新を支援する向上活動支援交付金については、8地区が採択されており、現在、5地区の追加採択を要望しているところです。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、10月22日まで実施して329頭を駆除したところです。

エゾシカの残滓を処理する焼却処理施設については、地域の代表者とともに、本市の計画と同規模の施設を有する北海道留萌家畜保健衛生所を視察して、理解を深めていただいたところです。

今後も施設に対する住民の理解を促進させ、着工に向けて取り組んでまいります。

また、本年度は、全道各地でヒゲマの出没が報告されており、本市でも昨年の14件を大きく上回る28件の出没情報が寄せられています。

出没情報への対応については、警戒看板を設置し注意を喚起するとともに、集落に近い場合には住民、町内会などへ警戒情報をお知らせしています。また、農作物被害や人家周辺など特に危険な場合には、パトロールや箱罟を設置して人的被害の防止を図っています。

今後とも広報活動に努め、関係機関・団体と協

力し対応してまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野では、5月27日から10月22日までの148日間に延べ3万947頭を、母子里地区共同牧場では、6月3日から10月24日までの143日間に延べ1万327頭を、市内の酪農家22戸から受精対象牛を主体に受け入れました。

適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図っています。

次に、「環太平洋経済連携協定(TPP)」について申し上げます。

野田首相は、アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議の場において、交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明しました。農林業をはじめ地域経済や国民生活に大きな影響を及ぼす問題であることから、今後も関係団体と協力して、対応してまいります。

次に、林業事業について申し上げます。

国が平成21年12月に公表した、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿とする「森林・林業再生プラン」を踏まえ、本年4月に「森林法」が改正されました。これに伴い、名寄市森林整備計画の見直しが必要とされ、本年9月に専門家による検討作業チームを編成し、現在、見直し作業を進めているところです。

新計画では、新たなゾーニングの設定、作業道の路網の整備強化、森林施業の集約的推進、実行管理を新たな柱に、1月までに素案を作成し、3月の決定を予定しています。

次に、商工業について申し上げます。

融資関係では、10月末現在、市融資制度の経営資金については、増加傾向で推移しており、融資残高は前年同期比132.2パーセントとなっています。また、設備資金については件数、金額ともに減少しています。年末融資に備え商工会議所、中小企業相談所、金融機関とも協議を行い、融資枠の確保など対応してまいります。

次に、プレミアム付「なよろ地域商品券」の利用結果について報告します。名寄商工会議所によると、本年3月25日に1万セットを販売し、9月20日の利用期限までに回収率は99.6パーセントに達しています。また、地域商品券が利用された引換店舗率は52.0パーセントで、大型店の利用割合が65.1パーセントとなっており、地元での消費拡大に貢献したものの、大型店での利用が多数を占める結果となりました。

次に、物産振興事業について申し上げます。

道北圏では、昨年に引き続き「北の恵み食べマルシェ2011」が9月17日から19日の3日間、旭川市平和通買物公園を中心に開催され、本市からは物産振興協会が中心となり出店しました。連日、多くの来場者で賑わう中、地元出店業者が用意した物産も好評を得たところです。また、10月8日、9日の2日間、道北観光連盟に加盟する9自治体が連携して、道の駅絵本の里けんぶちで「一品ぐるめ市」を開催し、道北地域の特産品のPR・販売を行いました。

札幌圏では、9月22日から26日まで開催された「さっぽろオータムフェスト2011」及び10月29日、30日に新札幌サンピアザで開催された「もち米の里名寄市特産フェア」において、それぞれ地元特産品の販売と観光PRを行いました。

首都圏では、9月30日から10月2日まで「北海道フェア in 代々木」が開催され、東京なよろ会や杉並区職員の応援を得て、地元農産加工品や映画「星守る犬」の記念グッズなどの販売を行いました。また、10月9日、10日の「中野にぎわいフェスタ」、10月28日、29日の「阿佐谷ジャズストリート2011」には、名寄商工会議所青年部及び市内農業者が参加して、農産物などの販売・PRを行うとともに、当地では古くから家庭食として浸透している「煮込みジンギスカン」の御当地グルメとしての可能性を探るため、アンケート調査を実施しました。

昨年10月に株式会社協働すぎなみが、杉並区内に開設したアンテナショップ「ふるさと交流市場」では、本市の都市交流実行委員会が窓口となり「都市と農村との共生」の一環として地場産野菜などの注文販売に取り組んでおり、今後も連携して特産品のPR、都市と農村の共生に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は0.62倍で、前年同月比0.02ポイントの減となっています。

新規高等学校卒業予定者の求人、求職、就職の状況については、管内就職希望者69人、管内求人数は79人で前年同月に比べ18人、18.6ポイントの減となっていますが、就職希望者数を上回っています。就職内定率は18.7パーセントで前年同月比3.3ポイントの減となり、なかには10月時点での就職内定率が、前年同月比で半分程度に落ち込む事例や都市から地方への流入など、就職競争に拍車を掛けている現状にあることから、今後も関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

映画「星守る犬」が契機となり上川総合振興局、JTB北海道、ソニー企業株式会社との共同開催による「銀座フラワー・レターズ」第3便として、「北海道名産元気いっぱいひまわりが銀座に登場」と題した本市単独のPRイベントを、9月3日から11日までの9日間、東京銀座のソニービルで開催しました。

イベント期間中は数多くの方々に御来場いただき、元気に咲きほこる名産ひまわりに感動の声が聞かれました。また、テレビ、新聞等をはじめ多数のマスコミに取り上げられるなど注目度は高く、ソニー企業株式会社では69件、約4275万円相当の宣伝効果と試算されるなど、首都圏への効果的なPR機会となりました。

なお、イベント開催にあたり、ひまわり栽培に

御協力いただいた杉並区の皆様、また、ひまわり約600本を銀座に送り届けていただいた市内農業者の皆様に、感謝を申し上げる次第です。

道の駅「もち米の里なよろ」については、東日本大震災や高速道路の無料化社会実験の終了などの影響により、9月末までの上半期における入込客数は26万3,935人、対前年度比1万2,927人の減となりましたが、今後も地元特産品などの販売により、多くの皆様に立ち寄っていただけるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台センターハウスについては、平成24年3月末で閉鎖をする判断をさせていただきましたが、代替となるサンピラー温泉への交通誘導や老人クラブの例会場の対応については、現在、地域町内会や老人クラブと相談させていただいており、4月以降の具体的対策を講じてまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月10日のオープンに向け準備を進めており、11月28日には安全祈願祭が執り行われ、シーズン中における安全と無事故を願ったところです。

次に、仮称「名寄市観光振興計画」について申し上げます。

現在、名寄市観光振興計画策定市民懇話会を設置して、策定作業を進めており、各種実証試験やアンケート調査などをもとに、観光振興の課題や方向性などを整理し、名寄市総合計画における観光分野のアクションプランとして、本市の観光の歩むべき方向を示すこととしています。

このことから、10月1日から2日に地域の資源を歩きながら楽しんでいただく「愛犬家と歩く名寄フットパスモニターツアー」、道の駅に寄ったドライブ観光客を中心市街地の消費拡大に結び付ける「なよろワクワクドライブモニター」の二つの実証試験を行いました。また、道外でのイベント実施にあたっては、PR・販売に併せてアンケートを実施し、道外から見た本市の現状につい

ても調査を行ったところです。

今後、これらのデータを基に具体的な方向付けについて、市民懇話会及び庁内検討委員会等に御意見をいただき、年度内の策定に向け作業を進めてまいります。

次に、ボトルウォーター「なよろの水」について申し上げます。

本年4月に3万本製造した「なよろの水」は、本市の観光資源であるひまわり、市立天文台、道立サンピラーパークをデザインしたラベルでパッケージしており、市をPRするツールとして、市立天文台のグランドオープンの来場者や映画「星守る犬」を鑑賞された方々へ配布したほか、市内外で開催されたスポーツ大会のオフィシャルドリンクや各種イベント、道内・外における物産販売やアンケート調査などで活用し、本市のPRに大きな効果がありました。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

（仮称）複合交通センターの建設については、施設の詳細設計が完了したことから、広報11月号でその概要を市民にお知らせし、工事入札の手続を進めてきました。工事期間は、本年12月から平成25年3月までとし、供用開始は平成25年4月を予定しています。

なお、（仮称）複合交通センターの利活用については、本施設に入居する団体に加えて、関係商店街等も含めて協議をしてまいります。

また、これと一体的に進める民間の商業施設整備については、年内完成と報告していましたが、11月17日開催の三者協議において、冬期施工に伴う事業費増高の抑制と労務者確保が容易となる春期工事への工期変更の申し出があり、市内の建設経済環境を考慮して、建設時期の延期は、事情止むを得ないと判断したところであります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

10月30日、市民文化センターにおいて、市民文化祭と連動した第4回「生涯学習フェスティバル」を開催しました。本年度初参加の名寄市立



大学演劇サークルの舞台をオープニングに、フラダンスやピアノとエレクトーンの親子で楽しむコンサートなどがステージで繰り広げられたほか、生涯学習講演会では札幌大学法学部教授 浅野一弘氏による講演が行われました。

また、ワークショップブースでは、切り絵や絵手紙、スポーツ推進委員によるニュースポーツ体験など市民が楽しみながら学び、生涯学習への関心を高めたところです。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では、平成18年度に導入した図書館システムと機器の保守期間が終了したことから更新を行い、9月27日から新システムの稼働を開始しています。

本年度の古典文学講座は、「蓮の露一良寛禅師と貞心尼」をテーマに全6回開催し、古典文学に親しんでいただきました。

風連分館では、10月20日に初めての試みとして、地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「秋のおはなし会」を開催し、多くの親子の参加をいただき好評を得ました。

また、11月3日文化の日には、「特別開館」と「雑誌リサイクル」を行いました。本館では「図書館まつり」として、「愛読書のフィルム」貼りや乳幼児から小学2年生までを対象に「おたのしみ会」を開催し、子どもから大人まで多くの参加や利用をいただいたところです。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

昨年4月のオープン以来、入館者数は当初予想を上回り、口径1.6メートルの「ピリカ望遠鏡」の一般公開や夏休みなどの特別開館、映画「星守る犬」ロケセットの観光客などにより、10月13日には3万人の入館者数を達成しました。今後、市内はもとより全国から多くの人に来ていただけるよう、一層の充実を図ってまいります。

また、全国でも珍しい「小学生による小惑星発見プロジェクト」が10月末からスタートし、市内の小学生7人が新たな小惑星発見の期待に胸を

膨らませているところです。これからも、多くの市内児童が参加できるよう、取組を継続してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

10月14日に智恵文小学校を会場に全国へき地複式教育研究大会を開催し、授業公開や研究協議を行いました。また、10月18日には名寄東中学校及び名寄南小学校を会場に名寄市教育研究所主催の研究大会を開催しました。他の学校においても、自主的な公開研究会の開催や指導主事の要請をとおして、教職員の指導技術の向上に努めています。

特別支援教育では、名寄市立大学教授や美深高等養護学校教諭、市内小学校教員からなる専門家チームによる巡回相談を、市内小学校や幼稚園・保育園を対象に実施しています。

また、9月から小学生6人、中学生4人の参加による放課後子ども教室を試行し、退職教員などが講師となり英語や算数・数学、国語の漢字検定などの学習を行いました。

名寄市街地区における小学校の適正配置計画については、現在までに5回の「名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会」を開催し、統廃合の対象校、通学区域の見直し、施設整備の在り方の3項目にわたる諮問事項について検討を進めてきたところです。

なかでも統廃合の対象については、子どもたちに安全で安心な学校施設を提供する観点から、名寄南小学校と豊西小学校が対象校としてあげられ、建設場所は学校の配置バランスや今後の人口動態を勘案し、名寄南小学校の敷地内とする方向性が出されたところです。

今後、名寄市街地区全体の通学区域の検討など、諮問事項について協議を進めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食に関する指導では、子どもの発達段階に応じた具体的な目標を設定し、地場農産物の収穫体験や収穫物が学校給食にどのように

使用されているかなど、地場産食材に対する理解の増進を図っています。特に、本年度初めて使用を予定している越冬キャベツについては、児童が行った収穫体験を写真などに記録して、食育指導に活用しています。

また、11月7日、12人の名寄市立大学生を対象に、栄養教諭による食教育指導論の講義を実施しました。

安全・安心な学校給食用の食材の使用については、地場農畜産物の積極的な活用を図るとともに、福島第一原発事故による放射能汚染に関わる食材の安全性において、国や道の機関が公表する検査結果を参考に安全性を最優先してまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月10日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催しました。市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンターでは体力測定や親子体操教室を実施しました。また、風連会場ではニュースポーツ体験などを実施し、雨模様の天候にも関わらず全体で1,400人の市民がスポーツを楽しみました。

また、スポーツ推進委員の会では、スポーツ普及活動として「出前講座」を実施しており、子ども会育成連合会リーダー研修、生涯学習フェスティバル、名寄小学校におけるニュースポーツの指導などに取り組み、市民の健康維持、スポーツの普及に努めています。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年センターでは、従来の「模範青少年表彰」を「名寄市青少年表彰」に名称を変更し、9月28日に活動に顕著な功績がある1団体、2個人を表彰しました。これからも、顕彰による青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、10月上旬に市内全小中学校を訪問し、ハートダイヤルや適応指導教室、月2回開設している夜間相談について上半期の状況を説明しました。また、学校との連携を図り、

子どもたちの悩みや不登校に対する早期対応の方策を確認し、全児童・生徒へ各業務の新パンフレットと「安心カード」の配布を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

本年度で54回目となる市民文化祭は、11月1日から3日まで市民文化センターを会場に開催されました。30以上の団体や個人から短歌や俳句、絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,157点が展示され、延べ2,000人の市民が観覧しました。また、3日に市民会館で行われた芸能発表は、名寄太鼓保存会によるオープニングで始まり舞踊、箏、詩吟やピアノ、バレエなどに246人が出演し、800人の市民が訪れ賑わいました。

(仮称)市民ホールについては、名寄市プロポーザル選定委員会において基本設計委託業務の業者選定が行われました。今後は、基本設計を通じ、施設の規模や座席数、機能など全体像を明らかにし、関係団体や市民の皆様のご意見を伺いながら、親しみがあり、市民が利用しやすい施設を目指してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月7日から11月13日まで、本市や道内各地の四季を素材にしたはり絵38点を展示した藤倉英幸「北の風物語」巡回展を開催し、1,200人を超える方が観覧に訪れました。また、これに併せて行った「はり絵を語り、旅を語る」ギャラリートークでは、北国の風景の魅力や創作活動についてお話をいただきました。

11月19日から12月25日まで、北海道アイヌ文化研究センターとの共催による企画展「アイヌ語で歩く地名」では、アイヌ語地名研究の第一人者である山田秀三氏の研究から、名寄と道北地方のアイヌ語地名を紹介するとともに、企画展初日には講演会を開催しました。さらに、11月4日と5日には道内の研究機関の協力により、一般市民、学校・社会教育関係者を対象とした「ア

イヌ文化普及啓発セミナー」を開催したところで  
す。

以上、主な行政事項について、その概要を申し  
上げ報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時20分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議  
を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市畜産物処理加工  
施設条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第1号 名寄市畜産  
物処理加工施設条例の制定について、提案の理由  
を申し上げます。

名寄市畜産物処理加工施設は、平成24年2月  
の完成を目指し、建設が進められております。こ  
の施設は、名寄市立食肉センターの改修及び規模  
拡大に伴い、当該センター等のと畜場で加工され  
た枝肉のうち牛肉、馬肉及び豚肉をブロック、ミ  
ンチ等に加工する施設として地域経済の振興を図  
るため、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交  
付金事業を活用し、設置をするもので、施設の管  
理につきましては指定管理者制度を活用し、民間  
による管理を考えております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し  
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り  
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 議案第1号は、会議規  
則第37条の規定により経済建設常任委員会に付  
託いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 議案第2号  
名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 名寄市職員  
の給与に関する条例等の一部改正について、提案  
の理由を申し上げます。

本件は、平成23年9月30日付人事院勧告に  
基づき、名寄市においても同様の措置を講ずるべ  
く、名寄市職員の給与に関する条例等の一部を改  
正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し  
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り  
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第2号は、委員会付託を省略し、直ちに採  
決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されま  
した。

○議長(黒井 徹議員) 日程第7 議案第3号  
名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部改正につい  
てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第3号 名寄市議会  
の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補  
償等に関する条例の一部改正について、提案の理  
由を申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布をされたことにより、地方公務員災害補償法が改正をされました。本件は、本市においても関係条項の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 訂正あれば。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 失礼しました。公布の日を平成22年12月10日と私お話ししました。12月1日の誤りであります。訂正しておわび申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

(仮称)複合交通センター整備事業について、本年11月7日、4社による指名競争入札を執行した結果、大野土建・高橋組特定建設工事共同企業体が3億8,400万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税1,920万円を加え、4億320万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部については建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 市長提案の補足説明を申し上げます。

本施設は、名寄地区都市再生整備計画に基づき長年にわたり課題としていたJR名寄駅を中心とした交通結節点に不可欠なバスターミナルを拠点施設として整備するものであります。あわせて老朽化に伴う現市民会館の貸し館機能、催事、販売、展示等幅広く活用できるホール、市民はもとより観光旅行者への観光情報などのサービスを提供する機能のほか、経済センター的な役割も兼ねるなど、より多くの方々が集い、滞留、回遊することで商店街を含めた駅前地区のにぎわいを回復させることを目的とし、複合施設として整備するものであります。基本及び実施設計時において市民意見等も取り入れるとともに、関係機関とは施設活用を含めた将来展望を見据えた形で協議を行い、要望事項を反映した実施設計に基づき、平成25年3月上旬完成に向け準備が整い次第工事に着手いたしたいと考えております。

本日議決をお願いします(仮称)複合交通セン

ター整備事業の事業概要について御説明をさせていただきます。本工事は、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積2,746.22平方メートルの新築工事であります。全体工事としては6億円を計上しており、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、そして外構工事の4工事に分けて発注をさせていただきました。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築主体工事であります。

ここで、入札の経過と結果について申し上げます。入札におきましては、指名競争入札で行いました。入札等審議委員会が市内限定による入札参加特定建設共同企業体を9月27日に公募の公示をし、市内の特定建設共同企業体4社が応募をし、応募のあった4社に対し10月17日に指名通知をいたしまして、縦覧期間を10月18日から11月4日までとし、11月7日に入札を施行いたしました。結果、第2回入札により大野土建・高橋組特定建設工事共同企業体が消費税込み4億320万円、落札率にして98.82%にて落札をいたしました。

なお、工事期間は外構工事を除き議決後の翌日から平成25年3月8日までを予定しております。

次に、お手元の説明資料について御説明をいたします。図面1番をお開きください。全体配置図であり、大会議室や商業施設と連携した利活用ができるように南側にイベントスペースを設けております。駐車場は、バス乗降者や施設利用者の利便性等を考慮し、西側に障害者用2台、高齢者用2台、普通車32台、合計36台と2輪車が4台駐車できる計画としております。

図面2番をお開きください。1階平面図であり、バス利用者のためのバスターミナル、催事、販売、展示など幅広く利活用できるエントランスホール、市民はもとより観光旅行者へのサービスを提供する観光協会、さらに現市民会館の大会議室を初めとする貸し館機能を配置しております。

図面3番をお開きください。2階平面図であり、商工会議所、消費者協会、消費者センターなどの

事務所機能を配置しております。また、一部南側屋上を夏場の交流スペースとして利用できるようにしており、イベント時において高齢者や障害者の方々も参加できるように昇降設備を設置しております。

図面4番をお開きください。これは、立面図であり、外壁材は金属板を主とし、腰壁部分のみ積雪を考慮し、コンクリート下地、撥水剤塗りまたはタイル張りとしており、屋根形状は駅前であることから周辺の人通りが今まで以上に多くなることが想定されるため、落雪等の安全性を考慮し、陸屋根としております。また、当施設は市のランドマークとなる建物であるため、施設利用者や観光旅行者に対し名寄を感じさせるためのひまわり、星をイメージさせるためのサインを計画しております。

図面5番をお開きください。断面図であり、建物の高さ及び各部屋の天井の高さとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(黒井 徹議員)** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(黒井 徹議員)** 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第5号  
指定管理者の指定について(名寄市営球場)、  
議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市  
営サブ球場)、議案第7号 指定管理者の指定に  
ついて(名寄市テニスコート)、議案第8号 指  
定管理者の指定について(名寄公園テニスコ  
ート)、議案第9号 指定管理者の指定について  
(智恵文水泳プール)、議案第10号 指定管理  
者の指定について(南水泳プール)、議案第11  
号 指定管理者の指定について(名寄市スポ  
ーツセンター)、議案第12号 指定管理者の指  
定について(名寄市B&G海洋センター)、議案第1  
3号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤ  
シリシャンツェ)、議案第14号 指定管理者の指  
定について(木材需要拡大センター)、議案第1  
5号 指定管理者の指定について(名寄市営牧  
野)、議案第16号 指定管理者の指定について  
(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第17号  
指定管理者の指定について(体育センターピヤ  
シリ・フォレスト)、以上13件を一括議題といた  
します。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号から議案第1  
7号までの指定管理者の指定について、一括して  
提案の理由を申し上げます。

議案第5号から議案第14号までの10施設に  
つきまして、名寄市公の施設に係る指定管理者の  
指定手続等に関する条例第2条による公募による  
施設であり、議案第15号から議案第17号まで  
の3施設につきましては同条例第5条第1項第1  
号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補  
者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補  
者の選定を行いましたので、指定管理者の指定を  
いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の  
規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第5号  
外12件について一括質疑に入ります。御発言ご  
ざいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付  
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号外12件は原案のとおり決定するこ  
とに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号外12件は原案のとおり可  
決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 済みません。再訂正をお  
願いいたします。

議案第3号の、先ほど法律が平成22年12月  
10日を1日というふうに訂正しましたけれども、  
10日がやはり正しいということございまして、  
お手元の資料が恐らく間違っていたのかもしれま  
せん。そちらを10日に訂正して、おわびを申し  
上げたいというふうに思います。よろしくお願  
いいたします。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第1  
8号 市道路線の認定についてを議題といたしま  
す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第18号 市道路線  
の認定について、提案の理由を申し上げます。

まず、整理番号2101、路線名、緑丘団地線

は、これまで緑丘第1団地の団地内通路として供用をされておりましたが、市道としての要件を満たすことから、総延長209メートルとして市道認定をするものであります。

次に、整理番号4086、路線名、豊栄団地2号線は、開発行為により造成をされた団地内道路であり、都市計画法40条第2項による土地の帰属を受けた道路であるため、新たに総延長160メートルとして市道認定をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようと

するものでありまして、歳入歳出それぞれ1億1,509万3,000円を追加をし、予算総額を206億1,153万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして風連庁舎事務室等改修工事400万円の追加は、風連庁舎で発見されましたアスベストの除去工事を実施しようとするものであります。

3款民生費におきまして障害介護給付費6,700万円の追加は、施設入所者の増加や就労継続支援対象者の増加に伴い、給付費の増額を図るものであります。

6款農林業費におきましてなよろ健康の森クロスカントリーコース改善工事100万5,000円の追加は、経年により劣化してきたクロスカントリーコースの改善を行い、各種大会の円滑な実施を図るものであります。

10款教育費におきまして(仮称)市民ホール基本設計委託料2,700万円の減額は、新設されるホールと既存施設である文化センター等周辺施設との一体的な整備を考慮し、またパブリックコメント等を通じて市民意見を十分に反映した基本計画の作成には時間を要すると判断をしたため、予算を減額し、債務負担行為の設定により期間の延長を図るものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、財政調整基金繰入金等で収支を調整をいたしました。

15款国庫支出金におきまして(仮称)市民ホール整備交付金778万円の減額は、(仮称)市民ホール建設事業における社会資本整備総合交付金の内示額の決定により予算額の調整を図ったものであります。

次に、第3表、地方債補正では、地域交通確保対策事業ほか4件を変更しようとするものであります。

次に、第4表、債務負担行為補正では、さわや

かトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか18件を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) それでは、私のほうから一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第19号の14ページから15ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費で公共施設整備基金積立金2,700万円の追加は、(仮称)市民ホール基本設計委託料の平成24年度の債務負担行為設定による財源を確保するため、基金に積み立てておくものであります。

同じく総務費の1項4目広報広聴費で町内会館等建設費補助金40万2,000円の追加は、アカシヤ福祉会館の改修に対して事業費の2分の1相当を補助するものであります。

18ページから19ページをお開きください。3款民生費、2項3目保育所費で保育所維持管理事業費140万2,000円の追加は、西保育所及び南保育所の給食室に食器消毒保管庫を設置しようとするものであります。

次に、20ページから21ページをお開きください。6款農林業費、1項1目農業委員会費の賠償金52万8,000円につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、事務処理の誤りで損害賠償額が発生しましたので、計上するものであります。

先ほどの議案の説明資料の誤りにつきましては、議案を束ねる総務部長として、それから職員研修を進めるべき部長であります私のほうで、この関係につきましてはこの場をおかりしまして市民の

皆さん、議会におわびを申し上げたいと思います。

続きまして、7款商工費、1項1目商工業振興費で中心市街地近代化事業補助金204万3,000円の追加は、有限会社カメラのスズキの店舗改修事業に対し対象事業費の2割を補助するものであります。

24から25ページをお開きください。10款教育費、2項1目学校管理費で名寄西小学校空調設備改修工事500万円の追加は、基板等が故障し、使用できない状況にある空調設備を各教室で個別に調整できるように改修し、あわせてホルムアルデヒド対策を実施しようとするものであります。

次に、26ページから27ページをお開きください。10款教育費、6項5目児童センター費で需用費60万円の追加は、株式会社ホクタン様より寄附がありました60万円を財源として児童用図書を購入しようとするものであります。

同じく教育費の6項6目図書館費で5万円の追加は、国際ソロプチミスト名寄様より寄附がありました5万円を財源として図書を購入しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして、歳入について説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。11款地方交付税で普通交付税9,132万8,000円の追加は、交付決定となった普通交付税の全額を予算化するものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。20款前年度繰越金で2,892万2,000円の追加は、前年度繰越金総額の予算化を行うものであります。これによりまして普通交付税と合わせて収支の調整を行いました。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。



○9番(佐藤 靖議員) それでは、1点だけお伺いしておきたいと思います。

10款教育費、6項4目文化センター費で(仮称)市民ホール整備事業費で2,700万円の減額ということでありますけれども、この中には国庫支出金ということで教育費補助金ということで778万円、あるいは道支出金ということで総務費補助金、地域づくり総合交付金150万円、合わせて928万円ということが含まれて、ある意味では国庫支出金、道支出金をそれぞれ返上することになるということでありまして、それでは債務負担行為をする2,700万円については債務負担行為表にあるように一般財源で補うということになっております。市長の説明では、(仮称)市民ホールあるいは文化センターの一体感を考慮したと。パブコメに時間がかかったということでありまして、この(仮称)市民ホールを建設しようという動きはもう既に当初計画でしっかり当初予算で計上しているということは作業が進むということで、当然ながら国あるいは道に対しても支出金のお願いをしたというふうに思いますけれども、実質この経緯ですけれども、どういふふうにそのことでこういうことになったのか。それは、一番総務部長がおわかりだと思いますけれども、さきに議決した1号、2号についても行財政改革ということで名寄市の財政の厳しさをうたっておいて、一方では国あるいは道から来る支出金を返上して一般財源でやるという、このことについてどういう経緯があったのか、あるいはいつの時点でその決定、決断をされたのかをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私のほうから今回の補正の関係につきまして説明させていただきます。

まず、第1点目の関係につきまして、基本設計の関係につきましては国の交付金が40%充当されますので、実損額というのはその2,700万

円の4割で1,080万円です。今までもこの交付金事業につきましては、財源確保の観点と一般財源の軽減を図るために交付金の起債のつかない部分について交付金を優先的に充てて、そして振りかえをして一般財源、いわゆる合併特例債を使って一般財源の負担を軽減するという取り組みをやってきておりますので、今回については道の交付金、道の補助金等には該当ありませんけれども、数字上では補正減額ということが出てくることについては御理解を賜りたいと思っております。実際の実損額は1,080万円です。

それから、もう一点は、今回の国の交付金につきましては、国交省の22年度本省繰り越しということで、それを23年度に繰り越して使うと。柔軟な国庫交付金なのですけれども、国全体の予算の関係もありまして、少し制約のついた交付金になりました。当然佐藤議員おっしゃるとおり、この関係につきましては23年度に完成させるということで、4月からプロポーザル方式ということで既に準備を進めてまいりました。特に5カ月間程度の日程を確保しながら作業を進めてきて、初めて取り組むということも含めて対応を進めてまいりまして、建設水道部のほうと総務部のほうと教育部のほうと連携をしながら作業を進めてまいりました。この結果、9月ぐらいまで準備を進めておりまして、9月の駅横の施設整備も含めた公共施設の設備についてのあり方についても活発な議論をいただきましたこともありまして、それからプロポーザルをするときに基本設計の業者を選定した後に市民の皆さんとか、市民懇話会の皆さんとか、各種団体、議会のほうとも市民待望の施設であることも含めて、十分な協議日程を確保することが必要だと。そうすると、当初の5カ月で本当に間に合うのかどうだろうか。この辺の議論を事務段階で10月3日に最終的に行いました。その後10月7日の日に市長、副市長、関係部長、担当集まりまして、最終的に5カ月間では建設水道部のほうでは間に合うかどうかぎりぎり

だと。無理をすると間に合うと。そういう中でパブリックコメントも含めて、なおかつパブリックコメントについての基本設計へのはね返し、反映することにつきまして5カ月では最終的に難しいという判断をしまして、7カ月の期間を持とうと。そういうこともありまして、12月から起算をしまして来年の6月いっぱいまでの7カ月間ということにさせていただきました。その中に先ほど市長も述べましたように、市民ホールにつきましては最初既存の文化センターの管理棟部分と渡り廊下でつなぐということの作業でありました。この関係につきましても単なる渡り廊下でつなぐだけではなくて、既存施設も20年以上経過しました老朽化している施設でありますので、提案事業として事業費の10%程度をこの交付金事業に絡めることもできると。そこら辺も含めてプロポーザル業者に提案する提案課題の内容が既存施設の改修工事についても取り込んだらどうかと。この市民意見をできるだけ取り込もうということと既存施設の改修についても国の交付金の対象にしましょうと。そういう2つの観点から、先ほど言いましたように7カ月間の事業期間を確保すると。そういうことになりまして、1,080万円の国の交付金の減額につきましては、後年度の精算は行われるのですが、既存改修施設の財源確保も含めて、この関係につきましてもしっかり一般財源が結果として確保できるように、負担がふえないような形も含めて作業を進めてまいりたいと思っております。23年度で1,080万円をみすみす逃がしてしまったことについては、おわびを申し上げたいと思っておりますけれども、全体の財源調整についてはなお一層市民負担の軽減を図るように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今佐々木総務部長のほうから御説明をいただきました。基本的には言っていることはわかるのでありますけれども、

一方で名寄市はこれから大型事業等いろいろ控えております。精神病棟の改築、あるいは図書館、あるいは大学の図書室や何かも出てくるのかもしれませんが、そういう中で、社会情勢の変化とかなんとかというのならまだ理解ができるのですが、もっと事前にしっかりと協議をされて取り組まれたら、こういうことは起きなかったのではないかと。ある意味では、これからまたそういうことが前例になって、もうちょっとパブコメを聞こう、もうちょっといいものをつくろうという議論が入っていくと、またみすみす逃していくような、そして結局はなるべく市民の皆さんに負担をかけないというながらも当該年度では一般財源で影響を与えるということでもありますので、それは市民負担を強いるということになると思うのですが、今後において、あるいは今回の文化センター、市民ホールの取り組みを振り返ってみて、今後においてはどういうお考えをお持ちというふうにお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員のおっしゃるとおりでありまして、先ほど冒頭述べましたけれども、通常23年度の国の交付金であれば24年度に1年繰り越して使えるという制度でありますけれども、今回はそれが国の制約上なかったということがわかっていながら、結果としてそういうふうになったことにつきましては、スケジュールの管理の関係について非常に不適切だったと思っております。ただ、今までの公共施設の整備の関係につきまして、今回の教訓といたしましてできるだけ公共施設の大きなものの建設については、なかなか困難な時代背景がありますので、たくさんたくさん施設をつくり続けるわけにはいかないので、その辺につきましては財源確保と事業費、事業期間の設定をきちっと対応させていただきました。その一方で市民の皆さん、議会の皆さん方からも多様な意見をいただいて計画に盛り込むと、この辺の重要性がありまして、ここ一、二年、特

に基本計画等の問題につきましては少し時間がかかるということもしっかり見据えて、そこが設計期間が延びて事業執行に支障が出たり、財源確保に支障が出ないようなことにつきまして改めて気持ちを引き締めて対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、この種のことを前例とならないように取り組んでいただきたいのと、ちょっと口幅ったい言い方をさせていただければ、これは市長あるいは副市長も含めてでありますけれども、今回も教育委員会、建設水道部、そして総務部と3部がやはりきちっと連携をして取り組んでいくのがこれが当たり前、もうされていると思いますけれども。特に今年度に入ってこの連携というのが名寄市の場合は合併から分庁方式ということで、3部こちら、2部風連ということになっておりますけれども、この連携というのをしっかり改めてとっていただきたい。そうしないと、やはりどこかで歯車が1つ回り切らないということになると、ある意味では市民の皆さんに御迷惑をかける結果になり得るということですので、この辺は非常に踏み込んで申しわけないですけれども、ぜひ連携を保つということを改めてそれぞれ市長を初め幹部の皆さんは御理解をいただきたい。そういうふうにしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 1点確認という形になると思いますけれども、21ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19の負担金補助及び交付金の関係です。この中に企業立地促進補助金60万円というのがあります。これについては、事業の確定に伴う補正ということだと思います。根拠になるのは、名寄市企業立地促進条例第10条による支出かと思っております。その確認と、この中には雇用奨励補助金ということで第10条、

雇用奨励補助金の額は、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。)の数に、1年につき30万円を2年間補助する。」ということになっております。そういう意味では、60万円ですから2名ということだと思いますけれども、それで間違いないかの確認と、この新規で企業、立地された工場なりということだと思いますけれども、その立地の年月日と、この支出は2年間補助ということになっておりますから、何年目の補助ということになるのか教えていただきたいというふうに思います。

また、人件費の補助も一定の条件があって、企業立地促進条例の3条の中で3つの条件が示されています。その中に(2)のところでは新設、移転または増設に伴い増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く)の数が5人以上のものということになっております。そういう意味で5人以上の方が新たにというか、雇用されている。そのうちの2人が新たに雇用されたということだと思いますけれども、全体で何人の方がこの新規の企業が立地された中で雇用されている状況になっているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時23分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) まず、最初に御質問がありました60万円の補助の中身ですけれども、これは先ほど御指摘のとおり雇用奨励補助金であります。雇用奨励補助金につきましては、この根拠は企業立地促進条例の第3条第1号に該当になります。この第3条第1号については、本市に立地する工場であって、その新設、移転または増設のための投資が2,700万円を超えるもの

のほうに該当になります。この事業体につきましては、操業開始は平成21年12月1日でありませぬ。雇用人数は、現在は3人となっております。今回の60万円でございますが、1人に対して1年以上の1人30万円ということになっておりますので、2年間の補助の該当になります。この60万円の内訳につきましては、平成21年に雇用しておりましたお一人分、それから平成22年に雇用しておりました1人分、その2人で60万円というふうな中身になってございます。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 2人の内訳の関係ですけれども、21年分が1人、22年分が1人というふうに回答あったと思うのですけれども、この促進条例で言っているのは新規に開業なり開店、立地されたときにいる人について1年を続けて雇用していた段階でお金が出せる。2年間出せるということで、今回上がってきたということであれば通常考えられるのは1年たって、1年続けて雇用しているのが2名いたから60万円という説明であればわかりますけれども、21年分が30万円、22年分が30万円というのは、22年分も出せるとしたら、22年分については2名分。ではなくて当初から2人分ないと、2人が雇用されていることではないと出るということにもならないし、ちょっと説明おかしいと思いますけれども。

それと、差し支えなければせっかく新しい企業がこの制度を使ってということでもありますから、企業名ももし言えるのであればあわせてお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 雇用の人数ですけれども、引き続きですので、21年に雇用した方は22年度に1人、1年分交付しております。ですので、2年間ですので、23年度にもう一人交付になります。要するに終わった段階での交付になります。頭からの交付ではありませんので、

それと1人以上に、1人に対しての交付ですから、1人に対しては30万円、22年度に雇用しましたので、その人も今30万円という考え方です。

(何事か呼ぶ者あり)

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 違います。21年に雇用した人は、22年、23年と2回、2年間の交付になりますので、その方が1人分、その方が30万円です。それから、22年に雇用された方は23年の、この方ちょっと10月ですので、それが経過しましたので、2人ということになります。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 湯浅室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 済みません。企業名ですね。企業名については、株式会社名寄給食センターです。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) この制度自体を使って新規に企業を立地されたということですから、すごくいいことだと思うのです。なかなか今の状況の中、新規に企業が名寄市内に立ち上がるということはそうそうないことであって、そのことを促進するために条例もありますし、きちんとして使えることができたということについてはよかったことだというふうに思います。ただ、今までのや雇用についても一定こういった補助の中で見れるということについて、ぜひ今後こういった制度あるということもしっかりPRをしていただいて、やはり名寄全体で企業立地できるような体制をつくっていただければというふうに思います。

制度的にはそういうことでもいいと思うのですが、今の雇用の関係について10条で言っている内容を見れば、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。)の数に、」というふうになっているのですけれども、これでいくと立地したときに新たに採用した人が対象であって、その人

が次に書いてある1年につき30万円を2年間補助するというので、その方に対して2年間の補助ができるということではないでしょうか。先ほどの説明でいくと、1年ごとにそれは別な人でもいいのですというふうに言っているように聞こえるのですけれども、考え方ちょっと違うのではないかと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 10条の関係なのですけれども、新たに採用した者、2年間補助するという部分において、1人目は1年目、2年目、2年間30万円ずつ出ます。2人目は2年目で、1年間30万円という解釈になります。だから、2年間の中で、そういう解釈になっております。

○議長(黒井 徹議員) 竹中憲之議員。

○8番(竹中憲之議員) 2点ほど質問というよりお聞きをしたいのでありますが、25ページの教育費の中で、1つは委託料のスクールバス運行事業の関係で、時期的なものがあるのかどうか承知をしないのでありますが、100万円の補正、バックになっておりますけれども、これの中身についてちょっとお聞きをしたいというふうに思いますし、もう一つは東小学校施設等の整備事業費で、実は東小学校の野外運動場の防球フェンスの改修工事費が300万円の三角になっています。これも既に工事が終了したというふうに思うわけですが、300万円、これだけ大きな額が補正で返っているという中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま御質問のありましたスクールバスの運行事業でございますけれども、中身につきましてはスクールバスの運行事業の修繕費で60万円、あとスクールバスの運行の委託料で100万円を減ずるものであります。また、スクールバスの車庫の敷地の除雪の委託料で37万円の増となっております。

私のほうからは以上です。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時36分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 大変申しわけありませんでした。当初私も教育委員会から委託を受けた際にグラウンドの部分を机上によって測量したということでございまして、実施段階において学校あるいは野球の少年団のほうと打ち合わせさせた結果、それほど延長もグラウンド整備も含めて要らないのではないかという判断をされたそうなので、その段階で700万円の減額という形で、目的はそれで達成しているというふうに御理解いただきたいと思っています。

以上であります。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 今建設水道部長のほうから教育委員会から受けてということですが、そうしますと逆に言うと教育委員会としては東小学校における聴取もしないで設計へ移行したのかなというふうに思ってしまうのです。そういう意味からすると、300万円と400万円、外構のも400万円ありますけれども、非常に余るということですからいいのでありますが、当初の予算からいくと予算の組み方に大きな問題があるなというふうに私は思っているのです。これは、プラスだからマイナスだからというよりも、総体の予算の枠内でぎりぎりの財政措置をしていくわけですから、そういった意味ではかなり適当なと言ったら語弊がありますが、そういうふうに思わざるを得ないというふうに思うのでありますが、そのところについてはどのような中身になるのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 議員御指摘の

とおりで、大変申しわけないというふうに思っております。私どもも今後教育委員会ともこういう委託を受けた場合は、どこの部署でもそうすけれども、当初より精査をしまして、今後気をつけたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今答弁いただきましたけれども、現状改修工事、終了してそれぞれ使用しているところがそれでいいということでありますから、それはそれでいいのでありますが、今後このようなことのないように関係箇所と綿密に連携を保っていただいで進めていただければというふうに思います。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 控えようと思っていたのですが、先ほど佐藤靖議員と奥村議員のやりとりを聞いてどうもちょっとすとんと落ちないなということが出てきまして、1つは今先ほどやりました7款商工費の、19号の20、21です。改めて企業立地促進条例を今読ませていただいで、第10条の雇用奨励補助金のところ、雇用奨励補助金の額は、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者（1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。）の数に、1年につき30万円を2年間補助する。」ということからすると、先ほど寺崎部長の答弁とは食い違いがここに発生をするのではないかとこのように思っております、改めてお答えをいただきたいと思っております。

それと、教育費の24、25、教育研究指導事業費92万9,000円、西小学校の特別支援学級への人件費ということで、嘱託の。これはこれとしてしっかりやっていただくという、単費で、そういう事象が発生をしたからということなのでしょうが、この機会に改めて各市内の小学校、中学校の普通学級も含めてそういう対象の子がおられ

ような現場の雰囲気があったり、あるいは特別支援学級も大変御苦労も多いというふうに聞いておりました、西小学校の嘱託のところは当然賛成はいたしますけれども、現状について少し現場がどうなっているのか、お知らせをいただきたいなと思っております。

それから、3点目は26、27、教育費の中ほど、先ほど佐藤靖議員が質疑を展開しました市民ホールの整備事業、総務部長とのやりとり聞いていて、ちょっともう担当部や庁内全体的には社会資本整備総合交付金事業の25年、26年の限定つきのもも含めて相当前から作業はされていたような気がしております、総務部長はプロポーザルをやったことだとか、市民の多様な意見をたくさん取り入れたりということだとか、しっかりしたものをつくっていくということなどで、基本設計の業者の設定の関係なども含めていろいろ理屈は、理由はつけていますけれども、特に既存の施設の文化センター横に西側につくるということは、まさか離れたまま仕上げるということはだれも想定をしていなくて当然既存施設との連結は当たり前の話で、それも読み込み済みの課題であったのではないかと思います。それらも既存施設の改修も含めてその事業を生かしていきたいというのは当然だし、いろいろ市民の意見もたくさん取り入れるということについては非常にそれは結構なことではいいのですけれども、結果として私どもの認識でいくと、そういう順序よくやってきているプロの皆さんの作業としてはやっぱり怠りがあったのではないかと。5カ月ではなくて7カ月でと。それは、結果的に年度を越えて実損的に1,080万円被害というか、もらえるものももらえなかったと。それも年度を越えたらだめだということについて認識をしているというやりとりをしていたのですけれども、そうするとやっぱり日常の事務作業に貸しが残るのではないかとこのように思って、それは午前中の学校開放施設の問題や教育施設、あるいは社会福祉施設等の論議を

やってきただけに1,080万円というのは非常に大きな額だなど、こういうふうに思っております、どうも予定、意見をたくさん取り込むプロポーザルで、あるいは業者の選定でもって慎重にやってきたことについてはいいけれども、それはもう皆さんの仕事としてはきつい言葉で言えば当たり前前のことで、しっかり年度内に終わるめどをつけて作業を進めるべきではなかったのかなと思っています。特に駅前、駅横やいろんな社会資本整備事業の制約などについては、制約もありながらも使い勝手は非常にいいなという発想もあったりして、特に計画が多少変わっても構わないということは再三言われて、担当課長や担当の方からも聞いておりましたから、そういう面ではこれをやっぱりちゃんと年度内でしっかりきっちりやっていただくことの貸しは残っているので、改めてそこはお聞きをしておきたいと思しますので、その3点お願いします。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 市民ホール設計にかかわって御質問いただきました。議員御指摘のとおり先を見通す力、あるいはイメージーションに欠ける部分があったのではないかと御指摘につきまして、率直におわびを申し上げます。ただ、市民会館の大ホールの老朽化に対して建てかえをするということがこの事業のスタートでありまして、その際交付金等の事業があって、長年の旧名寄市民の夢であった文化センター大ホールの機能も含めてということで作業を進めさせていただきました。市民ホールの部分ですべて機能が完結をする建物ということで当初進めておりましたけれども、実際には隣接をする文化センター本体、これはもう20年が経過しておりますけれども、こちらと一体化した整備がやはり望まれると。今の老朽化している本体部分を、例えば今ホールとして舞台もあるところで使っている機能を新たなホールのほうに移行すると、もっと違う面での連動した活

用ができるということで、この際結果として1,080万円を無駄にするということにはなりませんけれども、本館のほうの2億円程度の、これは単費で本来は改修をしなければならない部分の改修もあわせてこのメニューでさせていただくということで、ぜひ多少のおくれを見ながら、手戻りのない整備をしたいということで今回お願いをしております。時期は多少ずれますけれども、10月25日から10カ所でまちづくり懇談会をさせていただきました。やはり市民ホールにつきましても病院等の整備が急がれるのではないかと。もう少し規模も含めて考え直してはどうかという御意見とせつかくこれまで温めてきた夢の部分もあるので、この際多少無理をしてでもしっかりとした大きなものという御意見それぞれいただきました。やはり改めてパブリックコメントをかけて、座席の数あるいは機能も含めてもう一度市民の皆さんに御意見をいただいて、しっかりとした計画をつくっていききたい、こういうことで今回御指摘は覚悟の上で出させていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 雇用奨励補助金の関係なのですが、この会社の操業開始が平成21年12月1日となっております。この時点で1人目の人が採用になっております。そして、2人目なのですが、平成22年10月16日に雇用が開始されておまして、その関係におきましては補助金の交付方法の第11条第3項におきまして、当該工場の操業を開始した日から1年を経過した日の属する年度または次の年度において、新たに採用された雇用者の数を確認の上、交付するものとなっております。おくれで入った人は1年限りの補助金が適用されるという形になります。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 名寄市の小学校における特別支援教育の部分でございます。議員御指

摘のとおり、名寄市は特別支援教育に特に力を入れている部分でございます。現在名寄市では、名寄小学校、南小学校、豊西小学校及び西小と東小学校にそれぞれ通級と、また特別支援の教室を持って児童に対応してございます。また、なかなか学校の先生の中で特別支援の資格を持った先生が少ない部分もありますので、その方の支援も含めて特別支援教育の支援員を配置をして対応しているところでもあります。今回は、名寄西小学校におきまして、これは情緒の部分でございますけれども、対象児童がふえたことに伴いまして西小の特別支援の部分を3名から4名、1名増員するということでの補正予算であります。御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 学校現場のものは、私ども今継続して調査中なものですから、特別支援学級ばかりではなくて普通学級にもそういうような該当の児童生徒がおられるというようなことで、ある面ではトータル的には非常に現場レベルではいろいろ汗を流していただいていますけれども、御苦労が多い声が結構伝わってくるものですから、改めて私も会派として今調査中なのですけれども、しっかりそこはその場、その場で対象者が出たからという対応ではなくて、ぜひ年度、年度の段階でよりよい教育環境の整備に向けて人的配置をしっかりやっていただくということを求めて、これについてはおきたいと思っております。

それで、企業立地促進条例の今13条の3項の話も出ていましたけれども、これは同じ雇用者というか、働く人、労働者を前提にしていますから、途中やめた人はもうそこで終わりということに当然なるわけで、あくまでも新たに採用した雇用者を1年超えて常用雇用されるものに限るというふうになっているので、条例的には不整合ではないのかなと、今の説明も含めて。改めてきょう精査していただいて、議会でのやりとりがちよっと私もたくさんここでできない、時間も関係も含めて

制限がありますから。このままとりあえず数字として通っていくのかもしれませんがけれども、本当に過誤がないのか。あるいは、過年度の支払いの検証も含めてしっかりやった上で別途の場で報告をいただきたいなと思っておりますので、私が言っていることが条例との不整合という指摘について反論あるとすればぜひ具体的な形でまたお願いをしたいと思うのですけれども、どうしても疑義が残るなという感じがして、ちょっと私どものほうの調査不足もあるかもしれませんが、率直に言っていただいたほうがいいのかなと思っておりますので、お知らせをいただきたいと思っております。

それと、副市長も御答弁いただきましたけれども、文化センター、市民ホールの関係です。既存の関係は、もう新しいものをつくっても小ホールあるいは大ホールというものは前提に、それは一つの空間の中で半分に仕切るか、あるいは既存の今の文化センターの多目的の大きなホールを小ホール用に置きかえるか、かなりのいろんな想定がもうできていたのではないかというふうに私は思っていますから、新たな事情でも何でもないというか、おけている事情には直接理由関係はないのではないかというふうに思っています。やっぱり1,080万円、実損的な形に市民に迷惑かけることについて取り返しようがないというか、実際には。本当に丁寧にプロポーザルやら市民の意見やら町内の懇談会やら取り上げていただいていることについての努力については是として当然認めますけれども、結果的にこのような数字になるということはやはり市民理解が得られていかないのかなと。基本設計ですから、それは基本設計、それから実施設計ということになります。その中の過程の幅は私ども議員、議会もさらにそこを柔軟に物事をとらえながら、単年度の予算の中で確認をしていくということになるのでしょうかけれども、やっぱり2カ月おくれたことによる被害というのは申し開きができないなと。おわびの言葉はありましたけれども、やっぱりきついですけれ



ども、プロの皆さんが事務事業やっているわけで、私どもはそれに基づいて判断もするわけなので、そこについてはちょっとすとんと落ちない。ぜひ改めて実損に対する責任みたいのを明らかにしていただく必要があるのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 私のお答えが多少舌足らずで、議員のほうですとんと落ちないということでありまして、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

例えば市民会館のホールをイメージいただきますと、舞台裏があって、そこで演劇あるいはコンサート等をするときには控室的なもので対応するか、あるいは化粧するとかという、そういう舞台上の演劇上の必要なスペースという機能も持っている施設になっております。新たにつくる、仮称であります。市民ホールについても一つのホールで完結型を当初想定をしておりましたけれども、隣接をして、当然つないで一体的に使うという発想を持ちますと、今の文化センターの本館部分につきましては一定の改修をすることでもともと新たなホールに求める機能をかわれると。当初の新館で持とうとしていた機能を今の文化センターの本館に移行することで、本体、新たなホールの部分の節減にも当然つながりますし、既存の建物も有効活用できると。この辺につきましては、当初御指摘がありましたように、そこまで想像できないのかと御指摘いただきますとそのとおりなのですけれども、残念ながらそこまでの思いが至らなかったということでありまして、今回プロポーザル方式という方式をとることでそうしたことも本館の部分に組み込んで連動して整備をしますと。そうしますと、当然にして直さなければならないと考えておりました本館の老朽化の部分も一定の手だてがついて、しかも財源があるということですので、設計そのものの1,000万円程度のマイナス部分については、これは私どもの思いが至らな

かった、スピード感がなかったということであればもうおわびするしかありませんけれども、それに続く今後2億円なり3億円の改修事業についてはしっかりと財源手だてがつくということで、トータルで、結果としてというふうな御指摘があればそのとおりなのかもしれませんけれども、実際に大きく市民の皆さんにマイナス部分を負っていただくということにはならないということでぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 企業立地促進条例の交付に関しての疑義があるということで御指摘がございました。先ほど条文の解釈も含めていろいろと御指摘もありましたので、ここに当たりましては条例を十分に精査した上で対応させていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 3回目ですが、市民ホールについても今の企業立地促進条例の適用の不適正なあり方の問題について含んだ補正予算なので、解明されないと、はい、賛成という、素直にはいかないのかなと思いますので、賛成できるとすれば今久保副市長が言った、矛盾はありますけれども、議会後に本当に条例に触れていないのかどうかという精査をした結果をしっかりと明らかにしていただく。それから、市民ホールの問題についても現場レベルも大変な思いして、恐らく忙しいのでしょう。あれもこれもやらなければならぬという、駅前のこともありましたし、教育委員会の関係になりますけれども、それはまた建設水道部にもかかわることでしょうし、横の連携のあり方だとか現場レベルの稼働について私もちょっと危惧するのですけれども、集中しているというか。その結果がそういう2カ月おくれみたいな形になって、実損を与えるというところあたりの。責任は、やっぱり後に明らかにしていただけるというお答えをいただければ、なかなかはい、

わかりましたという状況にはならないと思うので、それは内部議論をしっかりとった上で、午前中の議論でわずかと言ったらおかしいですけども、1号議案で120万円、それから2号議案で200万円あるいは180万円という金を生み出す結果に結論を出したわけで、片方ではいわゆるお仕事のやり方で一千何ぼの迷惑かけたとなると、特に市民懇談会でも出たと思いますけれども、私は20年来の課題だと思っていますから、ぜひナンバーワンのは要らぬけれども、いわゆるこの管内ではオンリーワンの施設を、そしてあとソフト事業や受け皿を含めて同時並行にして作業していただかなければならぬというふうに思っているのですが、一定の時間もたったり、財政が厳しい、厳しいと皆さんおっしゃるから、それならば市立病院が先だろうとか駅前が先だろうという話になっていく議論が出て当たり前なわけで、やっぱりそこに答える責任は今回の事象、問題で執行側として少し責任を明確にしてもらわなければ賛成しにくいなという感じがしますので、ぜひその辺については最後の答弁をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 今回の(仮称)市民ホールの建設につきましては、幾つかの部にまたがるプロジェクトということで、当然それをまとめていく立場の責任者ということで私に責任があるというふうに痛感をしております。この種大型のプロジェクトにつきましては、やはりしっかりとした連携をとって、なおかつ情報をしっかりと公開をして、市民の皆さんにも議会にもきちんと議論をいただく中で詰めていくという作業であろうと思っております。今後こうしたケースが、またプロジェクトが出てくるとは思いますけれども、重ねて御指摘をいただくことのないように、しっかりと作業を進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 条例上の精査について、

議会のほうに報告するようということでありますので、私どものほうで速やかにさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時39分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来熊谷議員からの質問に2点ございましたけれども、それぞれ私のほうから改めてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、企業立地の条例にかかわる雇用の助成金の関係でありますけれども、2人分のうちの後から入られた部分の方の助成金が該当するのかわしいのか、この条例を照らし合わせるとどちらともとれる内容になっているという、御指摘のとおりだというふうに思いますので、ぜひこれは条例をしっかりと精査をし、見直していくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

また、先ほど来市民ホールの設計にかかわりまして1,080万円の補助金等についての返還についてどう責任をとるのだというお話がございました。先ほどからお話をさせていただいているとおり、それぞれ事情、経過ございましてのここに至ったわけでありましてけれども、結果としてこうした結果になったという結果責任については重々承知をしているところでございます。改めてこのことに関してはおわびを申し上げたいというふうに思えます。これについては、責任の所在をしっかりと明らかにして、しかるべき対応をお示しをさせていただき、再発防止にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ328万1,000円を追加をし、予算総額を1億8,688万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、その他報酬等で104万9,000円を減額をし、2款医業費では外来患者の増により医療用衛生材料費で433万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入では672万2,000円、5款諸収入では43万4,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金では調整のため一般会計繰入金で387万5,000

円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,493万6,000円を追加をし、予算総額を20億1,207万5,000円、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ911万6,000円を追加をし、予算総額を9,979万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、本年10月、市内でグループホームとケアハウスが開設をし、また11月には士別市に老人保健施設が開設された

ことに伴う給付費の増額で、居宅介護サービス給付費2,106万2,000円、地域密着型介護サービス給付費2,040万3,000円、施設介護サービス給付費1,716万円、特定入所者介護サービス等費385万2,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金、8款繰入金におきまして歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じて追加をしようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連につきましては、人事異動に伴う人件費を増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 平成23

年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成23年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,545万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万5,000

0円を追加をし、予算総額を2億9,872万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきまして歳出から申し上げます。1款総務費では、委託料で健康診査業務委託料35万5,000円、3款諸支出金では保険料還付金7万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款諸収入では、受託事業収入として35万5,000円、保険料還付金として7万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第23号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第16 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に周産期医療体制整備事業及び看護師等修学資金貸付事業について補正しようとするもので、資本金収入に1,560万4,000円、資本金支出に2,010万円を追加しようとするものであります。

補正の内容について資本金収入から申し上げます。3款資本金収入では、北海道の新たな地域医療再生計画に基づく加算額の内示がありましたので、道補助金を1,560万4,000円追加をし、総額を6億6,575万8,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本金支出では、精神科病棟改築に係る地質調査費に270万円、新生児特定集中治療室、いわゆるNICU等の工事に870万円、看護師等修学資金貸し付けに870万円をそれぞれ追加をし、総額を8億9,518万1,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の原水及び浄水費の修繕費等、資本的収支の老朽管更新工事における事業費の変更等について補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款水道事業収益では、材料売却収益等で478万9,000円追加をし、総額を6億1,649万5,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、原水及び浄水費で緑丘浄水場の施設、機器の修繕費の追加等により費用全体で712万4,000円を追加をし、総額を6億1,082万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、徳田橋かけかえによる老朽管更新工事に伴う補償費について、科目の振りかえと工事負担金69万4,000円の追加を行い、総額を2億9,179万9,000円に、また4款資本的支出では国道40号老朽管更新工事の設計変更等により308万8,000円を増額し、総額を5億7,131万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅、東光団地に入居している借家人が家賃を平成18年6月分から平成23年9月分までのうち43カ月分を滞納しており、本人及び連帯保証人に対して再三にわたり納付催告、面談を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、本人及び連帯保証人に対し住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起したものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

租税特別措置法の規定では、農業委員会における農地のあっせんにより農業開発公社に農地を売買した場合、同公社と農業委員会で買入れ協議を行うことにより、同公社から当該協議に基づき買入れた旨の証明書が発行され、当該証明書を所得税申告書に添付することで、売り主は農地売買により取得した譲渡所得について1,500万円の特別控除の適用を受けることができますが、本件は農業委員会で当該行為における2件の事務手続を行った際、過って買入れ協議を行わなかったため、売り主は当該証明書を申告書に添付できず、税務署の指摘により修正申告を行った結果、所得税等で2件、合わせて52万8,000円の増額となったものであります。本件におきまして売り主に落ち度はなく、過失割合は本市が100%であり、修正申告により増額変更になった所得税等の額と同額の52万8,000円を本市が負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第2号について質疑に入ります。御発言ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。  
報告第2号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月1日から12月12日までの12日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月1日から12月12日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 佐々木 寿

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成23年12月13日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 田中 澄 昭  
書記 佐藤 葉 子  
書記 三澤 久美子  
書記 高 久 晴 三

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加藤 剛 士 君  
副市長 中尾 裕 二 君  
副市長 久保 和 幸 君  
教育長 小野 浩 一 君  
総務部長 佐々木 雅 之 君  
市民部長 扇 谷 茂 幸 君  
健康福祉部長 三 谷 正 治 君  
経済部長 寺 崎 秀 一 君  
建設水道部長 野間井 照 之 君  
教育部長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大局学長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 湯 浅 俊 春 君  
上下水道室長 石 橋 正 裕 君  
会計室長 竹 澤 隆 行 君  
監査委員 手間本 剛 君

1. 出席議員(19名)

議長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員  
20番 宗 片 浩 子 議員

1. 欠席議員(1名)

16番 谷 内 司 議員

1. 事務局出席職員



○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届けがありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 植 松 正 一 議員

12番 駒 津 喜 一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

地域農業の現状と課題について外2件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、大項目3点について順次質問をしてみたいと思います。

初めに、大きな項目の1点目、地域農業の現状と課題について、4点にわたってお伺いいたします。先般政府は、TPP、環太平洋連携協定について、交渉参加に向けて関係国との協議に入ると事実上の交渉参加を表明しました。例外なき関税撤廃を原則とするTPPに参加した場合、農水省の試算によると国内農業生産額は年間4兆1,000億円減少し、食料自給率は13%まで低下すると言われており、また北海道農業においても農畜産業と関連産業の総生産額において2兆1,000億円が減少すると言われております。具体的な農業支援対策や財源確保の対策が示されない中での交渉参加表明は、到底容認できるものではなく、農業を基幹産業とする本市においてもその影響は非常に大きく、地域経済に大きな打撃を与えるの

は間違いありません。そこでまず初めに、改めましてTPP交渉参加に対する本市としての考え方、1次産業を初めとする地域経済への影響、さらに今後の対応などについての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目に、近年の異常気象への対応についてお伺いいたします。まず、本年の主要農作物の状況ですが、春先の天候不順により全般的に作業がおくれ、その後の生育が心配されましたが、さきの行政報告にもあったとおり水稲に関しては7月中旬以降の天候回復により品質、収量とも昨年を上回る状況となりました。一方、畑作については春作業のおくれが回復しないまま、また9月以降長雨の中での収穫期を迎え、各作物総じて収量は平年を下回る結果となりました。本年の春、秋の天候不順に限らず、ここ数年局地的な集中豪雨、加えて極端な高温、低温など異常気象の影響による減収、品質の低下により、農家経済は大変厳しい状況に置かれており、同時に長期間にわたる降雨のため悪条件の中での作業を余儀なくされ、その影響で農地の物理性が非常に悪化してきている状況です。農地の物理性の悪化は、生産性の低下、作業効率の低下など農家経済に大きく影響することから、このような状況に対応するための土地改良事業が必要であると考えます。現在本市においても国及び道の事業として、農地基盤整備事業が行われておりますが、事業の対象にならない小規模な土地改良や緊急性を要する部分的事業も必要であり、生産性の向上や今後の農業環境の維持、安定のためにも何らかの形で支援を検討していくべきと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

3点目に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。平成22年度北海道におけるエゾシカによる農作物被害額は、59億4,000万円と過去最高を記録し、上川管内においても約6億円、名寄市でも約3,000万円強の被害が発生しております。昨年時点の調査において、道内におけるエゾ

シカの生息数は過去最多の約65万頭に上ると言われ、農作物への被害は深刻な問題であり、早急な対策が求められます。また、本年は市内各地においてヒグマの出没が相次ぎ、農作物にも一部被害が見られたということですが、本年の本市における有害鳥獣による被害状況と今後の対策についてお知らせをいただきたいと思います。

4点目に名寄市農業の将来像についてということでお伺いいたします。現在地域農業は、前段でも述べさせていただいたTPP問題、ここ数年の異常気象、有害鳥獣による被害を初めとして農家戸数の減少、高齢化、農産物価格の低迷による農業所得の減少などさまざまな問題を抱えています。これらの問題の解決に向けてはもちろんですが、若い担い手が将来に希望を持てる農業にしていいため、次の次代を担う子供たちにとって魅力のある農業にしていいため、今こそ将来の地域農業の方向性、あるべき姿を明確に示していくことが重要であると考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

続いて、大きな項目の2点目、教育行政にかかわって4点にわたってお伺いいたします。1点目、スポーツ基本法制定に伴う本市としての考え方についてお伺いをいたします。本年8月、従来のスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したスポーツ基本法が施行されました。このスポーツ基本法の大きな特徴は、まずスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であると前文において規定したということです。そして、国家戦略としてスポーツ立国を目指すとし、総合的、計画的な推進を示したこと、さらに障害者スポーツの推進、学校における体育の充実などを明確にうたったところにあります。本市においても生涯スポーツの振興ということでさまざまな取り組みがなされておりますが、今回のスポーツ基本法制定に伴い、今後の名寄市のスポーツ振興の考え方についてお考えをお聞かせください。

2点目に、学校教育における天文台の活用につ

いてお伺いいたします。昨年4月のオープン以来、予想を上回る入場者を数えている市立天文台ですが、交流人口の拡大を牽引する観光施設としての役割はもちろん、宇宙や天体を通して市民が自然や科学を学び、名寄市の文化、教育水準の向上に貢献する教育施設としての役割は非常に重要であり、今後の運営にも一層期待がかかるところです。本市の恵まれた自然環境や施設を有効に利用し、子供たちの天文に対する興味、関心を高め、また情操教育に役立てていくためにも学校教育の中での活用を今後より推進していくべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて、現状の幼児、小中高生の利用状況についてもお知らせいただきたいと思います。

3点目に、子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。情報化社会が進み、またインターネットの普及により子供の読書離れが言われて久しくなっております。本市においても2007年度から5カ年間の第1次子どもの読書活動推進計画に基づき、さまざまな取り組みがされてきたところです。今年度は、第1次推進計画の最終年度に当たり、1次計画の検証を踏まえ、来年度からの第2次子どもの読書活動推進計画の策定に入る段階だと思っておりますが、第1次推進計画の検証結果と第2次推進計画への反映、計画策定の進捗状況についてお知らせを願います。

4点目に、ブックスタートの普及についてお伺いいたします。ブックスタートは、絵本を介した触れ合いのひとつを通じて親子のきずなを深めてもらうため、地域に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象にメッセージを伝えながら絵本を手渡しする事業です。1992年、イギリスで始まり、日本でも2001年、NPO法人ブックスタートが設立され、普及が広がり、本年11月末現在全国805の自治体が実施をしており、道内においても既に96市町村、道北地方でも26の市町村で実施されております。絵本を読み聞

かせることは、親子の触れ合いを深め、赤ちゃんが言葉を覚え、想像力、感性が豊かになるなど人格形成にとって欠かせない大変重要なことであると思います。その意味からも当市においてもブックスタート事業を普及すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

最後に、大きな項目の3点目、福祉行政にかかわって2点についてお伺いいたします。1点目、高齢者の生きがいづくりのためにということでお伺いいたします。名寄市においては、行政の各方面において高齢者医療や介護など高齢者に配慮した福祉施策が実施されており、高齢化社会が進む中にある各施策の一層の充実が求められます。しかし、その一方で、それらを必要としない元気で健康なお年寄りが数多くこのまちで活躍してもらうために、生きがいづくりの施策の充実も重要であると考えます。生きがいづくりのために大事なものは、やはり地域や子供たちとのかかわりではないかと思えます。豊富な知識や経験を地域での活動に生かし、子供たちや若い世代との世代を超えた交流の中で、高齢者がより一層子供たちや地域に愛着を感じ、子供たちが高齢者を敬い、地域のよさや歴史、文化を知る、そのような機会を多くつくるのが高齢者の生きがいのある豊かで充実した生活につながるものと考えます。当市の自然環境や文化を生かした施策を推進すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、保育料未納問題についてお伺いいたします。少し前になりますが、新聞にも取り上げられていました保育料の未納状況ですが、保育サービスの公平性という面から何らかの対策が必要というふうに思います。未納者の実態と今後の対策についてお知らせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） おはようございます。ただいま山田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点

目は教育部長から、3点目は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、地域農業の現状と課題についての小項目1、TPP交渉参加に対する名寄市の考え方について申し上げます。野田総理は、TPPの交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明しましたが、農業を基幹産業としております名寄市にとって参加を断念しなかったことは極めて問題であると考えております。農業の果たす役割は、ただ単に食料の生産、供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養など多面的機能を数多く有しております。地域経済に与える影響は極めて大きいものがありますが、名寄市の農業生産額では約80億円が約35億円になるとの試算もあり、農畜産関連企業の生産、販売や雇用にも影響があるものと考えております。さらに、農業分野だけではなく、他産業への影響もあり、名寄市経済にとっては厳しい状況になるものと予想されております。名寄市議会におきましても平成22年第4回定例会においてTPP参加の即時撤回を求める決議を全会一致で行っていただいておりますので、今後も農業関係機関、団体などと連携し、交渉参加阻止に向けて対応してまいりたいと思います。

次に、小項目2、近年の異常気象への対応について申し上げます。議員御指摘のとおり、ここ数年の異常気象により畑作物を中心に3年連続の不作となっており、畑の排水機能の低下もその原因の一つと考えられます。農作物の生産性向上には、暗渠排水の整備が効果的であることは言うまでもありませんが、現在主流の砂利暗渠の施工費が反当20万円から25万円となることから、補助率のよい国営または道営の事業を計画的に行うことが農家負担を少なくすることとなります。ただし、緊急性を要する部分的な暗渠の要望もあり、昨年からは、道の単年度限りの対策が行われております。昨年は、道の対策として50%補助となる緊急農地排水対策支援事業が行われ、30.6ヘクタール施行しております。ことしは、国の対策とし

て55%補助となる戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業が行われ、22.4ヘクタールの施行と道の地域づくり総合交付金事業を活用した50%補助となる対策で4.5ヘクタールを施行しております。いずれもJA道北なよろで取りまとめを行っていきまして、ことしの当初取りまとめでは約180ヘクタールの申し込みがありました。最終的には合わせて26.9ヘクタールの施行にとどまっております。理由としては、55%補助でも農家負担が大きいことと春の農作業のおくれで収穫後の暗渠施行に不安を感じてのことと分析しております。市単独での支援策で50%を超える補助は、財政的にも非常に難しいと考えています。平成24年度において国、道の緊急的な対策が行われるかは未定ですが、注視してまいりますので、御理解願いたいと思います。

次に、小項目3の有害鳥獣対策について申し上げます。エゾシカによる農業被害につきましては、本年度の最終集計はまだ出ておりませんが、春先の天候不順で定植作業のおくれもあり、昨年よりは少ない被害額が予想されます。農業被害防止のため、猟友会に駆除をお願いし、今年度は329頭を駆除したところでございます。また、ここ数年ヒグマによる農業被害も散見されております。特にことしにおいては、目撃情報も例年より数多く寄せられており、9月にはホームページで、広報については12月号で市民周知を行ったところであります。ヒグマによる農業被害額は、スイートコーンを中心に約100万円と試算をしており、被害を受けた農地のところにわなを仕掛けましたが、残念ながら捕獲することができませんでした。エゾシカによる農業被害防止のためには、個体数を減らすことが必要と考えますが、一自治体での対応には限界があります。国、北海道の抜本的な対策を関係団体と連携し、要望してまいりたいと思います。また、定住自立圏構想においても被害防止対策の推進として関係機関、団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行い、効

果的な対策を広域で推進することとしております。

次に、小項目4の名寄市農業の将来像について申し上げます。御質問にもありましたが、名寄市の農家戸数も減少の一途をたどっており、担い手の育成や新規参入など課題も多くあるところがございます。現在の農業・農村振興計画が本年度で前期が終了し、次年度から後期5年が始まりますが、この中でも一定程度を示させていただきたいと考えております。地域担い手への農地の集積化についても一戸の農家では経営規模の限界もあることから、法人化による共同作業の樹立など検討していかなければならないと考えております。新規参入につきましてもあらゆる機会を利用し、積極的に名寄市農業をPRしてまいりたいと思います。これらの問題解決には特効薬がないため、地道に関係機関、団体とも十分連携し、検討してまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁となります。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、教育行政にかかわりまして小項目1から4までお答えをさせていただきます。

まず、小項目1、スポーツ基本法制定に伴う当市の考え方についてお答えをいたします。スポーツ基本法は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法を50年ぶりに全面改定し、スポーツに関しましての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものとして本年8月に改正をされました。法の改正に伴いまして、さきの9月開会の第3回の市議会定例会におきまして議決をいただき、従来のスポーツ振興審議会をスポーツ推進審議会と、体育指導員をスポーツ推進委員に名称の変更をしたところであります。改正法では、スポーツを国民の文化として国民がスポーツを楽しむ、親しむ権利を保障して発展させ、地域スポーツ、障害者スポーツの推進、競技力の向上と国

際平和に貢献するための国際競技会の開催の推進などスポーツ立国の実現を目指した施策を推進することとされております。本市といたしましては、これまでも生涯スポーツの振興として市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、相互の交流を深め、健康維持増進ができるようスポーツ施設の整備や改修、管理運営の充実に努めてまいりました。また、健康づくりの啓発、普及活動としてスポーツ推進委員によるニュースポーツの出前講座や技術力の向上を図るためのアスリートとの交流事業やスポーツセミナーなどを開催するとともに、体育協会や地域スポーツクラブと連携を図りながら、スポーツ団体の育成、指導者の養成、確保、スポーツ教室やスポーツ大会の支援、充実に努めてまいりました。今後も引き続き生涯スポーツの振興を図るとともに、今回の法改正におきまして技術水準の向上を目指し、あわせて障害者などの利便向上を図るようスポーツ施設の整備及び施策を講じるよう努めることとされたことを受けまして、現在策定しております総合計画後期計画におきましても今後の検討をすべきものとしております。

また、改正法では従来スポーツ振興法におけるスポーツの振興に関する計画の名称を地方スポーツ推進計画と改め、作成については努力義務となり、その手続については廃止をいたしました。本市では、スポーツの振興に関しましては教育委員会が策定しております社会教育中期計画で定めておりますが、現中期計画の期間は平成20年から24年度までの5カ年としていることから、平成24年度中に新たに平成25年から29年度までの5カ年の中期計画を策定することとなっておりますので、新たに策定する中期計画におきましてスポーツ基本法の理念、施策を十分反映させたいと考えております。また、中期計画の策定に当たりまして平成12年度に実施いたしました市民のスポーツ意識実態調査を審議会におきまして平成24年度に再び実施することとしており、調査

結果を参考としながらスポーツ振興に関し新たに作成する中期計画に反映する考えであります。

次に、小項目2、学校教育における天文台の活用についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、市立天文台につきましては本年11月末までに本年度の実績として1万5,643名の入館をいただき、既に前年度までの入館者数を上回ったところでございます。まず最初に、平成22年度の市内の小学校、幼稚園の利用状況であります。小学校では16回、617人、幼稚園につきましては5回、272人で、市外の小学校、幼稚園につきましては小学校が2回、16人、幼稚園では2回、34人で、市内、市外合わせまして939人の児童、園児が利用いたしました。次に、平成23年度におきましては、11月末までの利用状況ですけれども、市内の幼稚園、小中高大学生につきましては幼稚園が6回、309人、小学校が9回、336人、中学校4回、103人、高校1回、38人、大学3回、126人、市外の幼稚園、小中高大学につきましては幼稚園3回、72人、小学校3回、55人、中学校1回、9人、高校1回、35人、大学1回、26人で、市内、市外合わせまして1,109人の園児から大学生までが利用したところであります。

学校教育の中での天文台の活用方法についてですが、小中学校の学習指導要領では地球についての基本的な考え方や概念を柱とした内容のうち、地球の周辺にかかわる事柄として小学校3年生では太陽の動き、4年生では月や星の動きや明るさ、6年生では月の形の見え方や太陽との位置関係、また中学3年生では天体の動きと地球の自転、公転、太陽系と構成についての学習を行いますが、これらの学習の中に天文台の活用場面を取り入れながら、天体についての興味を高めるよう支援をしてみたいと考えております。

また、現在天文台では小学生を対象に季節に応じた天文教室を実施をしており、さらには10月末より理科教育の一環として小学生による小

惑星発見プロジェクトを実施をしております。これは、市内の小学生が天文台職員の助けを受けながら、望遠鏡やカメラを操作をして撮影した写真から小惑星の軌道を計算し、未発見のものかどうかを確認して発見を目指す取り組みで、このプロジェクトにつきましては市内全小学校の児童が参加できるよう今後も継続していきたいと考えております。

次に、小項目3、子どもの読書活動推進計画についてでございます。名寄市では、国や北海道における子供の読書活動推進の基本的な考え方を踏まえ、平成19年4月に名寄市子ども読書活動推進計画を策定し、体制、環境整備、読書習慣を身につけるための取り組みを推進してまいりました。本年度が計画の最終年度となることから、現在第2次計画を作成しているところでございます。子供の読書活動を推進するために計画を策定し、推進することはもちろんですが、最も大切なことは策定作業に多くの関係者がかかわり、活動の状況報告や計画内容の意見交換を行うことで、読書活動を推進していく意識を高め、名寄市全体で取り組むよう推進できる体制をつくることと考えております。これらから、策定作業につきましては行政の各担当から9人と図書館職員4人の13人で市内の策定委員会をつくり、また各幼児施設、学校、読み聞かせボランティアなどから21人の市民ワーキンググループの委員をお願いをし、2段階で策定作業を進めております。

また、現在の計画の検証を行うために幼児の保護者20施設、545人や児童生徒全部で2,002人、幼児施設24もあります、や15の小中学校を対象に名寄市子供の読書活動に関するアンケート調査を実施をいたしました。この調査では、ほとんどの保護者の方が子供が成長していく上で読書の重要性というのを感じており、家庭での読書習慣を身につけるためには幼児期から本に接したり、読み聞かせを聞いたりすることが大切であること、各幼児施設独自では図書資料の整備が十

分に行えないことから、図書館の団体貸し出しや移動図書館などが必要であること、また保護者も子供も図書館に来館する時間がとれないなどの意見もいただいたところです。市民ワーキンググループの会議では、学校図書がシステム化され、子供たちも楽しんで利用しており、貸し出しもふえた。朝読書については、具体的な計画を立てて取り組んできたことから、計画の当初と比べその広がりができたこと。図書館にも案内したり、アドバイスや見守ってくれる人がいたら、子供も安心して利用できるのではないかなどの意見も出されております。これらを踏まえまして、第2次計画では子供や保護者に本の楽しさやすばらしさを伝えるため、読み聞かせや子供たちにテーマに合った本を紹介するブックトークへの積極的な取り組み、図書館資料の活用の拡大や学校図書室への支援、図書や読書に関する情報の提供、図書館の利用促進のため施設や体制の整備などを重点に推進してまいります。今後は、図書館協議会初め社会教育委員の会など関係機関への報告や名寄市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民の方からの意見をいただき、新年度からこの計画に基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、小項目4、ブックスタートの普及についてでございます。議員の御指摘のとおり、ブックスタート事業というのは絵本を読み聞かせる時間を通じまして親子のきずなを深めてもらうために、赤ちゃんと保護者に絵本を贈る事業でございます。現在上川管内で何らかの形で実施をしている市町村が2市14町村、合わせて16市町村、実施していないのは名寄市を含め2市5町村となっております。実施している市町村では、事業の趣旨から主に乳幼児の健診時に絵本を渡す方法がとられており、実施主体も教育委員会または保健福祉担当とに分かれておりまして、対象を6歳児まで拡大しているところもございしますが、大部分は初回のみの実施となっております。

名寄市では、平成14年度に保健センターを中

心に市立図書館と連携をし、図書コーナーの設置や健診時における絵本の読み聞かせを行ってきております。また、図書館では赤ちゃんに読んであげたいお勧め絵本、または3歳から6歳向けのお勧め絵本のブックリストを作成をし、保健センター、保育所、幼稚園や子育て支援施設に配付しております。これらに加え、本館、分館では図書館ボランティア団体の協力も得まして絵本の読み聞かせを通年事業として実施しております。ブックスタートは、配付時のみの対応でその後の継続性がない事例が多く見られることから、単に絵本を贈るというだけではなく、図書館、保健センター、子育て支援センターなどの施設機関の連絡を密にし、またボランティア団体とも連携した現在の事業展開のほうが子供たちにとっても有効な方法と考えているところですので、御理解のほどをお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、大項目3、福祉行政にかかわっての小項目1の高齢者の生きがいづくりのためにについて申し上げます。

地域や子供たちとのかかわりにつきましては、少子高齢社会が進む中、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりのため、地域全体での支援が必要になってきています。また、核家族の進行に伴い、子供たちと高齢者のつながりが希薄になっている状況において、地域の活動の中でつながりを強めていくことが大切であると考えております。平成22年10月、名寄市立大学4学科連携による子育て支援システムの構築の事業として、「育児や介護の孤立をなくすために～お茶の間から地域交流と多世代支援を考える」のテーマで多世代による地域シンポジウムが開催されました。また、それに連動し、平成22年11月、平成23年1月に多世代交流サロンひまわりが名寄市立大学で開催され、担当職員が参加をしてきま

した。その中で20代、30代の子育て家庭と50代から70代の年配者の交流では、年配の方がいてくれるだけで安心、子供の声が聞こえるだけでいやされるの意見が出され、さまざまな世代の方々が家庭の枠から一步踏み出し、同じ場所と時間を共有することの大切さ、笑顔でいられる時間の必要性を改めて認識したところであります。また、高齢者が長年にわたって培ってきた知恵や知識を子育て家庭に提供し、子供たちは高齢者のいやしの存在となり、子供を見る目がたくさんある環境が子育て中の親として安心できることを強く実感してきたところであります。

また、名寄市では気軽に遊べる場、育児不安の相談、子育て家庭の交流の場として地域子育て支援センターを東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園に開設し、転勤者の多い当市において多くの子育て家庭に利用をいただいております。今後子育て支援センターでは、多世代交流を含めた内容の充実が求められていると考えておりますので、今までの来ていただく支援とあわせて関係機関と連携しながら、孤立しがちな家庭への訪問などこちらから出向いていく支援が必要と考えております。

次に、当市の特色を生かした施策につきましては、市といたしましてもこの状況を踏まえ、豊かな自然と遊休の公共施設などを活用した世代間交流について検討を進めているところです。子育て支援センターを利用されている親子、幼稚園、保育所の児童も利用ができ、自然を満喫し、高齢者の方々にもおいでいただき、交流を図り、そのことにより高齢者に対する敬意、子供たちの心の成長や子育て家庭の手助けになるのではないかと考えております。名寄ひまわり子育てプラン、「ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」の目標を一つ一つ実践し、子育て世代の親が子育てを楽しみ、世代間交流が行われるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の保育料未納問題について申し

上げます。保育料未納の実態につきましては、平成22年度現年度分収入状況は98.06%で、平成23年4月から10月末日までの月平均は96.85%の収入状況になっております。平成23年度現年度分の未納者の実態としましては、保育所入所世帯数10月末現在170世帯のうち7%の12世帯の未納者がおり、そのうち50万円以上の高額未納者が4世帯になっております。この4世帯の高額未納者につきましては、市税及び住宅料等の未納に加え、民間の負債も抱えている状況にあります。これらの世帯に対しましては、面談、相談を行い、納付計画を立て、生活に係る額を引いた中から納付額を決定し、分納などを行っております。また、未納者には2カ月ごとに保育料未納のお知らせを通知しており、納入状況を確認しながら、守られない未納者には面談を繰り返し、納入を促しているところであります。また、退所した未納者につきましても2カ月ごとに保育料未納のお知らせを通知し、納入を促しております。滞納を減らすための対策として、平成21年度からこの通知を保育所長より直接手渡し、納入をお願いするとともに、保育所で保育料を取り扱うようにいたしました。

次に、今後の対策につきましては、現年度分は原課でしっかり対応を図ることで未納を最小限度に抑え、子ども手当、児童扶養手当などの手当受給前の月には面談を行い、納入の促進を図ってまいります。また、過年度分の未納者につきましては、税務課納税係と連携をとりながら進め、今後とも在籍未納者に対して面談、相談を行い、納付計画を作成し、計画の遵守に努めるとともに、定期的に保育料未納のお知らせを通知し、納入を促す取り組みを進めたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきます。残り時間少なくなりましたので、

何点かに限らせていただきたいと思います。

まず、T P Pに関してなのですが、これ私からいろいろと今さら言うまでもないかと思えます。影響は、農業だけではなくほかの分野にもわたりますので、ここは行政としても今後関係団体としっかりと連携していただいて、正しい判断を国に求めていただきたいと思います。

異常気象の対応についてということで、本当に毎年異常気象だということでは言われていますけれども、異常が異常でなくなっている状況なのかなと思えます。間違いなく気象条件も変わってきているのかなと思えますので、今後こういうことは当然のように起こるという前提で、個々の農家の経営はもちろんなのですが、行政側としても対応を考えていかなければならない段階に来ているというふうに思えます。現実問題として、本当に畑の状態悪化してきています。実際こういう状況ですので、やはり農家の方々の声としては本当に小規模なものですとか、部分的にですとか、早急に対応したいという声はたくさん聞くわけなのですが、例えば暗渠のお話いただきましたけれども、本暗渠でなくても補助暗渠で、もみ殻暗渠なんていうのもございますし、また有材心土改良であれば通常どり砂利、火山れき使うものなのですが、それにかわるような資材ですとか、そういったものを農業振興センターなんかで研究、実証実験なんかをして、できるだけ低コストで効果のある土地改良、こういうものを市独自の支援ということで体制づくりぜひ今後検討していただきたいと思います。提案みたいになりますが、ちょっとお考えいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 暗渠排水の関係なのですが、議員おっしゃるとおりに違う工法での対応もあるのでないかということなのですが、私どももカッティングドレーン工法という、昔でいえば弾丸暗渠です。そういう工法だと、粘土地だと有効なのかなと考えておりますけれど



も、ヘクタール8メーター間隔で、ヘクタールの単価で12万円程度、反当1万2,000円程度とか、そういう工法もありますので、生産者の方とほかの対応をいろいろ考えながら、支援できるものがあれば検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） やはりそういったいろんな情報、技術的な情報ですとか、答弁もいただきましたが、道の事業を注視いただいて、情報は生産者のほうに速やかにお知らせいただきたいなと思いますし、資金に対しての、例えばこういった被害に対して行政として資金の利子補給ですとか支援いただいているわけなのですが、大変ありがたいと本当に思っています。ただ、無利子とはいえ借金は借金なわけで、やはりできるだけそういうことにならないように支援をしていくということが行政としての本当の支援のあり方だと私は思っていますので、ぜひ農業振興センター、そういった活用をして、実証実験ですとか、今後そういった研究もしていただきたいなと。これは、強く求めておきたいなと思います。

エゾシカ対策についてです。これは、本当にもう行政の単位では限界があるのかなと思います。電牧さく張ったにしても、そこは入れなくなるのですが、どんどん移動してきますので、ましてや越境もしてきます、市町村またいで。やはり個体数を減らすということ、一番だと思しますので、猟友会ですとかハンターさん、いろんな部分でしっかり協議していただいて進めていただきたいなと思っております。

将来像については、ちょっとここ深く入っていくと長くなりますので、時間もありますので、詳しくは次回の機会にと思っております。

続いて、教育行政について何点か再質問をさせていただきます。天文台のほう、ちょっと活用についてということなのですが、先般7月、市政クラブで仙台市天文台を視察させていただきました。

ここでは、運営事業の中で学校教育支援業務ということで幼稚園、小中学校、高校の天文分野の学習支援を行ってございまして、特に小中学校は学習指導要領に基づいた形で4年生と6年生、そして中学校は1年生が学校授業の中で天文台を利用しているということなのです。特に中学校に関して、1年次は天文学習は市の教育事業の一環としてしっかりときちんと位置づけられていて、市内全校が授業で利用しているそうです。また、小学校も9割超、ほぼこれも全校だそうで、市外の学校も相当数利用しているということなのです。視察させていただいて、これは本当に名寄でも取り組むべきだなと私思ひまして今回質問させていただいたのですが、学都仙台に倣ってということではないのですけれども、教育都市宣言名寄市もしております。また、こんな星がきれいに見えるまちですばらしい施設があるわけですから、これこそ施設の有効利用と私は考えておりますので、ぜひ授業の中でということで取り組み今後検討していただきたいなと思ひますが、ここを改めて、済みません。教育長にちょっとお考えをお聞かせいただきたいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今天文台の活用についてのお話ありがとうございましたけれども、天文台に限らず図書館、博物館などの文化施設でありますとか、カーリング場、ピヤシリスキー場などのスポーツ施設などにつきましては、地域に根差した教育活動を進めるために大切な地域の教育資源であると考えております。したがって、教育委員会といたしましても先ほど部長のほうから説明いたしましたけれども、天文台の活用方法と学習指導要領の内容との関連を明確にしますとともに、子供たちの学力の向上と直結するように学校の教育課程に適切に位置づけていくよう指導してまいりたいと考えております。また、現在天文台が有効活用されるように天文台の運営委員会が組織されておりますけれども、このような組織も有効に活用

して、今後学校として天文台の有効活用に弾みをつけていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ありがとうございます。やっぱり名寄の子供たちは、ほかのまちのどこの子供たちよりも星や星座に関して詳しいですとかどこかで言われたりとか、そんなことを言われたら天文台をつくったかいもあるのではないかなと思いますし、例えば将来このまちの子供たちから天文学者が生まれたりとか、そんな夢も出てくるのではないかなと思います。これは、ぜひ学校授業での実施に向けてそれぞれ市内の各学校とも御協議いただいて、強く本当にお願ひしておきたいなと思います。

続いて、ブックスタートについてなのですが、これは赤ちゃんのころから本に親しむ環境をつくって、読書の習慣につなげるということよりも、やはりこの少子化の中で名寄というまちに生まれてきてくれてありがとうと、そういう気持ちで差し上げることが大事なことだと思うのです。御存じかと思いますが、「君の椅子」プロジェクトという取り組みがありまして、これは旭川大学の大学院のゼミの中から始まった取り組みなのですが、生まれてきた赤ちゃんにオリジナルの手づくりのいすをプレゼントするというようなことなのです。この取り組みもまさに生まれてきてくれてありがとう、そして君の居場所はここだよという気持ちなのです。本当にすばらしい取り組みだなと思いますし、生まれてきた新しい命を地域、まち全体で支えて、その誕生に心からありがとうと言えるまちであるべきだなと私は考えています。こういった取り組み、これ以上のことを例えば名寄でやっていきたいということであればそれはすばらしいことなのですけれども、まずはもう既に本当に道内たくさん、もう半分以上です、自治体で取り組んでおられるブックスタート、取り組みやすさもあるのかなと思ひまして、ぜひ名寄でもとい

うことなのですが、ここのところ改めてちょっとお考えお聞かせいただけないでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま山田議員のほうから御指摘をいただきました。名寄市、昨年度の新生児232名ほどと聞いております。これらの方、新しい命が名寄に生まれて、行政としても何らかの意味で謝意を表するということは大変大事なことでないかと考えております。御指摘のブックスタートという手法をとらずとも、名寄市は継続的に子供たちと、幼児と、それから保護者に対しての本を通じた取り組みを進めているところでありますけれども、これにつきましては全道的なことも含めまして各市の状況等も見ながら考えていきたいと考えております。特に名寄市では、大学がございます。大学には、幼児の児童学科がございます。前回はブックスタートの取り組みの中で名寄大学とのかかわりを模索してはどうかという部分がございますので、一度大学の先生ともお話をさせていただいた経過がございます。ブックスタートのかかわりでは、大学の子供たちに手づくり絵本等プレゼントするというような手法もあろうかと思いますが、現在の段階では時間的、物理的に若干の制約があるということでもあります。ただ、先生の提案としては、親御さんが子供の思い出を絵本にする赤ちゃん日記のようなものを手づくり絵本として取り組むような普及事業を図書館等で主催をして行えるのではないかとという有益な提案もいただきましたので、このことも含めまして部内で研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 山田議員。

○5番(山田典幸議員) ありがとうございます。私は、こういう取り組み、本当に生まれてきてくれてありがとうという気持ちがまずあってこそ、子供を安心して産み育てられるまちづくりというものにつながっていくのではないかなと思っておりますので、これ児童学科というお話出ましたけ

れども、大学のほうともいろんな関係団体とも協議して取り組んでいただくよう御検討をぜひお願いしておきたいなと思います。

時間が迫ってまいりましたが、ちょっと順序が逆になったので、スポーツ基本法についてです。前文の中での解釈ということで、この地域から生まれた優秀な選手が地域に戻って指導してくれるという循環を目指すという解釈をできる条文が基本法の中にありました。特に子供たちのスポーツについては、やはり指導者という部分なのだと思います。こういったよい循環の環境づくり、それと指導者の確保とか育成、御答弁の中でもいただきましたけれども、もうちょっとその辺詳しくお考えを改めてお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄出身としてスポーツ界で活躍をされた方がいわゆるJターンとかUターンという形で名寄に戻っていただいて、地域のスポーツを指導していただけるということは大変理想的なことでありまして、例えば子供たちのクロスカントリー競技などにおいては何例かの実例がございますが、すべての分野においてそれを対処することはなかなか難しい現状でございます。現在名寄市の教育委員会としては、スポーツ指導者の養成事業そのものにつきましては実行委員会形式ですけれども、スキー指導者の研修会であるとか、それから指定管理者であります体育協会の事業として市の補助金300万円ほど支出をして体協関係と少年団関係に各種スポーツ教室の開催や指導者の派遣事業、それから少年団の育成事業等底辺の拡大、またアスリートの養成等の競技力の向上に向けての事業を実施しておりますので、そういった中でより継続性のある指導者の養成につきまして教育委員会としても配慮していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の

質問を終わります。

平成24年度予算編成から外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告順に従い、3件4項目について質問を行います。

最初に、平成24年度予算についてお尋ねをいたします。さきの平成22年度決算では、形式収支から繰越明許費を引いた実質収支は2億1,358万円、特別会計との合計額では3億8,500万円の黒字決算となり、財政健全化比率の指数も一定の改善が見られたものの、今後も総合計画と行財政改革に基づいた事業の厳選と適正な公債管理が求められています。名寄市の平成24年度予算は、本年11月1日付の訓令で加藤市長より編成作業に対する考え方が、また同日付で総務部長名で平成24年度予算の概算要求に当たっての基本的な考え方がそれぞれ示されています。また、同じく新年度が初年度となる新名寄市総合計画後期計画のスタートともあわせて平成24年度予算の現在の進捗状況と及び予算規模と主要な施策についてお知らせ願います。

次に、名寄市の行財政運営から、第三セクターと地域政策についてお尋ねをしております。最初に、第三セクターについてお聞きをいたします。名寄市は、国の財政健全化法や第三セクター等の抜本的改革指針を受けて、名寄市第三セクター庁内検討委員会を設置して今後の方向性を示す名寄市第三セクター等改善計画を策定しています。この計画の対象となる法人は、平成18年3月の合併以降4法人が存在していましたが、このうち株式会社ふうれん望湖台振興公社は22年度末で解散をし、現在株式会社名寄市土地開発公社と株式会社名寄振興公社、そして株式会社ふうれんの3法人が事業活動を行っております。今定例会で報告された行政報告の中でも触れていますが、解散した株式会社ふうれん望湖台振興公社から株式会社名寄振興公社が引き継いで管理運営をしている

望湖台施設は23年度末をもって営業を終了いたしますが、いまだ同施設利用者の便益を図る代替施設の見通しが立っておりません。限られた時間の中で営業終了後の施設対応策及び利用者への代替施策についてお考えをお知らせ願います。

また、簿価で3億3,300万円余の保有地を抱える株式会社名寄土地開発公社は、平成26年度までにその保有地を売却し、公社を解散するとしていますが、保有地売却等の具体的な販売施策や売却先など具体的な計画についてお知らせください。

次に、同じく名寄市の行財政運営から、地域政策についてお聞きをいたします。平成20年、2008年11月に南小学校区域を皮切りに小学校区域を基本とした新たな地域組織として地域連絡協議会が7地区で立ち上がりました。この地域連絡協議会の発足に先立って、平成17年2月に名寄市と風連町で交わした合併協定書の合併特例区及び地域自治区の取り扱いの項目中にある2項の名寄市に地域自治区を設置する、さらに合併特例区設置期間終了後は合併前の風連町に地域自治区を設置するとそれぞれ地域自治区設置について明記されています。既に本年3月末をもって合併特例区設置期間が終了した今現在、さきに述べた地域組織の地域連絡協議会と合併協定書に記された地域自治区のそれぞれの今後とかわりについてお知らせを願います。

最後に、名寄市立大学の地域連携についてお聞きをいたします。名寄市立大学は、地域に貢献し、地域に開かれた大学であることを目標に保健、医療、福祉という支援サービスに携わる人材をはぐくむ大学として、全人教育と広い視野に立った職業人の育成、地域社会の教育的活用と地域貢献などを基本理念に掲げています。大学は、周知のとおり多種多様な知的、人的資源を持つ機関でもあり、研究活動を活性化する取り組みとして基礎研究の推進、知的財産戦略の推進を図ることで大学と地域社会、大学と地域産業の地域貢献事業に寄

与するものと考えます。名寄市立大学がこれまでに取り組んでこられた産学官地域連携などを初めとする名寄市立大学の地域貢献についてお知らせを願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) ただいま大石議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。

1点目、2点目は私のほうから、3点目は大学事務局長からの答弁となります。

大きな項目1点目の平成24年度予算編成からの予算編成についてお答えをします。平成24年度予算査定の進捗状況と想定される予算規模について申し上げます。平成24年度予算につきましては、11月1日付で市長訓令、総務部長事務連絡を出しまして、12月2日に各課からの要求を締め切りました。12月7日より財政課長査定作業に入っているところであります。12月2日締め切り日での要求額を積み上げた結果、一般会計では歳入195億円、歳出で202億円となり、収支の差額は7億円となっています。お尋ねの想定される予算規模につきましては、今後予算査定の中で精査をし、総額を固めていきますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額の見込みは198億円程度になるものと想定をしております。

次に、主要な施策の状況について申し上げます。平成23年度より継続されている事業、例えば(仮称)複合交通センターや(仮称)市民ホール建設事業、食肉センター改修事業といった事業につきましては予算要求がされております。また、ソフト事業においても継続分は同様に要求が上がっております。これから予算査定の中でさらに事業内容について精査していくこととなりますが、特に大型事業につきましては財源確保や今後の維持管理経費等をも含めて検討していくことになると考えております。国の地方に対する財政対策の状況がいまだに不透明な状況にありますので、主

要事業の計上に当たりましてはできるだけ一般財源の支出を抑える形での予算組みが必要と考えております。

大きな項目の2、名寄市の行財政運営からにつきまして、第三セクターの関係につきましては一括して私のほうから答弁をさせていただきます。名寄市の第三セクターにつきましては、公共性を確保しながら行政が直接対応することが困難な事業を行政にかわって実施するために設立された団体でありまして、現在名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれんの3団体があります。いずれの団体も本市のまちづくりに大きく貢献をしてきましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成22年度決算から全面施行されたところから、名寄市第三セクター庁内検討委員会を立ち上げて、本年3月に名寄市第三セクター等改善計画をまとめ、解散を含めた各団体の一層の効率的な運営や安定的な経営を目指してきたところであります。名寄市土地開発公社につきましては、駅横再開発用地及び（仮称）複合交通センター建設に伴う用地の売却や文化センター横に建設を予定しております（仮称）市民ホールの用地売却を進めてきたところでありますが、今後も開発整備事業等の計画がない土地につきましては第三セクター等改善計画に基づき市への売却を計画的に進め、平成26年度をめどに解散を予定しているところであります。

なお、具体的に販売計画を想定しているのは、旧営林署跡地につきましては警察署の移転候補予定地としておりますので、この辺につきましては将来は販売ということを想定して市のほうに一たん売却をしようと考えております。

続きまして、株式会社名寄振興公社につきましては昭和48年に設立し、同年12月にオープンしたピヤシリスキー場の索道業務、ロッジの管理運営などを行い、その後名寄市及び北海道からの指定管理者としての指定を受け、なよろ健康の森、なよろ温泉サンピラー、道立サンピラーパーク、

トムテ文化の森などを中心に多様な分野にわたり維持、管理運営を行っています。なよろ温泉サンピラーは、四季を通じて市民の憩いの場として、また宿泊施設はスキー客やツアー、合宿等の誘致による交流人口の拡大や名寄市の観光振興、雇用の確保など幅広い事業活動によって大きな貢献をしております。なよろ温泉サンピラーの運営方針につきましては、独立採算で行っておりますが、平成9年のリニューアル後14年が経過をし、経年劣化により施設の傷みで運営上支障を来し、利用者の安全、安心の観点から、総合計画後期計画の中で特に緊急性を要する温泉施設、給水施設、機械施設の修繕を24年度に位置づけをし、順次必要な改修を行い、所管施設全般についてなお一層の効率的な管理運営に努めるとともに、健全経営を進めてまいりたいと考えております。

株式会社ふうれん望湖台振興公社につきましては、昭和63年に設立をし、その後整備をされた自然公園施設や望湖台センターハウスの管理運営を行い、名寄市から指定管理者としての指定を受け、業務を行ってきましたが、平成22年度末をもって解散となり、清算結了登記も完了しております。平成23年度1年間の管理運営につきましては、望湖台振興公社から引き継ぎをいたしました名寄振興公社が指定管理者として管理運営をしております。平成24年度以降の運営については、利用者を代替となるサンピラー温泉への交通誘導や老人クラブの例会場の確保について庁内で検討し、現在バス利用者へのアンケート調査や地域町内会や老人クラブなどの皆さんと協議を進めているところであります。

なお、隣接する自然公園の管理運営につきましては、これまでどおり管理運営していく計画で準備を進めております。

最後に、株式会社ふうれんにつきましては、風連町中心市街地活性化構想に基づく各種まちづくり事業に取り組むため、平成16年度に設立され、風連本町地区の再開発事業を平成19年度から着

手し、A、B、C、Dの4ブロックにふうれん地域交流センターを初めJA道北なよろ本所、店舗、事務所、住宅などを建設し、平成22年度までの事業期間をもって完了となったところです。平成23年度は、7月に全体完工式をとり行い、今後は事業精算を行い、国の事業審査などすべての事業完了をもって平成25年度に解散する予定となっております。

続きまして、小項目2の地域政策について、現状と今後の課題についてお答えをします。平成17年2月に調印された合併協定では、地方自治法第202条の4第1項の規定によりまして合併後合併前の名寄市に地域自治区を設置するとされておりました。合併後名寄地区における町内会役員への説明会で合併を契機とした新しいまちづくりを目指すということで御意見等をお伺いしたところ、地域自治区を設置することにつきましては現段階では時期尚早との意見が大半を占めたため、地域連絡協議会を市内7つの小学校区域を基本に設置いたしました。個々の町内会が担っている役割や地域ぐるみの力を大事にしながら、広い区域で取り組むことがより効果的、効率的である。具体的には、子供の見守りや防災活動などを想定して地域連絡協議会を設置いたしました。また、地域連絡協議会は市民の意見を反映する場としてまちづくりに参加する機会の一つになると同時に、まちづくりについて考える場になることを目指しております。

地域連絡協議会の活動につきましては、各協議会の自主的な活動に市がかかわり、支援をすることで進めてきましたが、それぞれの協議会によって温度差があり、進捗状況は異なってきました。例えば南地区では、通学路の清掃活動や防災関係の研修会、安全安心会議との連携のもとでの見守り、スノーランタンの集いの開催などの活動を行ってきており、各単一町内会事務局担当者の交流会を実施するなど、相互の交流を図り、町内会の状況、困っていることなど意見交換を行い

ながら、今後の活動を検討しております。中名寄地区では、地域の環境美化を中心とした清掃活動、世代間交流を中心とした子供の育成活動を実施しており、豊西小地域は要援護者の確認をしながらの防災マップを作成中で、地域への情報発信ということで会報の発行を行っています。協議会によっては、防災、独居高齢者見守りにかかわる意見交換を実施した後、活動がなかなか進んでいない状況もあり、市としてのかかわりが足りなかったことも反省をしております。一方、個々の町内会活動がしっかり行われていたこと、また学校安全安心会議の活動や地区のコミュニティ活動が効果的、効率的に行われており、活動組織の多層化が課題となっているのではとも考えております。総合計画後期計画策定委員会の総務部会でも町内会以外のコミュニティ組織を含めたり、農村地区では役員を町内会長中心から若い世代にも担わせるなど柔軟に取り組めるほうがよいのではという御意見もいただきました。今後各連絡協議会、その構成員である町内会とさまざまな機会を通じて広域的な課題を含め、連絡協議会の状況調査、町内会役員との意見交換をさせていただきながら、支援のあり方等につきましては協議を進めたいと考えております。また、来年度に向けては、町内会よりの意見としていただいております地域の子供たちとお年寄りとの交流と支援者の育成を目指して、学校などとの交流を含めた、例えばラジオ体操とかスポーツ交流とかの連携を連絡協議会のモデル事業の一つとして取り入れ、活動支援を行うことや市からの交付金についても協議会の主体性が発揮できるような仕組みについて検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長(鹿野裕二君) 私からは、大きな項目3の名寄市立大学の地域連携に関して、現状とその課題についてお答えをいたします。

本学の基本理念の一つでございます地域社会の

教育的活用と地域貢献につきましては、地域社会を積極的に活用する教育活動と過疎や高齢化が進行した地域を対象とした保健、医療、福祉にかかわる地域課題の解決に向けた研究活動及び地域でその実践に携わる人材の教育活動などを通じて、地域に貢献をしていこうとするものでございます。地域との連携につきましては、開学以来実施できるところから順次取り組みを進めてまいりました。平成22年度の実施状況についてお知らせ申し上げますと、北海道及び各市町村における各種審議会等の委員として66名の本学教員がその政策等の形成に参画し、指導、助言等を行ってまいりました。また、関係機関や団体への講演活動は道内各地へ129名の教員を講師として派遣をいたしてきております。また、高大連携事業の取り組みにつきましては、名寄高等学校の1年生を本学に迎え、大学の授業体験などを通じて生徒の進路選択の支援と高校と大学の相互の教育交流を実施してまいりました。また、道北地域研究所の事業といたしまして、市民公開講座を4回、地域シンポジウムを1回、講演会や講座を2回開催をいたしてきております。産学官地域連携につきましては、高オレイン酸ひまわりによる第6次産業化への取り組みの支援といたしまして、道北地域研究所は栽培に関する調査、分析やひまわり油の成分分析などを行い、農業者11名が名寄ひまわり生産組合を組織し、搾油事業者とひまわり栽培委託契約を締結し、約30ヘクタールの高オレイン酸ひまわりを栽培し、搾油事業者はひまわり油の搾油とその商品化に取り組み、事業化に結びつくこととなりました。本学では、道北地域研究所を中心に地域産業の振興や食育、観光、物づくりなどを一体化させた地域ブランドの育成に向けた研究を継続して取り組み、特に北星信用金庫との産学連携事業協定による研究は新品種ひまわりの栽培、搾油試験等を通じまして大学、高校、農業者、食品業者などが連携した実践的研究として成果を上げてきているところでございます。

本学は、保健、医療、福祉に関する研究と専門職養成を中心とする大学であることから、市民の健康と福祉の向上を目指した大学資源の有効な活用と地域の産業経済の発展に寄与する活動を積極的に行っていく必要があるものと考えておりますので、今後も地域の市町村との連携、関係機関との教員の派遣や専門職員との研究協力、公開講座や学術講演会の開催、地元企業との研究開発などの実施を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。お礼を申し上げます。ありがとうございます。それでは最初に、平成24年度予算についてお尋ねをしてみたいです。

まず、1点目なのですが、御答弁いただいた平成24年度の予算規模は、歳入で今のところ195億円、歳出で202億円、収支の差額が7億円ということです。今後の査定の中でさらに圧縮されていくのだらうと思うのですが、今のところ規模としては198億円を見込んでいるということです。そうすると歳入で195億円、概算で198億円の予算総額を見込んでいるということになります。ここで3億円程度の収支の差額が出るということになりますが、今後さらに査定を進めていけば圧縮されるのかもしれませんが、歳出が歳入を上回るとその穴埋めとしては財政調整基金のほうから取り崩しが行われるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員おっしゃるとおりでありまして、過去予算編成したときに収支不足が生じたときには財政調整基金等を使って収支の差額を埋めております。なお、予算要求のときにつきましては歳出は、執行できる額を予算要求されておりますので、実際には決算をすると不用額が出てくることもありますので、当初予算の段階では歳入はかたく、歳出は執行できる予算額を見ているので、将来決算をすると一定程度の

不用額出ていることもあるのですけれども、当初予算では現段階では3億円、場合によっては市長査定によって総額が決まれば3億円ないし4億円とかという形で、収支差額分につきましては当初財政調整基金で収支調整をすることになります。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 今佐々木総務部長のほうからも財政調整基金というお話が出たのですが、5月末現在で9億3,900万円ぐらいの残高かなというふうに記憶しているのですが、名寄市において、合併がありますから何とも言えないのですけれども、財政調整基金が最大のピーク時では幾らぐらい積み立てられていたのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 10億円を若干上回るような金額までいったことがあります。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) わかりました。今後の査定の中で十分調整されていくのだろうと思いますが、後ほどまたこの辺に関して御質問をさせていただきます。

続いて、主要施策についてるるお答えをいただきました。今後も複合交通センター、市民ホールとこれら主要の事業がメジロ押しなのですけれども、さきの平成22年度の決算委員会でもお尋ねしたのですけれども、これらの事業費とも将来的にはかかわっていくのだろうと思う市債の発行額に対するルールについて、平成24年度ではどのように考えているのかお知らせください。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) この後開かれる特別委員会のほうにも資料を用いて説明したいと思っておりますけれども、従来起債の上限額につきましては公債費が著しく累増しないようにということで、総合計画の期間5年間で臨財債という100%国から交付税補てんされる起債を除きまして50億円、合併してからは合併特例債の運用もありましたので、5年間で60億円と、そういう形

での作業を進めてまいりました。今回新しいルールをつくろうと考えておりますのは、期限が限られております合併特例債とか過疎債の有効活用をするときににつきましては、これまでも市民の皆さん方にもお伝えしましたけれども、1億円借りると7,000万円が国の補助金と同じ効果で3,000万円が自腹ということでありますので、有効活用をしながら、なおかつ公債費の累増を防ぐ一定のキャップをかけるということと考えておりました、これにつきましては名寄市が交付税措置を除いて実質負担する金額を5年間で50億円というキャップをはめたいなと思っています。それは、キャップというよりは基本としてガイドラインとして定めておきたいなと思っています。そのときの考え方につきましては、今後どうしても事業の進捗状況で50億円を超えることがあります。その危険性もありますので、30%の自腹の合併特例債と過疎債について、実質は30%の自腹なのですけれども、そこをリスクを入れまして50%自腹を想定するという条件のもとで臨財債を除いて5年間で自腹分で50%のものをかましまして、総額自腹負担を5年間で50億円という、こういう設定をガイドラインとして設けていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) るるお話がありましたが、たまたまきのうインターネットで見ましたら、いろいろ議会と行政側がもめている河村さんのところのコメントを読んでいたのですが、名古屋市の地方債の発行額がたしか304億円という数字が出ていました。名寄市は、22年度の決算の段階で407億円でした。随分開きがあるのだなというふうに画面を眺めていたのですが、今部長のほうから臨時財政対策債という地方交付税で100%面倒見てくれるという市債もありましたけれども、これは最初から抑制の対象にはならないのですよね。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。



○総務部長（佐々木雅之君） 臨時財政対策債につきましては、平成13年のときに、小泉内閣のときに交付税の総額を絞り込むと。そういうこともありまして、その時点以前におきましては国のほうで借金をして、その分交付税を潤沢に地方のほうに流すと。その段階で平成13年以降については、臨時財政対策債という形での新たな起債を発行して、それを地方の借金とするよと。借金としておきながら、その償還については国のほうが後年度の交付税措置の中で全額補てんするというふうになっていますので、そこには基本的には自腹という発想は出てきませんので、それを除いた形で起債の上限額を定めようと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そして、自主規制みたいな5年間で50億円という話なのですが、これは年次的に例えば前年の何%に抑えるだとかと、そういう目に見えるようなギャップというのではないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） これからの後期5カ年計画の事業につきましては、特別委員会で詳細な資料をお見せしようと思っていますけれども、年度によって事業の多寡が異なってきますので、その有効な財源という形で使いますので、ある年度には例えば20億円になってみたり、ある年度については10億円になってみたりということありますので、今までのルールの設定につきましても前期5カ年間でどの程度の規模というキャップをはめさせていただいていますので、今回も年度間によって事業の実施の差によって借入額については差が生じておりますので、5年間トータルでの金額を幾らということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間が限られていますので、次に進んでまいります。名寄市の平成24年度予算を知ろうと思ひまして名寄市のホームページを参照いたしました。そうすると、名寄市

の平成24年度予算に関する公開情報というのが先ほども申し上げた加藤市長の平成24年度予算編成についてと、あと総務部長名で出されている依命通達ですか、事務連絡ですか、平成24年度予算の編成資料の提出についてという、たったこの2項目しかないのです。佐々木部長の事務連絡の中にこのような文章がありました。特に市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、多くの市民の意見を集約し、予算に反映させることと。これは、ホームページの中でしか情報を知ることができないのですが、市長の訓令と総務部長の事務連絡、これで果たして市民の意見というのが集約して予算編成に反映されるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 前にも同じような質問を別な議員からいただいたことがあるのですが、市長訓令もしくは総務部長事務連絡というのは、予算編成するに当たって地方財政法、地方自治法の基本理念であります住民の福祉の増進のために最少の経費で最大の効果を上げるよとということ訓示規定的に使っておりまして、市の職員はさまざまところで地域住民の皆さん方と意見をいただく機会を持っておりますので、それら年間を通じていただいている意見につきまして予算編成のときにしっかり無駄な事業の見直しも含めて住民ニーズの高い事業については積極的に取り組むよと。その関係においては、経費の問題もありますので、財源確保についても一層の努力をしてくださいという訓示規定でありますので、御理解賜りたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ただ、生のというところかと思いますが、本当に関心を持っている市民の方の御意見を予算編成に反映していく手法として、情報の公開はもっと拡大していいだろうと私は思っています。例えば12月2日に各課からの予算要求を締め切ったという答弁があったように記憶しておりますが、予算要求を各課、各部で集

約をして、その上がってきている事業の項目、あるいは要求の概要、あるいは継続事業が入っているのであれば23年度の予算額と今回の新年度予算額の対比をあわせて載せるだとか、もっと新年度予算に関する市民の関心を、あるいは市政参加を促すためにも予算要求を集計といいますか、集約をして、情報公開しても構わないのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 11月の訓令を出してから総合計画の議論も進めている中で、一定程度の大きな事業も含めて原課のほうでそれぞれ予算積算をさせていただいて、12月2日に締め切りましてこのような数字の集計だけさせていただきました。そもそも予算の構築につきましては、さまざまな機会、逆に言うところの4月から行政の運営をしていながら、その都度、その都度例えば町内会連合会であるとか、町内会連合会で主催されるまちづくり懇談会とか、町内会長会議とか、さまざまな機会を通じて、特に今回におきましては市長みずからが表に出ましてさまざまな団体の方々と意見交換をさせていただいています。そういう情報を職員のほうにフィードバックをさせていただきまして、それらに基づきましてさまざまなニーズを組み入れ、財源調整等も含めて原課のほうでは予算要求をさせていただいております。問題は、予算要求するに当たっては職員に向かって発した訓令でございまして、具体的な予算の細かな積み上げに至るにつきましてはそれぞれの関係部署が関係機関、団体、市民の皆さん方と意見をいただきながら予算要求をしていますので、なお市民の皆さんには例年でいくと来年の2月18日ごろに予算編成の結果ということで記者発表させてもらって、総合計画とのリンクもした細かな事業の内容と金額までお知らせさせていただいていますし、分析結果についても来年の予算審議が終わった後にも市民の皆さん方に開放させていただきますので、現時点では内部の予算要

求の状況でございますので、しかるべきときにはしっかり市民の皆さん方にお知らせをしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） たまたま去年の4月に自治基本条例が制定されています。この自治基本条例の中身を読んでいきますと、情報公開に対する条文、あるいは市政参加を促す市民の役割と責務などいろんな条文がございます。ここに列挙しているのですが、時間がないので、割愛をしますが、ことし10月の後半から11月にかけて実は総務文教常任委員会で横須賀のほうへ行ってきました。そこで非常に先進的な取り組みというか、行われていまして、事業仕分けが行われています。いきなり名寄市に事業仕分けだ、政策仕分けだなんて求めるつもりは全くないのですが、もちろんそういうノウハウもスキルも持ち合わせていないでしょうから、あえて申し上げなかったのですけれども、ただ市民、自治基本条例からも勘案して、2月の記者発表まで予算の中身がかなり深いところまではわかっていないというところでは市民の市政参加を促すまでには至っていないというふうに思いますので、ぜひとも自治基本条例に照らしてできるところから名寄市の予算にかかわる市民の市政参加を促すべきだろうと私は思いますが、加藤市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） どこまで公開をして、どこまで市民の皆さんに意見を求めてそれを反映させていくのかというのは、非常に難しい問題だというふうに思いますけれども、これまでも今総務部長からお話あったとおり、さまざまな場面で市民の皆さんからの御意見をいただきながら予算を査定を進めているというふうに思っています。事業仕分けの話もありましたけれども、総合計画の市民推進委員会でもそこまではいかないかもしれませんが、一定程度の事業、あるいは政策に関しても評価をしていただくというようなこ

とも今現在取り組んでおりますので、できるだけ当然市民の皆さんと一緒に参加をして主体的にまちづくりを進めていくという理念はそのとおりだというふうに思いますので、そこをしっかりと肝に銘じながら、今後とも一歩ずつでも前に進めていけるように努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと順序の入り練りがありますが、お許してください。名寄市の行財政運営から、地域政策についてお伺いをいたします。

先ほど地域連絡協議会と地域自治区についてそれぞれ御答弁いただきました。最初に、地域連絡協議会のほうから分けてお伺いをしてまいります。確認なのですが、先ほどちょっと言葉の揚げ足をとるわけではないのですが、地域連絡協議会を設置したというふうにも話されていたと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ちょっと質問の意味がよくわからないのですが、地域連絡協議会を小学校区域、名寄地区においては7カ所に設置というか、立ち上げをしまして、活動を開始しているという意味で使わせていただきましたので、言葉が足らなかつたらおわびいたしたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） ちょっと説明が足りませんでした。佐々木部長は、このように述べておられました。小学校区域を基本とした地域連絡協議会を設置したというふうにおっしゃっていました。実は、設置したというのは設置するぞという意思が働いているわけですよ、そこに。ですから、主体は多分名寄市にあるのだと思うのですが、設置したという主体は。ただ、設置した主体が名寄市にあるのであれば、2009年に発行されている広報なよろに設置したとは書いていない

のです。2ページ目のところで、地域連絡協議会は自主的な組織として設立されたというのです。ですから、これは広報のほうでは多分小学校区の町内会の方々が話し合っただけで自主的に設立をされたのだと思うのですが、揚げ足取りではないのですが、先ほど設置したという名寄市の主体的な意思がそこに働いているように思ったものですから、確認をしました。よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域連絡協議会の関係につきましては、合併協定にもあります地域自治区を目指して、そこに至る一つの形態として住民自治をより進めるための地域のコミュニティーの一つとして市と町内会連合会さん、町内会長さんたちと相談させていただきまして、小学校区に立ち上げをしまして進めるということにしておりますので、ちょっと言葉としては条例であるとか法律に基づいての設置ではありませんので、任意で協議をして立ち上げた組織ということで御理解賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、この地域連絡協議会というのは地方自治法の202条の4から9にある地域自治区制度にのっとった組織ではないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地域自治区の関係につきましては、行政が条例で設置をするというふうになっておりますので、そこに至る過程の組織ということで考えておりますので、それとは直接ぴたりとくつつくようなものではなくて、そこに至る過程の地域のコミュニティー組織だというふうに認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そうすると、余計わからないのですが、地域連絡協議会の目的、所掌事務、運営、そういったものというのは何か取り決めがあるのですか。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 地域自治を進めるために、地域の住民自治を進めるために今実際に行っているのは、地域自治区に移行するのを目指しまして、単一町内会では解決できないような課題解決も含めましてさまざまな地域課題を解決するために、地域の希薄になっているコミュニティーをどのように再構築をしていながら進めていくかということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) 先ほど地域自治区にのっとった組織かというふうに確認をしたのですが、ちょっとあいまいで私はわからないのですが、そうしたルールというのは名寄市にもないし、それぞれの地域連絡協議会にもルールはないのですか。あるいは、事務局というものがあるのかどうかちょっとお聞きしたいです。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 先ほども言いましたように、地域自治区を目指す一つの形態として、地域の町内会の皆さん方とお話をしましてつくった任意団体であります。そこの運営の関係につきましては、事務局については立ち上げをしてから一定の期間については町内会を担当する市の職員が中に入りまして、どのような活動を構築していくのか、その辺についても協議をして進めていくことにしておりますので、基本的には町内会の広域的なつながりを小学校区域に広げ、小学校区域に設定をしまして進めておりますので、基本は任意団体でありますので、それぞれ地域の課題を解決するための方法として、解決するためにつくった組織でありますので、そういう組織でありますので、特にこういうような規約を持っているとか、要綱を持っているとかという部分ではありません。

○議長(黒井 徹議員) 大石議員。

○4番(大石健二議員) そうすると、何をもとに活動されているかよくわからないのですけれど

も、地域連絡協議会がこれからの活動を円滑に進めていく上でも、私は事務局や組織などこういうルールを名寄市のほうに、こっちに引き受けて、名寄市の地域連絡協議会設置要綱でも何でもいいのですけれども、一たん人格を与えるようなものが必要ではないかというふうに思うのですが、ちょっと今のところ大変語弊がありますけれども、進む方向がわからないで有象無象しているような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 今議論になっております地域連絡協議会につきましては、法あるいは規定に基づく組織ということではなくて、いわば名寄市独自の対応としての組織というふうに理解をしていただければと思います。当初議員から御指摘ありましたように、設置をされたという部分につきましては市の行政組織なりで対応した組織ということではございませんので、御指摘のように設置された、もしくは設立されたというのが正解だと思います。もともと合併協議の中で想定したのは、平成16年に地方自治法が改正されました、平成の大合併をにらんで幾つかの自治体が一つの自治体を新たに形成したときに、もともとの自治体の歴史あるいは特色も生かしたままで融和をとということで地域自治という考えが出てきたわけでありまして、名寄の場合は合併当時風連地区に特例区をつくって、名寄地区にはしからば何をつくるのかという議論の中で地域自治区という構想が生まれて、その規模はということでちょうど風連地区の人口規模と比して小学校の通学区単位での規模がよろしいだろうということで協議を進めて、協定の中に盛り込まれたというふうに承知しております。しかし、地域自治区、この地域自治組織につきましてはあくまでも行政組織でありまして、議会との関係がどうなのか、あるいは市の行政組織と自治区との関係がどうなのかという、こうしたことも詰めて制度設計をしないと矛盾を起こすということで、もう一つは地域の受け

皿としての町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんに相談をした結果、今の時点ではなかなかそこまではいかないと。こういうことで時期尚早ということで、改めて相談をさせていただきましようということではさばきましたけれども、しかし現行の単位町内会の規模ではどうしても子供の見守りであるとか、あるいはお年寄りの支えというのは手薄になっていると。そうすると、どういう組織で地域を支えていくのかというときに地域自治区の規模の構想が生まれて、それをもって地域連絡協議会という組織をつくったと。これは、これからどういうふうに関域の中で浸透して活動していくのかというのはまさに地域の皆さんと相談をしながら進めていくということですので、ぜひその点御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先ほどのちょっと私の答弁が舌足らずでした。あくまでも行政の組織でなくて地域の任意団体ということでありますので、それぞれ各連絡協議会では要綱をつくって活動しております。行政には要綱を持っていませんけれども、団体側のほうで持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） その確認なのですが、7地区の連絡協議会すべてが会則なりをつくっているのでしょうか。わかりました。

今中尾副市長のほうからお話をいただいたのですが、そうすると地域連絡協議会の今後は地域自治区という目標を見据えてどういうふうにかかわっていくのか、もう少しわかりやすい話でお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 新たな地域における地域活動の組織としてのあり方につきましては、行政が決めるものではありませんで、やはり市民の皆さんがみずから協議をしてしっかりと構築をしていくと、こういうスタンスで、今回も総合計画

の後期計画を策定するに当たっての策定審議会の中で総務部会がございまして、こちらのほうで今後の名寄市における地域づくりはどのような組織体で、どういうまちづくりを進めていけばいいのかということで御議論いただきました。なかなか大きなテーマでして、一朝一夕に解決ができるということにはなりませんので、継続をして今後の地域のあり方について検討していくということで今回は終わっておりますけれども、それらにつきましてまた行政もしっかりと一翼を担いながら協議をして、今後のあるべき地域組織のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりました。飛ばしますが、合併協定書なのですが、平成17年2月に交わされた合併協定書の協定項目6番に先ほども何度も出てきている合併特例区及び地域自治区の取り扱いというものがございまして。その中に先ほど来お話が出ていますが、地方自治法202条の4項の規定によって合併後名寄市に地域自治区を設置すると。これが協定で交わされているわけなのですが、いまだ設置されていないと。これは、先ほどの地域連絡協議会とは切り離して考えていただきたいのですが、協定は当事者同士で約束事としてサインをする。捺印をするということなので、約束事なのでしょうけれども、いまだに取り決め、協定事項が履行されていないということに対して、40人ぐらいの方が立会人として署名されていたように思うのですが、履行されていないということに対する市の考え方と立会人に対する説明が行われたのかどうかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 御指摘のように、合併協定で交わされたことにつきましては、大変重たいものだというふうに承知しております。しかし、合併から6年が経過しまして、地域の状況も変わっているということも1つございまして。この

地域づくりにつきましては、協定をしっかりと見定めてということも当然でありますけれども、やはり担い手は市民の皆さんでありますから、市民の皆さんがどういうふうを受けとめてこれを進めていくかというところがきちんと見えないとなかなか進めないということでございますので、将来的に地域自治区ということ想定をしながら、どういうふうにするとかこの地域における自治が進んでいくのかと。ぜひこの点につきましては、市民の皆さんと改めて相談をさせていただきながら、短期間でできるかどうか、これは実際に作業してみないとわからない部分ありますけれども、しっかりと進めていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

エゾシカ処理施設建設の進捗状況について外2件を、奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問していきたいというふうに思います。

1点目は、行政報告にもありますエゾシカ処理施設の建設についてです。9月の定例会以降、類似施設の視察と地域の皆さんの理解をいただく取り組みがなされているとの報告ですが、合意形成に向けての状況についてお知らせください。

また、合意形成がなされた場合、既に12月も半ばになり、当初の建設予定から時間的に大きくずれてきていると思いますが、施設の完成予定はいつごろになるかお伺いします。

あわせて、例年4月から猟友会の皆さんに依頼して駆除が始まることになるとと思いますが、その場合、ことしはエゾシカの残滓は仮置きというこ

とで地中に埋めていましたが、今後はどうなるのかについてもお伺いいたします。

次に、加藤市長の市政運営について伺います。

1点目は、東日本大震災により生じた災害廃棄物、いわゆる被災地の瓦れき受け入れについてですが、11月19日の新聞を見て多くの市民の方がびっくりし、困惑したのではないのでしょうか。これも行政報告に記載されていますが、受け入れが新聞掲載されるまでの経過と改めて名寄市の考え方についてお伺いいたします。

次に、観光振興とにぎわいづくりについてですが、(仮称)名寄市観光振興計画が策定市民懇話会の皆さんや庁内検討委員会により年度内に策定されようとしています。この計画の目標の一つににぎわいづくりもあるのではないのでしょうか。これまでのにぎわいづくりの中心的な役割は、名寄地区のNPO法人なよろ観光まちづくり協会が担っていたと思いますが、なよろ観光まちづくり協会の10年の総括と果たした役割についてお伺いします。

観光振興計画には、基本理念や基本目標、基本事業などがうたわれることになるとと思いますが、それを実践するのがなよろ観光まちづくり協会の役割だと思っておりますので、なよろ観光まちづくり協会が振興計画とリンクして実践計画を策定し、具体的な取り組みを進めるべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目は、リフォーム助成について伺います。平成19年から3年間実施された住宅リフォーム助成事業については、再開を求める質問が6月定例会、9月定例会とも出ましたが、いずれも新たな発想で研究、検討という同じ答弁となっております。この事業は、景気対策という観点からは十分成果を得た事業であり、利用する市民の方からもたくさんの再開を求める声を聞きます。そこで、さらに使いやすい制度にして再開すべきではないかと思いますが、再開の意思はあるのか、また研究、検討した内容があればどのような内容か、いつ

から事業を開始するかについて伺いたいというふうに思います。

最後に、行政改革における組織機構のあり方について伺いますが、1つ目には適正な人事配置についてです。現在新名寄市行財政改革推進計画後期の策定議論中だと思いますが、基本方針で簡素で効率的な行政運営をうたっています。この新名寄市行財政改革推進計画では、平成21年から平成26年までに73名の職員削減の目標があり、平成20年度には388人いた人員が今後320人を切る人員で市政の業務に当たることとなります。このことから少ない人数で効率的で効果的な市政運営をするための組織機構のあり方について早急に構築しなければならないと思います。その方法としては、これまでどおりの業務を続けていくことは職員の負担がふえ、市民サービスの低下につながることを考えられるので、職場における仕事の内容、業務量の見直し、やり方を見直しを進め、窓口や現場の職員を減らすのではなく、まずもって70名を超える管理職の削減を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、このたび長年名寄市の行政運営に職員として、また現在は副市長として御尽力いただきました中尾副市長が退任されることとなり、加藤市長自身も2年の経験を経て折り返しに入っていくことですから、この際副市長1名体制にする、そういった絶好のタイミングだと考えます。この点についてもあわせてお考えをお聞かせください。

また、庁舎のあり方についてですが、この間部や課が横断的にかかわる事業について連携が不十分な事案が発生していると思いますが、これは分庁方式の影響が出ているのではないのでしょうか。職員同士の連携と部、課の横の連携を強化するために、合併後5年を経過したことから、分庁方式を解消することを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について答弁を求め、壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） ただいま奥村議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目の小項目1については市民部長から、小項目2と3については営業戦略室長から、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、大項目1、エゾシカ処理施設建設の進捗状況についての小項目1、住民合意形成の状況について申し上げます。9月の定例会において補正予算の審議の中でも合意形成後に予算執行するよう求められており、9月に2回ほど施設近郊町内に対する説明会を実施しましたが、焼却施設に対する十分な理解を得られなかったことから、農繁期を避けた時期に再度説明会を実施することとなり、その間現に焼却施設を設置している自治体、関係機関に対して行政側で現地調査7カ所を実施したところでございます。さらに、地区住民の方にも施設を見ていただきたいということで、周辺に居住している住民に対し直接足を運び、参加要請を行ったほか、施設近郊の農業者にも郵送で案内をしたところであります。現地見学会としては、名寄市の計画と同規模の施設を有する幌延町にあります北海道留萌家畜保健衛生所を見ていただき、担当者からも説明を受け、理解を深めていただいたところです。一昨日12月11日に施設近郊町内会での3回目の説明会を行い、一定の合意をいただきましたので、今後風連地域全体への説明も行い、理解をいただいてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、施設の建設時期について申し上げます。まだ住民の合意形成が整っていないため、着手には至っておりませんが、同意が得られたときは速やかに着手してまいりたいと考えております。当初の予定では、明春4月稼働を目指しておりましたが、焼却処理施設の工事に約90日の期間が必要となりますので、今年度中の完成が厳しい状況となっております。その場合は、繰越

明許の対応とすべく手続を進めさせていただきま  
す。いずれにしましても、4月のそう遅くならな  
い時期に稼働できるものと考えておりますので、  
御理解願います。

次に、小項目3、施設建設後の一時仮置きのア  
リ方について申し上げます。平成23年度は、緊  
急避難的に風連の廃棄物最終処分場に仮置きとい  
う形をとらせていただきましたが、平成24年度  
は大型冷凍コンテナの導入を考えており、農林水  
産省に対し補助の概算要求を行っているところで  
あります。例年5月の駆除頭数が多く、焼却施設  
の1日当たりの処理能力を超える残滓の受け入れ  
が予想され、この施設での保管を考えて順次焼却  
処分をしておりますので、基本的に仮埋めしな  
い見込みであり、御理解願います。

以上、私からの答弁となります。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 私からは、大項目2、  
加藤市長の市政運営についての小項目1、被災地  
の瓦れき受け入れについてお答えをいたします。

国では、東日本大震災で発生した膨大な災害廃  
棄物の処理を進めるため、日本全土での広域処理  
に係る災害廃棄物受け入れ検討状況調査を4月と  
この10月の2回実施をしております。ともに広  
域処理体制を構築するための受け入れ可能量を調  
査するものでありましたが、10月調査では放射  
能汚染に係る心配が表面化していたことから、名  
寄市といたしましては放射能に汚染されていない  
ことを条件に今後の埋め立て計画に影響の出ない  
不燃ごみ、最大2,000トンの受け入れが可能と  
の報告をいたしました。この間市長のブログで被  
災地支援の必要性が述べられたことや一部の報道  
で放射性物質に汚染された廃棄物も受け入れると  
の誤解を生じたのも事実であります。しかし、現  
在国、北海道においても災害廃棄物の広域処理に  
係るより具体的な安全基準や運搬に係る手順が示  
されておらず、また受け入れ要請もない現状では  
一層慎重な状況判断が求められております。こう

したことから、改めて災害廃棄物に対する市の対  
応につきまして市のホームページ及び市広報12  
月号に掲載をして市民にお知らせするとともに、  
行政報告におきましてもお示しをしております。  
今後も国や北海道における対応を注視し、受け入  
れ要請があった場合には放射性汚染の有無や風評  
被害の想定、さらには近隣市町村への対応と市民  
理解などさまざまな問題を想定し、慎重に対応し  
てまいります。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、小項  
目の2、観光振興とにぎわいづくりについてお答  
えをいたします。

現在策定作業を進めております(仮称)名寄市  
観光振興計画は、観光振興による交流人口の増加  
を図り、市内の経済効果の拡大を目指すことを最  
大の目的としております。この目的を達成するた  
めには、名寄地区の中心市街地を初め市内個々の  
商店街に市外はもとより市民が集うためのにぎわ  
いづくりが必要となります。平成25年度に運営  
が開始されます(仮称)名寄市複合交通センター  
では、名寄市内の窓口であるランドマークとして  
の役割も位置づけており、観光インフォメーショ  
ンなどでは市外から訪れるお客様の受け入れ態勢、  
さらには市民も含めたにぎわいづくりのためのエ  
ントランスホールや大会議室、イベント広場など  
の利活用方法、また市内商店街への消費拡大が図  
られる方策などについて本施設に入所する団体や  
関係商店街などを含めて協議をするとともに、  
(仮称)観光振興計画策定市民懇話会などでも現  
在議論がされておりますので、さまざまなアイデ  
アや提言をもとにそれぞれが協力して取り組んで  
まいりたいと考えております。

次に、NPOなよろ観光まちづくり協会の総括  
と今後の役割ですが、平成14年度に観光事業全  
般を推進するためNPO法人として新たに組織さ  
れ、多くの皆さんの協力のもと地域イベントの開



催、名寄市全体のPRなど観光事業に取り組んでいただき、大きな役割を担っていただきました。しかし、今まで名寄市として観光振興に係る具体的な指針の定めがなかったこともあり、長期的展望に立った観光振興戦略に向けた事業の組み立てや展開等について共通した認識の上でなされていなかったのではという意見をお聞きしており、市としましても反省をする点があります。これらを踏まえ、向こう10年間に名寄市が進むべき観光振興策を定めるため、（仮称）名寄市観光振興計画の中ではNPO法人なよろ観光まちづくり協会にはこれまでの地域イベント開催のほかに（仮称）名寄市複合交通センターでの観光インフォメーション業務、新たな観光振興業務も担っていただくことが想定されますので、今後はオール名寄で観光振興を推進するネットワーク体制の確立、さらにNPO法人なよろ観光まちづくり協会を初めとする各組織の役割の明確化などについて関係団体と協議及び再認識させていただき、冒頭で申し上げました観光振興の最大の目的である交流人口の増加による市内の経済効果の拡大が図られるなど、NPO法人なよろ観光まちづくり協会には中心的組織として確立していただけますよう他の団体とも協力して進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、リフォーム助成についてお答えをいたします。住宅リフォーム助成事業について平成19年度から3年間の期間限定の景気浮揚対策事業として住宅改修を促進し、快適な住環境の整備並びに市内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的に、件数では628件、助成額で1億2,560万円、経済波及効果では13億円となり、大きな役割を果たしたものと考えております。このリフォーム助成事業は、建設業界及び関連産業の新たな事業を創出し、市民生活環境の向上を図る上で3年間と期限を定めたことによって実施希望が集中し、景気対策の一つとして高い事業効果があったと考えております。今後のあり

方について全道、全国の事例や取り組み状況などを調査し、また市内建設業界や関係団体と協議し、工事費が50万円程度の少額リフォーム、解体支援による土木企業への波及、新設助成、あるいはエコ住宅や地域商品券を取り込んだものといった提案がありましたが、住宅リフォーム事業は一たん区切りをつけて、当分の間実施しないものいたします。

なお、今後の実施時期については、実施内容をこれまでと違った観点で広い視野で検討したいと考えておりますので、中小企業振興審議会や市民のニーズなど多くの意見を広く取り入れたものと考えておりますので、一定の期間を置いて方向性を出したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目3点目、行財政改革における組織機構のあり方についての小項目1、適正な人事配置についてお答えをします。

組織のスリム化につきましては、合併時策定した人員削減計画、平成18年度から10カ年間に79名を基本に合併時に生じる重複部分の削減や退職者の一部不補充で進めることとしていました。厳しい財政状況が続く中で前倒しも行い、平成21年から平成23年度までの3年間で46名の削減に取り組んできましたが、職場の状況によって嘱託職員、臨時職員の配置も行ってきました。現在平成24年度から平成26年度までの3年間で27名の削減に向けて各職場において職場状況等調査を実施してきております。具体的な内容としては、平成22年4月の組織機構の見直しによる効果と問題点について、平成22年度4月の組織機構見直し後におけるさらなる事務事業等の見直しの必要性について、今後における課題や改善等について、平成24年度から平成26年度までの人員削減についてなどスリム化の進んで

いる市町村の組織図も取り寄せ、議論をしているところであります。今後においては、その内容を整理した上で組織・機構検討部会、さらには行財政改革推進実施本部において協議を行い、組織機構の見直しや職員の削減を行ってまいります。

仕事の見直しの必要の関係につきまして、組織のスリム化につきましては、職員数を削減するだけでなく、住民の利便性を配慮し、住民の利便性を促進し、仕事を見直す中で少ない人数で事務効率を上げることのできる手法やこれまでの仕事をやめることができないか、民間活用も含めさまざまな角度から検討していくことが必要であります。そのためには、効率的に事務処理できるマニュアル作成や職場の意見をより一層くみ上げる体制づくりも必要と考えています。

管理職が多いとの指摘につきましては、平成22年4月の組織の見直しで大課制を取り入れ、事務の円滑な継承と執行を目指し、経過措置も含め主幹職の配置も行いました。本市は、合併、団塊世代の大量退職、早期退職、名寄市特有の平成25年度末の大量退職者などの複雑に絡み合った課題を抱えておられて、若返りも図りながら一定の経験を積ませ、能力アップさせることも同時に進めています。組織のスリム化を図りながら住民サービスを提供する職員数、管理職の数はどの程度必要なのか、業務改善はできないかなど他市の状況も検証して見直しを進めてまいりたいと考えています。

副市長の定数につきましては、名寄市副市長の定数を定める条例において2名となっております。さらには円滑な市政推進を図ることを目指して、名寄市副市長担任意務規則の規定により両庁舎にそれぞれ副市長を配置しています。本年3月に合併特例区が廃止になったことから、風連庁舎担当副市長の合併特例区長の兼務はなくなりましたが、分庁舎方式による市政運営を効率的に行うため、合併に伴う事務事業の一元化などの課題も残っておりまして、現行の2人体制で運営するこ

とを考えています。

小項目2の庁舎のあり方についてお答えをします。平成18年3月の合併では、一つの庁舎にすることが困難な状況にありまして、両市町に庁舎があり、地域住民の利便性と一方が寂れないこと、両庁舎の有効活用、有効利用を図ることを十分議論し、総合的に判断をして分庁舎方式を採用してきました。合併から5年が経過いたしました。介護や保健センター業務では職員の家庭訪問の拡充などにも取り組んできており、市民の皆さんに御理解をいただき、特に不便で一つにすべきとの御意見には接しておりません。この間両庁舎の屋上防水、給排水管、エレベーター改修、ボイラー交換等実施してきましたので、今後10年間は活用可能と考えています。庁舎を一つにすることにつきましては、管理コストの縮減や名寄庁舎の老朽化等の課題もありますので、新名寄市総合計画（第2次）を策定する中で市民の理解が得られるよう慎重に議論を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問という形でさせていただきたいというふうに思います。

まず、エゾシカの処理施設の関係ですけれども、9月の議会以降住民の皆さんとも議論していただき、一定の合意に至ったということだったというふうに思います。もうちょっと早く取り組みができていけばということはあるかと思っておりますけれども、そういう意味では9月以降の取り組みをしっかりとさせていただいた中で、地域の皆さんもその考えに一定の同意をいただけたというふうに思います。この間の地域の皆さんのその考え方に対する賛同していただいて、御理解いただいたことと現場の皆さんの努力に、そういう意味では敬意を表するところであります。一定正式に合意ということであれば、文書等でそのことをしっかり交わ

していくのか、その取り扱いについて教えていただきたいというふうに思います。

新年度の仮置き、地中に埋めるということについては、冷凍庫を用意するというので、これも答弁ありましたので、そういう意味では衛生的にも非常に安心できて、処分場全体への影響もないものというふうに思いますので、大変にいいことだというふうに思います。ただ、今年度も袋を二重にしてその残滓を入れて地中に埋めるということをしていたと思いますけれども、冷凍庫を使う場合もそういうことで一時保管をするのかについてお聞きしたいというふうに思います。

焼却施設が完成した段階では、焼却をする際にこの袋も一緒に燃やすとすればダイオキシン等の問題はいいのか、それについても教えていただきたいというふうに思います。

また、最初施設ができて当初運転をしたときに煙の心配がちょっとあるというふうにもお聞きをしました。その点について問題ないのかについてもお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） まず、地域との関係なのですけれども、一応確約書を交わすこととしておりまして、行政が行うべきことを確認させていただくことになっております。

それと、仮置きと焼却に関してなのですけれども、大型冷凍コンテナを設置し、保管しますけれども、コンテナ保管においては袋の使用は考えておりませんが、ことし仮置きしてあるものが袋ごと仮置きしてあります。それを袋ごとの焼却となりますので、ダイオキシンにつきましては、今回導入予定の焼却炉は1次燃焼室と2次燃焼室がございます。処理物は、まず1次焼却室で800度で焼却されます。そこから気化されたものが2次燃焼室に行くわけですが、そこでも800度で燃焼されまして、有害物質も燃焼させるという形のものになっております。それで、ダイオキシンが出ない仕組みとなっております。また、毎

年のダイオキシンの検査も義務づけられております。

煙の関係なのですけれども、今回調査してまいりました各施設では、着火から5分間程度若干の煙が出ると伺っておりますけれども、問題ない程度だと伺っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれまた御答弁をいただきました。確約書という形で地域の皆さんと行政がすべきことをしっかり文書に残していくということですね。それから、袋の関係についてはことし埋めた分についてはそのまま焼却をするということで、ただそれもダイオキシンの心配はないということですね。それから、煙についても着火時出るけれども、特に問題はないということです。これらについて地域の住民の皆さんと話し合いの中で合意ができていくということでしょうか。最終的に確約書なり、近隣地域だけではなくて市民全体にもお知らせをしていくことでもありますから、その辺も含めて丁寧にお進めをしていただければというふうに思います。いずれにしても、住民の皆さんの信頼を損なわないように、施設建設と建設後の運営管理について慎重に事業を進めていただきたいというふうに思います。

また、駆除についてもことしはちょっと事情でおくれてしまいましたけれども、例年であれば当然もう4月からできるということで、それについても事前の話し合いと準備をしっかりしていただいて、スムーズに農業被害の対策を進めていただきたいというふうに思います。

この件について最後に今後の課題ということで、有害鳥獣の駆除に当たっていただいているハンターの皆さんが高齢化しているということで、そういう意味で減少しているというふうに聞いています。名寄市においても担い手の方の育成がそういう意味では急務ではないかと思っております。道内や近隣でも実施している、担い手の育成のための狩猟

免許の取得に係る費用の助成というのそれぞれやっているといます。これについて名寄市の状況を最後にお聞きをして、少しでも多くのハンターの方の育成をする中で駆除体制もしっかりつくっていくということができればというふうに思いますので、最後にその助成の関係についてだけちょっとお聞きしたいといます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 議員のおっしゃるとおり、施設建設後の管理運営につきましては慎重に対応してまいりたいと思っております。

また、駆除につきましてもJAが事務局の名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会において毎年駆除の方針を立てまして、ハンターの方とも十分協議して対応してまいりたいといます。

あと、狩猟免許に係る助成の関係なのですが、中山間地域等直接支払交付金制度の中で、市の直接ではないのですが、その中で名寄集落、風連集落、両地区とも助成を行っております。名寄集落では平成22年度2名の方、風連集落では平成23年度1名の方の実績がございます。御理解願います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それで次に、瓦れきの関係について再質問させていただきたいというふうに思います。

扇谷部長のほうの答弁でいいますと、名寄市としては一定の条件をしっかりとつけていると。そういった中では、当然慎重な対応も含めてしていくことの答弁だったというふうに思いますけれども、やはり扇谷部長の話にも今ありましたけれども、市長のブログや何か、そういったものを見た人、あるいはいきなり新聞を見た人についてはどうしてというふうな心配があったというふうに思います。ブログ全部読むわけではありませんけれども、できること、やるべきことをやる、瓦れきの処理が進まなければ復興が進まないの、

自分たちもできる範囲で痛みを分かち合う覚悟が必要、市民の皆様、御理解よろしく願います。これについても気持ちとしてはわかるかなというふうに思います。ただ、実際に受け入れということであれば、受け入れをして名寄がどういうふうになっていくのだという、そういった説明がないのではないかとというふうに思います。そういう意味では、一方的なお願いという形にしかとれない部分もあります。そういう意味では、自治体の首長がやはり公に言葉を発するときには、一方的なお願いだけではなくてしっかりそれをするによってどういうふうになる、あるいはやっぱり慎重な対応が必要だということも含めて言うべきではないかとというふうに思います。

実は、私たちの会派、市民連合・凜風会が11月21日から3日間市政報告会、意見交換会というのを行いました。ちょうど新聞報道があったすぐ後だったものですから、やはりその場でも新聞報道見て心配だという意見が出ていました。また、農業生産者の方からすると、やはり風評被害というのは必ず出るだろうというふうにおっしゃっていました。それが出てしまうと、やはり死活問題ということになると思いますし、例えば伊勢の赤福に名寄はモチ米や小豆を納入している。そういった取引をしていると思いますけれども、そういった取引にも影響が出るのではないかと農業団体の方もおっしゃっていましたし、絶対反対だと、そういうふうにも言っていました。住みよい名寄といっているんな環境整備をやっているけれども、そういう中にごみが来てしまうとそれも意味がなくなってしまうのではないかと。あるいは、特に子供を持つ親の方は子供の将来のことを考えると心配だというふうにもお聞きをしています。さらに、被災地から道内に避難をされてきている方もいますけれども、そういった方はそういった汚染された地域から汚染されていない北海道に避難をしてきたのだけれども、せっかく安全な土地にと思ってここに避難をしてきたけれども、それも安全で

なくなってしまうのではないかというふうに非常に不安がっていたというふうにお聞きをしています。北海道自体での受け入れも反対をしてほしいというふうなことも言っていたそうであります。放射能汚染のない瓦れきの受け入れということで、最初の答弁にもありましたように廃棄物の詳しい内容が不明な段階では、これは加藤市長が意図したこととは違うかもしれませんけれども、やはり流れとしては受け入れを表明してしまったというふうなことになってしまったのではないかと思います。こうした心配している市民の皆さんや被災者の方の声からすると、簡単に市民理解を得られるということではないのかなというふうに思います。したがって、実質的に受け入れるには相当高いハードル、それから市民理解が難しいという状況から、市長は受け入れをしないということをお知らせすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、市長が考える瓦れきを受け入れるということについても、これは支援だということになるのかと思いますけれども、支援の方法についてはいろいろあるというふうに思います。例えば北海道が進めている気候、風土を利活用し、農業、農村振興を考えた食料備蓄構想というのが実はあります。既にそういった情報も担当のところには入っているようでありまして、とりわけ名寄の特産の米やジャガイモを活用できる可能性もありますし、備蓄による食料の安全供給に貢献できるというのは絶好の機会ではないかというふうに思います。市長としては、こういうことについて積極的に検討してかかわっていくことがいいのではないかというふうに思っているところです。

それから、もう一点、この事前調査については、北海道は調査の結果、それから自治体名などの公表をしないということになっているのではないかと思いますけれども、このこと自体が名寄市としての公表しない事項かどうかというのがありますけれども、市民には全く知らされていないことが

新聞の取材で簡単に漏れていくということについて、市民の知らないところで何かいつの間にか物事が決まって実現してしまうというようなある種の危機感もそういう意味では感じる事案だというふうに思います。今後このような市民に大きな不安とかを不信を招くようなことが引き続き起きてしまうのか、そういうことのないように具体的にどういうふうにしていくのか、これについてあわせて市長からの答弁をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 被災地の瓦れきの受け入れに関して今るる御意見いただきました。国は、早晩に瓦れきの処理について福島県のものについて県内と、それ以外のものについては広域処理という方針を打ち出していますけれども、具体的な安全基準等含めた、その処理基準についてはいまだ不明確な部分があるというふうに承知しております。であるがゆえに、10月の回答の、北海道のアンケート調査には不燃物に限り、そして放射能汚染のない瓦れきであれば我々としてできる範囲のことでないかというふうに回答させていただきました。2,000トンという内容も今の焼却場の寿命を短くしない範囲の中でということでございます。それで、新聞報道でああいう形になりまして、一部瓦れきがイコール放射能に汚染されているみたいな、そんなイメージを与えてしまい、市民の皆さんに不安をおおったことがあるかもしれませんけれども、そんなことも受けて再度ブログのほうで私のほうで御回答させていただいたということでございます。改めて汚染のない瓦れきであれば受け入れは可能だというふうに今でも考えていますし、しかしながらその安全基準は国がやっぱりしっかりと担保しなければならないということだろうというふうに思います。その上で、市民の皆さんがそれでも納得いかない、あるいは安全が担保されない、さらには先ほど申しました農業の風評被害の問題もあるということでございます。

ます。そうしたさまざまな市民の不安の声もあるのもこれは受けとめて、要請が来た場合にはぜひそうしたことをしっかりと確認をさせていただき、議会、市民の皆さんにも相談をさせていただいて、この件については判断をさせていただきたいなというふうに思っています。

北海道のバックアップ拠点構想ということでお話ありましたけれども、先般も北海道のほうから担当者が来られて、名寄の雪室の倉庫等を視察していただいたという話を聞いております。この構想があるということも聞いていまして、これは中長期で北海道の戦略ということも含めての構想だというふうに思いますので、名寄も1次産業を基幹産業とするまちづくりを進めていることも含めて、議員のおっしゃるとおり長い目で見て被災地支援になるということもそのとおりだなというふうに思いますので、ぜひこの構想についてはアンテナを張って、できることをしっかりとやっていけるように検討してまいりたいというふうに思います。

以上でいいですか。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 最初の扇谷部長の答弁の中には、慎重に対応するということがあったというふうに思います。そういう意味では、市長もそういうことで、その点については同じという確認をさせてもらっているのですか。今文言としては、そういうこと出なかったものですか。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 市民の皆さんに御理解がいただけるように、事も含めて慎重に判断をしてみたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) わかりました。それぞれの担当、それから市長のところから慎重に対応するというお話がありました。とりわけ市民の皆さんの理解がどういう形で得られるか、現状では十分得られるという状況ではないかという

ふうに思います。慎重に対応するという答弁であれば、具体的には受け入れをしないということで私としては理解をしたところであります。

また、支援の方法、食料備蓄構想についてアンテナを張ってということでも話がありました。3月に道のほうで決定をして国に要請をするというスケジュールになっているようです。ぜひ地元選出の道議会議員の先生いらっしゃいますから、そこもしっかり連携をとっていただいて、名寄の基幹産業、農業を売り込んでいただきたいというふうに思います。

次に、観光振興の関係について御質問をさせていただきたいというふうに思います。複合交通センターがランドマークだということで、そういうふうに位置づけをしてそこを中心的ににぎわいづくりを進めるというふうに私も理解をしていますけれども、にぎわいづくりということでいえば、やはり人が集まる、どういうことをすれば人が集まってくるのかということだというふうに思います。複合交通センターをつくれれば、そこに黙っていて人が集まってくるということではないと思いますし、やはり商店街に人が集まることがにぎわいづくりにつながっていくのだというふうに思います。そこで、これは市長にお聞きしたいのですが、市長自身が駅前、5丁目、6丁目を中心とした町中をどういうふうにしたいという絵を描いているのか、その辺についてお考えあればぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 名寄の長い歴史の中で、駅を中心に商店街が栄えたという歴史、これはやはり交通の結節点がそこにあって、自然発生的に商売がそこに成り立っていくということで商店ができていって、そこに行政が基盤整備なりの仕掛けをしていったと、こういう流れなのだろうというふうに思います。やはり主導は民間からの主導なのだろうというふうに思います。今回の駅横に関しましては、まさに交通の結節点ということを

また再構築するという形で1つそこににぎわいというか、さらにまた交流人口の結節を設けると。加えて今度は、観光の拠点ということをしてここにワンストップサービスで設けるということでございます。現在新たに観光振興計画を今計画をしている中で、交流人口の拡大、そしてそこに観光のワンストップができることで商店街に波及がさらに進んでいくと。そのことでにぎわいづくりがつけられるというふうに思いますけれども、一方でまた駅横の利活用については中に入っている入居団体、あるいは商店街の皆さんとぜひ知恵を出し合って、さらなるにぎわいづくりができるイベント構築だとか、いろんなことをこれから考えていきたいというふうに思っています。その中で商店街の振興というのは、にぎわいをそこで創出しても、そのお店に行って買っていただければ最後振興にはつながらないという、やはり個店、個店の魅力づくりというのは最終的な行き着くところなのでないかなというふうに思います。そんな中で新規起業者の育成でありますとか、中小企業の振興条例あるいは企業立地促進条例、そうした関連する条例の中でぜひ起業家、あるいは既存の商店の皆さんのそうした経営の育成、そんなことも商工会議所等も連携をしながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 実は、もうちょっと市長の夢みたいな、そういう形のこともお話しただければよかったかなというふうに思いますけれども、時間もないものですから、市長も今それぞれのお店、特色あるお店だったり、そういったものがなければというふうなお話だったというふうに思います。市のほうでハードをつくって、それでいいということではなくて、そのハードを活用したにぎわいということになるかというふうに思います。そういう意味では、行政やNPO、それから商工会議所、商店街、市民が一体となって継続した取り組みが必要だというふうに思いますの

で、その先頭にぜひ市長が立っていただければというふうに思います。

次に、リフォーム助成についてお伺いします。今回も今までと同じ答弁を繰り返していただきまして、ありがとうございます。既に3年間の検証もしっかりしている。それから、市内の建設業界なり利用者からもいろんな意見をいただいているということで、一たんこのリフォームについては中止をしていくということだったと思います。ただ、何もしないのではなくて再度制度を構築するということがあったというふうに思います。実施をすれば、目的は景気対策なのか、生活支援なのか、またほかの別な目的があってやるべきものなのか、それについてお答えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 今後につきましては、先ほどもちょっと足りなかったのですが、言いましたように、広い視野でというふうに申し上げております。それについては、具体的に例えば今回のように景気対策だとするのか、あるいは市民生活の向上にするのか、あるいは市民福祉、あるいは環境問題、そういったふうに今度はきちっと視点と目的を定めて今後の方向性を決めていきたいと思っておりますし、その中で少しでも、今回ちょっと住宅リフォームの意見の中で出たのが今回は住宅関連のばかりではないかと。それで、一部の業種に限定しているのではないかと。ですので、市民からほかの目線でも目を向けて実施してもらえないのかという、そういった意見も実はございました。ですので、そういった意見もさらに取り入れながら、次の展開の方向性を出したいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） この間やめてから2年たとうとしています。いつまでも中止ということでないかなと。一定の効果もしっかりある。お金を使ってやることですから、例えば内部だけでそ

ういった総合的な景気対策の事業の構築は難しいとすれば、逆に市民の皆さんからアイデアを募集するというのも一つの方法ではないかというふうに思います。いろんな方から意見を聞いてということがそういうことになるのか、正式に公募をしてというか、そういうことができるのかどうか、そういったことも含めてぜひ検討していただければというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、行革の関係で再質問したいというふうに思います。この関係についても実は先ほど言いました市政報告会の意見、私たちの会派の意見交換会でも市民の皆さんから意見をいただいています。市政に無駄はないのかというふうな話も出ました。そういう意味では、同じ部署に課長が2人いるのではない、そういうのって無駄ではないの、それから仮に減らしたとしてもそういったお金がどこに使われているのだろうねというふうな話とかもありました。それから、副市長の2人制についても特例区によってそれは2人制になった。先ほど部長のほうから条例でも明記されているし、事務分掌もしっかりあるということでしたけれども、それはやはり特例区でそれぞれ副市長という形が必要であってつくった条例ではないかというふうに思いますから、そういう意味では財政健全化のほうからいえば見直すべきだというふうに市民のほかの方も言っていました。

それから、庁舎の関係も直したからあと10年使えますよということでしたけれども、私検討すべきではないかということでは言いました。10年後に検討するということなのかもしれませんが、そういった議論を内部でしっかり、今しなくていいからということではなくて、10年後は例えば必要であれば今からそういった議論しておくべきだというふうに思います。そういった意味で庁舎の関係については、やはり1カ所にあるのが一番業務的にもいいですし、人員構成をつくり上げていくにもいいと思います。何といたっても

市民の皆さんがそれこそ風連地区、名寄地区の中間にあればどちらもやっぱり便利でいいなということになると思いますから、そういったことも含めてしっかり行革の議論の中でしていただくべきことだと思いますので、その点についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、管理職についても1係1課長ということはないのではないかというふうに思いますけれども、1事業はやはり1課長というふうになっているのだというふうに思います。プラス主幹、参事、先ほどの話では年齢的な構成もあってということでありましたけれども、それを過ぎるといきなり人がどんと少なくなる。年齢的にもそういった構成になっているというふうに思います。とりわけ人材の育成が必要だということもあるかと思えますけれども、事務仕事はやはり係長以下の人にしていただいて、職場や業務全体の管理運営をする管理職の方を配置をする。それは、年齢や経験で登用するのではなくて、人数も一定の制限をしながら配置をしていくということが今後必要だというふうに思いますので、少ない人数で、それも管理職の方も仕事ができるようにぜひ考えていただければというふうに思います。

それから最後に、副市長の関係ですけれども、既に先ほど答弁いただきましたし、定例の記者会見でも発表がされていたようですけれども、やはりなぜ2人なのでしょうねということです。市民の方の反応も記者会見があって新聞報道されたときには、やっぱりかという感じもありましたし、職員には少ない人数でといって業務の負担増を求め、市民には行政改革で負担を求めている状況ですから、市長自身がお手本になって副市長を1人に減らして、それこそ覚悟を持って職員や市民を信頼をして、名寄の10年、20年後の道筋をつけていくべきではないかというふうに思いますけれども、市長御自身の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。



○市長（加藤剛士君） 再三繰り返しのお話になるかもしれませんが、合併特例区終了後も風連地区の懸案事項がまだ解消されていない問題が積み残しているということで、現在の状況の中で副市長を1人体制にするということは市政運営に不安を残すというふうになると考えています。スリム化を図っていく中でというお話もありましたけれども、課長、管理職が多いという話もありましたけれども、一方で管理職が下においての仕事をしていると。また、副市長も副市長本来の仕事のみならず、現場の仕事もかかわっていただいていると。そんなことの中でうまく組織を有効に活用できるように機能させていきたいというふうに考えています。ぜひとも私の任期中は2人体制を維持していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 人事については執行権の範囲ですから、これ以上時間もありませんし、ただ、今市長言いましたけれども、実はこのことは市長の力量も問われているのだというふうに思います。ぜひもう一度副市長を1人にしてやる方向で考えていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

国勢調査結果から考察する課題対応について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名と発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいりたいと思いません。

まず、大項目の1点目は、国勢調査結果から考察する課題対応について伺います。平成22年国勢調査人口等基本集計結果が公表されました。国勢調査の集計結果は、国が直面する子育て支援、高齢者の介護、医療、若者の雇用対策、地域の活性化などさまざまな課題への対応に役立てられています。名寄市としましても今回の集計結果が

らさまざまな課題が予想されるわけでありまして。産業と職業と基本集計結果の公表は来年とされておりまして、産業別、職業別の動向はわからないものの、今回の公表では人口3万591人となり、平成17年の前回と比べて1,037人、3.3%の減少、世帯数は1万3,348世帯であり、前回に比べ279世帯、2.1%の増加となっております。

そこで、特に次の3項目について伺います。1項目めは、名寄市過疎地域自立促進市町村計画推進事業について伺いますが、平成22年12月と、それから23年6月に変更されておりますけれども、今回はあるのか、あるとすればそれはどういう事業が考えられるのか伺います。

2項目めは、雇用対策について伺います。人口減少は、あらゆる分野に大きな影響を与えます。かつて経験したことのない先行き不透明な時代にあっては、市民が抱く将来への不安を払拭する道筋を指し示すことが行政の重要な使命とっております。そこで、各種課題の中で雇用対策は重要な課題の一つと考えます。厳しい経済情勢の中、地元企業の振興策、若者が自立しない、帰ってきても働く場を確保できる等の雇用創出対策をどのように進めていくのか、現状の取り組みをさらに踏み込んだ取り組みとするべきだと考えますが、今後の雇用対策を推進するに当たってどのような方針を重点として進めるのか、さらには具体的施策をどのように展開していくのか伺います。

3項目めは、虚弱な独居老人対策について伺います。世帯数の増加現象は、年々増加傾向にある独居老人とひとり世帯の増加にもなっております。このことは、将来にさまざまな課題となる孤独死、自殺、倒壊危険な空き家等につながる要因を含んでおりますが、独居老人、ひとり世帯対策をどのような方針で進めるのか、また介護認定を受けていない虚弱な独居老人の把握はされているのか、不慮のけがや疾病で自宅での生活が困難となるケースが多いと聞きますが、そのことで民生委員の

負担になっていないか、買い物、食事、通院など市独自のサービス支援はできないのか、このような対応をどのようにされているのか伺います。

次に、大項目の2点目、交通安全対策について伺います。交通死ゼロ更新継続のための強化対策について伺います。交通死ゼロ記録が更新しています。交通安全計画で命の尊厳を重視しつつ、さまざまな対策が進められている中、これから特に推進しようとしている強化対策について伺います。

また、名寄市交通安全条例の徹底度はどのような状況にあるのか伺います。自分だけは大丈夫という過信が交通事故の増加の原因の一つとなっています。重大な人身事故に至らないものの、何かと交通事故が発生しております。改めて市民一人一人がゼロ更新に対する参画意識と交通安全に対する意識改革が重要と思われませんが、どのように啓発、啓蒙しようとしているのか伺います。意識高揚施策として、セーフティラリー的な方策も考えますが、見解を伺います。

次に、自転車交通安全対策について伺います。自転車の車道走行の徹底を柱に自転車総合対策を警察署がまとめました。政府の自転車の通行環境の整備等どのようにするのか、いまだ不透明なところがありますが、道交法は自転車を軽車両と位置づけ、例外的に歩道通行が認められているものの、車道を通行することが原則であります。このため車と自転車、自転車と歩行者との事故が多発するのではと危惧されます。そこで、ルールの遵守や罰則の周知、マナーの醸成等改めて啓発活動を進めていくべきと考えます。そこで、この自転車対策をどのように考えられているのか伺います。

また、本市独自の交通ルールやマナーなどのテストなどで判断する自転車免許取得の免許制度導入の方策もあると思いますけれども、見解について伺います。

大きな3点目の市民保健について伺います。自殺対策について伺いたいと思います。自殺者数は、平成9年の2万4,391名から平成10年には一

挙に3万2,863名に増加しました。これ以降、3万人を超える数値が続いております。そこで、国は平成18年10月に自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策基本法を施行いたしました。それでも依然として3万人を超える自殺者数となっております。背景には、健康問題、経済、生活問題、家庭問題等の要因が考えられます。自殺を防止するためには、それぞれの課題に対して社会全体で粘り強く取り組む必要があると考えます。本市としてもその課題に真正面から真剣に取り組むべきであり、とうとい命をなくさせない、なくさないという環境づくりが求められると考えます。どのような方針で取り組まれるのか伺いたいと思います。

以上でこの場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐々木議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。大きな項目1点目の小項目1については私から、小項目2は営業戦略室長から、小項目3と大きな項目3点目は健康福祉部長から、大きな項目2点目は市民部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1の小項目1、国勢調査結果から考察する課題対応についての名寄市過疎地域自立促進市町村計画における推進策についてお答えします。平成22年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、法の失効が平成27年度まで延長されたことに伴いまして、過疎からの脱却と地域の自立を図ることを目的として平成22年9月に名寄市過疎地域自立促進市町村計画を策定いたしました。この一部法改正によりまして、過疎債の活用がハード事業だけではなくソフト事業にも拡充をされました。計画時点では具体的な運用が示されておらなかったことから、また北海道からの指導もありましたので、昨年12月の第4回定例会では平成22年度に実施が見込まれる産業の振興や高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進などの分野に

ついて、さらに本年6月の第2回定例会におきましては今後見込まれる産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、教育の振興、集落の整備などの分野におきまして計画を変更させていただきまして、国の財政支援策の有効活用に努めてきたところであります。議員より御指摘のありました変更の有無につきましては、さきに平成27年度までの向こう5年間を見据えた計画変更を行いましたので、本年度については計画変更の予定はございません。また、今後につきましても大きな変更はないと思われませんが、過疎計画の基本的な考え方であります総合計画との整合性を持った事業推進に基づきまして計画変更の必要性が生じた際には、その都度議会に御相談をさせていただきまして、改めて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、小項目の2、雇用対策についてお答えをいたします。

名寄市の雇用対策について、新卒者の対策としては北海道、上川教育局、ハローワークとの合同による名寄商工会議所への求人要請、関係機関と合同で企業訪問の実施や企業説明会、介護就職デーなどを開催し、企業と生徒が理解を深める取り組みを実施したところですが、新卒者の管内就職内定率は、10月末で50%を割り込む状況ですが、市内においては11月末で数名の未内定という情報がありますので、今後もハローワークを初め関係機関と連携しながら、一人でも多くの生徒が希望する企業へ就職できるよう各企業への呼びかけや求人開拓事業に対して名寄市とも連携しながら、支援をしてまいります。

地元企業に対する振興策については、若者の定住化や雇用の場の確保の観点から、特に重要と考えておりまして、名寄市中小企業振興条例や名寄市企業立地促進条例による各種の融資制度や福祉

制度、人材育成制度などの支援を実施しておりますが、さらに充実した支援内容とすべく、名寄市中小企業振興審議会などとも相談をさせていただき、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。また、国の委託を受けて運営する名寄地区通年雇用促進協議会を通じて近隣の関係自治体と連携をして、当該地域の季節労働者の通年雇用促進を図る各種の取り組みを実施してまいります。さらに、平成21年度から実施している国の緊急雇用創出事業については、今年度当市では6本の事業において23人を雇用する認定を受け事業に取り組みしましたが、今年度をもって終了となります。平成24年度については、新たに震災復興や円高対策として事業が継続されるといった情報もありますので、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目3の虚弱な独居老人対策についてと大項目3の市民保健について申し上げます。

平成22年国勢調査結果によりますと、平成17年から22年にかけて、総人口では3万1,628人から3万5,911人へと1,037人、3.3%減少しているのに対し、高齢者人口では7,880人から8,227人へと347人、4.4%の増加となっています。総世帯数では、1万3,069世帯から1万3,348世帯へと2.1%増加に対し、高齢者世帯では4,987世帯から5,273世帯へと286世帯、5.7%伸びており、高齢化が顕著にあらわれている状況にあります。また、高齢者夫婦のみの世帯では1,808世帯から1,955世帯へと147世帯、8.1%増加し、さらに単身世帯では1,204世帯から1,426世帯と222世帯、8.4%増加した数値になっております。ひとり世帯の対策につきましては、国勢調査の結果のように近年単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する

ことが社会問題となっています。この問題は、今後の人口動向、さらには家族やコミュニティーの役割が変化する中で一層深刻化することが予想されます。孤立死、自殺を防止するためには、行政を初め町内会、民生委員、福祉委員などが一体となり、だれもが地域で安心した生活を送られるよう地域全体で見守り活動を推進することが必要と考えております。また、倒壊危険の空き家につきましては、平成21年度から北海道の実施する緊急雇用創出推進事業の適用を受け、平成23年度までの3カ年で空き家になった危険家屋などの取り壊しを進めてきております。実施に当たりましては、各町内会から危険家屋や景観上問題のある空き家の情報をいただき、持ち主が明らかで連絡がとれ、費用負担を含め、取り壊しの同意が得られたものについて対応してまいりました。

次に、介護認定を受けていない虚弱なひとり暮らしの高齢者の把握につきましては、民生委員の皆様には地域包括支援センターの介護相談協力員もあわせて市より委嘱をさせていただいており、担当地区に住んでいる高齢者などで虚弱等の心配がある方についての相談など御協力をいただいております。高齢者が多い地区の民生委員の方々には、大変御苦勞をおかけしているのではないかと推察しております。市では、地域の関係者や関係機関と連携し、ともに問題解決に向けて支援することが民生委員の負担軽減につながるものと考えております。第三者から見て心配のある高齢者で、その方に介入できない時期に民生委員や町内会長、近隣の方が高齢介護課や地域包括支援センターへ相談を寄せられる場合があり、個別に応じた方法を検討し、対応を図っております。虚弱な独居老人の全体把握までには至っていない状況にあります。地域包括支援センターでは介護保険制度の地域支援事業の一環として、5年で市内を一巡する計画でひとり暮らしの高齢者ばかりではなく、要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の方全員に対し生活機能調査、基本チェックリスト

を郵送し、回収する事業を本年度から開始いたしました。そのチェックリストをもとに生活機能が低下している方を把握し、必要であれば要介護認定を勧奨し、介護サービスへの利用へ結びつけたり、介護状態に至っていない状況でも近い将来介護状態になるおそれのある方には高齢者自立支援事業の利用や介護予防事業への参加を促し、生活機能の維持または改善を図る支援を行っており、本事業の実施により虚弱なひとり暮らしの高齢者の把握にもつながるものと考えております。

次に、市独自のサービス事業につきましては、要介護、要支援認定を受けていない、または要介護認定で自立と判断された高齢者が利用できる福祉サービスとして、高齢者自立支援事業の自立支援ヘルパー派遣事業、自立支援デイサービス事業、自立支援ショートステイ事業、配食サービス事業などを実施しております。また、65歳以上のみの世帯で重度の疾病により日常生活に支障がある方や重度障害のある単身世帯の方を対象に急病や災害などに迅速な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行う緊急通報システム事業も実施しております。現在の救急通報システムの利用状況は、全体で209台、そのうち一般住宅では159台、シルバーハウジングでは50台となっており、一般住宅159台のうち要介護、要支援認定を受けている世帯は86世帯となっております。さらに、市では実施している高齢者福祉サービスや介護保険サービス以外では民間の訪問介護事業所で実施している保険対象外サービスや名寄市社会福祉協議会で行っている有償ボランティアによるホームヘルプサービスなどの事業も展開されております。今後高齢者の福祉サービスにつきましては、介護福祉ガイドブックなどを活用し、民生委員や市民への周知を推進してまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の市民保健についての小項目1の自殺対策について申し上げます。名寄市内での自殺者数は、昭和62年から平成20年度までの22年間に210人になり、内訳としまして

は男性135人、女性75人となり、男性は女性の1.8倍にもなっています。多い年は平成18年の18人、少ない年は平成3年の4人となり、年平均で9.5人の方が何らかの理由によりみずからの命を絶ったこととなります。この数字は、全国、全道平均よりやや高い数字となっています。平成14年ごろからは増加傾向が見られ、平成20年度までの平均を見ますと13人となっておりますが、ここ2年間では22年間の平均の9.5人よりも低い数値で推移しております。年代別では、40代が最も多く46人、次いで50代と70代が37人となっており、働き盛りの40歳から50歳代の人が全体の約4割を占めていることとなります。原因としましては、病気、生活苦などが主なものと考えておりますが、正式な調査結果は出ておりません。これらの予防対策ですが、現在北海道が中心となり、関係する機関などが情報交換を行うとともに、相互の連携、協力により総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るべく、和寒以北中川町までの2市5町1村の自治体、警察、消防、民生委員児童委員連絡協議会、市立総合病院、労働基準監督署などの関係機関で構成されている上川北部地域自殺対策連絡会議が設置され、自殺対策が検討されております。この会議では、パンフレットの配布や講演会などで啓蒙活動を実施していますが、残念ながら特効薬となる対策は見出せないのが現状であります。自殺願望を持つ方の早期発見が課題とされている中で、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげていく見守る人、ゲートキーパーの養成が進められています。ただ、ゲートキーパーを養成するだけでは解決するには至らず、身近にいる人たちが当人の変化に気づくことが一番効果が上がるものと考えております。独居高齢者などには、見守りや声かけなどが効果的と考え、またひきこもりから発展してうつ病、そして自殺に至るケースも考えられることから、早い時期での相談が望まれます。悩みに関する相談は、電話でも対

応しておりますので、ことしの7月に全戸配布いたしました福祉相談ガイドを参照していただきまして、関係窓口を利用していただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、交通安全対策についてお答えいたします。

まず、小項目1、交通事故死ゼロ更新継続のための強化策についてであります。名寄市の交通事故死ゼロ記録は平成20年9月19日以降続いておりまして、本日現在1,180日となりました。この記録は、昭和31年の市制施行以来旧名寄市、旧風連町を通して最長の記録であり、道内35市の中でもトップとなっております。このことは、交通安全にかかわる関係機関、団体はもちろん、市民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践した結果であると考えております。名寄市を初め交通安全の関係機関、団体では交通事故死ゼロ記録の1,000日及び1,100日達成、さらには旧風連町の最長記録を塗りかえた1,134日の達成ごとにさらなる意思統一を図り、毎年の6期60日間にわたる安全運動期間や街頭啓発、夜間反射材などのグッズの配布活動、また安全祈願式等を実施してまいりました。こうした活動は、名寄市交通安全条例や本年8月に策定をいたしました第9次名寄市交通安全計画を基軸に進められてきております。今後においても1,200日、平成24年1月2日達成を目標に交通安全教室の開催や各種啓発、広報活動を行い、市民の交通安全に対する意識高揚につなげてまいりたいと考えております。

セーフティラリーによる無事故、無違反の奨励につきましては、現在セーフティラリー北海道実行委員会が主催し、実施をしております。名寄警察署管内では、平成22年度実績で389チーム、1,809名の参加者があり、名寄地区安全運転管理者協会ではこの達成チームに対して独自の表彰

を設けて推進などしており、今後ともこの運動に多くの市民が参加できますようにPRを行い、安全意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、自転車交通安全対策についてであります。警察庁におきましては平成23年10月25日に良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進についての通達を出しております。このことは、全国的には自転車関連事故の全交通事故に占める割合が増加傾向にあり、またその交通ルール、マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分なことから、自転車の通行環境の確立、自転車のルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取り締まりの強化をその対策としております。名寄市内での自転車利用者に対する交通ルール、マナーの教育指導につきましては、各小中学校、高校での交通安全教育、町内会、老人クラブ等の交通安全教室、高齢者交通安全宣言大会など街頭啓発のチラシ配布、また市の広報紙などを通じて実施しております。

御指摘の名寄市独自の交通ルール、自転車免許取得制度等につきましては、上位法令の道路交通法の遵守や北海道公安委員会等の定めもあり、難しいものと考えますが、歩道の自転車通行可能路線の設定などにつきましては道路交通法の中で地域の実情に合った通行規制など名寄警察署と連携をして対応してまいりたいと考えますし、マナー教育の一層の推進に当たりましては各教育機関や諸団体と連携をし、強化をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 答弁をいただきましたので、何点かについて再質問させていただきます。

先ほど総務部長のほうから今年度の過疎計画の変更はないということでございましたけれども、

いずれにいたしましても総合計画がまた来年度から新たに5年間の計画が始まりますから、その中で今までこの中で中小企業等が商業地域内で行う店舗、あるいは事務所の近代化を支援することを通じて高度化する経済社会に適合した企業の育成を図るということで、中心市街地近代化事業があります。それが加えられたわけなのですが、この事業は将来的にも今現在なかなか私どものところにははっきりとしたものが見えてこないのですけれども、この事業の成果と今後このような事業をまた継続していくのかどうか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 事業の継続の関係については、補足があれば営業戦略室長のほうから。

今回計画を見直すとき見えづらくなった分については、過疎ソフトについては年間で1億8,000万円から2億円ぐらい、ソフト事業に対して交付されてきます。中小企業の振興関係につきましても近代化の補助金等も対象にするためには、それなりの位置づけが必要だったということもありまして、22年から23年6月に計画を見直すときに有利な過疎債の対象になるように仕分けをさせていただいて登載をしておりますので、その補助事業については現在も継続されています。通常の費目別の状況であるとか、そういうものと比べると、過疎対策を受けるために一定の仕掛けが必要でしたので、ちょっと見えづらくなって申しわけなかったのですけれども、そういう計画のつくり方をさせていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、成果ということだったので、ちょっと数字的なお話をさせていただきますと思います。

平成23年度ということでもよろしかったでしょうか。平成23年度1月から6月という数字にな

りますけれども、設備資金の利子補給については件数で49件、金額としては255万4,121円、それから信用保証料については18件、75万600円、それから空き地、空き店舗対策については3件、87万円、中心市街地近代化については1件、204万3,000円、それから店舗支援につきましては2件で200万円というふうになってございます。よろしいでしょうか。

今後の見通しですね。なお、今後につきましては、いずれの事業も地域の経済や企業振興する上で必要な事業というふうを考えておまして、今後も継続して実施したいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

あともう一点、今湯浅営業戦略室長からありましたけれども、過疎計画で一番最後にちょっと暮らしということで、この間新聞の報道でもありましたけれども、このちょっと暮らし、これは2006年から道が市町村に呼びかけた事業なのですけれども、ことしは東日本大震災等があった市町村によっては断ったところもあるということなのですけれども、名寄は将来の人口の増加とか定住の促進の事業の一つだと思うのですけれども、今年度このちょっと暮らしの上期、4月から9月までの上期の状況というのはどのような状況になっているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 名寄市でもこの事業については実施しておまして、体験移住事業と申しまして、通称、ちょっと暮らしということになっております。移住をする前に数日から数週間空き家や空き住宅を提供して、実際に住んでもらってその地域の環境や実情を体験してもらうという事業なのですけれども、名寄市においても実施しておりますが、平成23年度につきましては、照会というのは電話等でどこかありますか、そういった照会なのですけれども、照会が4件、そしてちょっと暮らしは1件ということ。実

態は1件だけでした。上半期です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） これは、名寄市の場合、ここまで来るというちょっと暮らしというのは少ないというような状況にはあるわけですが、これからの考え方としては住みよい名寄、ランクでも上位に入っている名寄を紹介するためにも、何かほかの事業を組み合わせながら、例えば名寄市の観光資源を、あるいは財産をPRとしてそこら辺を回っていく、そういうようなツアーとか何かも取り入れて宣伝していったほうがいいのではないかと思いますけれども、考え方あればちょっとお話を。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 議員御指摘のとおりであります。今現在は、受け入れ態勢に不備というか、ちょっとまだ受け入れ態勢がきちっと確立されていないという状況がありまして、今後それらを今度少し組織をつくって受け入れ態勢を考えていきたいと思っていますし、観光振興計画の中でも実はそういう話題が何本も出まして、今交流しております杉並だとか、いろんなところにちょっと暮らし体験ツアーを何とか呼べないかとかという、まだ具体的にまだお話しはできませんけれども、そういった話題も出ておまして、今後の課題と思って考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ぜひこれからの名寄の観光事業も含めた、ツアーを含めた宣伝をやっていただきたいと、こういうように思います。

次に、雇用について伺いたと思いますが、なかなか先ほどの御答弁にあっても若い高校生はまだ半数以下だということなのですけれども、これは非常に将来にとって重要な問題だと思います。いずれにいたしましても、若い者がこの地域に残るとい、そういう考え方というのは、地元志向の考え方というのは当然ながらあるわけでありま

すけれども、なかなか道外に行くという親の許可も得なければいかぬのだということが新聞に出ておりましたけれども、地元、なるべくやるということについては、平成19年10月に雇用対策法の改正になったのですけれども、御存じだと思いますけれども、これは特に若者の対策を、これを厚労省の努力義務で知らせているのです。これは、若者に有する能力を正当に評価するための募集、採用方法の改善、2つ目はその他の雇用管理の改善、実践的な職業能力の開発及び向上というようなことで、事業主の皆さんに努力義務として厚労省が出しているのです。これは、いい施策だとは思いますが、実際に名寄の場合はなかなかこれが結びつかないだろうなと思っているのですけれども、その状況とか何かというのは把握されておりますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) そういったところまでの情報、状況把握は今できておりません。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) これは、行政としてしっかりと働きかけて、もう一回そういうような部分を話し合いもしながら、若者の対策をよく話し合われたほうがいいと。そういう機会を持たれたほうがいいと私は思っております。

それで、高校生のことについて、先ほど半数以下ということですが、これは職安のほうでも企業の一般枠を高校生まで広げましょうという、働きかけているのですけれども、行政としてはどういうふうな働きかけをしているのですか。何か考えておれば、働きかけしていますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 新卒の生徒さんと、それから一般の再就職という方々については、それぞれ少し分けた考え方を今対策はとっております。ただ、採用条件や何かがその企業によって変わりますので、それぞれの状況に合った求人だとか求人要請だとかを行っているところです。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) そういうことも含めて、行政としてもやっぱり企業とそういうようなものをしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

それで、もう一つ、道の雇用創出基本計画、これが4年ごとあるのですけれども、これとのかかわりは名寄市としてはどういうふうなことになっていますか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) ちょっとそこら辺把握できておりませんので、申しわけございません。今把握できておりません。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) これは、4年ごと、雇用の創出のための基本計画なのですけれども、今度は来年度から4年の次期計画が道の経済関係のほうで検討されているところなのですけれども、こういうところも含めて名寄としての雇用に対する取り組み方をしっかりと進めていただきたい。いずれにいたしましても、こういうような計画等で一つ一つ検証して、そしてやっぱり将来に向けた対策を進めていっていただきたいと、こういうふうに思います。これを求めておきたいと思えます。

次に、虚弱な独居老人対策ですが、やはり世帯人員が減少するという要因というのは核家族であったり、高齢化であったり、少子化であったり、あるいは一生結婚しないというものがあつたり、あるいは結婚がおくれているという晩婚化、あるいはこれも私言いづらいなのですが、離婚率の増加とか、こういうようなものが要因になっているわけです。それで、この要因を解消するというのを一つ一つ解消していくということがやっぱり将来の高齢化の福祉対策に対策を通して実際に進めていくものになるのだと思っています。いずれにいたしましても、戦後、戦前を本当に懸命にこうやって生きてきた高齢者の方を、これが



だんだんひとり世帯になっていろいろな問題を起こすということは、一つの社会の中で非常に問題だなと思います。そしてまた、高齢化対策をしっかりとすることによって今の若者が将来に希望が持てる。この整備はどうしても欠かせないものだと思いますので、今後とも継続して地道ながらもしっかりと前向きに取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

それから、自転車事故、交通安全対策について伺いたいと思いますが、特に自転車の交通安全対策、これは先ほども御答弁をいただきましたけれども、地域によってそれぞれ道路環境、あるいは自転車の乗る人の数とか、これだんだん環境がちよっと違うわけでありましてけれども、国は確かに専用レーンとかをつくってやればいいのですけれども、これがなかなかできない。ところが、例えば名寄市で考えると、余りにも人通りが少ないところはほとんどの方が自転車に乗って歩道を走っている。もちろんメーター数が2.5メートルもあれば走れるということなのですけれども、これはやはり公安委員会のこととその辺のしっかりした取り決めが必要なのだろうと。それは、やはり名寄市と公安委員会の調整をしっかりと公安委員会にさせていただいて、そして取り組まなくてはならない事業だと思っているのです。したがって、名寄でもこのごろは冬で自転車に乗っている人もいますけれども、そういう人なんていうのは本当に私どもも見ても危ないのですけれども、やっぱりそういうルールとか何かもしっかりと取り組まなければいけないと、こういうふうに思っています。

それで、先ほどセーフティラリーのことがちょっとあったのですけれども、これは自転車も、自転車に限らずセーフティラリーというのは市独自でもやっぱりやって、我々昔自衛隊におったころは自衛隊独自のセーフティラリーという、事故を起こしたら宣誓書みたいなものがあったのですけれども、そういうようなものも取り組むことによっ

て個人、個人に広がるのだらうなというふうに思っています。団体等に例えばトートバッグ、市長も配布されました。準備しています、トートバッグとか、あるいは理髪店に反射シールとか。そういうのやっている人は、ちゃんとわかっています。それやっていない方のほうが全然無頓着なわけです。したがって、これはやるのだったら市民全員にやらせないといけないのでないかと、こういうふうに思います。この考え方ちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 自転車のマナー向上ということでございます。この間警察庁のほうでもそれぞれ対策を打っているということでありまして、全国的には自転車と人との事故、もしくは自転車と、それから車両との事故が若干率としてはふえているということでもあります。ただ、しかしながらこの間相当交通安全教育を含めて対応が進んできたということもありまして、実は事故そのものの件数は逆に少しずつ減ってきております。これは、全道、それから名寄市の状況におきましても決して自転車事故はふえているということではありませんが、ただこの間自転車のマナーの悪化が随分社会問題になりまして、危険行為も含めてやはり対応ということで今回改めて警察庁のほうでも対応したということでもあります。まさに議員御指摘のとおりルールづくりに、ルールをしっかりと守るといような教育なり啓蒙が一番必要だということでもあります。それで、今回警察庁のほうでも、いわゆる人と自転車の接触をできるだけ避けるということの意味含めて通達を出しております。実は一部歩道のいわゆる上を自転車が通行できる通行帯が名寄市内にも2カ所ほど設定をされております。それにつきましては、例えば幅員が2メートルでありますとか、それから勾配が10%でありますとか、さまざまな規定はございますけれども、今回の通達で警察庁は3メートルも一定の目標にということで、人と自転車を避

けるという工夫も必要だと一方では言っております。なかなかいわゆる自転車の安全対策につきましては、単純に人と、それから車両を避ければよいということだけではなくて、議員御指摘のとおり名寄で実際に歩道にあっても人と車両がかなりいわゆる込み合っているという状況は実はありませんので、それはまさに地域でそれぞれ適切な規則なり対応、もしくは交通規制なりをやるということが必要だろうというふうに思っております。まさに警察署もそういう視点で交通指導を徹底していくということをおっしゃっておられます。

それから、セーフティラリーの取り組みにつきましては、実は全道段階でもかなり長い歴史を持って取り組まれているということもございますし、先ほど申しましたとおり1,800人を超える方も参加をされていると。それから、一方ではシルバーセーフティラリーという制度もございまして、平成22年度時点でいきますと65歳以上、これは個人で参加ができるという仕組みになっておりますが、305人の方が参加をされているということもあります。制度的には、しっかり市民周知を図って市民の皆さんがこの制度に参加をしていただくということもまた1つ手だてとしては必要であろうと。そうした全体的な交通安全意識の高揚の中で自転車のマナーの向上についてもあわせてやっぱりやっていくということが必要なことだろうというふうに思っております。現在あるセーフティラリーの趣旨を十分市内の中でも周知できるような、そんな進め方を関係団体含めてぜひ私どもも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) やはり名寄市、特に市内中心街とかのところの実態を把握して、町内会の協力を得ながら、ここは危険な箇所であるとか、ここは自転車が通ってもいいとかという、そういうものをしっかり実態を重ね合わせた上で進めていってほしいと。自転車については、

道交法私もちよっと認識不足だったのですがけれども、この飲酒運転の罰則なんていうのは皆さん聞いたらびっくりするかもしれませんがけれども、飲酒運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金となっているのです。それから、普通に傘差し運転とか、あるいは2人乗りなんかやっていますけれども、傘差し運転については5万円以下の罰金なのです。こういう罰則もやっぱり自転車、特に老人の方なんていうのはもう自分の道路だと思っぐらい真ん中走っておったりというので、ルールなんか無視している老人の方の対策というのももうしっかりと教育といいますか、普及しなければいけないのではないかなと思います。今後ともしっかりとその対策については、事故が起きてしまったからでは遅いので、やっぱりそういう今のちょうど冬の期間ですと余り自転車も乗る人がいないのだと思いますけれども、春になったら一層乗る方も多くなってきます。それまでに対策をしっかりと進めていただきたいと、このように思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(仮称)市民ホールについて外2件を、東千春議員。

○19番(東 千春議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をしてまいりたいと思います。

(仮称)市民ホールは、基本的には市民会館の代替施設という位置づけですが、長らく市民が期待を寄せたホールでもあります。市民会館は、文

化的な活動には構造的な制約がありましたが、（仮称）市民ホールはどのような利用を想定した設計を考えようとしているのかお知らせをいただきたいと思います。

2点目、他の自治体ではホールができたことを契機に予算づけをしてコンサートや芝居などを主催して文化活動を行う例がありますが、名寄市では文化振興をどのように図っていこうと考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。また、市民が主催する文化事業をどのように支援しようと考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、一定程度の文化的利用を考えるときに、音響、照明等の設備は重要であります。一般的にコンサートなどを行うときに機材を外部から借り入れて行うことになると、数十万円という金額になります。これでは、市民が自主的にイベントを組むときには大変難しくなるのではないかと思いますけれども、機材の整備をどのようにお考えかお知らせをください。また、音響、照明、管理運営、責任者のスタッフ体制はどのようにお考えか、あわせてお知らせいただきたいと思います。

4点目、ホールの有効利用を図るときにいすを収納したときの利用はどのように考えておられるのかお知らせをいただきたいと思います。

大項目の2点目、除雪についてお伺いいたします。名寄市では、通学路の歩道の除雪はルールを決めて生徒が安全に登下校できるよう配慮をされておりますけれども、幼稚園への通園の歩道はどのように考えておられるのでしょうか。一般的にはバスによる送迎が多いようですけれども、近い距離の場合は保護者とともに歩いて通うことがあるというふう聞いておりますけれども、通園路の歩道除雪について考えをお知らせいただきたいと思います。

2点目、市道のダンプ排雪を行うときにまちの外れまで運搬しなければならぬのが現状であります。昨年からは、旧雪印跡地を借り上げて雪

の堆積場所として利用しておりますけれども、土地の借り上げ料と近距離運搬の効率化でどのような収支になるのかお知らせをいただきたいと思います。また、名寄市が所有する西2条北1丁目の旧営林署跡地と雪フェスが終わった後の南広場を雪の堆積場として使うことに対する考えをお知らせいただきたいと思います。

大項目の3点目、市民、高齢者の健康対策について。近年全国的に健康への関心が高まっているのではないかと感じております。名寄市は、健康都市宣言を行い、市民の健康増進に向けて健康まつり、チャレンジデーなどの取り組みを行っております。特養などの待機者数が問題になることがありますけれども、いつまでも元気で少しでも長く地域で生活できることが有意義な人生につながるのではないのでしょうか。そのためにも積極的な介護予防などの政策を展開し、高齢者の健康寿命を延ばすことが重要だと思っております。

市政クラブでは、福島県伊達市に健康運動教室ということをテーマにして視察、研修を行ってまいりました。ここでは、40歳以上の健康運動教室、65歳以上を対象とした介護予防事業、認知症予防事業を行っております。専門のプログラムを利用し、データをとりながら取り組んでおりますけれども、体力の若返り、BMIや脂質代謝、糖尿病などで明らかな改善が見られております。他の自治体でも同様の取り組みが進んでいるとのことで、一般的に開始4年後には医療費へのよい影響があらわれると説明を受けたところでございます。名寄市でも市民の健康増進にこのような取り組みを行ってはいかがかと思っておりますけれども、考えをお知らせいただきたいと思います。

2点目です。なよろ温泉サンピラーは、市民の憩いの場として、また高齢者が温泉治療の一環として利用される例もあります。しかし、市内からは遠いために車を持たない人はバス利用で通っております。上川北部の保養センターのバスの状況を見ますと、市町村民または高齢者に対して優遇

措置を設けている例が多く、法的な根拠として有料化をするということには御理解をいたしますけれども、高齢者に対する考えをお知らせいただきたいと思います。

この場での質問を終わりとさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 東議員のほうからは、大きな項目で3項目の御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2は建設水道部長から、大項目3は健康福祉部長からの答弁とさせていただきます。

大項目1の（仮称）市民ホールについて、小項目1の利用目的についてお答えをいたします。市民ホールにつきましては、このたびプロポーザル方式により決定をいたしました受託業者と基本設計業務の委託契約を締結をいたしましたところであります。今後は、基本設計を進める中で施設の規模や座席数、機能、さらには既存の市民文化センターの改修も含め、両施設の補完的な機能を充実させ、にぎわいの創出、文化、芸術活動の拠点として、また市民のコミュニティーの醸成の場として、親しみがあり、市民が利用しやすい施設となるように計画をまとめてまいりたいと思います。建設に当たりましては、社会資本整備総合交付金を活用することとしております。補助事業といたしましては、昨年度オープンいたしました風連の地域交流センターと同様の事業となりますので、ホール部分におきましても通称、風っ子ホールと同じく多目的ホールに限定をされることから、一定の部分が可動席となるものでございます。

施設の機能につきましては、今後市民懇話会の報告を踏まえまして、基本設計の中で十分検討をしていかなければならない重要な事柄と考えております。特に施設の中心となるホール部分につきましては、市民の文化、創造、発表の場、各種大会の開催、プロによる舞台芸術公演や音楽鑑賞機会の提供など、多目的に利用できる施設を目指し、多様な用途に対応できるよう施設面では音響反射

板等の装置を設置するなどいたしまして、また壁や天井の構造等にも十分配慮することといたしたいと思います。

小項目2のホールの運営と文化振興の考え方につきましては、教育委員会では今日まで市民を交えました舞台芸術劇場実行委員会を組織をいたしまして、これまでさまざまな文化、芸術事業に取り組んでまいりました。例えば平成21年度におきましては、文化庁の地域文化芸術振興プランの指定を受けまして320万円の助成をいただき、演劇、吹奏楽、人形劇、ゴスペル、ダンス、阿波踊り、音楽のワークショップと発表会、プロによる人形劇公演を実施をしております。平成22年度は、財団法人地域創造の公共ダンスホール現代ダンス活性化事業によりますセレノグラフィカダンス公演、北海道文化財団の文化の宅配便事業によります金子竜太郎和太鼓コンサート、さらには財団法人自治総合センターの宝くじ文化公演によります劇団イナダ組の「コバルトにいさん」の公演を実施をいたしました。本年度におきましても今月10日の日に財団法人北海道公立学校教職員互助会の芸術文化公演事業を活用いたしまして、本市と交流がございます東京都杉並区の区立杉並芸術会館、座・高円寺制作のピアノと朗読「ジョルジュ」の公演を実施をしたところであります。

市民ホール建設後の運営につきましては、現施設の市民文化センターとあわせて引き続き直営とするのか、部分委託ないし指定管理者とするのか、さらには指定管理者とする場合においても既存の企業または新たなNPOなどの設立とするのか、現段階では不明な部分がございます。運営体制につきましては、基本設計の中で検討するとともに、平成26年度のオープンまでに現状を十分に見きわめながら、財政負担が少なく、かつ市民が利用しやすい施設の運営体制を構築すると考えております。施設運営と企画的文化、芸術事業とは連動するものと思いますので、運営体制が確定していない現段階といたしましては、引き続き舞台芸

術劇場実行委員会を継承する形で市民にすぐれた文化、芸術に触れていただく機会の提供をと考えております。

また、これまで文化大ホールの建設にと多くの市民の方々から寄附をいただいております。今回の建設事業には、これまでの約4,000万円ほどの寄附を含め、2億7,000万円近くあります文化センター大ホール建設基金は使わずに、国の交付金と合併特例債で賄うこととしておりますので、今後この基金を活用した文化、芸術事業を検討してまいりたいと思います。また、市民が行います文化事業への支援につきましては、現在社会教育団体などが公共施設を利用する場合減免としておりますが、新しい市民ホールも同様に適用させ、活動の支援を図ることといたします。また、各文化団体などの事業に対しては、共催等によりまして支援を引き続き行おうと考えてございます。

小項目3、ホール部分の設備につきましてですが、今後基本設計の中で舞台機能とともに設備関係につきましても検討する重要な事項と考えております。ホールの活用は、音楽、演劇公演以外にも各催し物など多彩な事業に利用され、利用される方につきましても一般市民から設備に関して専門的な知識を持たれている方まで幅広く利用されることとなります。音響、照明などの設備関係におきましても機器関係はおおむね備品扱いとなり、補助対象から外れることとなりますので、初期的な投資の経費とその後の補修、管理的な経費を考慮いたしながら、市民の方が使いやすい設備といたしたいと思っております。

管理運営体制につきましては、さきの小項目2のホールの運営で述べましたが、施設全体の管理運営体制と関係するものとなりますので、今後十分検討を重ねていきたいと思っております。

小項目4の可動いす収納時における利用についてであります。市民ホールは、市民会館の代替施設としての機能を有しておりますが、市民会館の大ホールの練習等でステージのみの使用を除きま

すと年間の利用が60から70回程度となっております。一方、現在の市民文化センターの多目的ホールの利用は、市などの主催及び共催事業を除きまして年間70回程度の利用があるところであります。市民ホールのホール部分は、多目的に利用できる施設としていすを移動させて平らな床面としても利用できる施設となりますが、建設後の利用者としたしましては現在市民会館を利用されている団体などの利用のほか、市民文化センター、さらには総合福祉センターなどの他の施設を利用している団体の利用も考えられるところでございます。固定席だけでは、鑑賞中心の事業のみの利用となりますけれども、平面的な利用が加わることにより床面を活用した交流事業や机といすを配置した催し物など多彩な事業の利用が可能となります。今回の基本設計では、市民懇話会から報告をいただいております小ホール及びリハーサル室についても検討するとともに、隣接する市民文化センターの設備機能についても検討することとしており、稼働率の高い市民の多様な利用目的に対応した施設の充実を図る考えでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目2点目、除雪についてお答えをさせていただきます。

最初に、通園路の歩道除雪についてであります。歩道の除雪は、バス路線を含む幹線道路など交通量が多く、歩行者も比較的多く利用されている路線について国や北海道と連携を図りながら行っているところであります。そのほかには、通学路や園児の通る道路も同様に指定された歩道のある路線は最低限片側の歩道だけは確保できるような除雪計画で進めております。ただし、道路幅が狭く歩道のないところについてはできる限り車道を広く除雪することで道路空間の確保に努めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、市有地の雪堆積場利用についてであります。名寄地区の市道排雪における雪堆積場は、市街地付近に炭化センター北側など7カ所のほか、郊外地で日進地区に確保しております。日進の雪堆積場まで運搬するには、中心部から約7キロメートルもあり、市街地の堆積場から比べると倍近く時間がかかり、非常に効率が悪くなることから、市街地の市有地を主に雪堆積場として使うことを近隣の町内会などに了解を得ながら、利用させていただいているところであります。そのうち私有地で、昨年から利用させていただいている雪印乳業工場跡地について御説明をさせていただきます。雪印乳業工場跡地利用は、基本的には公共事業が見直され、夏場の工事が減少されている中で、それに比例するかのように建設業者のダンプの保有台数が減少しております。これを少しでも補う目的に市街地の中に雪堆積場をとということで、約1.2ヘクタールを年間74万7,000円で借地契約をしております。経費としては、昨年の実績で申し上げますと借地料も含め、フェンスや看板の設置、夏の草刈りなどで約138万円の支出に対し、工場跡地には1万4,500立米の堆雪をしましたので、これをロータリー除雪車で1日の作業を効率よく進めるには、日進に運搬すれば17台ダンプが必要となりますが、市街地であれば10台で間に合い、7台分の削減効果があります。これが昨年は7日かかりましたので、節減額は運搬費で約178万円となり、差し引き約40万円の節減となっております。ことしからは、フェンスや看板には経費がかかりませんし、今の降雪量から見れば非常に多くなっていることから、3万立米以上は跡地に堆雪しなければならないと考えておりますので、かなりの節減が見込めるものと考えております。

次に、旧営林署跡地は縦長で受け入れ容量が少ないことで非常用として確保しておりますが、昨年は雪が少なかったことから、利用をしませんでした。また、南広場はなよろ観光まちづくり協会

の要請により雪フェスティバル用として約7,000立米、ダンプの数にして500台の雪を搬入し、利用しております。今後も地域の理解を得ながら安全性と経費節減に努めて進めたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大項目3の市民、高齢者の健康対策についての小項目、市民健康運動教室について申し上げます。

急速な高齢化に伴い、健康寿命の延伸を図っていくために、働き盛りである壮年期からの健康づくりが大きな課題となっています。効果的な健康づくりを推進していくために、平成20年3月に名寄市健康増進計画を策定し、食生活、運動を中心に身近にできる具体的な取り組みについて盛り込みました。その取り組みとして、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつりの開催などスポーツの振興とともに、健康管理の大切さや健康づくりに向けての意識啓発に努めてきました。また、運動習慣の定着を目的になよろ健康あるキングを実施し、3カ月間ウォーキングを行い、歩数上位の方にはなよろ健康まつりの中で毎年表彰を行っています。健康づくり事業は、多くの方の参加が得られ、また地区、団体、個人においてもウォーキングやパークゴルフなどの軽スポーツやレクリエーションの各サークルにおいて自主的に取り組まれ、体力づくりに対し市民の健康に対する意識が高まってきていると考えております。しかし、この地域における健康課題として冬の運動不足が挙げられます。このため現在特定健診後の教室として、11月から1月の3カ月に向け、男性のための運動教室を開催し、内臓、体脂肪率、筋肉率、基礎代謝率など体内健康測定を行い、そのデータを確認し、運動の継続性を図っています。また、地域の中では保健推進委員が主体となり、冬期体操教室を開催し、地域の中から積極的な健康づくりに取り組ん

でいます。今年度は、ふうれん健康センターが開設され、新たに体力の若返りを測定できる健康測定機器も導入いたしましたので、これらの機器を活用しながらデータをもとに有効な運動の継続を図っていきたいと考えております。市民の健康増進に向けた健康運動教室の取り組みは、現在地域包括支援センターにおいて介護予防事業として展開されてきていますので、横断的な連携のもと、今後もさらに各団体との連携も視野に入れながら、ニーズを把握し、市民と一体となって健康づくりができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2のピヤシリバス路線の高齢者割引について申し上げます。日進ピヤシリ線は、公共交通空白地域だった名寄日進地区住民の利便性と市内循環バスの逆回りの利用できる利便性及び日進地区の公共施設への足としての交通手段を確保する目的で、ピヤシリスキー場のオープンにあわせて平成22年12月11日から1日5往復の運行を開始しております。日進ピヤシリ線運行による利用状況につきましては、昨年運行開始から本年3月末日までの約4カ月間の利用者としては6,452名、前年比25.7%増となっており、本年11月末日までの1年間で延べ約1万5,000人の利用をいただいたところです。上川北部の市町村では、保養センターを利用する高齢者に対しての優遇措置として、保養施設独自の無料バスの運行及び保養施設を含めた無料路線の提供などが行われておりますが、本市のピヤシリバス路線の通年の路線運行に際しては地域住民が利用しやすい公共交通機関となるように、市内からなよろ温泉サンピラーまでの大人片道運賃400円を市が2分の1を負担して200円で設定し、日進橋手前までについては市内循環線と同様に150円の定額料金として利用できるようにしております。平成22年12月11日から平成23年11月末日までの約1年間の市負担分は、約630万円となっております。高齢者を対象として敬老会、除雪サービス、老人クラブ運営、外出支援事業など

を実施しておりますので、高齢者の一部に限定した割引は難しいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ答弁をいただきましたので、随時再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、順番にいかせていただきたいと思います。ホールのほうからお伺いしたいなというふうに思いますけれども、ただいま答弁の中で市民の舞台芸術劇場実行委員会というところで各種事業を行った、そういったオープンに向けての準備をしているのだというふうなお話を伺いました。そういった中で現場の状況、雰囲気というのは大分つかんでおられるのかなというふうにも思います。というのは、例えばよそからどなたかを招聘した場合にはどういうふうな形で招いて、どういうふうな手順で当日を迎えたらいいのかであるとか、そのときの音響、照明はどうするのかだとか、前売り券はどうするのかとか、そういったことを次第に学んでこられているのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） まず、再質問にお答えする前に、先ほど私答弁の中で数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

市民ホールの建設基金の総額でございますけれども、2億7,000万円と言いましたが、3億円に、済みません。訂正をしてください。申しわけございません。

今議員のほうから御質問いただきました。具体的には、平成21年度から実施しております舞台芸術劇場実行委員会につきましては、現在事務局につきましては教育委員会の生涯学習課が主な担当をしておりますが、それぞれの事業につきましてはいわゆる実行委員長を決めまして、これは民

間の方でございます。劇団なよろとか各種行事に精通している方にその都度入っていただいて、主に10名前後での実行委員会をつくり、事業を組み立て、また実行するという形でございます。回数を重ねる中で、議員の指摘のとおりこういった企画が市民から要求されているのか、また事業にあってどういうところに券を売ったりしなければだめなのかというノウハウが毎回蓄積されているように考えております。この間の土曜日に行われました「ジョルジュ」につきましても市民会館の上下の席、350席を満員にするだけの企画力と準備をなし遂げたという部分では、一定程度成果が上がってきているなど考えております。今後は、こういった実行委員会形式のものを続けながら、具体的に市民ホールができたときには多分大きな規模の事業につきましては情報の収集を含めて長いスパンでの準備期間等が要る事業に取り組まなければだめだということでありますので、舞台芸術劇場実行委員会の方の蓄積したノウハウを検討する中で、より具体的な実行団体、強力な推進力になるような実行団体をつくり出していくように教育委員会としても一緒に努力をしていきたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 徐々にそのように準備を進められておられるというのはいいことだなというふうに思っております。やっぱり箱ができて、さあ、どうしようというのでは、これはだめな話で、ソフトがきちっと整ってなければ箱は本当に宝の持ち腐れになってしまうということなので、ぜひそういった方向でこれからも進めていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、実行委員会は民間の実行委員長を置いて、民間の実行委員を10名程度という形で進められておられるのかなというふうに思いますけれども、特にやはり音響だとか照明だとかというのはありものを使っているのか、あるいはどこからか借りてきて使っているのか、そういっ

た現状についてはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 実行委員会につきましては、メンバー的には約半数ほどが民間の方、あとはその都度生涯学習課を中心とした市職員ということになっております。

各種事業につきましては、演劇、それから音楽活動等それぞれの事業によりまして、音響であるとか照明関係については違う部分があるかと思えます。特に市民会館で実施する場合につきましては、市民会館の既存の施設を利用するのと、あと一部公演する側からの持ち込みの部分、照明等については持ち込みの部分等が中心となっているのではないかと思います。いずれにしても現在の市民会館の設備では音響、照明を駆使したような複雑な公演等はなかなか組めないものですから、市民会館の現在の容量なりキャパシティーに合ったような事業を行っているというのが現実的でないかなと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) あそこでは、現実的にはそうかなというふうに思っております。そして、新しい市民ホールができたときに一定程度のイベントをやろうかなというふうに思ったときに、冒頭の発言でも申し上げましたけれども、やはり機材を借りるというのは相当な金額がかかるのと労力がかかるのです。音響なり照明の方に体だけ来てやってもらうのだったら、比較的これ安くできるのです。ほとんど持ち込みなしでやるという便利さというのは、今の天文台が実はありまして、だからあそこ利用頻度高いのかなというふうにも思っております。そういったことからやはり考え方として利便性を高めるというのは、そういったところをきちっと配慮していくということのかなというふうに思っております。

それと、機材選定に当たってもやはり一般的に使いやすい機材というのがあつたのです。そういっ



たものの研究だとかもこれから必要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺はどのように進めていこうとされているのか、あわせてちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 芸術鑑賞事業で音響と、それから照明の占める効果というのは大変大きなものがございます。今議員指摘のように、天文台では現在100から百二、三十のいろいろな音楽イベントをこのオープン後多様な方に来ていただいてやっているのは、名寄市内にそういったノウハウを持った方がいるおかげで実施できているのではないかなと考えてございます。今後そういった名寄市内に在住の照明とか、それから音響の部分を担当する方等にも指導を仰ぎながら、あとは業者の方が今回コンサルの方も札幌等での建物だけでなく、その後のソフト事業についても一定程度のノウハウがあるということも聞いておりますので、札幌段階の情報、それから名寄市もしくは近郊でお伺いできる人材等組み合わせながら、基本設計の中で組み立てていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） よろしくお願ひしたいと思います。同じ金額でも使えるものと使えないものがありますので、そこら辺はしっかりと吟味をしていただいて、市民が使い勝手のよいものを選定をしていただきたいなというふうに思います。また、若干補助メニューから外れるということでお金もかかるのかもしれませんが、そこら辺はやはり市民の利便性ということからも十分御理解をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

それと、今までさまざまなイベントをやられて、先ほどの竹下景子さんのものは大体上と下が満杯になって350ぐらい入ったよと。やってみられて、実感としていろんな事業を展開をし

てみてどれぐらい券売れそうだなとかという実感とか何かありましたら、ちょっとお伺いをしたいなと思います。この竹下さんのものが大体マックスだったのででしょうか。ちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 文化事業の事業展開の中で、出演される方のキャラクターというのでしょうか、そういった部分では、今回の「ジョルジュ」につきましては私どもは一般的に竹下景子さんという女優業をやられた方、しかも「北の国から」で北海道とも関係が深かったということの部分と、あとは音楽愛好家の方ではピアノを弾かれた清塚さんという方が実は日本でも有数のショパンを弾かれる方という、そういった好条件がマッチングをしてたくさん入ったのではないかと考えております。すべての事業がこういったいい組み合わせになるとは限りませんし、興味の分野等も伝統芸能であるとか、演劇であるとかという部分で違ってくると思いますが、近隣では士別市の朝日のサンライズホールのように本州、それから道内段階で広くいろいろな文化、芸術活動のネットワークを持った、ノウハウを持った方がいらっしゃいますので、そういう方に学びながら、ソフト事業につきましても特にアンテナを高くするような部分について勉強させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 大きなイベントやるというのは、本当にこれ労力のかかるものなので、何が一番大変かという券を売るのが大変なのです。それで、やはり市民会館がいっぱいになるというのは私の実感としても大変なことなのです。350名寄で売るといのは、なかなかこれが結構大変で、比較的チケットの券も安かったはずなのだけれども、大変だったのではないのかなというふうに思います。そういった中で、新しく（仮称）市民ホールができるわけなのですけれども、

そういったところから大きなものをつくって、ではどの程度の人が入るかということも議論の対象になってくるのかなというふうにも思っております。大きいところで100人とか150人ぐらい入って何かをやるというと、本当に寂しい話でありまして、そういったことから、これは客席の数にもつながることかもしれませんけれども、想定されるというのは、名寄市民の各種団体の中で使う場合に例えば小学校でも、中学校の吹奏楽部だとかという、マックスどれぐらいを想定されているのか、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 最終的には席数にもつながることかと思っておりますけれども、今議員がおっしゃいました利用の想定人数につきましてですが、準備段階の中で本年度に入りまして6月と7月にかけて、すべての団体ではないのではありません、可能な限りの団体、市内の団体、それから事業所に対しまして口頭もしくはファクス等で開催可能事業の規模についての調査をさせていただきました。約100件ほどが集約することができまして、全体の規模別の集約では、これは新しい市民ホールができたという想定でございますけれども、約600人以上の規模が開催できるよという数は全体の1割、それから500から599、600以下のものについても1割、それから300から499ぐらいの規模の開催もできるという件数が5割、それから299以下、いわゆる300以下の規模が3割ということになりましたので、概略でいえば600以内ぐらいで約9割ほどの事業に集約されたかなと考えているところであります。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 600以上の利用というのは、1割程度という回答だったなというふうに思っておりますけれども、それが利用の回数となるとまたちょっと別になるのかなというふうにも思

っております。そういったときに、例えば500席をつくる際のホールの維持費、800席をつくる際のホールの維持費、暖房、冷房、今度冷房入ると思っておりますので、冷暖房費ですとか、その他維持費がかかると思っておりますけれども、そういった差というのはどの程度想定されておられるか、わかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ホールの規模と特に席数と今度の維持費につきましては、基本的には今後コンサルとの基本設計の中で積み上げていく部分かと思っております。現在までのところ私どもで押さえているのは、ホールというのは席数プラス容量だということを聞いております。ですから、600前後と、それから800前後では1人人が入ることによって何平米かの空間を持たないと芸術鑑賞等の効果があらわれないということですので、規模が大きくなると比較的掛け算的に建設費と、それから維持管理費がかかるということも言われております。細かい数字についてはお話しすることができませんけれども、そのような押さえはしておりますので、今後の管理計画、特に維持管理の経費につきましてはその部分も大きな要素になるのではないかと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) 一定程度理解はさせていただきます。そういったことも人口がこれからふえていくという話ではない中で、いつかの段階で決断をしなくてはいけないというふうに思いますけれども、最良の判断をすべきだなというふうに思っております。今後こういったことが決まっていくプロセスについてお考えがありましたら、ちょっと最後にお知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 今後の予定につきましては、若干基本計画の実施時期がずれたということで皆様にも御迷惑をおかけいたしました、コンサルとの月2回程度の打ち合わせ、既に昨日

第1回目の打ち合わせをさせていただきました、年内視察も兼ねてもう一回実施する予定でございます。その後月2回程度の打ち合わせを重ねながら、4月前後には市民の方にパブリックコメントを提示できるという部分ですので、2月中ぐらいには席数であるとか平面的なプランニング、維持管理の部分も含めた大まかな方向が基本設計の中でまとまるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 市民待望のせっかくつくるホールですから、専門的に使いたい方は本当の形のホールが欲しかったのだらうなというふうな気持ちも私も十分わかりますので、そういったところも踏まえて、市民のそういった皆さんが使い勝手のいいものをぜひ計画を練っていただきたい、そういうことを求めて、ホールについては終わろうと思います。

その次は、除雪について。通園路については理解をさせていただきました。これからも道幅確保にどうかよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、まちの中の雪を積み上げるということだったのですけれども、営林署の跡地は幅が狭いということで使い勝手がよくないということだったのですけれども、南広場の場合は結構広くて、1回目の質問でもお伺いをしたのですけれども、雪フェスが終わった後は雪像を崩してあるわけですから、そういったところに一定程度堆積というのは可能でないかなというふうに思うのですけれども、答弁をいただいた中で近隣町内の皆さんと相談をしながらやりたいというふうな答弁だったのですけれども、今後の考え方についてもう一回お伺いをしたいと思います。現状と今後の考え方についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどのお答えでもさせていただきましたけれども、基本的に雪を堆雪する場合は付近の、近隣の町内会と御相

談をさせていただきます。それで、去年の場合も雪フェスが終わったらということで、南広場の近隣の町内会さんと御相談をさせていただいて、ぜひ終了後雪を堆雪させていただけないかという御相談を申し上げたところでございますが、南広場を取り巻く4つの町内会さんのほうから、1つには中心部に近いことや高齢者の買い物客及び近隣住民に対して雪搬入時の安全面が確保できないということがありますということで、基本的にはお断りをされたというふうに、私ども要望をされております。去年の場合は、基本的に雪が少なかったということも含め、私どもの地域に対する住民周知も後だったということも含めて、一回取りやめをさせていただきました。ことしは、けさの報道でもあるように岩見沢地区ではもう1メートルに達する積雪量だということも、私ども去年の降雪量から見るともう倍以上の雪の量だということも含めて、今のところはまだ大丈夫かなと思っておりますけれども、これ以上降り続くと南広場のほうも借上げをしなければならないということも含めて、今町内会さんと交渉に入ろうかなという段階でございまして、これ何回か行かないと難しいかもしれませんけれども、基本的にそここの話し合いがつけばいいのですけれども、つかなければできませんけれども、つけば南広場の借上げも考えたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今答弁をいただきまして、中心部に近い、あるいは安全面が確保できないというふうな町内の皆さんからの意見があったということなのですけれども、現実には雪フェスに使う雪は搬入しているわけなのですよね。何がどの部分で安全面が確保できないのか、そこら辺やっぱり市としてもきちっと説明をして、どうか理解をしてほしいというぐらいの気概を持って町内の皆さんと交渉していただきたいなというふうに私は思います。そのこと、周辺の町内の雪をそこに持ってくるということですよ。遠くから

持ってくるという意味ではないと思うので、やはり近ければ近いほど効率がいいということですので、そういったところもよく説明をして理解をしていただきたいというふうに思います。それは、雪の量が多いから、少ないからというのものもあるかもしれませんが、やっぱり近いところで効率よく排雪ができるのであれば、例えば交差点のカットを同じお金を払ってでももう少し丁寧にできるということもあるかもしれませんので、これはできれば毎年毎年そういうふうなお願いということではなくて、継続的にここにはもう雪フェスが終わったら入れさせていただくのだという形でぜひ交渉をお願いしたいと思いますけれども、何か答弁いただける部分がありましたらお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 基本的には、東議員の言われるとおりなのです。ただ、町内会のほうでは雪フェスのときに非常に高く積む部分がございます、それが一部道路に漏れたという状況もございます、その辺の部分で少し危惧されているようなこともありましたので、その辺も含めて町内会と交渉するときは全面を使わないで少し中に入れた形で排雪の堆雪をしたいというふうなことも申し入れて、ちょっと粘り強く交渉させていただきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東議員。

○19番(東 千春議員) ぜひそのようにお願いしたいと思います。除雪については終わりたいと思います。

最後、市民、高齢者の健康ということなのですが、名寄市でも保健センターの職員の方が大変熱心に取り組んでおられる姿は私もよくわかっておりますけれども、やはり機械の老朽化であるとか、そういったことは否めない部分があるのかなというふうに思っております。それと、これからの高齢化社会の中で地域の中で高齢者が

どういうふうに幸せに暮らしていこうかという観点から考えますと、やっぱり健康であってほしいなというのが一番なのです。先ほども申し上げましたけれども、施設に入れたから幸せだということではなくて、やっぱり健康で地域で暮らせて何ぼかなというふうにも私は思っております。そういったことに対する名寄市としてお金をかけて市民の暮らしがこうなるのだという分には、若干私がお金をかけてもいいのではないのかなというふうに思っております。伊達市の中では、ちょうど4年目だったので、国保に対する影響というのはまだ計算上はでてきていないという話だったのですが、よその早くからやっているところは大体4年目ぐらいから出てきているという調査結果もあるようでありますので、そういったことも踏まえて、お金をかけたからこれは全部なくなるということではないと思うのです。そういった例えば介護に係ってくるお金が影響が出てくるだとか、国保に係ってくるお金の影響が出てくるだとか、それプラスやはり市民が健康でいられるというのは、これは本当にいいことではないのかなというふうに思いますので、少し研究をしてみたいなというふうに思いますけれども、そこら辺再度ちょっとお考えありましたら、お伺いしたいですけれども。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員がお話のとおり、介護、医療の予防が、やはり今の国保、それから介護特別会計等に圧迫をしているのが現実でありますので、この予防が一番の対策ではないかと私たちも考えているところです。現在今議員お話しいただきました保健センターを中心に原課の地域包括支援センター、それから国保、この3者で連携をとりながら、国保は医療の部分で、地域包括支援センターでは介護の部分で、保健センターは子供からお年寄りまでということで、全市民に対して予防対策を常日ごろから考えながら進めさせていただいているところであります。議

員の視察に行ってくださいました伊達市におきましては、人口規模では名寄の倍、6万ということで、金額にしても議員から資料をいただきまして勉強させていただく範囲では、やはり大きなお金を投入して、そして人も雇ってということで進めておられる事業ということで考えております。議員言われるように、そちらの介護ですとか国保のお金を投入してでもということでございますけれども、現実も今国保でも介護でもその予防対策として現実に進めさせていただいていることは御理解いただきたいと思います。しかしながら、今議員言われるように今後もこの高齢化が進む中で、やはり介護、医療の部分はこれ以上のお金もかかってくるのが現実でございますので、今後はこの3者連携をもとに、また全市民を挙げて市民の健康、あわせて健康教室、いろんな取り組みがされていると思います。その一つとしましては、市内では各サークルで軽スポーツですとか、レクリエーションサークルがたくさんございます。若干データ的に調べさせていただきますと、この高齢化社会によって今まで30代、40代のサークルが現在もう65歳以上、高齢化の団体、サークルが非常に多くなってきています。これらのサークルの活動、また文化活動の中でもやっぱり趣味を生かした、そういうものを生きがいを持ってすることが予防の一つの施策ではないかと考えておりますので、連携をともに、あわせて市民とともに進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） これは、なかなか一回始めるとやめることのできない大きな投資になってしまうかもしれませんので、政策的な判断、政治的な判断が必要になってくるかなというふうにも思っております。ですから、今すぐここで判断してどうせいということは私も申し上げられませんけれども、決して介護のお金を持ってこいだとかという考えはありません。これは、名寄市の

考えとして高齢者はこうあるべきだという判断、政治的な判断の中からやっていただきたいというふうに私は思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。伊達市の場合は、7カ所でやっておりました。名寄の場合はそんなの無理です。だから、保健センター1カ所と、例えばまちの中はあるかどうかわからないですけれども、南のほうに行く例えばポスフルの2階なんてあいているわけですから、ああいったところを民間活用して、場所借りて、あそこ暖かいですから、冬なんか本当にいいと思います。そういったことも少し考えながら、政策的にやっていっていただきたいというふうに私は思います。答弁を求めたいと思います。

それと、ピヤシリのバスなのですけれども、400円を200円補助して200円ということで理解をせざるを得ないのかなという部分もあるのですけれども、よそのまちを見るとなかなかもうちょっと優遇措置をしっかりとしているということで、あともう少し何か高齢者に対してメニューはないのか、考えがあればお知らせいただきたい。2点お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 健康教室の部分につきましては、議員お話しのとおりこれから研究をさせていただきたいと思っております。しかしながら、名寄市としてはこの健康についてはチャレンジデー、健康まつりを含めて積極的に進めていると考えてございますので、さらに努力してまいりたいと考えております。

ピヤシリ路線バスについては、高齢者にももう少し優しくという御意見だと思います。しかしながら、名寄市においては高齢者に対して清峰園等、特養老人ホーム等で他の施策において高齢者に温かい施策をしていると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質

間を終わります。

平成24年度予算にかかわって外3件を、佐藤靖議員。

○9番(佐藤 靖議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問を行わせていただきますが、一部前段質問議員との重複もあるかと存じます。御理解を賜りたいと思います。

1点目は、平成24年度新年度予算にかかわって4項目お伺いします。市長は、11月1日、「平成24年度予算編成について」と題した訓令を出されました。22年度決算が2億1,358万円の実質収支であり、健全化の判断指標である実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、実質公債費比率も1.5%下がって16.4%、将来負担比率が34.1%下がり、85.6%になったことなどから、財政状況の好転を強調する一方、3月11日の東日本大震災やギリシャ財政の混迷などの影響により国の財政の悪化が懸念されることから、名寄市にあっても今後も行財政改革推進計画などに基づき事業を厳選し、適正な公債管理に努めるようと求めるとともに、新名寄市総合計画後期計画の初年度になることから、より一体となったまちづくりを進めなければならないと強調しています。そこで、まずお伺いしますが、特に行財政改革の推進にかかわり、市民にとって何が必要かを改めて職場で議論し、既得権や既成概念にとらわれず、すべての事業の見直しを行うことと求めています。これは24年度予算編成前までに求めたことなのか、24年度中に行うことを求めているのか、改めて行財政改革にかかわる基本的な考え方をお伺いします。

次に、市長訓令に基づき総務部長による事務連絡も行われています。例年どおりに無駄をなくす事業費の圧縮、職場内での議論の徹底を求める厳しい内容となっておりますが、特に新規事業については記載のとおり新総合計画後期計画登載予定事業を基本とするのは当然ですが、新規事業を取り入れるに当たっては他の事業との公平性、官と

民との役割分担、適正な受益者負担、事業の緊急性を十分に検討した上で既存事業の見直しにより財源の確保を図るとしてはありますが、その真意についてお伺いします。

なお、概算要求額及び主要事業については、午前中の答弁で一定の理解をさせていただきますので、よろしくお祈いします。

しかし、平成24年度も東日本大震災による被害の復興が国の最優先課題となることが予想されるため、地方自治体への財政的影響を懸念する声があります。また、一方では、地方主権型社会確立も求められています。総務部長事務連絡では、国は制度の抜本的な見直しを検討しているが、新たな制度が明確に示されていないことから、現行制度を基本とするとしていますが、地方財政計画の見直し、新制度の見直し及び名寄市財政への影響についての基本のお考えをお示ししたいと思ひます。

大きな項目2点目は、各種条例、規則、要綱等の整備にかかわってであります。合併から6年目に入り、ことし3月26日をもって5年間の特例区も廃止となり、名実ともに新名寄市としての歩みが新たにスタートしています。両市町が持っていた各種条例、規則、要領などについては、合併事務局職員の尽力により短期間ではありましたが、統一を図り、合併以後今日まで運用されてきました。しかし、さきの使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会審査においても、条例を補完する規則委任については教育委員会規則で定める、教育委員会が別に定める、管理者が別に定めるなどの表現が混在していること、初日の補正予算審議で明らかになった名寄市企業立地促進条例にどちらとも読み取れる表現があったことなど、詳細においては条例、規則、要綱などにおいて文言の整理がされていない状況もうかがえます。条例主義の見地から、内規を含め一定の文言整理が必要と考えますが、所見をお伺いします。

また、整理に当たっては、混乱を与えないためにも法制担当職員を増員してでも単年度での実績が必要と考えますが、その点を含めて見解をお示しいただきたいと思っております。

3点目は、（仮称）市民ホールにかかわっております。市長は、旧名寄市を含め20年来の待望の施設である（仮称）市民ホールの建設着手方針を固め、平成26年8月のオープンを目指して具体的建設スケジュールを総務文教常任委員会に提示されています。市民ホールについては、建設場所も市民文化センター隣接地と決まっておりますが、ホールの規模については約600席なのか、800席なのか、最近では名寄商工会議所や風連商工会から800席を望む要望書を提出されたようではありますが、この規模、機能を含め、詳細を公表するには至っておりません。私は、市民ホール建設を否定するものでもありませんが、建設後の活用についての協議、検討が不足しているように思えてなりません。名寄市は、現在も、そして将来においても少子高齢化、過疎化が懸念される状況にあります。人口が一定程度ある自治体においては、施設を建設すれば活用されるということはあるのかもしれませんが、当然のことながら名寄市にあっては限られた財政を有効に活用して、公共施設を建設する際は有効に活用できる議論を優先させ、その上で活用策に合った機能を持つ施設にしなければ、語弊がありますが、宝の持ち腐れとなってしまうのではないのでしょうか。

私ども市民連合・凜風会では、ことし上富良野町のかみん、鷹栖町のメロディーホール、美深町のCOM100を視察、調査させていただきました。保健センターと併設しているかみんを別にしても、メロディーホール、COM100とも苦慮していたのは有効活用策であり、当初の思いと現状が乖離している状況も明らかになりました。改めて施設の有効活用策に対する検討経過並びに経過についてお伺いします。

最後に、名寄市立総合病院にかかわってお伺い

します。市民の皆さんが存続を期待しておりました消化器内科は、残念ながら10月から休診となりました。改めて一日も早い再開を目指し、市長、院長を中心に行政、病院当局挙げて医師確保に努めていただくことをお願いするとともに、御見解をお伺いしておきます。

市長も行政報告の中に述べられておりましたが、今年度上半期における医業収益は3億5,595万6,000円の損失を計上する結果となりました。その原因については、消化器内科の影響としており、完全閉科となっている下半期においてはさらなる損失が懸念される場所ではありますが、今後の見通しについてもお伺いします。

一方、厳しい状況下ではありますが、それだけに病院環境の早急な整備が求められるところであります。まず、9月の第3回定例会における（仮称）複合交通センターにかかわる議論の中で、名寄市立総合病院の院内冷房について導入の見直しをお伺いするとともに、3月の第1回定例会で提案させていただきました名寄市立総合病院、東病院、士別市立病院を巡回する緊急医療バス運行について、11月7日の部次長会議で処理、検討へんまつが報告されているようでありますので、検討経過及び結果についてお知らせをいただきたいと思っております。

さらに、病院隣接地にあった古い医師住宅を解体し、駐車場として整備を図りましたが、今後において医師確保対策の一環として住宅、住居の確保も必要と考えますが、今後の方針をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま佐藤靖議員から大きな項目で4点の質問をいただきました。大きな項目1点目と2点目は私から、3点目は教育部長から、4点目は病院事務部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1点目の平成24年度予算にかかわっての（1）、市長訓令及び事務連絡の内

容についてお答えします。この文言につきましては、地方行政を運営する基本としまして、地方財政法などの条文にも書かれておりますが、住民福祉の向上と受益と負担の公正性を促進し、最少の経費で最大の効果を上げ得るよう財政の効率化を図ることなどを予算編成の訓令で改めて職員に発した訓示であります。少額の予算要求であっても税の再配分を通じて住民サービスを提供するため、無駄を省き、常に見直しを行い、さまざまな観点から検討を加えることを求めています。行革の推進につきましては、毎年の本部会議を経て条例改正等の手続を済ませて取り組むもの、担当部課との予算協議で取り組むものなどがありますが、関係機関との協議も行い、最終的には市長査定で予算案に反映しております。

次に、新規事業と既存事業の見直しについて申し上げます。新年度予算編成において新規事業を要求する際には、総務部長事務連絡にもあるとおり、まず新総合計画後期計画掲載予定事業を基本としますので、この後期計画掲載予定事業においてもさらに事業の緊急性、優先順位、他の事業との公平性などさまざまな観点から検討を加え、真に必要な事業を新規事業として要求していただきたいという意味であります。後期計画掲載予定事業でない新規事業の要求に当たっても同様の考え方です。当然ながら新規事業の計上においては、新たな財政負担が生じてきますので、財源確保ができるかどうか課題となります。国、道の補助金、交付金制度を活用できないか、有利な起債が使えないかなど財源確保を確認していくことは当然ですが、あわせて既存事業の見直しも検討していただきたいということでもあります。既存事業、特にソフト事業においては、住民サービスの水準を維持しながらコスト削減を図ることは、対象者の増加等で難しい状況になってきております。さらに、長引く不況の影響で税収が落ち込み、地方交付税に40%以上依存する財政状況の中で、今まで提供してきた住民サービスの上に

新しいニーズの事業を安定的、持続可能で取り組むことは、国、道の有利な財源がないとできていないのが現状でもあります。行革推進による既存事業の見直しも進めておりますが、合併市町村特有の課題もあります。可能な限り住民ニーズの高い新規事業に取り組むために、市長訓令と同様に予算要求に当たっては既存事業の見直しを含め、財源確保の検討を求めたものであります。

次に、（3）、地方財政計画の見直しについてお答えします。政権交代後、子ども手当や一括交付金制度の創設など、地方財政の枠組みを変えていく政策が出されておりますが、例えば一括交付金制度については平成24年度は政令指定都市に限定されるなど、名寄市にとって新たな制度がどのようなものか不明確な状況にあります。また、平成23年9月に総務省自治財政局で示された地方財政の課題では、1つ、地域主権改革に沿った地方の一般財源確保と地方財政の健全化、2つ、東日本大震災に係る地方の復旧、復興事業費及びその財源の別枠での確保、3つ、社会保障、税の一体改革の推進の3点が課題として挙げられておりますが、具体的には今後発表される地財対策、地方財政計画にある程度反映されるものと考えております。しかしながら、地方財政計画等につきましては、平成23年度予算では23年1月に発表されており、同様のスケジュールでの発表だとすると平成24年度予算査定中にその内容が判明するということになります。現在得ている情報では、12月24日以降に地財対策が公表されるという情報も得ております。名寄市の財政は、地方交付税に大きく依存をしておりますが、現状では地方財政に対する国の方針が不明確であるため、健全な財政運営を図るために基本的な取り組みは欠かせないと考えております。適切な公債管理、行財政改革の推進も不可欠でありますし、事業そのものの見直しも重要であると考えています。また、平成24年度予算編成において予算に組み込まれた事業は、今後複数年にわたって継続される



事業も予想されます。さらに、維持管理経費など新たな経費が発生する事業も予想されますので、慎重に議論を重ねて市民の意見も反映させながら進めていくことが非常に重要だと考えております。

大きな項目2点目の各種条例、規則、要綱等の整理にかかわって、(1)の各種条例等の文言整理の必要性についてお答えをします。合併時に両市町の規定等につきましては、主に施策や事務事業の違いを一本化するために一定程度統一を図ってきております。この作業につきましては、御案内のとおり合併事務局を中心に両市町の職員が集中的に短期間で行ってきております。そこで、1点目の条例中の表現の混在による文言整理については、今日まで国、道の準則規定等を基本として制定しているものも多く、制定過程及びその時代に合った表現をしており、言い回しは異なるものの、論理的及び法的に適正なものとして考えております。

次に、2点目のどちらにも読み取れる表現につきましては、条例の制定内容を補完するものとして、規則や要綱などで委任や詳細を決めることとしております。御指摘いただいた名寄市企業立地促進条例等につきましては、早急に改善をしております。また、住民、法人に対する条例に基づく支援制度については、ホームページ上にわかりやすく公開をし、情報共有も図ってまいりたいと考えております。部局及び原課の職員においては、法制執務研修を行うなど公務をする上で関係規定の精査を行い、見識を高めることにより文言表記や表現の適正化を図り、適正な執務の執行を図るように努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の専任職員を配置し単年度で整理することが必要でないかについてお答えをいたします。合併時の条例、規則、告示等の規定は、多額の費用をかけまして専門業者に委託をし、表記、表現や法的な誤りはないかなどの審査を行い、公布等を行っております。今後改めて整理を行うと

ときには、単年度の整理という手法ではなく、最近では上位法の改正に伴う条例改正も非常に多くなってきております。さらに、市単独の条例改正時には漏れなく整理するように努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3の（仮称）市民ホールの有効利用策についてお答えをいたします。

まず、（仮称）市民ホール建設にかかわる検討の経過ですが、平成21年度に中尾副市長を座長とする庁内検討プロジェクトチームを組織をして、新たなホールの建設に向けまして、1つには建設位置、2つには建設規模及び概要、3つには施設の機能、4つには施設の活用方法、5つ目には施設の維持管理などを検討してまいりました。また、プロジェクトチームでは、市民会館大ホール、市民文化センター多目的ホール及びそれに類似する施設として総合福祉センター、風連の福祉センターを使用しています主な団体、61団体を対象としてアンケートを実施をいたしました。この時点でのアンケートの結果といたしましては、9割の団体が新たな施設の建設を望み、座席数につきましては400から500が25%、500から600席が28%、600から800席が25%と400から800席の部分が全体の8割を占める結果となり、一方、800席以上は16%との内容になっております。また、新しいホールの活用方法では、定期練習や発表会が24団体、他の団体と連携したイベントの開催による利用が22団体の回答を得たところであります。また、ホールの運営、協力につきましては、チケット販売や当日の受け付けなどの事業協力が28団体、その他イベントのPRや芸術団体の紹介などに7団体の回答をいただいたところであります。

その後平成21年10月に名寄市文化ホール市民懇話会が組織をされまして、プロジェクトチー

ムでの検討事項を引き継ぐ形となりました。市民懇話会では、1つに建設位置、2つに建設の年次、3つに施設の形状、規模とか機能でございます。4つ目に活用方法の4点を検討事項として、近隣先進施設の見学や外部から北海道文化財団アドバイザーなどの専門家を招きながら、検討を重ねていただいたところであります。平成22年3月に市民懇話会の検討結果を最終的に報告書として提出をいただいたところです。本報告書においては、その中の項目の一つとして活用方法についても報告をいただき、管理運営の方法については民間活力の導入や民間の経営感覚を取り入れ、また柔軟な利用が可能となる運営など従来の公共施設運営から大きく踏み込んだ管理運営方法について検討すべきとされました。また、利用者本位の運営が進められるよう地域住民による利用はもとより、市や教育委員会が近隣の市町村の施設と連携をして、主催をする事業も検討し、プロによるすぐれた舞台芸術を鑑賞する機会の創出にも努めるよう提言をいただいたところであります。これらの報告を受けまして、先ほどの東議員の質問とも重複いたしますが、平成21年度よりプロによるすぐれた芸術、舞台鑑賞機会の創出につきましては、舞台芸術劇場実行委員会によりまして、国や道、またはその関係機関から助成や補助をいただきながら実施をしております。特に平成22年度の宝くじ文化公演による劇団イナダ組「コバルトにいさん」の公演には美深町と、また本年度の区立杉並芸術会館、座・高円寺制作のピアノと朗読「ジョルジュ」の公演には鷹栖町など道内4カ所で同時公演することにより、経費の軽減に努めております。今後は、現在の実行委員会組織を継続しつつ、すぐれた舞台芸術鑑賞の機会の提供に努めながら、市民会館などの利用団体や範囲や分野を広げて市内で活動している団体などの意見を聞く機会を設け、有効活用策の具体像をつくり上げていくことが必要と考えております。建設後のホールの利活用につきましては、既存の文化団体などに

よる従来の活動、さらには新たにホールを活用した新規の企画などの事業が期待されるところです。市民の期待の大きい市民ホールの施設運営と企画事業につきましては、相互に連動するものでありますので、報告をいただいた市民懇話会の方にも相談をしつつ、基本計画の中で方向性を示していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） それでは、私からは大きな項目の4点目、名寄市立総合病院にかかわってについてお答えをいたします。

初めに、消化器内科医師の招聘についてであります。現在市長、院長を中心に北海道の医師確保対策推進室や各医育大学などに要請活動を行い、自治体病院協議会などにも協力を求めるなど、多方面から粘り強く取り組んでおりますが、現時点で診療再開のめどは立っておりません。今後も引き続き要請活動を続けてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、本年度の収支見通しについてであります。上半期では、行政報告の中でも述べさせていただいたとおり、医業収益で3億5,595万6,000円の損失となりましたが、医業外収支、特別収支を含めた全体の収支では2億1,354万9,000円の損失となったところであります。下半期では、消化器内科休診の影響を抑える対策として、一部の病床を亜急性期病床へ変更し、整形外科の長期入院患者を中心に調整をしております。あわせて収益の増加と診療材料、薬剤等の経費節減を図っていきたいと考えており、これらの努力を行いながら、単年度の収支を内部留保である減価償却費と同程度の3億8,000万円程度以内の損失にとどめたいと考えております。下半期は、季節的な影響も大きく、大変厳しい状況にあります。佐古院長を中心に全職員一丸で収益の向上と経費の節減に取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、（１）の院内の冷房施設導入の考え方についてお答えをいたします。本年度は、外来診療室、医事課などの整備を11月に完了したところであります。残る5つの一般病棟については、平成24年度の予算化を目指して現在準備を進めております。参考までに、現時点での事業費は1病棟当たり2,000万円、合計で1億円程度と想定しておりまして、精神科病棟については病棟改築の事業の中で実施を予定しております。

次に、消化器内科の診療体制の縮小、休診に伴う医療バスについてのお答えをさせていただきます。検討の経過といたしましては、両市の病院同士、企画課の交通担当同士で双方で協議をいたしております。1つといたしまして現時点で利用者数の把握が困難であること、2つ目といたしまして停留所など運行経路の設定に時間がかかること、3つ目といたしまして貸し切りバスが運行する場合の経費を2つの案で試算したところ、第1案では市立病院、東病院、士別市立病院の間を貸し切りバス1日6往復した場合の年間の経費として3,740万円が見込まれました。また、2つ目の第2案として、現行の道北バスの運行路線に名寄駅から市立病院の間を貸し切りバスとして路線延長した場合の経費は、仮に1日当たり3往復と想定した場合、780万円程度が見込まれ、いずれの場合も一定の経費がかかることが想定されます。これらのことから、現時点でのバス運行は困難と判断し、今後患者動向などで新たな動きがあった場合には改めて検討したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、参考までに当院の外来患者数に占める士別市からの通院者数と割合は、平成21年度が延べ1万5,170人で6.3%、平成22年度が1万4,967人で同じく6.3%、今年度は4月から9月までの上半期では6,864人で7.2%となっております。また、士別市立病院の外来患者数に占める名寄市民の人数と割合は、平成21年度が3,821人で2.5%、平成22年度が4,111人で

2.6%、今年度は4月から10月までの7カ月間でありすけれども、2,500人で3.0%というふうに伺っております。また、病院の広域化について、現在北海道が中心となりまして自治体病院等の役割分担と医療機能の見直しを行っておりますので、当院と士別市立病院間においても医療連携、役割分担などを協議し、市民並びに圏域住民の皆さんの命と暮らしを守ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、医師確保対策の一環としての医師住宅、住宅確保の方針についてお答えをいたします。研修医を含む医師確保において、住環境の整備は大変重要な課題であると認識をしておりますが、民間活力による整備を基本にしてきております。既存の医師住宅については、平成21年度から22年度にかけてまして老朽化した4棟を解体し、跡地を駐車場として整備しました。現在医師住宅は院長公宅のみで、今後も病院財産としての整備は考えておりません。また、同じく既存施設として研修医や医学生の研修に供する医師寮がありますが、これも大変老朽化しておりますので、精神科病棟の改築にあわせて病院敷地内で10戸程度の施設として民間活力による建てかえを検討しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

---

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず24年度、来年度の予算にかかわってであります。それぞれ総務部長から御説明をいただきまして、基本的には理解するものでありますけれども、ちょっと見解というか、お考えを聞いておきたいのですが、部長のお話にもあったように名寄市の財政は全歳入の44%ぐらいが

普通交付税というか、地方交付税で占めているということなのですが、財務大臣が8月に各省大臣に「平成24年度予算の概算要求に係る作業について」という通達というか、大臣同士ですから、お知らせか、ちょっとわからないですけども、その中で地方交付税や、あるいは交付金についてという表記がありまして、地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、中期財政フレームとの整合性に留意しつつ、要求する。なお、東日本大震災からの復興の基本方針において、国、地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算額については、その全額を歳出の大枠への加算の対象とすると。何書いているかさっぱりわからないのですが、実質例えば地方財政にこれが地方交付税の中でどういうふうに影響してくるのかというのは、部長自身はどういうふうに御判断をされているのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 毎年この時期に問題になるのは、地方交付税の出口ベースの総額がどれくらいになるかということが大変重要になってきます。今議員おっしゃったのは、概算要求時における考え方を示したものでありますけれども、1つは通常の地財対策と、それから復興財源に対する取り扱いとがそこはまじって書かされているというふうに私は思っています。例えば被災されました東北3県のところにつきましては、当然家とか流されたり、働き口が大幅に減っていますので、税収の落ち込みが著しいのでないかと思っています。その税収の著しく落ちた分については、地方交付税の総額の中で収入が減ることに伴いまして相対的に地方交付税の交付額が上がると。そうすると、全体的に災害のなかった地域のところにはわずかながらかもしれませんが、若干の影響が出てくるのでないかなと思っています。そして、復興財源の関係につきましては特別会計も視野に入れて、財源確保と復興経費の関係を明

確にしようと。これは、新たな道路をつくったり、新たな建物をつくるために、国のほうが都道府県を通じて関係市町村のほうに配分をする財源だというふうに思っていますので、大まかに先ほどの通達等を見ていると、関西学院大学の小西先生なんかの表現ありますと余り大きなダメージはないというふうに考えているけれども、実際毎年のように行われている総務大臣と財務大臣の地財折衝で総枠が決まってくるということでありまして、先ほど申しましたように災害関係と復興財源の関係につきましては一定程度国のほうですみ分けをして財源措置をしておりますので、税収等の落ち込みによる影響はあるものの、その部分でいうと比較的大丈夫なのかなというふうには考えています。ただ、地財折衝自体がまだ明確になって、これから詰まってくるので、その情報については注視をしたいと思っています。

それから、25年度以降の地方交付税につきましては、災害復旧費ということで阪神大震災のときには公債費の元利償還金におきまして後年度交付税措置されておりますので、それがどちらのほうに入るのか。復興財源のほうに回っていくのか、地方交付税の総額の中で毎年のみ込んでいくのか。そのお金につきましては、15年間にわたって、もしくはそれ以上長い期間にわたって公債費の償還が始まるとすれば、どちらかにすみ分けされるかによって影響が変わってくるので、短期的な24年の分と25年以降長きにわたってどのように影響出るかについては今回出る地財対策をしっかり注視をしていきたいというふうに考えております。現段階での考えは、今のよう状況であります。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 今総務部長がおっしゃられたとおりなのかもしれませんが、いずれにしても私どもも名寄市の財政をこれから展望していくときに、これはやっぱり地方交付税がどういうふうに動いていくかというのが非常に大き

な課題となってきますので、ぜひ財政当局におかれては情報の収集を徹底をされて、将来の財政運営に忌憚のないようにお進めをいただきたいということだけは求めておきたいと思います。

その大きな話をした後に小さな話でちょっと申しわけないのですけれども、名寄市の公用車でハイオクを使っている車というのは何台ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうで知っている範囲では2台、旧市長車と現場で使っている車が2台ありまして、そのうちの1台はレギュラーガソリンのほうに取りかえをしたというふうに聞いております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今回の総務部長の事務連絡の最終ページで、24年度の当初予算要求に係る燃料単価表というものが出されておまして、ハイオク、23年10月5日現在でハイオクの153.3円、レギュラーの142.8円ということで計上しなさいということでありまして、市長車はハイブリッドカーにかえて、ガソリン車、レギュラーガソリンを使うと。残る1台についても市長等が使うよりも多分市長の場合は旭川行ったり、札幌行ったり、いろいろ公用車で出かけるということがあるのかもしれないけれども、ほかの公用車についてはそれほど多く遠くへ行くということもないと思いますので、ここは一挙行財政改革の小さな行財政改革かもしれませんけれども、ハイオクをレギュラーに落とすという検討もされていかかというふうに思いますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今使っている車につきましては、市長車から議長も含めて多目的に使う財政課が管理している車ということでありまして。もう一台は、現場のほうでしたので、それは無駄を省くという観点からレギュラーガソリンの

ほうにかえさせていただきました。燃料関係につきましては、ハイオクについてノッキングを防止するということがあるのですけれども、出力の低下ということの問題もございまして、その関係でいいますと逆に言うと燃費が悪くなるというような業者さんの情報もちよっと得ておりますので、改めて今御提案いただきましたので、その辺の支障がないかどうかも含めて検討して取り進めたいと思います。

なお、燃料関係につきましては、環境に優しいということも含めてハイブリッド車をできるだけ多用化をしておりますので、燃費が25キロから30キロとかというのを主に長距離出張用に使っておりますので、全体的につきましては今のハイオクだけではなくて車両管理全般についても改めて無駄がないかのチェックをこの予算編成時に対応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ぜひ御検討されることを求めておきたいと思います。

それと、今新年度予算の編成作業それぞれ進んでいるというふうに思います。午前中の御答弁ですと、2月の中旬ぐらいに予算発表ということになると思いますけれども、私は今回大きい項目の第1番目、2番目とも中心的な議論にしたかったのは、平成22年4月1日に施行した自治基本条例に基づいた取り組みがされているのかということ、やっぱりそれにしなければいけない。議会のほうも1年前に議会基本条例というのをつくりました。昨年段階では、日経の「日経グローバル」というところでは全国5位の議会改革ということで、何とかそれに結びつけようと思って今議運の中でも各議員の御協力をいただいているいろいろな見直しをしているのですけれども、自治基本条例の第20条、財政運営の3項で、市長等は予算の編成及び執行に当たっては、その内容に関する十分な情報を市民に提供するよう努めなければならないと。これは、22年度、要するに名寄市の

最高規範である自治基本条例ができた後、今回がある意味では本格的な編成作業、昨年度もそうかもしれないけれども、あると思いますけれども、この基本に、条項に基づく公表の仕方を含めてどういうふうにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 自治基本条例との関係につきましては、議員のおっしゃるとおりでありまして、その辺につきましては午前中の議論でも答弁させていただきましたけれども、市民ニーズを積極的に取り組み入れることにつきましては市長御自身も市長室開放事業という形でさまざまな御意見を伺ってまいりました。それが直接市長査定段階では、さまざまな市長からの指示もあろうかというふうに思っていますし、今回特に総合計画の後期計画を策定するために関係団体等の御意見もいただきまして、例年この時期に市長査定前に各種団体のほうからも市長のほうにペーパーにより要望書という形で回ってきておりますので、この辺につきましてもしっかりと市民ニーズを確認をして予算のほうに反映をするべきだというふうに思っています。

先ほどの答弁でちょっと十分に説明できなかったのですが、予算査定の過程を市民の皆さん、議員の皆さん方にもお知らせするということは、スケジュールがタイトな中で非常に難しい課題だなというふうに思っています。ただ、過去に旧名寄市におきましては、すべての情報をなかなか市民の皆さん、議員の皆さん方に提供することはできないのですが、少なくとも市長査定に上がった事業についてはやむを得ずできなかった事業と、それから何とか財源確保なり全体調整をして市長がつけた予算と、この辺につきましてはホームページ上に包み隠さず市長査定の内容をお知らせしますということで過去にやった経過が1回だけありましたので、自治基本条例の精神をしっかりと生かすとするれば、財政の予算査定が日程

タイトとはいいながら、可能な部分につきましてはそういう手法でも市民の皆さん方、議会の皆さん方にもお知らせするやり方というのは可能なのかなというふうに考えておりますので、この辺についてはしっかりと検討して進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 私も予算の編成及び執行に当たっては、その内容に関する十分な情報という条文になっておりますが、なかなか部長おっしゃるように編成については時間的な問題や、あるいはあると思いますけれども、さっきの午前中の中では原課からの概算要求は202億円と。予定している額よりも7億円ぐらい多いということで、その中、一方では今回も市長名あるいは総務部長名で一定程度シーリングを設けているので、徹底的な事務事業の見直しをして要求するようと言っているけれども、やっぱりここで7億円ある意味では違ってくる。それだけ原課においては、やっぱり市民ニーズをしっかりと押さえて、総合計画に登載している事業は別だと思っておりますけれども、市民ニーズをとらえてやっぱり要求をしてきて、結果的に2月の中旬過ぎぐらいの予算発表になったら削られているということについては、17年から18年からちょっと忘れちゃったけれども、1回だけ部長おっしゃるように一覧表でこういう内容でこの事業は先送りしました、こういう内容でこの事業はということで、前段に当時の市長のごあいさつがあって、中に詳しく書いてあるのが1回登載されて、結局はその1回で終わったのですけれども、自治基本条例ができたからこそ、私もそれはしっかりとやるべきだと。市民の皆さんにやっぱり名寄のまちづくりはこういうふうに進むと。市長は、やっぱり何を考えてどうしようかということをしっかり市民の皆さんに伝えるということがある意味では自治基本条例の基本にあることではないかと思っておりますけれども、今総務部長は検討と言いましたけれども、市長はこの点についてどう

いうふうにお考えなのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど午前中でも大石議員のお話があって、どこまで情報開示ができるのかということで、いろんな作業の状況もあるのでしょうけれども、今議員から御指摘いただいたことを検討を前向きにしていまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 検討を前向きではなく、前向きに検討していただければという。検討が先で前向きが後になるとちょっとあれですので、前向きに検討いただきたいこと、これは求めておきたいというふうに思います。

それで、2番目の2項目に挙げている条例のとか規則の文言整理でありますけれども、それも御答弁の趣旨は十分わかります。ただ、自治基本条例ができて、市民の皆さんにもしっかり情報公開をして、ともにまちづくりをつくっていくことをうたっているわけです、自治基本条例。市民の皆さんが名寄市が何をしようとしているのか、それは人にもよるでしょうけれども、市長のブログなり広報の中の市長の言葉とか、ラジオの声とか、いろいろ聞いて理解する方もいらっしゃると思いますけれども、ある意味では条例を見たときに一定程度しっかりと文言を整理して、市民の皆さんが理解できる。特にその後内規というものも各課で持っていたり、内規がまた違っていたりということがあり得るかもしれない。それは、ないのかもしれないから、ちょっとわかりませんが、そういうこともあると余計やはり市民の皆さんに見えないことになってしまうので、私はこれも1つ提言をさせていただくなら、1つはやっぱり職員研修の中で原課でしっかり自分の所管している条例、規則、これは見ているのは当たり前だと思えますけれども、改めてチェックしてみると、それを1つみずからの学習にすると。

職員研修にするということも私は今の時点必要ではないかと。それはなぜなのかというと、市の基本である、最高規範である自治基本条例でこういうことをうたっておりますので、市民の皆さんから御説明を求められたときにちゃんと答えられるシステムをつくりたいということもできるでしょうし、それをやはり私はやるべきだと。それが正規の条例の改正案になると議会に提案して議決事項になっていきますけれども、規則、そのいかにについてはこれは原課でやる話でもありますでしょうけれども、一回やっぱりそういうこともしてみることも私は必要だと思うのですけれども、その辺の御見解があればお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 佐藤議員の専任職員を配置してということも含めて、実はことしの4月に人数的には0.5人工なのですけれども、主幹を配置しまして、これから条例改正多い中で条例の一定の対応しようということで配置ありましたけれども、残念ながら大震災もありまして、そこは十分活用できなかったというふうに反省しております。今議員おっしゃられたように、職員研修を従来の講義型の職員研修、法制研修ではなくて、それぞれ抱えている条例についていろんな前例で、修正のかかったところの前例等についても法制担当は持っていますので、それらを携えて、例えば現場の課長、係長クラスのところとひざを交えてのこういう条例って問題あったのだよねと。それに類する例が自分の所管している条例でありませんか、ないですか、そういう確認行為を含めた勉強会を新年度から立ち上げるべきだということで今内部協議を進めておりますので、ぜひ議員のおっしゃるようなものにつきましても取り入れて対応していきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） ぜひそういうふうにお

願いできればというふうに思います。

次に、文化センターの関係については前段東議員のほうから相当論戦をされておりましたので、それ以上深く追及することもないと思いますけれども、いずれにしても風連の風っ子ホール、これで駅横にできる複合交通センター、福祉センター、そして市民ホールと。内容は確かに違うのですけれども、市民の皆さんの選びやすい施設がふえるという意味ではいいのかもしれないけれども、だからこそ市民ホールというのには一定程度利活用を含めて、応援団も含めて、市民の皆さんのグループも含めて、しっかりつくり上げていかないと、先ほど600人を超えるのは約10件ぐらいという話もありましたけれども、そんなので終わるのなら、つくる必要はある意味ではなくなってしまし、では使わせるためにあそこにどうやって交通を配置するのか。それこそ3億円のを基金として士別や美深のように運用に使ってイベントをやるのか、そういうことも含めて、せっかくなつく施設ですので、市民待望の施設ですので、市民の皆さんがイメージできる施設、あるいは市民の皆さんが有効に活用できる施設、ここにしっかり議論を置いていただきたい。これからの作業を進めるでしょう。しっかり進んでいくと思いますけれども、ぜひつくったときに5年も10年もしない、ほかの市町村と言ったら怒られますね。それこそ運営に困るような状況にはならないことをきちっと議論していかないと、私はそんなに遠くない将来にやっぱり使っていないぞという話になってしまうので、そのことだけは強く求めておきたいというふうに思います。

病院の関係で、特にバスの関係は病院同士で話をしたら、それは話は進まない話だと私は思います。これは、3月にも言いましたけれども、緊急避難的にそういうのが例えば名寄市民の皆さんで困っている方がいらっしゃるなら、私は5人でも10人でもやるのが加藤市長らしいやり方ではないのですかと。これが同じ赤字を抱えている

病院同士でどうしようと考えたら、この経費というのは物すごくどうやって出すのということになったり、ある意味では極端でないですけども、そのバスを利用してうちの患者が名寄にとられる、うちの患者が士別にとられるという話まで行ってしまうので、これこそまさに私は政治判断だと。一人でも市民の皆さんの命を守るために、やはり政治判断が要るのではないかと。何も恒常に恒久的にこのバスを運行しろと言っているのではなくて、あくまでも消化器内科がなくなった、士別には内視鏡センターがあるというところから含めて、あるいは士別にない小児科を名寄でやっているということを含めて、お互いに利便性があるのだから、当面はこういうことで乗り切って、お互いに医師が確保できればそれはよかったですねという話で終わればいいけれども、今のところは市民の皆さんの中ではやっぱり御苦労されている方がいらっしゃるわけだから、私はこれは病院当局の話ではなくて、政治家として、トップとして、トップ同士の話だと思いますけれども、市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 士別一名寄間の病院の輸送の関係でありましたけれども、御指摘はそのとおりかもしれません。しかし、お互いがそれぞれ2次救急を扱うという、連携はしているのだろうけれども、一方では今のところ同じような性格を有する病院であるという位置づけなのだろうというふうに思います。また、小児科の話もございましたけれども、名寄から週5日今小児科の先生方が行っているという状況もかんがみたときに、それぞれ病院の明確なすみ分けができていない中で直通バスを出すというのは得策でないというふうに今のところ判断をさせていただいています。いずれどういった連携していくのかと。性格的にきっちりとすみ分けしてという話が出てくるかもしれませんが。そうした中でぜひこうしたことも、バスの交通のことに関してもその中でぜひ考えてい



きたいというふうに考えていますので、現段階での判断はそういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、今この地域の実情から少子高齢化、これは上川北部全体の課題でもありますけれども、そういう意味でも地域センター病院である市立病院、あるいは士別の病院、東病院、いろんなどろを含めて病病連携、病診連携というのはこれからこの地域として考えていかなければならないことだと思いますので、それはあくまでも市民の皆さんの命を守るという、最前線で守るということを重きに置いてぜひ進めていただきたいというふうに思います。できればバス運営をしていただきたいのですけれども、将来に期待を込めて、とにかく連携をしっかりとして市民の皆さんの命を守るということだけを強くお願いしておきたいというふうに思います。

それと、残り2分となりましたので、いずれにしてもこれ消化器内科の影響は大きいというのはわかりました。今病院内、あるいは含めて言われているのは、皮膚科が大丈夫かという話が言われておりますけれども、新年度の診療体制について今の状況をお知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 御指摘のように、皮膚科につきましては医長の方が退職されまして、今現在も院長中心に旭川医科大学に要請活動を行っております。現時点で要請活動を行っているということで、明確なお答えはできませんけれども、毎年この時期には医科大学に訪れまして、今週木、金と行く予定であります。皮膚科を含めてほかの診療科につきましても一定の医師の交代がありますので、そこの後を含めてしっかりと確保できるように要請活動を行ってまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、私一般質問やるたびに時々言うのは、市立病院と大学というの、この2つの財産がもし歯車が1つこけてしまうと名寄市の財政は破綻に向かうと。何としてもこれは、今の状況からいっても大学は4大の生徒が今集まっている状況ですので、これから先生を含めてまだまだ苦勞しなければいけないと思いますけれども、特に病院についてはこれはいつもお願いしますが、市長を先頭に佐古院長とともにコンビを組んで病院の経営が安定するように最善の努力をいただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦勞さまでした。

散会 午後 5時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 植 松 正 一

署名議員 駒 津 喜 一

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成23年12月14日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて

1. 出席議員(20名)

|     |     |       |    |
|-----|-----|-------|----|
| 議長  | 18番 | 黒井徹   | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐藤勝   | 議員 |
|     | 1番  | 川村幸栄  | 議員 |
|     | 2番  | 奥村英俊  | 議員 |
|     | 3番  | 上松直美  | 議員 |
|     | 4番  | 大石健二  | 議員 |
|     | 5番  | 山田典幸  | 議員 |
|     | 6番  | 川口京二  | 議員 |
|     | 7番  | 植松正一  | 議員 |
|     | 8番  | 竹中憲之  | 議員 |
|     | 9番  | 佐藤靖   | 議員 |
|     | 10番 | 高橋伸典  | 議員 |
|     | 11番 | 佐々木寿  | 議員 |
|     | 12番 | 駒津喜一  | 議員 |
|     | 13番 | 熊谷吉正  | 議員 |
|     | 15番 | 日根野正敏 | 議員 |
|     | 16番 | 谷内司   | 議員 |
|     | 17番 | 山口祐司  | 議員 |
|     | 19番 | 東千春   | 議員 |
|     | 20番 | 宗片浩子  | 議員 |

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 田中澄昭  |
| 書記   | 佐藤葉子  |
| 書記   | 三澤久美子 |
| 書記   | 高久晴三  |

1. 説明員

|            |        |
|------------|--------|
| 市長         | 加藤剛士君  |
| 副市長        | 中尾裕二君  |
| 副市長        | 久保和幸君  |
| 教育長        | 小野浩一君  |
| 総務部長       | 佐々木雅之君 |
| 市民部長       | 扇谷茂幸君  |
| 健康福祉部長     | 三谷正治君  |
| 経済部長       | 寺崎秀一君  |
| 建設水道部長     | 野間井照之君 |
| 教育部長       | 鈴木邦輝君  |
| 市立総合病院事務部長 | 松島佳寿夫君 |
| 市立大学局長     | 鹿野裕二君  |
| 営業戦略室長     | 湯浅俊春君  |
| 上下水道室長     | 石橋正裕君  |
| 会計室長       | 竹澤隆行君  |
| 監査委員       | 手間本剛君  |

○議長(黒井 徹議員) ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

13番 熊谷吉正 議員

20番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業振興について外2件を、植松正一議員。

○7番(植松正一議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

大きな1つ目、農業振興についてであります。農業施策については、新たな農業者戸別所得補償制度がことしから導入され、昨年農地法改正等で今まさに農業、農村は大転換を迎えています。本市の農業を取り巻く情勢も農産物価格の低迷と、またTPPの参加、原則100%の関税撤廃等々など一段と厳しさが増すとともに、高齢化、後継者不足等の活力低下が心配されるところであります。3月11日の東日本大震災の影響に国の政策の悪化が懸念される中であって、新名寄市総合計画後期と農業・農村振興計画が後期がマッチして、豊かさや活力のある施策を強調しておきます。

そこで、4点について伺います。1点目、農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画の策定のうち、1つ目に前期計画の実績と効果、後期計画のポイントについて伺います。

2つ目に、現在の農家戸数と農業後継者の年齢構成と後継者不在の農家数をお伺いいたします。

3つ目に、後継者対策についてもお伺いを申し

上げます。

2点目に、名寄市の基幹産業である農業と観光が一体となった考え方について伺います。そこで、現状と体験型、滞在型観光の方向性について伺います。

3点目に、環太平洋戦略的経済連携協定、TPP参加による影響額について。

4点目に、経済部に専門職の配置の考え方として、農業、林業に対して専門的な関係機関は別に、市として現地の現状等の聞き取り調査など行い、市の農林の振興を強度に持っていく考えをお知らせいただきたいと思っております。

大きい2つ目の林業振興についてであります。地球温暖化が世界的な課題となっているが、森林はその原因となる二酸化炭素の吸収源、また自然環境がもたらす豊かな水資源、未来に向けてしっかりと引き継いでいかなければならない貴重な財産であると認識しております。

そこで、4点について伺います。1点目に、名寄市森林整備計画の進捗と検証について、現在の森林整備計画の進捗状況の把握のため、市有林と民有林、昨年の実績についてお知らせ願いたいと思っております。

2点目に、未来につなぐ森づくり推進事業の進捗状況について、4点について質問をさせていただきます。1つ目に、民有林の造林業に対する未来につなぐ森づくりの進捗状況は。

2つ目に、森林施業計画に基づき伐採後植林されていない跡地と放置されている未立木地の面積等を伺いたいと思っております。

3つ目に、名寄市が行っている北山造林地の残面積は。

4つ目に、新たな森林施業計画の策定の状況について、以上4点についてお知らせを願いたいと思っております。

3点目に、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方についてですが、森林、水源涵養、国土の保全及び生活環境の公益に資する機能があり、森

づくりに大変重要であります。そこで、森林整備計画策定に当たっての市の考え方をお聞かせください。

4点目に、海外資本等による林地取得の状況についてですが、名寄市においても林地取得の状況があるのか、また海外資本の取得制限の動きについてお知らせをください。

大きな3つ目、名寄市の遊休地対策についてでございます。市民の財産であり、長年にわたって放置されている旧営林署跡地と緑丘第2団地の対策、利活用に対して今まで検討された内容と進展しない今後の対策をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) おはようございます。ただいま植松議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、農業振興についての小項目1、農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画策定について申し上げます。新名寄市農業・農村振興計画につきましては、平成19年度に策定し、計画期間を市の総合計画と合わせ平成28年度までの10年間とし、前期計画が平成23年度までの5カ年と後期計画が平成28年度までの5カ年に分けて計画を実施するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定しているところであります。前期の5カ年につきましては、国のそれまでの価格政策から所得政策へと大きく転換が図られ、担い手重視の政策に方向を定め、品目横断的経営安定対策が創設され、生産調整関連では新産地づくり対策から国が直接生産者へ支援する農業者戸別所得補償制度に移行されております。農業生産基盤整備として、道営農業農村整備事業の6地区が完了し、継続の東地区が平成26年の完了を目指して推進しています。さらに、農地・水・環境保全向上対策が打ち出され、市としても積極的な推

進を図るとともに、国、道などの施策を考慮しながら、市の単独事業を通じて産地づくりを推進してきたところですので。市の現状においては、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠となっております、後期計画の課題となっております。

平成22年の農林業センサスでの農家戸数は714戸で、前回調査より126戸減少し、農業経営者年齢調べでは60歳以上の経営者が45%も占めており、そのうち後継者のいる経営者は16%となっております。また、平成19年から平成22年までの新規就農者は31名となっております、担い手対策は今後の大きな課題と考えております。

後継者対策として、国は新規就農総合支援事業を創設し、青年新規就農者の倍増を目指す支援策が検討されており、市としてもこれら施策を活用しながら、市単独事業を含めて今後検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、名寄市の基幹産業の農業と観光が一体となった考え方について申し上げます。まず、グリーン・ツーリズムの推進と発展性についてお答えいたします。名寄市における修学旅行者などの受け入れ態勢につきましては、名寄市グリーン・ツーリズム推進協議会が発足し、活動しております。平成23年度の取り組みといたしまして、土別市、剣淵町、和寒町と連携しながら、札幌の中学校2校、208名の農作業体験の受け入れと名寄市立大学の学生を3回にわたり延べ175名の農作業体験の受け入れを行っていただきました。中学校の受け入れに当たっては、市での宿泊施設に限界があり、日帰りでの体験型の取り組みとなっております。農家民宿など滞在型の取り組みにつきましては、協議会で検討いただくとともに、関係市町村と連携も必要であることから、定住自立圏構想におきます市町村連携事業にも位置づけておりますので、その中でも検討してまい

りたいと思いますので、御理解願います。

次に、小項目3、環太平洋戦略的経済連携協定参加による影響試算額について申し上げます。TPPは、原則100%関税撤廃とされており、北海道においては農業が食品加工業や観光業などと結びつき、地域の基幹産業となっていますが、重要品目である米、小麦、砂糖、牛肉、乳製品などについて適切な国境措置がなければ、その影響は農業だけでなく地域経済に大きな影響を及ぼすと考えられます。このことから、TPPが仮にこの前提で締結された場合について、北海道での試算として農業生産額と農畜産物関連産業の影響額、地域経済への影響額を合わせて単年度で道内では2兆1,000億円の影響と算出しております。名寄市においても地域経済に与える影響は極めて大きいものがありますが、農業生産額では約80億円が44%の約35億円になるとの試算もあり、農畜産関連企業の生産販売や雇用にも影響があるものと考えております。さらに、農業分野だけではなく他産業への影響もあり、名寄市経済にとっては厳しい状況になるものと予想されておりますことから、今後も農業関係機関、団体などと連携するとともに、地域を挙げて行動してまいりたいと思いますので、御理解願います。

次に、小項目4、経済部に専門職員配置の考え方について申し上げます。農業行政推進のためには、関係機関、団体ばかりでなく、直接農業者個々の御意見をお聞きすることは大変重要なことだと考えております。市においても名寄市農業振興センターに技師2名を配置し、農業者の皆さんへの営農相談等に対応しているところですが、市内においては名寄地区農業改良普及センターにも専門職の配置がされており、すみ分けをしながら対応している状況でございます。また、JAにおきましてはそれぞれ専門的観点で営農指導する職員がおり、連携しながら取り組んでおりますが、今後におきましても現行体制の中でより農業者の皆さんの御意見をお聞きしたいと考えておりますの

で、御理解をお願いいたします。

次に、大項目の2、林業振興についての小項目1、名寄市森林整備計画の進捗状況と検証について申し上げます。名寄市の名寄市有林と私有林で構成する一般民有林面積は1万5,048ヘクタールありまして、うち名寄市有林が2,468ヘクタールとなっております。その中で昨年度の補助事業の実績といたしまして、21世紀北の森づくり推進事業では人工造林事業が69ヘクタールで868万1,000円、民有林人工造林地除間伐補助事業が85ヘクタールで199万1,000円、森林整備地域活動支援交付金事業では約4,500ヘクタールの範囲で実施され、2,292万1,000円が交付されております。また、森林整備担い手対策促進補助事業では122万7,000円、野そ駆除事業補助金では50万2,000円がそれぞれ交付されております。名寄市の市有林事業では、下刈り、間伐、枝打ち、造林、皆伐、合わせて142ヘクタールの事業と作業路400メートル、野そ駆除42ヘクタールを実施し、3,195万6,000円の支出をしております。

次に、小項目2、未来につなぐ森づくり推進事業の進捗状況について申し上げます。ことしから行っています未来につなぐ森づくり推進事業につきましては、人工造林に対し標準経費の16%が道、10%が市の負担で、合わせて26%の補助率となり、49.66ヘクタールの施業を行っております。

民有林における過去の未立木地につきましては、既に天然林化している状況もありますが、未立木地はあるものと考えております。現在取り進めております事業においては、施業計画により伐採後2年で植林が実施されておりますので、今後とも未立木地の解消に向け努力してまいります。

名寄市が行っている北山の造林地は、林地登録面積として151ヘクタールあり、まだ植樹していない面積が110ヘクタールございます。市による植林が5ヘクタール、燃料組合との協定によ

る植林が2ヘクタール、合わせて7ヘクタールを毎年実施しております。

森林整備計画の進捗状況につきましては、北海道、名寄市、森林組合を初めとする専門家による名寄市森林整備計画検討作業チームを編成し、9月6日、10月21日の2回の検討会を開催し、現在は周辺市町村などの関係調整を行い、1月素案決定に向け作業を行っております。新整備計画では、今までの3つのゾーニングであったものが5つのゾーニングに変わりますが、森林所有者の木材生産活動に対する規制が強くないように検討を行っております。

次に、小項目3、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方について申し上げます。現在は、森林施業計画に基づき山林の計画的施業が行われているところではありますが、現在の名寄市森林整備計画においては水土保全林、森と人との共生林の2つのゾーニングがあり、この森林の機能に適した施業を行うことで進めてまいりました。新たな名寄市森林整備計画においては、公益的機能別施業森林として水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健、文化機能等維持林が制定されます。水、水源涵養林においては、水資源保全ゾーンの設定が可能で、良質な水を安定的に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復及び濁水発生回数を減らす施業を実施することができます。保健、文化機能等維持林についても生物多様性ゾーンの設定が可能で、水辺林タイプ、保護地域タイプの2つのゾーン設定が可能となります。平成24年度からは、新たな森林整備計画のもとに森林経営計画がつくられ、公益的機能別森林の施業計画が実施されることとなります。

次に、小項目4、海外資本などによる林地取得状況について申し上げます。一定以上の土地取引を監視するものとして、国土利用計画法の届け出がありますが、現在までのところ名寄市で海外資本と見られる届け出はありません。しかし、国土

利用計画法では、1ヘクタール以下の小規模取引は規制対象とはならないため、北海道では水源の保全を目的に(仮称)北海道水資源の保全に関する条例の制定を予定し、新たな事前届け出制度を検討中と伺っております。あわせて森林法の改正により、山林取得者に取得を90日以内に市町村へ届け出を義務づける制度が始まります。

以上、私からの答弁となります。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私から大きな項目3点目、遊休地対策について、(1)、営林署跡地の対策についてお答えします。

旧営林署跡地につきましては、営林署が民間に売却処分を行う前に公共利用について市に協議がありまして、選択肢として名寄警察署の建てかえ用地を確保することにより移転促進を図るため、平成15年に駐車スペースを含めて5,200平方メートルを土地開発公社に取得をさせました。前市長のときから名寄警察署の署長が交代するたびに建てかえ用地として市で既に用地取得をしていることを説明させていただき、取得についての要請を行ってまいりました。さらに、北海道警察本部や北海道の総務部にも足を運び、要請を行ってまいりました。しかし、北海道の財政状況の悪化などの課題もありまして、名寄警察署の建てかえの見通しが立っていない状況でありまして、今後とも北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の緑丘第2団地跡地の利活用についてお答えします。緑丘第2団地跡地の利用計画につきましては、平成8年度の用途廃止以降多くの市民の皆さんの意見を聞いて庁内で議論をしてまいりました。隣接する道路の整備とあわせて宅地造成を行い、定住促進を目的にゆとりのある住宅団地として分譲する計画でさまざまな検討をしてまいりました。これまで東京なよろ会の会員などを含めて市外、道外を含めた皆さんに宅地分譲計画を説明し、PRをしてまいりましたが、残念ながら

市街地から少し離れた場所と思われたことと長く続き経済状況の影響もあり、問い合わせがなかった状況であります。これまでも老健施設やグループホームなどの福祉関連の施設の誘致を推進してきました、事業者の建設場所の選定に当たっては最近ではコンパクトシティの考え方で市内中心部に近く、買い物や通院など歩いて行き来できることが決め手となっており、行政の支援策として過去対応したこともありますけれども、現状では難しい状況になってきております。また、データセンターの誘致候補地として北海道とも協議をしてきましたが、土地利用の用途区分の課題もありまして断念をした経過があります。今後も情報収集に努め、具体的な事業計画については随時対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) それぞれ答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目の農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画の策定については、前期5カ年は価格の政策から所得政策に大きく転換が図られており、現在は生産調整では直接生産者へ支援する新たな農業者戸別所得補償の移行ということで、この辺はやっぱり検証も含めてしっかりとやっていただきたいなと思っております。

次に、農家戸数と後継者の年齢、後継者不在について、これは再質問させていただきますけれども、今寺崎経済部長のほうから説明がございました。平成22年度の農林業センサス調査で農家戸数が714戸、前回の調査よりも126戸減少していると。そして、年齢では61歳以上が45%を占めていると。私は、ここで問題なのは714戸のうち後継者がいる農家が総体で16%、そして新規加入者31名と報告をいただきましたが、ここで農家に対する実態が今明らかになったわけございまして、高齢者対策は今後名寄市の基幹

産業としてどのような考えを持っているのか、まず初めにお伺いをいたしたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 議員のおっしゃるとおり、後継者の問題が大変厳しい状況となっております。これに関しましては、ただ単純に一自治体だけで解決する問題とは思っていませんけれども、今検討を進めています農業・農村振興計画の中でも一定の担い手対策を打ち出ささせていただきます、関係団体とともに名寄市独自で何ができるかということも検討しながら、国に対してもいろんな施策の要望をしていくのが現在できる最大限のことかなと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) 私もこの対策に対しては、今この数字であらわれたとおり今後5年、10年以降たったときに大変な状況になってくるのではないかなと思っております。ましてや今東日本の震災の影響での交付金の関係ですとか、それから道の財政も厳しい状況の中で、振興計画等々の早急な見直しが必要だと私は思っているのですけれども、その考え方についてあればお知らせ願いたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 現在後期5カ年の見直しの作業を進めておりますので、基本的には5年前に策定した分の継続が多くなるかと思っておりますけれども、国の施策等と整合性をとった中での作業を今進めているところでございます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺は、早急に進めたいのですが、前段申し上げましたように高齢化の進行だとか農業の先行きの不安等々など、農地の新規投資の部分もありますけれども、農地は売買より今賃貸が非常に多い傾向にあると私も認識しております。そこで、経営もそうですけれども、農地も所有する方ももうある程度限界に来ていると思っております。そこで、



土地流動化対策についてどういう考え方を持っているのか、再度お願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 土地の流動化対策の関係では、本年度、平成23年度に国のほうで農地利用集積円滑化事業というのを始めております。これにつきましては、農地の受け手に対して反当2万円を交付するというものでございまして、現在名寄市では4戸の方が対象になっております。さらに、来年度、平成24年度になりますけれども、まだ未定稿の段階ですけれども、国では地域担い手への集積対策として、今度出し手のほうに対する交付金を強化し、担い手への農地集積を目指す支援策が検討されておりますので、それらを名寄市としましても有効的に活用させていただきまして、また生産者の方にもPRしまして流動化対策を進めてまいりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺対策を含めて早急にやっていただかないと、基幹産業の農業もやる方もいなくなるような状況と。これ大げさかもしれないですけれども、この対策というのは早急にやっぱりやっていかないと大変な事態になるということを認識して、求めておきたいと思っております。

次に、基幹産業の農業と観光が一体となった考え方についてお尋ねをいたしたいと思っております。施設、修学旅行等などで175名の農業体験等なども報道も含めてこれはわかっております。それでまた、今回も体験型、滞在型観光については定住自立圏の構想の中で位置づけをして検討をしていくということですから、これもやっぱり慎重に真剣にやっていただきたいと思っております。

そこで、1点市長にお伺いしたいのですけれども、ことしは「星守る犬」の映画含めて、またひまわりのまち名寄等で交流人口、それから地域活性化、また杉並区での特産販売、またPR等などに努めていただいて、本当に一定の成果があった

と認識はしておりますけれども、そこでちょっとお尋ねいたしますけれども、1次産業と観光産業が相まって全体の底上げになると私は思っております。まして、先日農家の方は震災の影響と国の方向性が見えない中で、観光も大事だけれども、これから基本となる、市長の公約にもありましたとおり6次産業等の農業振興計画でしっかりと位置づけて、これが先でないかという意見もございました。私もそのとおりだと思っております。そして、今回私どもの会派の同僚が瓦れきの受け入れの関係ですけれども、きのうの答弁を聞いていますと被災等など、汚染されていなければ受け入れが可能という答弁もございました。農協の基幹産業と、それから観光関係と一体となるということであれば、今せっかくことしそういう地場産品を含めて、PRも含めて一生懸命やってきた。それが前から言われています地産地消ですとか食の安心、安全等から考えていますと、やはりちょっとその辺が一貫性がないというか、矛盾している面があるのでないのかなと私は思っております。この関係で市長にまた再度で申しわけございませんけれども、一言答弁をお願いいたしたいなと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 2つ御質問があったと思います。観光の振興と農業振興とどちらが先だと。どういう関係だという、一体的な開発はどののだというお話、もう一つは瓦れきのお話だとは思いますが、観光振興はあくまでも地域資源を生かした観光振興ということですから、1次産業は名寄市の基幹産業でありますから、これも含めてこの地域資源を生かしていこうということでございます。観光振興は、まさにまちづくりそのものだというふうに思っていますから、どちらが先という議論ではなくて、もちろん農業振興も含めて一体的に振興していくということになるかと思っております。現在そうしたことも含めて観光振興計画を策定している最中でありまして。農業振興とも絡

めた具体的な施策出てくると思いますので、ぜひこれは議論を進めていただいて、御期待をいただきたいというふうに思います。

瓦れきの問題は、あくまでも汚染されていないものに限りという安全性をしっかりと担保するという話ですから、全く矛盾する話ではないというふうに思っております。その中で安全性が担保されるということに加えて、市民の皆さんがしっかりと納得をいただけるということを前提にするという話ですから、その部分を慎重に対応していくということでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私のほうもちょっと納得いかない部分もあるのですが、せっかく先ほども申し上げましたように安心、安全な食の関係から含めて、農業振興含めて、また商工関係含めて、いろいろな面でやはりこの議論をされている中で、本当に名寄は住んでいてよかったという思いもみんな評価をされているわけです。絶対風評は、これは起こりかねないとは思っております、それと関係団体、いわゆる農協あたりからもこの辺の関係は要請が出されたとちょっと聞いていますけれども、その辺の考え方はどうなのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民理解という話をさせていただきました。皆さんからの御意見をしっかりと聞いて、安全性がしっかりと担保されると。市民の皆さんの御納得をいただけるということを前提にということでございますので、改めて御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺は、市民の思いも含めて安心、安全な、こういう問題は本当に大変な状況ですので、慎重審議、市民の声も聞き入れてやっていただきたいなと思っております。

次に、TPPの関係ですけれども、名寄市の影

響額は35億円ということでございましたけれども、道のほうも農業関係では5,563億円ぐらいの影響額があるということも聞いておりましたけれども、この関係は議会でも昨年の第4定で反対意見書なども提出をさせていただいておりますけれども、今現在関係機関を含めて、反対含めての署名ですとか、それから行動要請と言ったらちょっとあれですけれども、その辺がまだできてきているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 昨年出した分が農協から国のほうに上がっていますので、現在のところ署名活動等はございません。また、要請活動についてもトップの方の集会等はございますけれども、末端への要請は現在のところございません。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうときには、やっぱり大変な状況ですから、議員も含めて本当にしっかりと反対行動等などしたいと思っておりますので、行政のほうもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、経済部に専門職の配置についてということで再質問させていただきますけれども、私だけでなく農家の方の思いもあるのですが、現体制でいくということでございましたけれども、はっきり言いまして職員の中、いわゆる事務職の関係の方が多いのではないかと。大半占めているような気もいたしますけれども、あとは関係団体ですとか、それからそういう形と、今後やっていくということなのだと思いますけれども、私は当然これから農業だとか林業関係も厳しくなっていく中で、今言われた関係機関との連携はこれはもちろんであろうかと思っています。ですけれども、現地の情報収集ですとか、作況の状況、それからこういう関係というのはやはり農家の方、また林業関係の方に言って、直接触れて、今の状況等なども聞いて、そして農業の振興なり林業の振興に反映させる。もとは、林業関係では1人いましたけれど

も、こういうのはやっぱり私は大事だと思うのです。この辺のもう一度、再度考え方があればお願いしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 議員から経済部に直接農業者の御意見を伺う、そういう専門職を配置してはいかかという御提案でございました。議員御指摘のとおり、今農家を取り巻く状況、農業を取り巻く状況も同様でありますけれども、TPP参加や担い手不足ということで、先ほど御指摘あったとおりで大変な状況というふうに受けとめているところでもあります。また、昨日山田議員からの質問の中にもありましたが、異常気象が尋常になっているのではないかということで、先行きも含めて今後の作付体系等々で農家の方不安を抱いているということ、真摯に受けとめているところでもあります。先ほど経済部長のほうからそういう心配、あるいは今後名寄に対してはそれぞれ農業改良普及センターや農協の営農指導に当たる専門職や、あるいは農業振興センターがということで、基幹の部分でそういうお答えをさせていただきました。この連携強化は、議員おっしゃるとおりさらに強化していくということはもちろんでありますけれども、個々の御意見を伺いながら、さらに農業施策等を検討するという必要なことというふうに受けとめているところでもあります。ただ、現況では職員の管理も含めてでありますけれども、専門職を置くということは難しいかもしれないというふうなことで、現行でできることといえば経済部に農務課の職員と、それから農業委員会の事務局の職員もいますので、できるだけ農家の皆さん個々の御意見をしっかりと聞くという、そういう体制整備に努めてまいりたいということでお答えをさせていただきたいと思います。

以上、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) 今現行の関係、体制と、

それから農業委員会含めて、この辺もしっかりと聞きながら進めていくということですのでけれども、この辺も私はしっかりと受けとめて強く求めているなと思っていますので、何かの機会等などあればその辺も農業者含めて、林業者も含めて、やっぱりちょっとお聞きしたほうがいいと思います。よろしく願いいたします。

次に、林業振興について質問させていただきます。名寄市の森林整備計画の進捗状況と検証については、今一般民有林が1万5,048ヘクタールですか、市有林が2,468という答弁がありました。また、事業についてもこれは国や道の事業配分などで決定すると思っております、今後とも有利な補助金、また積極的に取り入れながら、名寄市の林業発展に努力するように求めておきたいと思っています。

次に、今回新たな森林整備計画の森林・林業再生プランの概要と後期総合計画との関連についてもあるわけですが、現在策定中とのこともありまして、北海道の出先機関の名寄にあります、美深ですか、森づくりセンターの指導を受け、名寄市をあるべき姿にしていきたいと思っております。

ところで、この森林・林業再生プランは何年計画で、策定後どのような流れになるのか、またできたときに地域懇談会を含めての考え方があるのかどうか、まずお知らせ願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 森林・林業再生プランについての御質問でございますけれども、このプランにつきましては林業、林産業の再生を環境ベースとした成長戦略の中に位置づけまして、木材の安定供給力の強化を軸にした対策によりまして、雇用も含めた地域再生を図る計画ということになっております。それで、いろんな整備を行った結果、10年後の木材自給率50%を目指すこととなっております。現在の計画では30%程度となっておりますけれども、これが50%を目指

す計画となっております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) この辺は今策定中ですから、この再生プランに関しても今までのいろいろな思いも含めて、これは道のほうに提出すると思うのですけれども、やはり今それでなくても名寄地域は林業関係含めて若干おくらしている傾向もありますので、その辺は計画の段階でしっかりと認識しながらやっていただければいいのかなと。そして、今申し上げましたけれども、これは計画は10年なのですか。そして、そのでき上がったものがローリング関係も含めて、あとどれぐらいの流れになっているのですか。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 一応10年間となっております。5年後にまた変更というか、見直すという形になります。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) そして、そのできたものを道のほうに提出をして審査なども受けるわけですよ。だと思えるのですけれども、今まで私もちょっと計画に、前に勤めた関係でありますけれども、ですからその内容をやっぱり皆さんに把握していただくということの地域懇談会等々もあるのかなのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) この計画につきましては、まず国が作成する全国森林計画、それからそれに基づきまして北海道が作成する地域森林計画、それを受けまして市町村が作成する市町村森林整備計画の見直しとなっておりますので、専門的なこととなりますので、現在も道の関係者らと打ち合わせしながら、道の計画と合うような形で計画を見直している最中でございます。それで、専門的なこととなりますので、一般市民向けの例えば聞き取り等は行わないことにしておりますけ

れども、市内の専門家の方々との協議で一応計画立てていくこととなります。国からの流れの中で市町村が策定する部分でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺も本当に慎重にやっていただきたいなと思っております。

次に、未来につなぐ森づくりの推進事業と公益的機能を発揮する森林づくりの考え方について質問させていただきますけれども、この森林整備を進めるために今後名寄市の単独補助の上積み等など考えていらっしゃるのかと、それから今まで所有者、また造林業者とか植林とかされた場合ですとか、それから資材の関係ですか、その手入れ等なども今まで市のほうから単独助成として資材1万円と切り捨て8,000円が出されておまして、非常に助かっている面もあるのですけれども、いかんせんこの1万円、8,000円はかなり前からこういう状況が続いておまして、何といっても植林をされてからやっぱりどうしても生産までといったら長期的な関係がございまして、それでなくても今木材も安いということですから、この辺をどう考えているのか、今回の状況等も踏まえてどういう考え方を持っているのか、簡単にお願ひします。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 先ほども答弁の中で森林整備の各事業に対しまして、道からの68%の補助が交付されております。また、市におきましては先ほど議員がおっしゃったように、人工造林地、除間伐事業に対する場合ヘクタール当たり1万円、切り捨てする場合ヘクタール当たり8,000円、野そ駆除事業に32%に相当する補助金を支出しております。また、今国のほうで一連の計画の見直し等を行っております。制度の全容がまだ明らかになっていけませんので、今のところ現行制度での対応と考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) よろしくお願ひします。

それで、3つ目の智恵文の北山、今現在110ヘクタールぐらいですか、まだ植林をする残地が残っているということでございまして、この関係も新しく今つくっています森林・林業再生プランの中でやはりなぜ求めて、その中で計画を、当然年次計画もあるわけですから、この辺も入れていただきたいなと思っています。今回この土地は、傾斜もありまして、そして雨など降るとあそこの河川、ふだんは大して水の量ないのですけれども、相当な土砂も含めて流れているということもありまして、やはり河川に泥が入ると。ですから、早急な、110ですから、そのまま今までの現行どおり7ヘクタールぐらいでやっているといったら、大体15年ぐらいかかるわけですから、今言われた土砂の関係も含めて、土砂防備林みたいな形の中で植えればその機能、特性がありますので、その辺をやっぱり今回の林業再生プランの中にも年次計画をしっかりと明示しながら進んでいただきたいなと思っております。

また、時間になりましたけれども、時間の関係もございまして、海外資本の関係は、林地取得関係は、この関係は国土利用計画で1ヘクタール未満は対象外だとかと言っていましたけれども、いかんせん名寄市はまだ該当なしということですから、この辺も関係機関を含めて、やっぱり調査含めて伝播を発信していただければいいのかなと思っております。

そこで、大きな3つ目としての名寄市の遊休農地の関係でございまして、旧営林署の関係ですけれども、これも利用計画含めて15年に520ヘクタールで、土地利用の土地開発公社の土地ということで、ここの用地、北海道警察の移転に伴うということですから、何人かの方もこの関係ではお話をされておりますけれども、北海道にも要請してありますし、また警察のほうにも、道警の総務課にもしていると、こういうことですが、これも前

回私21年にもお話ししたのですけれども、口頭でやられていたという話も私もお話をさせていただきましたが、それが事実なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 加藤市長にかわりまして要請につきましては、通常の福祉施策等の多くの住民の方に対する制度改正等につきましては市長会を通じるなり名寄市のほうから文書で要請してはおりますけれども、この種警察署の所在のあり方についても十分相手方のほうの事情も考えますと、文書では行ってなくて、あくまでも口頭での要請にとどめております。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) この種の関係も年数がかかっていますから、そういう合併、警察の合併の関係もいろいろあるかと思っておりますけれども、私が21年に質問したときも北海道を含めて道警のほうもやはり文書化して、そして名寄市は本当にここに用地を求めているからという話は、私もされてもいいのではないかなと思うのですけれども、この種は云々と言っていますけれども、その辺の考え方はどうなのでしょう。もう一度お願ひします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 貴重な御意見承りました。ぜひ今いただいた文書ということも含めて、効果的な要請の方法ということ、これ前市長、前道議からの引き継ぎでもありますので、私も逐一行ってお願いはしているところですが、より効果的な方法を現所在地元選出の道議会議員とも含めて協議をして検討してまいりたいというふう考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 植松議員。

○7番(植松正一議員) その辺含めてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、緑丘の第2団地の跡地の関係でございまして、平成8年に用途を廃止して、そして今

ことして16年がたとうとしているわけです。今まで2回質問させていただきました。これは、うちのほうで高見区ですとか、それから隣の緑丘含めて、やはり用途の関係含めて今まで質問させていただきました。そのときに当初は、いわゆる展示会といたしましたか、なよろっぼい家づくりの関係の方たちとか、その人に御相談をしながら宅地分譲をすると。それと、今言われていました東京なよろ会にも図面等などをして現下の価格の問題だとか、それも提示したけれども、一向にだめだったと。そして、今結果的には基本計画もないような、さっき総務部長の答弁であったらうと私は思っております。これだけの3万近く、3町歩以上の職訓の、旧の職業訓練所の今グラウンド含めて、私はここのところをもう2回もやっているわけですから、やっぱり基本計画ですとか、それから方針、これはもうとっくにしていかなければならないと、なっているものだとばかり思っていました。ですけれども、まだ売買にするのか、それから140坪でしたか、家庭菜園つきですとか、いろいろこころこころ、こころこころ変わっております。私は非常に残念でならないわけでございまして、あとそれと含めて、うちの町内会含めて、手前みそでございますけれども、やはりそよかぜ館、それから丘の上、それから清峰園も近い。アネックスもある。そういう福祉村構想を私は打ち出して、今まで一貫してまいりました。しかしながら、前回でしたか、そのとき施設をつくるに当たってはやはり市民の皆さん方に介護保険も含めて100円ぐらいは上がりますよと、そういうようなお話もされていたように思っております。そこで、私は今清峰園含めて、やはり町中がそれはいいのはわかっています。しかしながら、市民の皆さん方、清峰園も含めてやっぱり入居したくても入れない待機者が非常に多いわけですよ。それは、認識していると思うのですけれども、この辺の認識を含めて、やはり問題は福祉村構想でなくてもいいのですけれども、たまたまそこに吉田

病院さん含めて施設がいっぱいありますから、その辺との関連も含めて相談しながら、土地の利用関係含めてもう16年もたっている部分もまだ計画も何もない。何かぎっくばらんとしているというような状況というのは、ちょっと私はおかしな話だと、こう思っております、これももう一度結果も踏まえて今後の方針もよろしく願います。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) これまでも遊休用地の効率的な運用の仕方、あり方ということでそれぞれの議員からお話ありました。将来的には、人口がこれからまた少子高齢化も含めて減っていくという中で、この人口、できるだけ減らさないようにということでさまざまな施策を打っていますし、その大きな1つとして交流人口の拡大、あるいは定住の促進、またさらには企業誘致というような考え方もお話がありましたけれども、改めて昨今の経済状況もかんがみて、こういうことをまた打ち出していく大きな契機だというふうに思っていますので、いただいた御意見しっかりと受けとめて、今あるこういう土地、あるいは民有地も含めて再度そういう外への発信というか、PRをやっていくようしっかりとまた取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

○議長(黒井 徹議員) 以上で植松正一議員の質問を終わります。

官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新を外3件を、高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいと思います。後半のほうです。何人かの議員とはかぶっている内容もありますけれども、お許しいただきたいというふうに思います。

まず初めに、官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新の推進をということで進めさせていただきます。我が国において高度成長期

に集中投資した学校や公民館など公共施設、道路、橋梁、河川、下水道などの社会インフラは、整備から40年以上が経過しているものも少なくなく、大量の社会インフラが更新時期を迎えております。そのような社会資本の老朽化問題について近年さまざまな指摘がされてきておりますが、東日本大震災を受けて国民の安全、市民の安心を確保する観点から、より一層注目をされるようになってまいりました。実際ことし3月11日の大震災では、東京千代田区にある九段会館のホールの天井が一部崩壊した事故で死傷者も出ております。その他市町村など多くの公共施設、社会インフラで被害が発生しました。これらは、いずれも地震による被害とされておりますが、老朽化が主な原因とされております。各市町村において社会資本ストックの老朽化について大震災前から問題視されておりましたが、名寄市においても平成20年、行財政改革推進実施本部において廃止、統合、改修、改築、新築と公共施設のあり方にも検討が加えられております。その維持、更新の必要性について指摘されているものであります。ただし、これらの維持、更新には多額の費用が必要になることは必至で、現在各市町村の財政状況を踏まえれば自治体にとって相当の負担になることは間違いありません。そこで、名寄市でも社会ストックの老朽化が進み、市民生活の安全を守る意味でも維持、更新が必要な施設があると思われませんが、40年以上経過した公共施設、公共物の状況、今後の課題についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、コンクリートから人へとのもと、公共事業に対する厳しい見方がある中、公共事業そのものが減少傾向にあります。この社会情勢の中で社会資本整備にかかわる財政負担に対する市民の理解を得ることは、なかなか容易ではありません。しかしながら、社会資本ストックに関する安全性の確保は市民生活の安全を守る観点から大変に重要であり、行政の責任として着実に進めていかな

ければならないことだというふうに思っております。そこで、自治体が有する社会資本のストックの計画の維持、更新を推進していくための指標の一つとして、民間の資金やノウハウを活用するPFI、民間の活力の整備、管理を生かした低コストで質の高い行政サービスを可能にする手法を取り入れ、公共施設等運営権制度の導入に対して理事者の御見解をお願いいたします。

2番目に大きい項目、認知症サポーターの養成についてお聞きいたします。福祉、保健、医療にかかわっておられる一般の方々には、認知症と言われてもぴんときないかもしれません。認知症は、脳の働きが低下することにより記憶が抜け落ちたり、徘徊、幻視、幻聴など症状があらわれたり、時には人格に問題が出て暴力的になる問題行動があらわれたり、日常生活を営むのが困難になることも言われます。物忘れはだれにでもあることではありますが、日常生活、また年齢が高くなればなるほど若いころよりも多くなります。しかし、それだけでは認知症とは言えず、日常生活に支障が出るほどの、御飯を食べても私は食べていない、ひどい物忘れなどを言うことです。認知症は、だれでも直面する可能性があります。決して特殊な病気ではありません。ある程度予防が可能であり、症状の緩和や進行を抑えることができ、早期発見、早期治療が重要と言われております。多くの場合、行動障害があらわれたとき、家族も本人も大変に苦しむこととなります。名寄市においても認知症に対する現状の課題についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、行政の体制と認知症の取り組みについてお知らせいただきたいというふうに思います。

平成17年度簡易生命保険の調査によると、日本の平均寿命は男性78.53歳、また女性85.49歳となり、寿命は著しく伸び、日本は本格的な高齢化社会に突入しております。認知症の高齢者も年々増加し、20年後には約330万人に到達すると予想されております。85歳以上のお年寄

りは、3人から4人に1人が認知症になるというふうに言われております。このような中、全国的にも認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族を応援しようというだれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア団体、認知症サポーター養成講座を受けて受講者を認知症サポーターとして活動を広げていっているそうです。役所の関係者の地域包括センターや、また保健センター、また社協の職員は受けておりますが、全国的にも100万人サポーターをつくらうと進められております。名寄市でも少子高齢化が進む中、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症のサポーターをふやす必要があると思われませんが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、地域ブランドに新登録制度。農林水産物や食品は、気候など自然状況や地域性を強みにできることから、これまで各地で地域ブランド化の取り組みが行われてきました。こうした取り組みは、地域の特性を生かし、付加価値をつなげ、特徴あるものや品質の高いものを販売し、消費者の支持や信頼を得ようとするもので、そのことから地域の農林水産業、食品産業の競争力強化や農山漁村の活性化にもつながってきていることは皆さんも御存じのとおりであります。1970年ごろには、大量生産で大量流入と輸入の増加が進み、1980年代ごろからは大量生産規格品と規格品との差別化をして販売しようとする取り組みが進み、1990年代以降は農林水産物の輸入自由化や価格の低迷が起こり、消費者は食への安心志向と高品質志向が高まり、生まれてきた農林水産物、食品の地域ブランドが進んでまいりました。平成18年4月には、地域の名称、商品またはサービス名称を取り合わせた商標である地域団体商標制度が始まりました。地域ブランド化の機運も高まり、多くの地域で取り組みが行われ、しかし必ずしも成功しているものばかりではありません。単に名称やマークをつけて認証を受けているものもあるというふうに言われております。そこで、名

寄市の地域団体商標制度に対しての当時の取り組み、現状、成果についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

農林水産省では、このように地域ブランド化を支援するため、農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業という事業を開始しました。食と農林水産業の地域ブランド協議会の運営を挙げられ、特に農林水産物の地域ブランド育成を目指す上で知っておきたい知識や地域ブランド化に向けた具体的なガイドラインが作成されております。各自治体や生産団体においてもこのガイドラインを周知し、観光には地域のブランド商品が車の両輪のように私は思っております。大変に重要だと思っております。農水省では、この地名に関し農水産品の販売を後押しするとともに、地域ブランドの新たな登録制度を来年から開始されるそうです。地域的評価の保護制度も導入され、名寄としても観光振興を打ち立てるのであれば地域ブランド商品の開発を促進する中で地域ブランドの新登録制度の取り組みを推進すべきというふうに考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、名寄市立病院の空調機器整備についてお尋ねいたします。地球温暖化が進む中、夏の記録的な猛暑が続き、入院患者は体力や免疫力がないために、患者などには大変にこの冷房設備の必要性の声が高くなっております。また、市長も公共施設への空調設備の推進を訴えられてきました。名寄市としてもこの名寄市立病院の空調整備についての計画をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、一番最初に言いましたが、PFIの手法をこの空調施設に取り入れている地域が京都と川崎にあります。ぜひこのPFIを使って、安い金額で素早くこの空調施設を整備する計画をとっていただきたい思いでこのPFIの活用を推進をお願い申し上げます、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。



○**総務部長(佐々木雅之君)** ただいま高橋議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。

1点目は私から、2点目は健康福祉部長から、3点目は営業戦略室長から、4点目は市立病院事務部長からの答弁となります。

まず、大きな項目1点目の官民連携による社会資本ストックの計画的な維持、更新についてお答えをします。40年以上経過をしました公共施設の選出出しを昭和46年以前に建てられたものと仮定をしまして、主なものとしましては名寄庁舎、市民会館など行政財産と普通財産を合わせて52件が該当します。この中には、車庫とか物置とか余り市民の皆さんの目に触れない施設もありますけれども、一部計画的な建てかえの作業を進めているものもありますので、御理解を賜りたいと思います。名寄庁舎は昭和43年建設で43年が経過し、市民会館は昭和36年建設で51年が経過をしております。老朽化や設備の陳腐化が目立つ市民会館につきましては、(仮称)複合交通センターや(仮称)市民ホールにその機能が引き継がれますが、名寄庁舎は設備改修等を実施しながら使用してきているところであります。建物本体の老朽化への対応も課題ですが、設備の老朽化につきましてもどのように維持補修を実施しながら、施設全体の延命を図っていくかということも重要な課題であると考えています。厳しい財政状況から、施設の計画的な維持補修、設備更新なども実施していくことも大切であると考えております。

次に、公共施設等運営権制度の導入についての考えをお答えいたします。平成23年6月に公布されました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正PFI法によりPFI制度に公共施設等運営権が導入されました。公共施設等運営権とは、公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者インフラ等の事業権を長期間にわたって民間に付与する方式でありまして、コンセッション方式をPFI事業に導入するため、行政が

民間事業者に設定する当該公共施設を運営する権利でありまして、設定を受けた民間業者は行政との協議は必要ですけれども、施設利用料金の設定や当該料金をみずからの収入として収受することなどが可能となります。この公共施設等運営権の導入によりまして、行政としてはマーケットリスクが行政から事業者へ移転する、経費が節減されるというメリットがあり、民間事業者においては公共施設等運営権が独立をした財産権として抵当権の設定等が可能となることから、資金の調達円滑化する、自由度が高い事業運営が可能となるなどのメリットがあることが想定されております。本市では、公共施設の管理運営における官民連携の手法といたしまして公設民営の形態であります指定管理者制度を32施設で導入しておりますが、民設民営の形態であるPFI制度の事例についてはありません。しかしながら、本市では先ほど申し上げましたとおり老朽化している公共施設が多く存在していることや、道内では留辺蘂町ほか2町で実施をいたしました一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業や札幌市の北海道札幌新定時制高校及び札幌市立中央幼稚園整備事業などこれまで十数件のPFI事業が実施をされています。今後想定される老朽化施設の改築に向けて指定管理者制度のほか、PFI制度及び当該制度に基づく公共施設等運営権制度を官民連携による公共施設整備に係る有効な手法の一つとして認識はしております。一方では、PFIの実施主体の多くが大手ゼネコンを中心とした企業グループであることから、地元企業の事業参画が困難であるとの課題もあります。その活用策につきましては、他市町村の事例も参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○**議長(黒井 徹議員)** 三谷健康福祉部長。

○**健康福祉部長(三谷正治君)** 私のほうからは、大項目2の認知症サポーター養成をの小項目1、名寄市の認知症の現状と課題について申し上げま

す。

名寄市の認知症の実態としましては、医学的に認知症と判断された方の把握は難しく、要介護認定時の医師の意見書や認定調査票による認知症高齢者の日常生活自立度のデータをもとに推計しております。平成23年10月における要介護、要支援認定者は、1,352人のうち日常生活自立度のランクの家庭内及び社会的にほぼ自立しているⅠを除くⅡからⅢランクまでの人数は831人と全体の61%を占めている状況にあります。この831人のうち介護保険施設などで入所している方が351人、残りの480人は介護保険サービスを利用し、在宅もしくは病院に入院されている状況にあります。しかし、地域において認知症が疑われて医師に診断された方や要介護認定を受けていない人など名寄市全体の実態把握は十分にできていないのが現状にあります。認知症の高齢者の増加が見込まれる中、認知症の発症を完全に防ぐことは困難と思われませんが、生活習慣の改善、定期的な運動や趣味活動による脳の活性化を図ることなどで発症や進行をおくらせることが期待されており、市民一人一人の生活習慣の改善や健康づくりの取り組みをいかに継続させるかが重要となっております。また、認知症への市民の理解や関心は徐々に高まってきておりますが、まだ十分に理解されているとは言えない状況にあります。認知症を医療や介護、福祉に携わる者だけでなく、市民が広く理解することにより誤解や偏見をなくし、本人や家族などを支えることが今後もさらに必要と考えております。

次に、小項目2の行政の体制と取り組みについて申し上げます。認知症高齢者の対応については、地域包括支援センターの総合相談支援業務において個別相談を受け、必要なときは医療機関や介護保険サービスの利用に結びつけるなど家族等に対し支援を行っているところであります。また、介護予防普及啓発事業として、老人クラブや町内会などで介護予防教室を開催し、認知症の予防と理

解を深めるための普及啓発活動を行うとともに、平成22年度は一般市民を対象に認知症の講演会や認知症キャラバン・メイトと地域包括支援センター職員による福祉寸劇を行い、市民247名の参加をいただいているところです。本年8月には、北海道認知症の人を支える家族の会が主催する認知症の人とともに暮らすまちづくり研修会が名寄市が後援となり市内のホテルで開催されました。さらに、平成20年から認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、名寄警察署、各交通機関、町内会などと連携を図り、名寄市徘徊高齢者SOSネットワークを構築し、徘徊のおそれのある高齢者を事前登録していただくことにより、認知症高齢者の安全と家族などへの支援を行っているところであります。

次に、小項目3の認知症サポーター養成について申し上げます。平成17年度に厚生労働省が開始した認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンの一環である認知症サポーター100万人キャラバンは、認知症サポーターを全国で100万人を目標に養成し、日本全国で認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくることを目指し、平成21年度に目標の100万人を達成いたしました。全国の認知症サポーターは、その後も増加し、平成23年3月末で252万人に達しております。認知症サポーターは、認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者で、認知症サポーター養成講座を受講した方には認知症の人を支援しますという意味を示す目印でもあるオレンジリングのブレスレットを配付しております。名寄市におきましては、平成20年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、平成23年3月まで養成講座実際回数14回、認知症サポーター数は299名になっております。また、認知症サポーター養成講座で講師役を務めていただくキャラバン・メイトには8名が登録されております。今後におきましても認知症への偏見の解消を図るた

め、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の予防や適切な介護のあり方などについて知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の3、地域ブランドに新登録制度、小項目1、地域団体商標制度についてお答えをいたします。

地域ブランドは、地域の自然的条件を生かした特産物や地域に歴史的な関連のある伝統的工芸品、あるいは地域において提供される特色のあるサービスを地域の複数の事業者が地域名を記した共通のブランドとして他地域の商品、サービスと差別化し、付加価値の向上を図って、地域産業の活性化やまちづくりの手段の一つとして全国的に盛んに取り組まれております。従来、商標制度の中では、地域ブランドは商品等に産地表示をつけ加えたものが多く、これを一事業者による独占はなじまないという理由から、全国的に有名になった場合を除き商標登録を受けることができませんでした。しかし、特許庁では平成18年に地域ブランドを商標制度において商標権としていち早くより適切に保護することを目的に、地域団体商標制度を導入いたしました。現在までの地域団体商標の取得状況につきましては、平成23年9月までに全国から各地の特産品の名称を中心に約1,000件の地域ブランドの出願がされており、そのうち約480件が地域団体商標として商標登録されており、道内における登録数は15件であります。現在のところ名寄市に関連する地域団体商標の申請はされておきませんが、この地域団体商標制度は商品、サービスの差別化を図り、事業者への信頼の向上、地域のイメージアップの向上などさまざまな効果が期待される一方、品質の維持、向上が必要不可欠となり、地域みずからがその価値を磨き上げることが求められておりますので、名寄市における地域ブランドの可能性については関係

団体と情報交換を図りながら、対策について協議してまいりたいと考えております。

次に、地域ブランドに新登録制の取り組みについてお答えをいたします。地域団体商標登録制度は、地域のブランドが一事業者による独占はなじまないという趣旨から、商標法を一部改正し、制度が導入されました。地域団体商標登録できる出願人は、通常の商標登録と違い、次の3つの要件が定められています。1つは法人であること、2つには事業協同組合等の特別の法律により設立された場合であること、3つ目は設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保障されていることの3つです。したがって、出願できる団体は事業協同組合、農業協同組合、酒造組合、森林組合等で、個人、地方自治体、社団法人、財団法人、株式会社、NPO法人、商工会議所等は認められておりません。現在市内の地域団体商標登録を出願できる団体は、数団体に限られているのが現状であります。地域ブランド取得による観光振興も含めた経済波及効果は市としましても大きなものと判断をしておき、今後中小企業振興審議会及び関係団体と地域団体商標登録の支援体制も含めた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(松島佳寿夫君) 私からは、大きな項目4点目の名寄市立総合病院の空調機器整備について申し上げます。

初めに、市立病院の空調機器整備につきましては、本年度外来診察室、医事課などの整備を11月に完了したところであります。残る5つの一般病棟については、平成24年度の予算の中ですべて実施できるよう現在準備を進めておきまして、事業費は1病棟当たり2,000万円、合計で1億円程度と想定をしております。また、精神科病棟については病棟改築事業の中で実施を予定しております。

次に、実施の際にPFI制度を活用してはどうかのお尋ねがありました。PFI制度は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力などを活用して行う手法で、先般法律改正があり、新たな手法も導入されました。事業費の規模としては、一般的に20億円を超え、整備に数年間かかる事業に適していると理解をしております。当院が行う冷房設備事業は、事業費がおおむね1億円と規模としては小さく、手続に係る期間、事務作業量、施工期間、費用などの面を考えると、管理者、事業者の双方に利点のない事業であると言えます。これらのことから、PFI制度ではなく、市が発注する通常の方式で事業を実施したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) 答弁いただきましたので、再質問、また要望を行わさせていただきたいというふうに思います。

まず、官民連携による社会資本のストックの計画的な維持管理ということで、総務部長からは市役所が43年につくられて、市民会館が36年、51年たって、今現状52件のものが40年を超えていますということです。先ほど本当にもう佐々木総務部長言われたように、公共施設の運営権制度というのは建物は市役所のものだけでも、こういう施設やインフラなどの運営権を民間に貸して、その収益を高めて、運営権を財産だとか抵当権にして銀行から借り入れるという方式みたいです。本当にいろんなところでこのPFIを進められています。先ほど佐々木総務部長言われたのは、やはり大手企業でないとチャンスがないという部分言われていました。名寄市としても今までやはりこのPFIの手法や何かを私も何回か言ってきましたし、検討されたことがあるのか、また検討事項によって評価はどうだったのか、どういふ部分をやろうとしたのかというのがあれば、ち

よっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 今の炭化センターを焼却方式にするのか、炭化方式にするかということの、多分そのときだというふうに記憶してはいますが、当時留辺蘂町ほか2町で取り組んでおりましたPFIにつきましては、補助金とか起債も弾力的に運用できるのでないかということも含めて、大学の先生も関与しまして相当練りに練ったPFI事業だったという記憶をしております。そのときに名寄市も焼却施設、もしくは炭化方式にかわる中間ごみ処理施設の関係につきましてPFIを導入したらということでも内部で検討した記憶があります。そのときにPFIのすぐれているところは、民間サイドの大きな会社が参画してくることによって極端に建設コストが安くできると。それとあわせて、維持管理もあわせていただくことについて、みずからつくってみずから管理運営をするので、管理運営コストの縮減も図れるのでないかという非常にいい話ばかりでした。その関係も含めて補助制度、起債制度は使えるのですけれども、本当に維持管理経費も含めて安くなるのか、それから地元への参入はどうか、それから初めてのケースですので、法的な問題はないのかということの検討をしまして、残念ながら名寄市としてはまだ制度が試行錯誤しながら留辺蘂で大学の先生も入れて進めようとしているという状況でしたので、PFIについては導入に、その時点での結論までに至らなかったです。そのときも含めて、できるだけ地元調達可能な公共事業については地元を使うということその当時から進めておまして、前提としては適正な入札制度の執行のもとに地元の企業を最大限活用していきましようというのがありましたので、ただ先ほど言われましたように今回の改正PFI法では大手でなくても財産権を与えることによって小さな市町村のグループでもできそうに見えて

いるのですけれども、今現在承知しているデータ見ますとほとんど大手ゼネコンがやっております、それに付随するような形での運営会社もくっついて対応していると見ますとほとんどが地元の企業が入っていないという状況もありますので、その辺トータルな部分で研究してまいりたいというふうに考えています。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番(高橋伸典議員) わかりました。この法改正になった部分では、私は非常にいい方法かなという部分で思ったものですから今回質問させていただきましたし、やはり痛しかゆしだというふうに思います。やっぱり地元企業が成長しない限り名寄市も成長しませんし、ぜひ地元企業でできる方策を検討していただいて、このPFI方式、きのうも佐藤靖議員が病院関係の医師住宅のことと言っておりましたけれども、ある企業ではPFIでやるのならうちはやりたいよだとかということもあるのです。だから、物によってはそういう形というのはできるのかなという思いがあるものですから、こういう思いでさせていただきました。本当に運営権制度だとか、やはりやれる企業であればやる体制をとるといいのかなというふうに私は思います。本当にことしの11月からはこの施行されてきていますので、しっかり研究、検討されて、この部分はできるのではないかなという部分があればぜひ地元企業育成の意味でも使ってやっていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、認知症の部分。まず、この認知症いろんな方々がいまして、本当に症状的には代表的にはもう脳血管性の認知症だとか、アルツハイマー型の認知症というのがあるみたいなのですけれども、今の部長が言われていたのは介護保険の要介護認定者がほとんどされるということで、介護施設に入っている、ここまでの351名までは施設に入っていますから大変安心ですけれども、残りの470名、やはり地域におられると思うのです。稚

内でも認知症のサポーター制度導入がすごく進んでおまして、地域の方々がほとんどと言ったら語弊ありますけれども、すごい人数の方がとられていて、その地域にいる認知症の方々を地域の方々が面倒を見ていっているという状況をつくっているみたいなのです。認知症にかかわる中で、やはり自分は認知症でないと。私も今認知症かもしれないですけれども、認知症でないと思う方が、認知症になりたくないという方が多い。年をとったけれども、足の動きが悪くなった、腰が曲がるようになったとか、身体的な部分というのはあるのですけれども、認知症に関しては自分はやはりああいうふうになりたくない。朝御飯食べて、11時ぐらいになったら、朝御飯まだ食べていないのだけれどもというぐらいになると、やっぱり認知症だと。でも、それは認知症になる原因というのは頭をぶついたり、脳血管性のクモ膜下になったりだとか、重度の貧血になったりだとか、あと栄養の偏りだとか、また薬の副作用だとか、そして稚内の方で耳が聞こえなくなったことによって家に閉じこもって認知症にかかるという、いろんな症状が出るみたいなのです。その中で認知症を減らすという部分というのは、やはり地域の方々のつながり。先ほど部長が町内会での運動教室だとか、保健センターでの運動教室と言っていましたけれども、その運動もしかりなのですけれども、やっぱり地域のつながり、また家族とのつながり。認知症になると、やはりお年をとっているものですから、私たちもそうなるのかなと思うのですけれども、子供やその親なんかも子供のしつけと同じく怒ってしまうというのです。それではいけない。

それで、認知症のグループの方々や何かが認知症の100万人サポーターをつくって、認知症というのはこういうものなのだよと。そういう認識を持てる部分をつくるというのが100万人サポーターのスタートだというふうに言われていました。それで、認知症サポーターの対象というのは

先ほど言ったように地域住民の方々、また町内会、自治会、民生委員児童委員だとか、そして防災、防犯組織だとか、介護者等々の会だとか、いろいろな方々がいったほうがいいだとか、また地域の生活関連では銀行だとか、また商工会、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業者、タクシー業者、公共サービス全般の警察だとか、郵便局、消防職員、交通関係者、また小中学校の、高校の先生、PTAという形でサポーター対象者が言われております。それだけ広げていかない限り、今対象者400人、そしてまたそういう認定を受けて地域で面倒を見ていくという形になっていると言っていますけれども、やはり現状14回認知症のサポーター講習会開いていただいて299名の方が受けておられるということで安心なのですけれども、私自身はこのサポーター体制がちょっと市民まで通っていなかったなという部分で今回出させていただいたのです。稚内のほうに行ったらちょっとこの話を聞いたものですから、これはやはり地域で支えていくしかないのだなという部分で今回の質問させていただきました。そして、今一般の方々、これ知らなかった方々が講習を受けたいというふうに言われているのです。それで、これからの講習の体制だとか、そういう部分の検討をされているのか、ちょっとあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員おっしゃられたとおり、認知症につきましては自分で認知症だと言う方はほとんどいないと思っております。一番気がつくのは、やっぱり家族、近間の人たちだと思います。現在やはり家族の方が、物忘れというのはだれでも年齢関係なくありますが、それが認知症という診断を受けるのは病院へ行って診断を受けなければ認知症という症名は出てきません。これは、やはり病気でありますので、物忘れだとか、うっかりだとかということではないということであります。ですから、この部分につつま

しては認知症というのはどういうものかということ、今議員言われるように全市民が認知症とは何かということをやはり知ることが一番最初ではないかと認識をしております。現在299名のサポーターがおられますけれども、先ほど説明申し上げましたように、とりあえずという言葉は語弊がございますけれども、民生委員を中心に、関係者の方を中心に進めさせていただいているのが実態でございます。今後におきましては、やはり全市民を対象にということで講演会等は今後も回数をふやしてまいりたいと考えておりますし、さらには今出前講座等もございますので、そういう機会を多く持って市民に周知を図りながら、認知症というのは何かという第一歩を踏まえて、ですから実例を挙げますとまちである市民からの通報によりまして、この人はちょっとセブンイレブンの前でうろろろしているのだけれども、どうなのだという通報をいただいた件がございます。その身柄を確保させていただきまして家族の方にお話を聞きますと、やはりそういう認知症の状況があるということでありました。ですから、家族、身内がそういう症状をいち早くキャッチをして病院へ行って診断をしていただいて、そしてその後の手当てをしていただくというのがやはり最大の方法ではないかと考えておりますので、今後は市民に向けて講演等の開催を多く進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。本当に周りの方々が認知症というのを認識してその体制をとって行く中で、早期発見、早期治療ができるというふうに言われておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、新登録制度についてお尋ねいたします。先ほど新登録制度、名寄はないというふうに言われました。本当残念かなというふうに思うのです。今先ほど植松議員も言いましたけれども、これから加藤市長が観光の交流人口をふやし、定住を進

めていくという中で、やはりリピーターというのはここに行ったらこういうおいしいものを食べられると。そして、いいものが見られると。女性は特にもう食べ物ですから、景色はいいのです。

(何事か呼ぶ者あり)

○10番(高橋伸典議員) いや、女性はそちらのほうに行ってしまうのです。やはりおいしいものを食べに行くというのは女性だと思うのです。そして、観光旅行といっても男性は余り行かないのです。やはり夫婦でもよく聞くのは、お母さん、奥さんがあそこに行ったらああいうおいしいものがあつた。お父さん、乗せていってというのがほとんどだというふうに私は思っています。ぜひこの新登録制度を利用して、やはり名寄にはすばらしいモチ米、日本一のモチ米があります。その中で、きたゆきもち米というモチを名寄のブランド化するとか、1回石川に視察に行ったときには魚沼産のコシヒカリの同じ米なのですけれども、その地域でつくって地域のブランド化にして、そしてエリザベス女王に贈って、天皇陛下に贈って、違う名前をつけて市役所が販売したのです。そして、1号缶の缶が七百何十円ぐらいしたのですか、そういったブランド化にして米を売ったというところもありますし、本当に努力次第ではいろんな部分はできるのでないかなというふうに思うのです。今までやはり新登録制度の対象になるようなものというのを夕張メロンだとか、仙台みそだとか、魚沼産のコシヒカリだとか、松阪牛だとか、宇治茶だとか、神戸牛だとか、いろんな部分はありますけれども、その取り組みの中には高級品の地域ブランド化だとか、やや高級品でも地域ブランド化にできるだとか、普通品でも地域のブランド化にできるだとかという企画もありますし、範囲は都道府県でもいいし、各市町村でもいいと書いてありますし、そして取り扱う一品物でもいいと。ミカンでもネギでも何でもいいのだと。農林水産物の食品を加工して、その工場も含めて製品化したものでも構わないよというふうになっ

ているみたいですし、そしてこの地域に参加する範囲というのは農林水産業含めて加工業者、卸売、観光業もその中に対象にされるというふうに言われているのです。ぜひこの地域ブランド化、モチ米でも私はいいと思いますし、アスパラでもいいと思いますし、いろんなものが研究できるのではないかなというふうに思います。本当観光だとかこういう登録商品というのは、よく高校レストランに出ているような一人の職員が夜も徹して、本当にもうこの地域の活性化に何とかしようという進めてこられたのがそういう部分だというふうに思っております。ぜひこの部分を進めていただきたいなというふうに思います。

先ほど言った数団体との連携ということでは申しましたが、この数団体というのはどこどこなんでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 先ほどもちょっと御説明させていただいたのですけれども、請願人、要するに提出ができる人については先ほど言いましたように3つの要件がありまして、名寄では道北なよろ農協、あるいは森林組合、あるいはもうちょっとやれば道北青果連とかという、そういうものになるかというふうに今は考えています。例えばその商品はその地域で使うという、今議員おっしゃられるとおりです。地域でもって使うということですので、例えばモチ米とやったら、それは名寄の業者さんすべてが使えるよというような、あるいは農業者も使える、そういう意味でのものですので、ブランド化をできれば、当団体でその登録商標ができれば非常に武器にはなると思います。ほかでは使えないということで、地域名を入れたり、またはその範囲を入れたりすることによって商品にも入る。それは、非常に有効だというふうには思いますが、今の段階では請願できる人が限られていますので、もうちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしく願います。

最後に、市立病院の冷暖房化でお尋ねをいたします。平成24年から5病棟、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。市民の方々は、大変この冷房施設待っております。ぜひ早目をお願いいたします。川崎市や何かは、PFI使った冷房施設の事業というのは学校が90校あったものですから、また京都も学校が156校あって、大手が入ってやられたものですからあれですけども、本当に地域の部分ですので、地域の業者にしっかりと反映できるようにお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

自然エネルギーを活用したまちづくり外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点、一般質問をしまいたいと思いますので、よろしく願います。

まず初めに、大項目1点目の自然エネルギーを活用したまちづくりについて質問いたします。昨今日本のエネルギー政策は、原子力発電に依存していた中、東日本大震災以降自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーが注目され、次世代のエネルギーにさまざまな可能性を模索している中、エネルギー政策が転換期を迎えています。3.11以降大震災がもたらした福島第一原子力発電所の事故と電力不足は、大きな問題を投げかけました。現代社会がいかに電力、エネルギーがなければ何も機能しないということを事実を確認するとともに

に、安全で環境に優しいエネルギーについて考えさせられました。現在国内外において太陽光、風力、地熱、バイオマスの自然エネルギーを推進の動きは顕著で、さまざまなプロジェクトが実施されようとしています。また、原子力発電から火力発電へのシフトも考えられています。天然ガスの埋蔵量からしても有効なエネルギーとして注目されています。そして、天然ガスコンバインドサイクル発電は発電効率は世界最高の技術を有する日本の新しい発電システムと言えます。そして、天然ガスは環境に優しいクリーン燃料として見直されています。今新しい世代のエネルギーと次世代の送電網、スマートグリッドを構築し、スマートコミュニティー、スマートシティを現実的に建設していく時代が到来しました。電力の自由化とも言える時代がまさに近い将来現実的なものとして私どもの生活の中で当たり前のように電力融通がネットワーク化され、省エネルギーと低炭素社会が生まれてくることは間違いありません。

そこで、地方自治体においてもさまざまな取り組みを次世代に向けて自然エネルギー、再生エネルギーの可能性を検討することとともに、新しい技術をいち早く地域に根づいた形で普及させることと経済効果を先読みすることを方向づけしながら、試験研究や実証実験を実施することが重要な施策となり得ると考えます。今後エネルギーを安定的に確保し、環境に優しく、継続的に持続可能なシステムを国策としても研究開発しているところは言うまでもありません。地方においても新しい産業構造の転換や産業振興としてエネルギー開発や地産地消のエネルギーとして、自立した電力を確保することにより余剰電力を売電する新たなシステムが新しい流れをつくり、これからの電気事業の制度が自由化を推進することは間違いないと思われまます。そして、スマートグリッド次世代送電網は、電力インフラと情報通信ネットワークを融合させ、再生エネルギーを取り込むことにより電力自給率を高めながら、省エネかつエコな社



会を実現するエネルギー供給システムであります。これからの次世代における新しいエネルギー供給システムは、低炭素社会の実現の有効手段となり、省エネを効率的に生活空間にプロデュースするものであります。以上の観点から、10年後にはどのような次世代のエネルギーが主流になり、省エネでエコなネットワークシステムが構築されるかを先読みし、地域がどのような取り組みでエネルギーを地産地消するかではないでしょうか。

まず、1点目、次世代のエネルギーとして自然エネルギーの可能性について、現状と今後の名寄市としての可能性についてお聞かせください。

2点目、省エネルギーと低炭素な新しいまちづくりについてどのようなビジョンを作成できるのか、基本的な考えをお聞かせください。

3点目、地域産業の振興の観点から、自然エネルギーを活用したまちづくりを考えたとき、どのようなことが考えられるかをお聞かせください。

4点目に、地域性を取り入れたエコ活動とは、名寄市としての取り組みと今後の可能性についてお聞かせください。

最後に、企業誘致とエネルギー開発について、現状と今後の可能性について基本的な考えをお聞かせください。

大項目2点目、社会保障と税の一体改革について一般質問いたします。急速な少子高齢化社会が進む中、現在厚生労働省社会保障審議会では社会保障と税の一体改革が取り組まれているところであります。団塊の世代が退職し、社会保障費がますます増加する傾向は否めません。現役世代が年金受給者を支える共助をモットーに年金制度が成り立っております。景気の低迷、非正規雇用の増加など年金を支える現役世代の環境は厳しいものであり、特に若い人たちが将来に希望が持て、国民年金をきっちりと納付することができるのは安定した生活の上で成り立つことは言うまでもありません。世代間格差をなくし、安定した財源と制度改革をしっかりと決め、現役世代を含めてすべ

ての人々がより受益が実感できる持続可能な社会保障制度の再構築が望まれます。社会保障を充実するためには、国民に負担がかかることも否定できませんが、ただ増税だけで制度がしっかりしないまま先走りではなく、世代間格差をなくし、安心した老後生活、セーフティーネットの構築、公平感のある新しい年金制度につくり上げてほしいと国に強く求めていきたいと考えます。

そこで、今後の社会保障改革では地方自治体の抱える問題である高齢化社会により現役世代の減少、雇用基盤の変化、家族形態の変化、社会保障費の増大等を地域経済の変化に対応した社会保障の機能強化が求められるところであります。制度改革よりメリット、デメリットを評価し、方向性と目的を見失うことなく抜本的な改革を期待するところであり、そこで地方自治体としての情報収集と関連事業における影響分析を積極的に実施することで市民全体の利益としての還元できることは間違いないと考えます。制度改革後における手続や注意事項をしっかりと現行の制度を理解し、確認するとともに、市民に対する情報サービスの提供や相談窓口でのアドバイスと社会保障制度全般の情報を市民にさまざまな場所で説明することを積極的に実行していくことを強く求めるとともに、市民の権利を守り、安心した生活を保障することが地域における社会保障であると確信するところであります。

1点目に、社会保険、厚生年金、健康保険の適用拡大における国保保険者としての影響分析はどのようなになっているかお聞かせください。

2点目に、第3号被保険者制度の取り扱いと今後の動向について、国保の影響も踏まえてお聞かせください。

3点目に、130万円での賃金調整と国民年金、国保の加入動向についてお聞かせください。

最後に、介護保険者としての立場から在宅サービス、居宅系サービスの強化をし、地域包括ケアシステムの構築について医療、介護の連携強化の

観点からどのような取り組みが実施可能かお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目1について、大項目2の小項目1から3については市民部長から、小項目4は健康福祉部長からお答えいたします。

初めに、小項目1の次世代エネルギーとして自然エネルギーの可能性についてであります。福島第一原子力発電所の事故の収束が長引くにつれ、原発に対する国民の視線が厳しくなっています。その一方、原発にかわる電源として太陽光、風力発電など再生可能エネルギーが注目を浴びています。再生可能エネルギーとは、名前のとおり再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギー等が該当いたします。具体的には、太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、波力発電、地熱発電など発電する方法があると思いますが、国内の発電量の約3割以上を占めていた原子力発電をすべて切りかえることは難しく、長期的な発電量の減少が懸念されている中、火力発電等で補いながら環境負荷の低い再生可能エネルギーを利用する方法を研究していかなければならないと考えています。中でも現実味があるものは、太陽光、風力、地熱の3種類だと思われませんが、名寄で実施できるものと考えますと太陽光になるのではないかと考えられますが、原子力発電に比べて9倍のコストがかかると言われていています。また、設置場所等検討すべきことは多いと思われませんが、可能性は多いと考えております。

次に、小項目の2、省エネルギーと低炭素なまちづくりについてであります。エネルギー問題は、地球の温暖化対策等とも密接な関係があり、日本は京都議定書に基づいて2008年から2012年までに二酸化炭素などの温暖化ガスの排出量を1990年に比べて5%削減する義務があります。

原発の安全性に問題が出てきており、原発に依存するのではなく、自然エネルギーの導入の検討を早期にする時期だと考えますが、国の方針がなかなか定まらず、詳細について検討できない状況にあります。名寄市としては、省エネの徹底やエネルギー効率の引き上げによって低エネルギー社会を目指すとともに、それぞれの地域の条件に合った地域新エネルギーとして太陽光、風力、雪氷、中小水力、地熱、バイオマスなどの内外の動向の的確な把握と認識をするとともに、まちづくりの流れと今後の方向性を総合的に判断するため、新エネルギーの調査、推計、利用可能性に関する専門的検討を加え、導入に対する技術、経済的、政策的条件を明らかにしてまちづくりに生かしたいと考えております。具体的推進については、地域住民及び地元企業の協力が不可欠であることから、認識の共通理解と連携が重要と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目3、地域産業の振興であります。自然エネルギーを活用して地域産業の振興に結びつけることについてですが、再生可能エネルギー特別措置法が改正され、電力会社に一定の割合で再生可能エネルギーの導入を義務づけるものですが、課題も多く指摘されております。経済産業省では、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に太陽光発電の導入を支援する制度として、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金を創設し、平成22年度は1キロワット当たり4万8,000円を補助するもので、これらに連動して平成23年度道内55市町村で実施モニターなどを含め、個人住宅を対象に補助金を上乗せする形で補助制度を実施しています。各市町村によって要件や補助金額が異なりますが、多くの市町村ではCO<sub>2</sub>削減目標を定めたり、あるいは新エネルギービジョンなどを策定し、それに基づき新エネルギーの普及を図っています。当市においては、新エネルギーに対する研究、検討に至っておりませんので、今後の研究課題といたします。

小項目の4、地域性を取り入れたエコ生活とはということですが、地域におけるエコの取り組みについて、市としましては公共施設の新築、改修工事にあわせてLED電球の使用や市営住宅の高断熱化などを行っており、自然エネルギーの活用としては米の貯蔵施設の雪冷房、または教育的立場で名寄小学校の太陽光発電があります。当市における地域特性を生かしたエコ活動としては、市民一人一人が身近なことから取り組めるエコバッグの利用、節電、節水、ごみの分別やリサイクルなど小さな活動とエコ商品の活用、エコカーや電気自動車の導入、あるいは住宅等における太陽光の利用、ヒートポンプ、エコキュート、地熱利用等さまざまな活動がありますが、当面はエコ活動の大切さや身近なところから取り組める活動の啓発を行ってまいりたいと考えており、国や道の動きも注視して連動することによる効果的な事業については、有効性を検証して取り組んでまいりたいと考えております。

小項目の5、企業誘致とエネルギー開発であります。自然エネルギー関連企業の誘致ですが、今年度企業立地促進法に基づき名寄、下川、美深地域の地域産業活性化基本計画について、10月31日付で国の同意を受けました。今後地域内で国の成長産業分野を対象に新規立地等につながる地域の高度な人材育成等に対する支援を受けることができることとともに、立地しようとする企業は低利融資や税制などの支援措置を受けることができます。地域の集積業種は、健康関連産業、環境、新エネルギー関連産業、地域資源関連産業で、企業を誘致する上で有利な制度であります。企業を誘致する上で地域の特性である自然災害が少ないこと、夏と冬の温度差が大きいこと、雪や水、森林資源が豊富であり、すぐれた自然環境など活用することの優位性を生かした誘致活動を行ってまいります。また、自然エネルギーの開発としては、太陽光発電、または水力発電が有利と考えますが、これらに対する国の動向、国民生活や経済活動へ

の影響、関連産業や企業の動きなどによるところが大きく影響されると考えます。いずれにしましても、企業誘致の観点で広く情報収集するとともに、優位性の発信と誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 私からは、大項目の2、社会保障と税の一体改革についてお答えいたします。

社会保障と税の一体改革につきましては、持続可能な社会保障の構築とその安定財源確保に向け、今まさに国会において年内の取りまとめに向けた議論が行われている最中であり、非正規労働者に対する健康保険、厚生年金の拡大を初め、国民健康保険などの医療保険制度を含めてその適用基準の改正議論が行われております。現在私どもには断片的な情報しか入ってきておりませんが、把握している検討状況、さらには改正により予測される影響等についてお知らせをいたします。

小項目1点目の社会保険加入要件を拡大した場合の国保保険者としての影響分析についてですが、現在週の労働時間が30時間以上となっております健康保険の適用基準を週20時間以上とする案で検討が進められております。この適用拡大により厚生労働省の試算では、市町村国保から協会けんぽなどの被用者保険に約180万人が移行すると見られております。このことでは、国保税収入が減少し、医療給付費の動向次第では財政体質の悪化につながるなどの指摘もあります。また、非正規の状況に伴う入退社など資格の取得、喪失件数の大幅な増加が予想され、業務が煩雑になるとのことでの混乱も心配されることから、適用基準などにつきましてもより簡素な制度となるよう国保中央会では要望をしております。

小項目2点目の第3号被保険者の取り扱いにつきまして、さきの非正規労働者に対する健康保険、厚生年金の拡大と同時に現行130万円となって

いる健康保険の被扶養配偶者の認定基準につきましても引き下げの方向で検討が行われております。被扶養配偶者の認定から外れた場合、新たに国保や国民年金の第1号被保険者となることで保険料負担が発生することになります。背景としましては、専業主婦など保険料を支払わずに基礎年金を受給する現行制度が不公平であるとの批判もありますが、さきに問題となった主婦年金問題と同様、周知に係る混乱が心配されるところであります。

小項目3点目、130万円での賃金調整と国民年金の加入動向につきまして、現在健康保険の被扶養配偶者の年収が130万円以下の場合、国民年金第3号被保険者として年金保険料の納付なしに基礎年金の受け取りが可能となっております。平成22年3月末でこうした第3号被保険者は全国で1,021万人、名寄市では2,615人となっております。現在この年収基準を引き下げる検討がなされておりますが、このことで3号から1号被保険者となり、新たに年金保険料の負担が発生しますが、同じ国民年金内の区分の変更となりますので、直接被保険者数の増減には影響しません。しかし、週の労働時間が基準を超えて雇用されると厚生年金への加入となり、国民年金加入者が減少することになります。こうした検討を行う背景として、年金財源の確保とあわせ保険料負担における公平性の確保、さらには主婦の労働意欲の向上や自立を促進させるとの意見もありますが、新たな負担への説明と制度改正の混乱を回避するための周知方法など課題も多いと考えられますことから、今後も国の動向を注視し、対応を図ってまいります。市では、これまでも国保事業者として制度の周知、その運用を図ってまいりました。また、国民年金につきましては年金事務所と連携して制度の周知に努めてまいりました。しかし、市町村における国民年金業務は、国からの法定受託事務として届け出や移動などに係る手続を代行するものに限定され、受給に係る裁定の権限はありません。したがって、年金相談における細か

な対応はいずれも年金事務所が行うこととなります。このように市町村窓口での取り扱いに限界はございますが、今後とも制度の仕組みや手続などについての市民周知を図るため、窓口やホームページ、広報等を通じて積極的な取り組みを進めます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 私のほうからは、小項目4の医療、介護の連携について申し上げます。

国、道の第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画作成指針案の基本的方針では、医療と介護の連携として今後も住みなれた地域で必要な医療と介護が継続的、一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築が示されており、そのためには医療と介護の連携が不可欠であり、医療の必要性が高い要介護者が増加する中で、医療と介護の連携強化を図る必要があるとわかっております。具体的な事業としては、医療サービスに対するニーズの高い要介護者への支援を充実するため、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問看護、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスなどと新たなサービスの活用により医療機関と緊密に連携を図り、医療、看護、介護などを一体的に提供できるよう体制の整備が示されております。しかし、本市においては小規模多機能型居宅介護を第4期計画で見込みましたが、今の制度の中では事業運営が厳しい状況に見込まれるため、民間事業者の参入がなく、実施には至りませんでした。さらに、訪問看護が一体的に提供する複合型事業所の創設は医療機関との連携、看護師や介護士の専門の確保などの問題があることから、この地域においての実施は厳しいものと考えております。しかし、これまでも高齢者の入退院時に必要な介護サービスの準備や退院後の医療受診など民間事業者の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが医師や看護師、医療ソ

一シャルワーカーなどと調整を行い、医療と介護の連携を図っております。また、今後道では介護支援専門員や地域包括支援センター職員に対し医療に対する理解やサービスの活用と連携を深める研修を実施することとなっており、積極的な参加や担当者間での意見交換などにより、今後も引き続き医療と介護の連携を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 答弁ありがとうございます。最初に、1点目の自然エネルギーを活用したまちづくりについて再質問したいと思います。

名寄市においても再生可能なエネルギーとして太陽光とか風力とか地熱、太陽光がやっぱり一番有効なエネルギーではないかというふうにお答えありました。そして、国の動向としても火力を主流にした形の中で原発からの火力シフト、これはさっき言ったとおりだと思います。その中で火力についても今世界全般に見ても天然ガスの埋蔵量はかなりある。そして、日本の商社がある一定の期間の消費を賄えるだけの権利をとったということで、ますます火力発電所における天然ガス化が図られると思います。先ほども私が言いましたように、今日本の持っている技術が世界で一番というふうにうたわれています。それは、複合型コンバインド発電と言われて天然ガスと蒸気タービンと再生エネルギーのコンバインドした形ですけども、ますますその動向が強くなり、東京都におきましても100億円以上のプロジェクトで単独事業としてこの発電所を建設する予定もあります。東京電力におきましても最新の火力発電所が東京湾沿岸に何基かあります。私も専門的に学校で電力を学んだ関係で、少しこの事項については興味を持っていろいろ調べてみました。火力は主になり、それを補うのはやはり再生可能なエネルギーであるというふうに考えます。再生可能なエネルギーで問題になるのは、どうしてもコストの面で

ありますけれども、答弁にありましたようにエネルギーコストが9倍とか10倍というふうに先ほど……何倍と言われて、ちょっと覚えていないですけれども、きょうの新聞に書いてありますとおり太陽光の発電コストがかなり下がっております。大体1キロワット単位で33円から38円と。そして、原発についても8円90銭、8.9円、石炭火力9.5円、天然ガスが10.7円と。先ほど言った、ちょっと何十倍とか言われましたけれども、やはりかなり発電コストが圧縮されていてメガソーラーについてもいろんな意味で現実的に可能な状況が出てきている。それは、2010年ベースでコスト計算した場合と2030年でコスト計算した場合、現状でコスト計算した場合との差で見ると33円40銭のものが2030年の見通しでは9.9円になると見られております。この9.9円という数字は、原発よりは高くなりますけれども、火力の天然ガスとか石炭火力、すべてクリアできる。上限が9.9円から20円と大きな幅でありますけれども、そのような形の中で太陽光のウエートがやっぱりこれから20年先を見込んだ場合にかなりの依存が生まれてくると思います。その観点に立ちまして、やはり太陽光を利用したいいろんなさまざまな省エネ活動が小さなまちでもできるのではないかと思いますけれども、その点についてどのように考えるか、ちょっとお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 可能性としては高いと。太陽光が一番現実的であろうとは思っておりますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、10年、20年先の部分についてはそういった見通しもあるのですが、再生エネルギーの特別措置法案の中ではまだ先ほども言いましたが、売電の関係、あるいは設置のコスト、あるいはその採算性については細かくは触れておりませんが、確かにひとところから見ると太陽光発電もかなりコストが下がっているというふうな情報として

は受け取っています。しかし、大規模な形になりますと、この法律の中でもありましたが、電力会社が拒否できるとかという項目がのっていると。ですから、必要なときに必要な分を出せるということではなくて、特に太陽光については夜は発電しないのですけれども、やはり需給のバランスがないと経営的、企業として成り立たないのではないかと思います。ただ、もう一方では、一般住宅の普及というのがあるのですけれども、一般住宅に普及するにしても設置する費用と自分たちが電力として消費し、あるいはそれを北電に売電する価格とのバランスというのが正確にまだつかめていない状態です。ただ、今現在各市町村で全国でやっているのは、これはモニターとしていろいろ調査を含めてやっております。それには、もちろん国の補助金と、それに各市町村の上乗せ補助をして、それで収支バランスがとれるのかというモニター事業というふうになっておりますので、名寄市としては今のところはまだそこまで踏み込んだ考え方にはなっておりません。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 来年の24年7月1日に再生可能エネルギー特別措置法というのが施行されて、この件についてどのような情報等持っておられるかお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時44分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 今ちょっと時間を要しまして申しわけございません。ちょっと時間がなくて、細かいところについてはまだ十分承知しておりませんので、続きの御質問をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 私の知っている限りで

ちょっと後でまたそれについてはお話ししたいと思えます。

それでは、引き続きちょっと質問したいのですが、自然エネルギーを活用したまちづくりということで太陽光発電が、やっぱり可能性について先ほども言いましたように各自治体でソーラーパネルの設置に対する奨励金や助成金制度を国の補助制度と連携した中で実施しているところがありますけれども、その中で来年の7月1日に再生可能エネルギー特別措置法が施行されます。その内容については、再生可能エネルギー源の太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いた発電した電気を一定期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものであります。これについては、7月1日にもう施行されるということは確実にわかっておりますので、各自治体についても先進地やソーラーのいろんな活動を活発にやっているところについては情報収集をかなりきめ細かくやっているのが現状だと思います。経済産業省においても売電価格の調整等もかなり進んでいる状況もあると思います。名寄市においても住宅用の太陽光発電について現在の状況の中では、個人で設置するという方が初期投資の段階で三百何十万円という形の中で初期投資がかかるので、奨励金や助成金のない自治体にはなかなか普及しづらいものであります。そこで、名寄市においても住宅用の太陽光発電の助成金を導入して、ソーラーパネルの普及と省エネ住宅のメリットを確認して、実証を目的に実施することを検討してはいかがでしょうか。そういうことを強く求めていきたいと思えます。将来を見据えた確証性のある実証実験をいろんな工夫を凝らして実施することが大事だと思いますし、その中でやっぱり新しい雇用と技術がそこに促進されるのではないのでしょうか。そういった見解について、考え方について行政側の考え方をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来自然エネルギー

の今後の見通しと地域でもぜひ積極的に取り組んだらどうかというようなお話をるわいております。議員おっしゃるとおりでありまして、今後とも自然エネルギーというか、再生可能エネルギーというのは国にとっても重要な施策であるというふうに私も認識しておりますし、地域にとってもこれはしっかりと研究、検討していかねばならない課題であるというふうにも思っています。先ほどの企業誘致の話もございました。たくさん議員からもそうした話もわいておりますけれども、改めてこのメガソーラーということも含めて今発電所の話もありましたけれども、企業誘致全般、あらゆる角度から自然エネルギーというのも名寄市の持つポテンシャルの一つ、大きな特色ではあるというふうにも思っていますので、その名寄市における考えられる用地でありますとか、あるいは産業の可能性だとか、しっかりとアンテナを張り、また国の政策もしっかり見きわめながら、ぜひ今後とも前向きに研究、検討してまいりたいというふうに考えていますので、今後とも御指導よろしくお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) よろしくお願ひします。国の補助金がまず1キロワット当たり4万8,000円で、23年度も補正予算も組まれた中で23年度いっぱい、まだ24年度も含めて予算が組まれているという情報を聞いています。その中でやっぱり国、道、市、この3つの連携によって自然エネルギー、再生エネルギーをどのように生かしていくか、そして地域においても新しい未来を見据えた省エネ対策と雇用対策を含めた上で、新しい一つの産業がそこに生まれてくると思います。ぜひ市の補助金としてあるよその市町村と並ぶような補助制度を確立してもらい、一つの新しいまちづくりの中でソーラーパネルの普及をお願ひしたいと思います。

続いて、名寄市においてバイオマスの発電の可能性についてお聞かせください。カーボンニュ-

トラルの観点から、バイオマスエネルギーとバイオマス燃料は持続的可能な循環型で、CO<sub>2</sub>を吸収し、資源を再生するという意味で光合成を営みながら利用してきた、まさに枯渇しない再生可能な資源であります。1つには、バイオマス関連に対する補助制度を確立して、その促進と技術開発を目的に実行することも大事ではないかと考えます。そして、その中でバイオマス燃料の製造等バイオマス発電を並行して実証実験を実施しながら、将来に向けての次世代のエネルギー開発を企業誘致と連携した形の中で実施することがよいのではないかと考える次第でございます。その件について見解と考え方をお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) まさにおっしゃるとおりでありまして、企業誘致と連動させてぜひこれらのことを研究、検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) バイオマスといってもかなり定義というか、広範囲にわたりますので、農産物を利用したバイオエタノールの製造とか、いろんな意味でやっぱり拡張性が高いと思います。ただ、林地残材を利用した、木材資源を利用したバイオマス発電だけではなく、いろんな資源が名寄市でも眠っていると思います。その資源を掘り起こして新しい形で企業誘致をしたり、企業の誘致とあわせて雇用が生まれてくるということですので、積極的な展開を望むところであります。

続きまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、これスマートグリッドという言葉があるのですけれども、これは経済産業省のほうでずっと推進しております次世代型の送電網ということで実施して研究しているものです。やっぱり新しいエネルギーが投入され、地方においても自分で自分の電力をつくる時代、そして火力発電所や原子力、相互融通の中でネットワークシステムをつく

らなければならぬ状況の中で、スマートグリッドという発想のもとにスマートメーター、通信式の電力計と家庭用のエネルギーマネジメントシステムというものをつなぎまして、いろんな取り組みがなされています。NEDOにおきましても実際にアメリカのあるまちで実証的な実験等を繰り返し、もうかなり高いレベルの実用段階まで来ていると伺っております。政府は、今電力計からスマートメーターに8割を5年間で取りかえようという実施しております。スマートメーターとホームエネルギーマネジメントシステムで、来年の夏のピーク時の980万キロワットの省エネができるというふうにデータが出ております。ということは、スマートグリッドとスマートメーター、この連動した形の中で小さなまちでもやはりスマートメーターをより早く導入しながら、きちっとした形の中で省エネ活動を実施することがこれからの先を見詰めた次世代型のエネルギーの方向性にマッチした動きではないかと思えます。その件についてどのように思われるかお答えください。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 詳しくは私もわかってはいないのですけれども、スマートグリッドというのは電力の流れを供給と需要の両方から調整をしていくという流れの中で実施をしていくものだというふうに認識しております。これも文献によりますとメリット、デメリットがあるのだというふうに書かれております。特にメリットについては、再生可能なエネルギーを導入することができますし、あるいは停電のときでもできるというようなメリットがあるのですけれども、その反面、地域が一定の発電する量と要するに需給のバランスがどれていないとスマートグリッドというのが成立しなくて、例えばどちらかが多くてどちらかが少ない、どちらが多いという場合にはシステムを通じてやりとりをするということなのですけれども、それはかなり広範囲なやりとりがないと難しいというふうに聞いております。そ

れらについてまだまだちょっと私どもも勉強が足りませんが、今後ぜひ研究して取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。御理解ください。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 20年先、30年先を見込んだ場合にスマートグリッドというものがかなりやっぱり現実的にもう目の前に来ているというのが現実です。そして、大きなエリア、大きなコミュニティーでないと、さっき言った電力の需給のバランスによって自動コントロールするのですけれども、やっぱり小さいエリアではなかなかメリットはないというのも現実であります。しかし、先進地としての位置づけをやっぱり持っていきたい。名寄市として、新しい意味でよそのまちに負けない、スマートグリッド、スマートメーターをより一日でも早く導入することによって、先進市としてのやっぱり位置づけを獲得してもらいたいという思いもあります。そういう思いを含めて今後どのような活動を取り入れていきたいと思っておりますでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 大変答えが単調になって申しわけありません。ちょっと私どもの勉強不足ですので、もう少し研究をさせていただきたいと思っております。よろしく御理解ください。

○議長(黒井 徹議員) 上松議員。

○3番(上松直美議員) 太陽光エネルギーを利用したまちづくりについて、やはり積極的にお願いしたいという。私自身もソーラーパネルについては、来年もうより早く、一日も早く実施したいなと思っております。そういうことで自分自身でも実体験しながら、電力を省エネを実施することによって、ただ人に言うのでなくてやっぱり自分自身で考えたことを自分の生活の中にも取り入れて省エネ生活をしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

2点目について質問します。社会保障と税の一



体改革について質問いたします。社会保険の適用拡大は、どのような影響をもたらすのか、先ほど国保保険者の立場からお伺いいたしました。国民年金、国保被保険者の非正規雇用者が厚生年金、健康保険に加入する、加入拡大することによって、私はセーフティーネットの強化を図ることができると思います。その中でいわゆる傷病手当、今まで国民年金と国保では傷病手当とか出産手当がありませんでした。それについて付加されたり、または厚生年金に加入することによって年金のアップが図られ、保険料の負担も軽減されるというメリットもあると思います。その中で私は、社会保障と税の一体改革について今回一般質問した理由は、やはり一市民の利益というものがなかなか人ごとのようになっていると。自分たちのまちの住民が情報をいち早く提供することによって財産とか、いろんな権利が守られるということは絶対あり得ると。第3号の問題につきましてもいろんな問題を踏まえて検討しなければならない事項だと思います。第3号保険者についても私なりに考えたのですが、第3号保険者というのはサラリーマンや公務員の主婦の皆さんが介護や子育ての中で、この制度を存続してもらいたいという人がやっぱりかなり多くいると思います。そういう思いとその反面、独身者とか共稼ぎの人たちには自分たちはちゃんと年金払っているのに、年金も掛けないで基礎年金もらえる制度というのはちょっと不公平感があるというのも現実だと思います。そういうことを考えながら、やはり雇用体系の変化をもたらしながら、どのような影響が、新規社会保険に加入することによってのメリットとデメリットがあると考えます。その中で130万円で収入を調整しながら、第3号保険者になっている人もおります。でも、実際にはパートで月10万円前後しか働けない事実も見逃せません。中小企業が安い賃金体系で雇用できるということは、採算性があって経営が成り立つということは、いわゆるこの第3号で守られていたということでは

ないでしょうか。私は、いろんな意味で第3号保険というものは簡単になくすものではなくて、やっぱりきちっとした見きわめをしながら、地域からも声出して、この制度のメリット、デメリットも踏まえながら訴えていくべきだと思います。その件について名寄市のお考えをお聞かせください。

○議長(黒井 徹議員) 扇谷市民部長。

○市民部長(扇谷茂幸君) 今議員御指摘のとおり、今回いわゆる厚生年金加入要件が緩和をされるということが議論をされまして、私ども国保事業者からすると基本的には厚生年金のいわゆる適用拡大というのはそうあるべきだろうというふうに思っています。当然これまで非正規として働いていて、仮に年金受給に至っても基礎年金のみということで、なかなか2階建てと言われておりますが、上の比例報酬の部分が受給できないということでの将来の不安というのは当然ありますから、厚生年金拡大によって新たに年金受給額がふえるということのメリットはまさにあると思います。それから、一方、ただこれは言われている話ではありますが、いわゆる厚生年金に加入しますと当然事業者負担が半分あるということでありまして、特にパート労働者、それから非正規を多く抱えている中小企業が多いという全国的な実態もございまして、そういう事業者にとっては新たな負担増ということで、その適用拡大につきましてはさまざまな議論があります。私ども国保の事業者としての考え、もしくは中小企業等の考えもありますから、今後またそういったものを含めて国のほうで適切に議論がなされるというふうにも思っております。

それから、第3号の保険者のことでありますけれども、実は130万円、健康保険の扶養の適用基準となっておりますが、実際は議員御指摘のとおり所得税法上のいわゆる配偶者の控除が受けられる103万円というもう一つの基準もございまして。実際のところは、103万円の基準に実はパート労働者の多くの方がいる意味調整をして、1

03万円にして配偶者の扶養控除を受けていられているというような実態がございまして、仮にここまで適用基準が下がるということになりますと、先ほど申し上げましたとおり新たにいわゆる国民年金の1号保険者になり、もしくは扶養から外れることによって国民健康保険に加入しないとイケないと。新たな負担が出てくるということ、これ個人的にちょっと試算をしますと相当な額になります。年金の額で減免が受けられないということであれば、当然年間18万円程度の負担もふえると。そして、加えて国保の国保税につきましてもおおむね103万円でありまして大体年間5万円程度かかるということで、さまざまな問題を抱えていることも事実でありますけれども、今後のいわゆる社会保障のあり方はある意味大きなくくりの中で議論されているということがありますので、私ももこういった情報を収集しながら、いろんな機会をとらえて、これはやっぱりきちっと市民の皆さんにも情報の提供をしないとイケないという責務もありますから、ぜひそういった手法も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 引き続き最後に、包括ケアシステムの構築での可能性とその問題点について先ほど答弁ありました。私が考えるのには、どこに住んでいてもその人にとって適切な医療、介護サービスが受けられる体制づくりというのが一番いいと思います。来年から24時間の対応の訪問介護がオープン化されるというか、実施されます。その中で一番大事なのは、医療と先ほども言われたとおり介護の連携強化であります。いわゆる24時間対応で訪問介護が暮らしの面を支え、訪問看護が線で支え、24時間いずれも来てくれるお医者さんが点の役割で多種、多職種連携があればこの地域ケアシステムというものは成り立ちます。でもしかし、先ほど言われたようにいろんな財源とか人材の不足等によってさまざまな壁が

あるのも現実であります。ただ、今施設から在宅介護へという流れが生まれてきています。その中で地域包括ケアシステムをきちんとした形の中で、ハードルは高いのですけれども、ある程度の理想と熱意を持って健康福祉部長の立場から今後の考え方について一言お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話にございましたように、訪問看護の部分については非常にクリアしなければならない課題が山積みされているのが実態だと思います。一例を挙げますと、例えば名寄の市立病院に今ございます訪問看護ステーションの部分で申し上げますと、現状では75歳以上の人口の増加、それから高齢者の単独世帯の増加、それから低い在宅死亡率、それから看護職員数の需給のギャップ、高齢者の訪問看護利用者数が多いと在宅死亡率が高い傾向にあるのだというさまざまな実態がございまして、約65%の訪問看護ステーションにおかれましては小規模であるというデータも出てきているところであります。課題としましては、やはり訪問看護サービスの効率化、それから退院直後等の医療ニーズの高い患者への訪問看護の充実というような形で、それぞれさまざまな論点の中で今議論をされているところだと思っております。これらのクリアされなければならない山積みした課題につきましては、国で今議論されてございますので、それぞれの動向を注視しながら、名寄市における適切な事業の展開を今後検討しながら進めていきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） いろいろ長い間答弁ありがとうございました。最後にお願いしたいのは、税と一体改革については名寄市は全然関係ないということではなく、一般市民の方により早い情報と変化、制度改革を伝えていって、利益がそこにきちっと保たれる、生活の安心をきちっと保てる

ような情報をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で上松直美議員の質問を終わります。

通学路の安全対策について外2件を、竹中憲之議員。

○8番(竹中憲之議員) 議長より指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いますが、質問の前に9月の第3定では私の健康管理のまずさから皆さんに御迷惑をかけましたことに心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、さきに通告いたしました大項目3点について質問させていただきたいというふうに思います。1点目は、児童生徒の通学路等における安全対策についてであります。現在各校区で安全安心会議が組織をされて、子供を地域で守ることを中心に安全で安心な地域づくりを進めておりますし、一部ではあります。町内会で安心して児童生徒が登校できるよう通学路での見守り等もやっております。また、各学校での安全マップを作成し、子供の安全対策を進めておりますが、登下校にかかわって通学路の安全対策が必要な箇所が多く見られるというふうに思います。北海道、特に道北は約6カ月間が雪対策が必要になっておりますが、冬期通学路の確保及び安全対策はどのようになっているのか、特に狭隘な通学路で歩道のないところは車の通行時は児童生徒の避難場所がないと思われませんが、除雪対策は建設水道部との密接な連携が必要であります。今冬の対策はどのようになっているのか、教育委員会としてどのような対策を進めているかについてお知らせ願いたいというふうに思います。

2点目は、高齢者、障害者に優しい施策についてであります。高齢者が住みなれた地域で快適に生活を継続していくための支援が今重要になっているだろうというふうに思います。現在75歳以上の高齢者は、名寄市において14%を超えて

いる現状ではないかというふうに思います。高齢者、障害者施策には、介護も含めた支援や、あるいはシルバーハウジングの建設、道路建設にかかわってはバリアフリー化などの環境整備や各種施設の建設などがあります。介護にかかわっては、介護保険法の改正に伴い設立されました地域包括支援センターでの支援活動などハードとソフトの両面がありますが、高齢者、障害者福祉の現状と新たな施策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

近年は、高齢者で車を手放す方も多く見られ、交通弱者となっている現状もあるのではないかと、いうふうに思っています。障害者も同様で、デマンド交通化に向けた試験運行も進められていたが、郊外だけでなく市街地の交通弱者も増加傾向にあると思います。買い物、病院等へ行くにもハイヤーを利用しなくてはならない、そういう高齢者、障害者が増加しているように思えます。高齢者、障害者の交通弱者対策についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、廃棄物処理の現状と課題についてであります。ごみの排出量は生活のバロメーターとも言われましたが、いかにごみの排出を削減するか、現在の大きな課題であります。最終処分場の現状と課題についてお聞きをいたします。現在の風連、内淵の最終処分場の年間処分量は、おおむね6,000トンというふうに私は承知をしておりますが、ごみの削減に伴い、19年の基本計画と使用年数は変わっていると思っております。一昨年の岩見沢市の覆土問題をきっかけに処分場における使用年数はどのように変わったのか、名寄における最終処分場の処理量等の現状と課題についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、炭化センターについてお聞きいたします。炭化センターは供用開始から8年が経過しておりますが、供用開始時は鉄、ガラス、陶器等多くのものが混入をし、破碎機等の故障の原因となっておりました。ここ数年は、異物の混入が減

少しだと私は感じておりましたけれども、10月の新聞報道でいまだに異物の混入が見られると出ておりましたが、ここ数年の異物の混入も含めたごみの種類や年間処理量など現状と課題についてお聞かせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま竹中議員からは、大きく3つの項目で質問をいただきました。大項目1のほうは私のほうから、2は健康福祉部長から、3点目は市民部長からの答弁となります。

まず、大項目1番目、通学路の安全対策の考え方についてであります。通学路の現状であります。名寄市街地の学校によりましては一部通学路に歩道が設置されていない箇所や幅員が狭い道路もありまして、特に議員御指摘のように冬場の安全確保には建設水道部と協議をいたしまして、交差点の見通しの確保や歩道のない箇所の幅員の確保のため、排雪などの協力をお願いをしているところでございます。また、実例としてことしの冬期からは西小学校の東側の通学路で新たに歩道除雪等お願いをして現在実施をしております。これからも建設水道部と連携をして車両通行時の危険箇所を確認するなど、冬期間のパトロールの強化を行っていきたくと考えております。また、このようなハード面での対応とともに、各学校では交通安全指導計画の作成や交通安全教室の実施、通学路の安心マップの作成など日ごろから子供たちへの安全確保に取り組んでございます。また、家庭訪問などを利用して通学路の点検や安全マップの危険箇所の確認を行いまして、子供たちへの安全指導を行っております。

なお、南小学校や西小学校の周辺では、交通規制がされておまして、登下校の時間帯には地元の方以外の車両の進入につきましては制限がされておりますが、交通取り締まりの徹底を含めて警察にもお願いをしているところでございます。こ

れら学校での取り組みのほか、犯罪や事故を未然に防ぐため、PTAや子ども110番の家、各学校ごとに設置されています安全安心会議など地域全体で子供を見守る体制もつくっております。今後不審者情報の配信など新しい取り組みを推進しながら、学校、地域一体となって子供の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 私のほうからは、大項目の2、高齢者、障害者に優しい施策についての小項目1、高齢者、障害者福祉の現状について申し上げます。

高齢者福祉の現状につきましては、本年11月末の高齢者人口は8,260人で、高齢化率は27.4%、75歳以上の後期高齢者数は4,346人で、後期高齢化率は14.4%となっております。また、介護保険の要介護認定者数は1,362人で、認定率は16.5%となっており、そのうち居宅、施設のサービスを利用している方は1,092人で、利用率は80.1%となっております。また、介護保険のサービスを利用されている方と重複はしますが、介護保険給付以外の地域支援事業や福祉サービスの利用状況については除雪サービスが306世帯、命のカプセルの設置が1,027人、通所型介護予防事業、自立支援ヘルパー、配食サービス、外出支援サービス、緊急通報システムなどの在宅福祉サービスを利用されている方が374人のほか、町内会の敬老事業への助成や長寿を祝う会の開催、生きがいづくりの支援として老人クラブでの運営費助成、健康づくり体操教室事業などを実施しているところでございます。

次に、障害者福祉の現状につきましては、本年11月末現在の障害者手帳交付者数は1,393人、療育手帳交付者数は319人、精神障害者保健福祉手帳交付者が125人で、近年ほぼ同数で推移しております。障害者の自立を推進するための就労支援は、市内3事業所で取り組んでおり、パン

工房、食堂、喫茶店などで現在47人の方が一般就労に向けた訓練を受けておられます。また、障害者自立支援法に基づき、各種サービスについては個々の状態に適した利用を指導するなど効果的な運用に努めております。

シルバーハウジング計画につきましては、現在緑丘第1団地に14戸、道営マーガレットヴィラ23戸、新東光団地に15戸、計52戸を供給しております。現在整備が進められている北斗団地には、平成19年度住宅マスタープラン策定時に30戸程度の供給の検討を行った経緯がありますが、民間による高齢者向け住宅の建設計画が複数あったことから中断していました。その後民間による整備計画がなくなったことから、改めて必要数の検討を行い、平成24年度に見直しが行われる住宅マスタープランの中で対応してまいりたいと考えております。

バリアフリー対策につきましては、道路整備としては市街地の防じん処理道路や砂利道の舗装化を進めており、新設道路につきましては交付金事業により高齢者や障害者に優しいバリアフリー新法に基づいた歩道の整備を進めています。既設道路の段差解消の計画につきましては持っておりませんが、公共施設を含め、危険な箇所や利用頻度の多い不都合な部分は建設事業の一事業として対応しております。今後整備する公共施設につきましては、基本的に外部、内部とともに年齢、性別、障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設として整備することはもとより、北海道福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則に基づく整備を基本としており、バリアフリーより一歩進んだ障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、だれもが使いやすく最初から配慮し、計画設計するユニバーサルデザインを基準とした施設整備が求められています。本市としてもこの基準に準じて施行してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の高齢者、障害者への新たな施策はについて申し上げます。本年9月、高齢者と

障害者が同居する名寄市初の共生型グループホームが開設されました。障害者4人と高齢者2人が互いに助け合って生活するという新しい形態に加え、地域に開放するスペースを確保し、交流の場となるサロンの役割を果たす施設であることから、今後その利用と効果に期待するところです。また、中心街に高齢者や障害を持った方たちと健常者の方たちが自由に交流できるサロンの民間による設置構想も聞かれているところであり、障害者が自立できるための就労活動とあわせて支援をしてみたいと考えております。

なお、現在厚生労働省では、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会を設置し、障害者自立支援法にかわる(仮称)障害者総合福祉法案を平成25年8月施行をめどに審議しております。この法律により現サービスの内容が大きく変わることも予想されることから、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の交通弱者対策について申し上げます。高齢者と障害者に共通したサービスは、寝たきりなど一般の交通機関を利用することが困難な方が市内での通院等の際、リフト車によって無料で輸送のサービスを行っております。重度障害者の方には、ハイヤー料金の一部、基本料金分を助成しており、平成22年度では交付者425人に対して9,307万円のチケット利用されています。1人平均22万円の使用で、下肢障害者や内部障害の方に多く利用されています。また、障害者にはJRなど各公共交通機関で割り引き制度が実施されております。デマンド交通につきましては、下多寄線の廃止に伴い小型乗り合い車両によるデマンド運行として、国土交通省の補助事業メニューを活用し、デマンド運行を平成26年3月31日までの実施を予定しておりますが、その後も運行内容などを見直し、継続する予定で検討しております。今後の対策といたしましては、名寄市地域公共交通総合連携計画により実施することとしており、その内容につきましては市内循環

バスの再編、名寄駅前バスターミナルの整備、待合施設の建設、JRの乗り継ぎと市内バス路線の再編、デマンド型交通の導入、スクールバスとの連携、有効活用などが挙げられております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目3、廃棄物処理の現状と課題についてお答えいたします。

小項目1、最終処分場の現状と課題についてありますが、最終処分場における平成20年度から平成22年度の3年間における埋め立てごみの年間平均搬入量は、内淵処分場で5,530トン、風連処分場で440トン、合わせて5,970トンとなっており、ほぼ横ばいの状態となっております。最終処分場の使用見通しにつきましては、今年度内淵処分場の残余容量調査を実施しました。現在の残余容量は3万7,000立方メートルで、覆土を含め埋め立てごみ搬入量がこのままの推移で平成28年度まで使用できるとの調査報告を受けております。また、風連処分場も現在の埋め立て状況から同じく平成28年度まで使用できるものと考えております。また、これまでも課題とされておりますが、搬入される埋め立てごみの中にはいまだ資源ごみ、生ごみの混入が見受けられますことから、内淵処分場において環境衛生推進員と職員による分別指導を今年度延べ11日間行ってまいりました。さらには、事業所訪問も行って調査、指導を実施をしておりますが、今後とも市民、事業所に対する指導、啓発を行い、分別に対する理解と認識を深め、適正なごみの排出、減量化に取り組んでまいります。

なお、平成29年度以降の最終処分場につきましては、広域処理を含め現在名寄市を含む4市町村との担当者で協議を進めております。

次に、小項目2、炭化センターの現状と課題についてありますが、平成22年度の名寄市の炭化ごみの搬入量は3,388トンで、搬入量全体の

88.5%となっており、搬入量は前年度比1.3%の減となっております。下川町、美深町を含めた年間の処理量は3,963トンとなり、前年度比1.5%の減となっております。搬入される炭化ごみの中に炭化処理することができない鉄、缶、針金などの異物が平成22年度実績で12.4トンありました。こうした異物は、炭化処理する前に大半を取り除いておりますが、炭化処理後においても3.6トンの磁性物が出ております。こうした異物の混入は、処理工程において機械類を破損させるなど悪影響を及ぼします。異物の混入は、ここ数年12トンほどとほぼ横ばいではありますが、大型の金属異物の混入は当初に比べ減少しております。また、もう一つの課題として搬入される生ごみの含水率があります。含水率は、現在も50%を超えておりますが、含水率を低く抑えることが炭化効率の向上や燃料の消費量削減につながります。今後とも炭化ごみを出すときは、異物の混入がないよう、また生ごみを出すときは水を切る、乾燥させるなど市民や事業所などに対し一層の御理解と御協力をお願いしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、通学路にかかわっての安全対策であります。先ほど答弁の中では今冬西小においては東側の道路の除雪の問題、あるいはパトロールの強化等々含めてということでありました。ただ、全般的に言えることは、教育委員会としてどのように冬期の通学路対策を進めているかというのが一番気になるところでありまして、先ほど質問をしました車道の狭いところで、あるいは歩道のないところ、そういうところの対策が一番私は重要でないかというふうに思っています。といいますのは、冬期間特に雪山ができるわけでありまして、子供の逃げ場がないわけでありまして、そういう対策をどうしていくかというのが一番重要なか

ぎだというふうには私は思っています、何年前かにポケットをつくってはという、そういうことも話したことがありますけれども、そんな中身について教育委員会として、あるいはかかわる建設水道部のところでの対応がどのようになっているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま再質問をいただいた件でございますけれども、教育委員会及び建設水道部との部分では、秋口には建設水道部の主催でその年の冬にどのようにして除雪を行うかという除雪の会議がございますので、その会議に教育委員会として参加をして個別事案についての協議を行っている部分がございます。それが1点です。あともう一つは、主にこれことはこれからでございますけれども、各学校から、特にPTAのほうから学校のさまざまな部分についての独自の要望がございます。この中で特に冬期の除雪についての要望、個別の部分が出てきますので、これらにつきましてもそれぞれの箇所につきまして建設水道部と個別の協議を行っているというのが建設水道部と教育委員会との協議の基本でございます。あともう一つは、これは市民部の環境生活課の所管になりますけれども、年に何回か安全安心円卓会議、これは冬期だけではなくて四季を通じてのいろいろな安全対策の部分ですけれども、これにつきましても各学校の安全安心会議と、それから関係部署、教育委員会も含めた関係部署も来て協議をしているという部分でございます。

個別の事例につきましては、特に今議員のほうから御指摘のありました狭隘部分で線的に避難場所がないというところについてのポケット的な避難場所の設置というのは大変有効な案ではございますが、そのポケット部分の土地所有者の関係であるとか、そういった部分についてはかなり個別協議が必要となってくると思いますので、いずれにしても学校周辺のパトロール、それから現

地を見る中で対応していくというのが基本かと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 今ポケットつくるのはかなり厳しいという答弁でありましたけれども、その前段にPTAからこれから要望があるというふうに話ございましたけれども、もう一つ、各校区内における安全安心会議が設置をされておまして、そこでの要望なんかについてあるかどうか私も承知をしておりますが、もしあるとしたらそこのかわりについてどのような中身になっているのかお聞かせを願いたいというふうに思いますし、冬期の問題からちょっと離れさせてもらうと、決算委員会でも若干話をさせていただきましたが、歩道の改修の問題、あるいは街路灯の増設や改修の問題も含めてあるというふうに私は思っています。特に秋口になってくると暗くなって、中学生や何かクラブ活動から帰ってくると暗いという、そういう場所もかなりありますから、これは次年度に向けての中身になりますけれども、道路の改良あるいは街路灯の設置の問題を含めてこれ建設水道部、あるいは教育部からどうそれぞれ建設水道部に要請や何かも含めてお願いをしているのかについてもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 各学校にございます安全安心会議からの要望をどのように教育委員会として吸い取っているのかということでございますが、先ほどもお話しいたしましたけれども、これから要望のある各学校PTAからの要望の中でそれぞれPTAの方に安心安全会議に入っている方もいらっしゃいますので、その方からの要望が一定程度集約をされて要望として上がってくるのではないかなと考えております。また、各街路灯、照明灯も含めた部分もその中で要望が上がってきておりますので、それらを集約する中で四季を通

じた子供たちの安全対策については、それをもとにして建設水道部と個別の協議をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 歩道の改良あるいは街路灯の新設、増設の扱いについては、お金の予算の問題もありますから、次年度でどうなるかというのは、それは求めておきたいというふうに思いますが、実はなぜ私が安全安心会議の話をしたかといいますと、2日ほど前に安全安心会議の中で話されたことがどうも理事者側の答弁に理解を得られないという話がありました。ここは、狭隘な場所で横断歩道がなくて、片側にも歩道がないというところが実は豊西小学校の中に何カ所かあるのでありますが、そこに横断歩道をつけてほしいという要望をしたそうでありましたが、それが条件的にできないということで、それではどういうふうにするかということをお聞きしているようですが、そういう問題についてきちっとやはり行政として説明をするというか、文書だけでなくなぜそこにできないのか、あるいはそれができないとしたら、横断歩道がつかれないとしたら、ということが一番有効なのか、先ほど部長のほうから答弁ありましたが、スクールゾーンの設定だとか、あるいはスピード制限だったり、そういうことも提案をしながら地域に理解を求めていくということも私は重要だというふうに思っていますけれども、そういう考えがあるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市街地の学校周辺の部分につきまして、特に狭い、または横断歩道を物理的に設置ができないという箇所につきましての事例につきまして、これにつきましてはまず現地を見させていただいて個別に調査研究をさせていただくというのが基本かと思っております。ただ、物理的に道路幅等の関係でそういった拡張

等の余地がないような部分であれば、次善の策としてどういった方法があるのかということ、特に交通規制の部分につきましては警察、公安委員会等との次の協議もあろうかと思っておりますので、その辺建設水道部等の指導を得ながら、個別協議に臨む部分が出てくるのではないかと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 通学路の問題、最後にちょっとお聞きをしたいのでありますが、先ほど部長のほうから安全マップによる危険箇所の問題ということで話がありましたけれども、この安全マップ、冬期も含めた安全マップになっているのか。先ほど私が一番初めに質問の中で、特に北海道、道北は6カ月が冬だと。夏期間だけが安全マップ作成ということにはならないというふうに私は思っているものですから、ちょっと安全マップの作成の仕方について、夏期、冬期含めて作成されているのかどうかについてお聞かせ願います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 各学校で作成しております安全マップにつきましては、1つは学校のほうには危機管理マニュアルというものがございまして。道教委の指導もございまして、いろんな場面に想定される中でそういったものをつくりなさいと。その一環として安全マップはございまして。現在各学校でつくっている安全マップの基本となるのは、名寄警察署が出している市街地の交通事故危険マップなんかを参考にしておりますが、このマップには警察署のほうは冬になると吹雪の注意であるとか、冬期間のスリップ事故を注意しなさいというようなことも出ておりますが、議員御指摘のように各学校でつくっている安全マップにつきましては、今私どものほうで押さえているのは冬の部分もあるのは西小学校、それから豊西小学校、それから風連中央小学校と一部の学校に限定されているところであります。ほかの学校につきましては、すべて夏の部分についてはござい



ますけれども、特に冬の部分につきましては屋根からの落雪が予想されるような箇所であるとか、御指摘の見通しの悪い、雪が堆積されることによって見通しが悪くなる箇所とか、その他滑りやすいとかの危険箇所の周知というのも必要と思われまますので、冬期の安全マップを整備していない学校につきましては今後校長会、教頭会で作成するように指導していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) そのように求めておきたいというふうに思ひます。

次に、高齢者、障害者の扱いについてであります。施策についてであります。11月末で8,210名ほどの方がいて、要介護の扱いも1,300以上いるという中身になっていました。シルバーハウジングの扱いも今年民間でできないから、次年度以降ということですか。来年、再来年度からということなのですが、住宅マスタープランの中で考えたいということですが、実はちょっと話をさせてもらいますと、私の町内でこの3カ月で独居老人が4人ほど名寄から転出をされました。3人とも元気な方でありましたが、1人は旭川のケアハウスというのですか、施設に入られたと。あとの2人は子供のところへ行つたという状況で、もう一人は名寄の施設に入ったわけですが、実はひとり暮らしで元気なのに施設に入るという方が最近多くなつていくように私は思ひているのです。それも普通の施設というか、特養みたいなどころではなくて、そういうケアハウスのところが非常にふえていくと。名寄でもできましたけれども、余数が少ないという状況で非常に入りづらいという中身になっていくと、現状介護者の扱いについては老老介護だったり、それぞれ在宅介護の中でいろいろ苦勞されておりますけれども、しかしある程度元気な方、要介護になっていない方の対策も含めて、高齢者の対策も含めてどうも私はおくらしているような気がしているわ

けです。介護施設についても確かに施設をたくさんつくればつくだけ保険料も上がるという、そういうことも一方ではありますけれども、結果として名寄の待機者は120ほど待機者いるわけです、介護度は別にして。そういう扱いからすると、もう少し介護の施設も含めて、あるいはケアハウスの設置も含めて市として民間にお願いをするなら民間にお願いをする。そういう建設のありようというか、計画などについて行政としてもしあったとしたら、どのような方法で行政として手助けをしていくのかについて、あればお聞かせを願ひたいというふうに思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員言われましたとおり、高齢者の単身世帯というのは昨日の答弁にもお話しさせていただきましたように非常にふえているのが実態であります。国勢調査の数字でお話しさせていただきますと、平成12年度は987世帯、17年度は1,204世帯、22年度は1,426世帯ということで、この10年間にわたつても非常に高い。人口の高齢化率よりも単身、独身での世帯がふえているというのが実態であります。これは、名寄ばかりでなく全国規模のデータだということ、同じ傾向だとは認識してございます。今議員言われるように、名寄市におきましては高齢者に向けて特養180床をそれぞれ事業団で運営をしていただいている経緯がございます。それ以外に各福祉施設を含めて民間の活力によって、ことしも10月1日に2つの施設をオープンをさせていただいたところでもあります。議員言われるように、120人の待機者というお話でございますけれども、国の考え方でいきますと120人の中にはそれぞれ現在も地方に入っている。施設に入つていて、名寄に来たいと。または、在宅でもされているだとか、将来的にというような、そういう希望も含めて120という人数で私のほうは把握させていただいております。国においては、これの約1割から2割程度が実態に合つてい

る数字ではないかという見解が示されているところでもあります。しかしながら、この部分で市が行政が直接施設を運営する、建てていくということになりますと、今審議をしております介護保険料のほうに反映するというところでございます。名寄市におきましては、現在180床の特別養護老人ホームの部分充実をして委託運営をさせていただいていると認識してございますので、他の福祉施設につきましてはやはり民間活力の中でお願いをさせていただきたいと思っております。ただ、答弁の中でもお話しさせていただきましたように、小規模多機能型につきましては行政側といたしましても4期の計画書にのせさせていただきましたが、残念ながら運営上民間からはなかなかできないという、そういう結論に至り、実施ができなかったという経過もございまして、そういう部分につきましては、やはりこの地方では残念ながらなかなか地域に合った施設ではないのかなと思っております。ところでありますが、今後につきましても名寄におきまして高齢者につきましては他市における福祉施設に行っているというのが実態であります。特に今回の介護保険料に関しましては、他市に行った、施設に行った人が非常に多く、その部分の保険料に反映する部分が金額的にも影響しているというのが実態でございまして、基本的には介護保険に皆さんの負担が大きくなる範囲の中で、施設の建設等については民間活力で援助、補助の部分、国の導入の部分を含めて推進させていただければと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 理解をしましたということにはなりません、今後の民間へのそういった施策も強く求めておきたいというふうに思っています。

次に、交通弱者の問題で、確かに下多寄の扱い、デマンド交通の試験運行から始まってあります。それは、確かに郊外の扱いも含めて全面的にそれ

が進んでいるということではなくて、下多寄中心にということですのでけれども、私は町中の交通弱者がふえているのかなというふうに実は思っています。先ほど答弁の中で、障害者あるいは高齢者の病院の扱いについてはそれぞれ交通券等々出して補助しているわけでありましてけれども、実は近年高齢になって車を手放す、あるいは免許証を更新しないで返納する、そういう方がふえてきておまして、これは福祉に直接かかわるかどうかというのは私も疑問なところでありまして、中身的に買い物に行く方が高齢なものですから、どうしてもハイヤーを使うというようなこともあるわけです。そういうところの問題も一方でハイヤー券出せとまでは言いませんけれども、実は何人かの方からこういう話を聞かされました。ハイヤーいつも使って買い物行っているのだけれども、あそこに橋があったらすごく近くていいのですよねと、お金も少なくて済むという話が実はありました。それは、建設にもかかわるのですが、建設は来年まで調査をして再来年からということ、廃止も含めてということでありましてけれども、西6条の南12丁目に豊栄川ありますけれども、あそこに車の通れる橋をかけるとイオンショッピングセンター直通ですと。真っすぐ行けますと。すぐ近くですと。ひょっとすると年寄りでも歩いてでも行けると、帰りの買い物は大変ですけれども。これがどのぐらいの方が使うかは別にして、そういう高齢者対策の一環としてできないのかどうか、そういうことも実は数名の方に求められておまして、できないならできないでそれは結構なのですが、私は求められた以上行政にきちっとその答弁を聞きたいなというふうに思っています。そんなことで、これは建設もかわりますけれども、福祉の考え方として御答弁を願いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員お話しいただいた橋は、多分みなみっこ橋ではないかと思っております。市では、現在コンパクトなまちづくりを

進めているところでありまして、既成事実としましてやはり大型店が徳田に進出をしたというのが事実で、否めないところであります。麻生地区と徳田地区を結ぶ唯一の橋ということでもありますけれども、これにつきましては教育委員会で行っておりますが、南小学校の通学用としてのかけ橋ということで聞いているところでもあります。幅員が狭いということで、これを動線を確保して歩道を広げていくということになりますと、現在の交通の流れとしましては逆効果というよりも危険性が伴うのではないかという認識を建設水道部と協議をさせていただいた経過がございます。高齢者の買い物部分につきましては、大型店のバスが運行されているということもございまして、やはり17線道路、国道40号線、あわせて8号道路の整備された幹線道路がメインということで、動線ということでして考えさせていただいておりますので、今後につきましてはこれらの状況も含めて見させていただき、検討させていただければと考えております。

以上です

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 私の質問のまずさなのかどうか分かりませんが、今南小の子供たち、児童の通学路になっている。あの橋の南側、南小学校の東側の道路、あそこはたしか西6条通だと思いましたが、今部長が言われたのは西7条通でないですか。というふうに私は思っていますが、間違っていたら訂正をいたしますが、南小学校の東側の通りにかければイオン真っすぐということになりますから、答弁された中身はわからないわけではありませんが、場所の中身について私が勘違いをしているとしたら申しわけありませんが、恐らく答弁の中身は勘違いの中身だと思いますので、再答弁あればお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 議員が言われ

ているのは、多分徳田の広島線というか、徳田1号線のことだと思うのですが、基本的には今三谷部長が答えたように橋はあそこのみなみっこ橋1本でという考え方を持っています。というのは、広島線もあそこに橋をかけるというのは、今もう河川改修ができ上がって、橋をかけるとなると相当高い位置に橋をかけることになります。そうすると、16線の道路が埋まってしまうような状況で、16線をとめなければならぬと。それのすりつけは非常に困難だと。今のみなみっこ橋でも非常に高い位置についています。それを今の国道ぐらいの高さまで上げなければならぬということは、16線橋の寸断を考えなければならぬということも含めてそこにかけることは非常に困難だというふうに思っています。したがって、1区、麻生区の高齢者の買い物の方はできるだけ歩かか自転車と。あと、以外の方は今三谷部長が答弁したように8号ないしは大通を車で通っていただく。あるいは、大型店のほうでもバスのほうで誘導させていただいていますから、それを利用していただくということを考えていますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 野間井建設水道部長から答弁をいただいたらそうなるなと私は思っていましたけれども、福祉サイドからどう考えるかというふうに尋ねたわけでありまして、そちらから出てくるとは夢にも思いませんで、野間井建設水道部長の言っているのも理解をしないわけではありませんが、そういう市民の声もあるということだけは私は伝えておきたいというふうに思っております。

次に、廃棄物の扱いであります。最終処分場の扱いについては途中でローリングしながら最終処分場、もう年数、当初の年数たしか22年3月でしたか、までということで、年々延ばしてきてと言ったら怒られますが、延びてきて28年度までと。非常にいいことだというふうに思っていま

すが、まだまだ先ほど部長が言われたように資源ごみが入っている。ただ、覆土も早いし、カラスも若干、そんなにそんなにいないということではあそこもよくなったなというふうには思いますけれども、それぞれ最終処分場の延命ももう少し資源ごみをなくして延命を図ったほうがもう一つ処分場をつくるのにまた何十億円もかかるわけありますから、そういうことも市民全体でやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思っていますので、そういう市民への働きかけを多くしてもらえればというふうに思っています。

あと、炭化センターの状況です。中身的に名寄市の処理量というのは3,300トン程度の名寄だけの処理になっていて、処理費もそれなりにかかっていると。ただ、水分が多いというふうに確かに言われまして、ここ三、四年の水分量を見ますと50%切っていないのです。19年12月だけが48%ちょっとで、その燃料は水分を飛ばすのに燃料をたいているようなものだというふうに私は思っています。一般財源から、財政から組み入れていて、非常に燃料の高騰した時期もありましたけれども、私ちょっと見ていて初めびっくりしたのは処理量と処理費用が比例をしていないと。いわば処理量が減っても費用は減っていないのです。なぜかとよくよく見ましたら、水分なのです。これは、先ほど部長のほうから水分減らしてもらおうということでそれぞれ市民にも求めているというふうに言われましたけれども、この扱い、衛生施設事務組合でやることも重要ですが、行政としてどれだけやっぱり水分を下げて費用を落とすのかということが重要だと私は思うのです。そのことによって、ただ単に水を燃やすことによって税金をそこに結び込むわけですから、水を減らすこと、水分を減らすことによって名寄だけでなく各下川や美深もその費用が減っていくわけですから、そういう意味でいくともう少し水分を下げる対策というのは必要だというふうに私は思っていますが、そのことについて今後どのような

対策で進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 今御指摘ありましたとおり、水分量が実は炭化センターのほうでも大変重要な問題になっております。ちなみに、乾燥を含めて炭化センターのほうで年間使用する燃料が平成22年度実績で54万キロリットルありまして、最近燃料の高騰もございまして、費用も年間4,000万円を超えるような状況にもなっております。こういった維持管理上大変大きな問題ともなっておりますし、いわゆる炭化を進めていく効率も含めて水分がやはり重要なポイントになってくるだろうと思います。これまで水分量を含めて異物の混入等さまざまな問題もありましたので、平成21年度に発行しておりますごみの分別ガイドブック、こういったものも市民の皆さんにも配布をしております、ごみの適正な処理、もしくは排出についてお願いをしているところであります。あわせて、炭化ごみの大半を占める、いわゆる生ごみの扱いにつきましてはできるだけ減量化を進めるということで、段ボールのコンポストの利用でありますとか、それから廃食用油のリサイクル等の減量化も含めて対策は打っているところであります、ただ実際のところ水分量の扱いにつきましてはちょっとわかりにくいという部分もありまして、なかなか家庭で十分乾燥させるだけの時間もとれないという、そんな状況もありまして、水分量そのものについては余り取り組みが進んでいないなという感じは正直持っております。ただ、異物も含めて生ごみを適正に処理をするというようなことは、炭化センター以前にまさにごみのいわゆる処理に当たる大変重要なポイントというふうにも認識をしております、これまで学校でありますとか各団体、それから事業所への訪問等も含めて、特に事業所関係についてはやはりごみの量も多いということもありまして、水分量の扱いにつきましては十分お願いをしてきてい

るところでありますけれども、まさにお願いをし  
て啓蒙を図るということに尽きるかと思ひます。  
いろんな機会とらえて、これからもしっかり取り  
組んでまいりたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 炭化センターの処理の  
扱いについては、聞くところによると事業系のご  
みに結構水分多いというふうに聞いているのです。  
そうはいっても啓蒙しても簡単に減らないという  
状況だというふうにも聞いていますけれども、き  
ちっと水分を10%下げると燃料費がどのぐらい  
下がるのか、そんな計算もしながら、市民に啓蒙  
するという必要だというふうに私は思ってい  
ますので、年間4,000トンの処理ですから、  
水分でいくとかなりの量になると思ひますが、そ  
ういうこともきちっとやるということも重要だ  
と思ひますので、この表でいきますとキロベースの  
処理量、個人負担の処理量も額も出ていますけれ  
ども、そういうことも出しながら、市民啓蒙、啓  
発に努めてもらいたいというふうに思ひます。

最後になりますが、1つ戻って福祉のところ  
でどうしようか悩みながら次にはしよっていった  
わけではありますが、私の次の川村議員も恐らく同  
じことをやることになっているようでありまして、  
9月には高橋伸典議員も発言をされていました。  
福祉灯油の扱いについて、三谷部長なくてよかつ  
たかなみたいな顔していますが、私の調べでは平  
成19年、20年、たしか2年間やったと思うの  
ですが、130円台、灯油が高騰したというふう  
に私記憶をしているのでありますが、11月末に  
実はこういう報道がありました。道内で福祉灯油  
について150自治体がしているというふうに報  
道されまして、あるまちでは年間使用の15%を  
補助しているという、そういう中身もありまして、  
これはすごいなというふうに思ひました。現状今  
名寄の灯油の値段が店頭渡しと配送と値段が違  
いますけれども、大体6円かそこら違うのだと思  
ひますが、リッター80円後半から九十三、四円ま

での差があるのでありますが、そういうふうにな  
らなくて、過日行きましたらちよつ  
と当面は上がりそうな雰囲気はないですけれど、  
このままの推移ではいけないでしょうという話  
が実はありまして、ことしはいきなり18度を超  
えて2日も3日もあったり、昨年よりも2週間  
も早く雪が積もってしまうという状況で、灯油  
の消費量もかなりきついであります。この福祉  
灯油の扱いについて庁内として議論をしたこと  
があるのかどうか、またその議論があったとし  
たらどのような中身になったのか、お聞かせ  
願ひたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長(三谷正治君) 今議員御質問  
の福祉灯油につきましては、現在までいろんな  
議員から御質問いただいた経緯がございます。  
現在議員お話しのとおり93円という認識を  
させていただいておりますし、名寄の上川北部  
石油業協同組合の情報によりますと先週50  
銭ばかり値上げをしたという情報をいただ  
いておりますけれども、これは市販の部分  
では反映はしないということで、年内の  
動向としてこの推移がそのままいくの  
ではないかと。しかし、年明けの動向は  
わからないということで、しかしなが  
ら灯油の供給につきましては心配ない  
という情報をいただいております。庁  
内でも皆さんの議員からの御質問の  
たびに庁内で検討させていただいて  
おります。現在の部分で93円、一  
昨年、1年前と比べますと約16%  
ほど値上がりしておりますけれども、  
ことしの年内の推移を見ますと夏  
場から見ますと逆に五、六円下  
がってきていると。そして、今の  
状況が年内続くという状況でござ  
いますので、平成19年、20年  
の状況のように138円、140  
円という動向にはならないと推測  
しておりますけれども、これは  
まだわかりませんので、今後も  
価格の動向に注視をしながら  
検討してまいりたいと思ひ  
ます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 福祉灯油の扱いについては、この後の川村議員に任せて、これで私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時19分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

第5期介護保険事業計画について外3件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、第5期介護保険事業計画について伺いをいたします。2004年、介護の社会化、みんなで支える老後の安心を合い言葉に介護保険制度が始まりました。施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように高過ぎる保険料、利用料の負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。ことし6月22日、介護保険法等改正法が公布されました。国民にその内容がほとんど知らされないまま、来年4月施行に向けて厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会での介護報酬基準改定の議論を中心に検討が行われ、各自治体では来年度から3年間の第5期介護保険事業計画の策定が進められているところです。今回の改正介護保険法は、説明では高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるとありますが、決して期待できるものとはなっていません。

そこで、名寄市の第5期介護保険事業計画に向けての考えをお聞きをいたします。1つ目に、介

護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きします。今回の改定により、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができることとなります。総合事業は、要支援1、2と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになります。問題点として、1つに総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せになるということで、市町村に丸投げと言わなければなりません。2つ目に利用者の意に反してそれまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性があるということ、第3に総合事業を行う地域支援事業はその事業費が介護給付費の3%以内と制限されていることなどが挙げられています。さらに、介護職員の医療行為の容認です。現在は、医療行為として医師、看護師等にしか認められない吸引などを介護職員が行えることとなります。介護現場での看護職員不足を解消するどころか、安上がりの介護職員に医療的ケアを代行させようとするものです。道内でも導入しないとしている自治体もあるようですが、名寄市の対応についてお聞かせをいただきたいと思えます。

2つ目に、介護保険料について伺います。厚労省は、全国平均月4,160円から5,200円程度となる試算がされています。今回の法改正で都道府県の財政安定化基金を取り崩す規定を設けました。市町村の介護給付費準備基金の取り崩しとあわせて保険料の上昇を抑えるとしています。名寄市では、第4期の保険料を据え置きとしてきたところですが、来年度からの保険料がどのくらいになるのかとの不安の声が多く聞かれているところであり、第5期の保険料についてお考えをお

聞かせたいと思います。

大きな項目2つ目、人権尊重と男女共同参画社会の形成についてお聞きいたします。1つ、男女共同参画推進計画の進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。基本目標Iの男女共同参画社会の実現に向けた意識改革については、広報による啓発が行われ、図書館においても男女共同参画に関する図書資料の充実に取り組まれています。ことし男女雇用機会均等法が施行されて25年、今非正規労働者の7割が女性と言われていています。年収200万円以下のワーキングプアと言われる方々が1,000万人を超えました。その8割が女性だと言われていています。男女の賃金格差、全国的に施行時では59.7でしたけれども、2010年では69.3とまだまだ差が縮まりません。女性の労働力率、男女格差指数でいうと世界的に135カ国中98位という低さになっています。そこで、男女が働きやすい環境づくりの推進において名寄市の女性の雇用状況についてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、教育現場での人権尊重教育の取り組みについて伺います。いじめによる自殺、虐待により命を奪われるなど、子供たちの痛ましいニュースが絶えません。それぞれの人格を尊重し合い、だれもが尊重される社会を築いていくことが望めます。そのために家庭や学校において人権意識がはぐくまれることが必要になっていると思います。人権とは人間の尊厳についての法的表現がありますが、人間の尊厳とはまず固有の生命権、生存、発達の確保、子どもの権利条約第6条で規定されています。これを前提にしてプライバシーの保障やアイデンティティーの保全、自己決定、選択の尊重という3つの柱で構成されているところです。人間として譲ることのできない内容として、生命権、生存、発達の確保を人権の前提条件と考えることが必要と言われます。教育現場での人権尊重教育の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

大きな項目3つ目、観光振興について伺います。1つ、市民参加の観光振興についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。加藤市長を先頭に全国に名寄市のよさを発信され、交流人口の増に向けて積極的に取り組まれているところではありますが、身近なところの発信も必要ではないでしょうか。市民の皆さんとともに、進展問題を初め自然や農畜産物などの名寄のよさを十分に体感し、アピールして交流人口の拡大に貢献できるよう積極的な取り組みが望まれるところでもあります。市内児童の参加による小惑星発見プロジェクトに見られるように、市民参加で発信できる観光振興が望まれるところですが、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、名寄大学活用の観光振興について伺います。小さなまちの4年制大学として、社会福祉、看護、栄養、短大の児童科と全国各地から優秀な学生が集まっています。こうした学生さんたちに名寄大学とともに名寄市PRのために力をかしていただくことも必要ではないかと思えます。入学式や卒業式には、御家族そろって参加される学生がふえています。また、オープンキャンパスなどの機会を逃さずに大学とともに名寄のよさを知らせることが望めます。積極的な取り組みを望むところです。さらに、ホームページについても学生さんたちのアイデアなどを取り入れるなどの工夫も必要ではないでしょうか。お考えをお知らせをいただきたいと思います。

大きな項目4つ目、福祉灯油について伺います。寒さが厳しくなる中で、ヨーロッパに端を発した経済不安や円高などによって石油類の値段の動向が気になるところであります。12月に入って灯油の値段が昨年と同月と比べると13円近く高くなっています。例えば1カ月200リットル使うとして、昨年から2,600円もの負担増になります。景気低迷が続く中、収入はふえず、社会保障費など負担ばかりがふえています。追い打ちをかけるように灯油の値上がりです。福祉灯油の実施

の考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお祈ひします。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。私のほうからは、大項目1と4、大項目2のうち小項目1は総務部長から、小項目2は教育部長から、大項目の3のうち小項目1は営業戦略室長から、小項目2は大学事務局長からの答弁とさせていただきます。

大項目1の第5期介護保険事業計画についての小項目1、介護予防・日常生活支援総合事業について申し上げます。介護保険制度の充実により、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるために、本年6月、介護保険法の一部が改正されました。主な改正内容につきましては、医療との連携強化では介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施、介護サービスの充実強化では24時間対応の定期巡回、随時対応サービス創設では在宅サービス強化、見守り、配食など多用な生活支援サービスの確保などが挙げられております。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、市町村の判断により地域の実情において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者、2次予防事業の対象者に対して介護予防や配食、見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供し、要介護認定において要支援と認定された方が身体機能の向上により更新、認定において自立と認定された高齢者に対し、切れ目ない総合的なサービスを行う事業です。名寄市におきましては、自立と判断された高齢者に対して名寄市高齢者自立支援事業条例に基づき、介護保険特別会計の地域支援事業において自立支援ヘルパー派遣事業、自立支援デイサービス事業、自立支援ショートステイ事業、配食サー

ビス事業など既に取り組んでおります。要支援者自立支援に対して切れ目のないサービスを提供しているところであります。

現時点での道内の35市の状況を見ますと、詳細な事業内容が明らかになっていないため、現時点では実施しないが10市、検討中が25市となっている状況にあります。今後国は、年度末までに総合事業の実施に当たって参考となる手引を示すとしており、本市としましてはこの手引を参考にどのような事業を行うことができるかを検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目2の介護保険料について申し上げます。第5期介護保険料につきましては、高齢化の進展や高齢者の中でも特に要介護リスクの高い後期高齢者の増加により第5期の介護保険料は大幅な上昇が見込まれております。国における介護報酬改定の内容にもよりますが、国では全国平均の保険料を5,080円から5,180円と推計しており、これは現在の全国平均の保険料4,160円と比較して22%から25%の大幅な上昇に当たるものであります。国は、今回の介護保険制度の改正によって都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の負担軽減のため市町村に交付されることとなりました。金額の確定については、今後決定される予定ではあります。本市への交付暫定額は約2,300万円との通知がありました。介護給付費準備基金の取り崩しにつきましては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことが原則で、介護給付費準備基金は次期計画期間に取り崩し、保険料の上昇抑制に充てることとなっております。また、介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のため、これまで以上に被保険者の方の負担能力に応じた保険料を賦課する必要から、社会保障・税一体改革においては介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化の方向性が示されており、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料



負担段階の多段階設定について現在検討しているところであり、第4期介護保険料は、第3期介護保険料の月額3,667円、年額4万4,000円が据え置きとなっておりますので、第5期介護保険料については多段階設定及び準備基金の取り崩し額により異なりますが、現在の6段階で北海道からの財政安定化基金の交付暫定額約2,300万円を充て、介護給付費準備基金を取り崩さない場合で試算しますと現在の月額3,667円の2割程度の増額が見込まれます。準備基金の取り崩し額によっては大きく保険料が変動いたしますので、今後名寄市保健医療福祉推進協議会において介護給付費準備基金の取り崩しの額などについて諮ってまいりたいと考えております。

次に、大項目4の福祉灯油について申し上げます。ことしに入り高どまりで推移しておりました灯油価格も欧州の債務問題により世界経済の低迷により原油価格が一時下落し、値下がり傾向にありましたが、10月中旬以降再び原油価格が上昇し、円高にかかわらず国内石油製品卸価格も上昇傾向にあります。当市においては、厳しい生活環境にある世帯の生活条件の改善と生活意欲の助長を図ることを目的に冬期間の緊急措置として暖房用灯油の一部支援を行ってきました。近年では、平成19年度に192世帯に対し約143万円、20年度には214世帯に対し約107万円と2カ年支援を行いました。現在の名寄市内の価格は、1リットル当たり93円前後で、5月上旬の約99円と比較しますと6円程度下がっておりますが、10月中旬の約89円からやや上昇傾向にあります。また、昨年同時期の価格は約80円となっておりますので、1リットル当たり13円ほど上昇しており、高値安定の状態推移している状況にあります。11月11日に開催されました平成23年度北海道地方灯油懇談会では、灯油の安定供給に支障がないこと、名寄地方の上川北部石油業協同組合では今後短期間ではありますが、原油価格の安定が期待できるものの、年明け以降につい

ては予測が難しい状況にあるとの情報を得ておりますので、今後もさらに価格の推移に注視してまいりたいと考えております。

道内35市の状況では、支援を行っていないのが8市、要綱等により支援を行っているのが9市、名寄市と同様に支援が必要と認めたときにその時勢に合った実施要綱を策定して実施する方法をとっているのが18市となっております。27市の支援内容は、灯油券が3市、現金が24市となり、その支援額は1世帯当たり3,000円から1万円の範囲で支給され、5,000円が4割に当たる10市となっており、実施の内容はさまざま、価格の見通しと気候、また道内各自治体の動向を勘案しての実施となっております。全国的に省エネの機運が高まり、重ね着することや暖房グッズの購入など個々の寒さ対策が強まる傾向にありますが、快適な冬の暮らしに必要な灯油価格上昇は市民生活に少なからず影響を及ぼしますので、急激な価格変動が予測された場合には北海道や道内他市の対応状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私のほうからは、大きな項目2点目の人権尊重と男女共同参画社会の形成についての小項目1、男女共同参画推進計画の進捗状況についてお答えをします。

平成20年3月に策定をいたしました名寄市男女共同参画推進計画に基づきまして、市民で組織をすなわち名寄市男女共同参画推進委員会を設置しまして計画の推進に努めているところであります。進捗状況ということでございますが、基本目標でもあります男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、家庭、地域、職場における男女共同参画の促進、健康づくりと福祉の充実の3つの柱に沿いまして、市ホームページや広報紙を活用した啓発活動や講演会、研修会を通じた意識づくりを行いながら、ワーキンググループ及び推進委員会において98

項目の事務事業評価を実施をし、平成22年度のまとめを行っている状況でございます。東日本大震災以降、関連倒産など不況が続く中、名寄市の農業、営業、給与のいずれか収入のある者を働いている者として抽出したところ、1万6,958人中7,390人、43.6%が女性で、そのうち給与収入130万円未満の4,150人、56.2%がパート従業員だと思われませんが、正職員化の啓発は行っておりますが、各個人でさまざまな状況もあり、各企業、事業所等で対応されているのが現状であります。また、セクハラ、パワハラ等の対応といたしまして市ホームページやパンフレットによる啓発、ポスター等掲示し、周知を行う一方、各公共施設に相談カードの設置、各相談窓口を活用し、対応をしてくれているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 私のほうからは、大項目2のうち小項目2、教育現場での人権尊重教育の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思っております。

学校におきます人権教育の目標は、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ人権の意義、内容や重要性を理解をし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることとあります。また、人権教育については、変化の激しい社会において他者と協調しつつ、自立的に社会生活を送るために必要な生きる力の基盤として各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて推進をしていくことが大切であります。このようなことから、例えば道徳の時間では小学校低学年では生きることの喜びや友達と仲よく助け合うこと、中学生は思いやりや親切、命のとうとき、高学年では男女仲よくや自他の命の尊重、正義の実現などあります。また、中学校では異性についての正しい理解や相手の人格の尊重、差別や偏見のない社会の実現な

どを指導内容としており、道徳の副読本や心のノートの活用、ビデオやテレビの視聴、人権作文の応募などを通じまして人権を尊重する心の育成を図っております。

本市での特色的な取り組みといたしましては、名寄東小学校ではことし7月に参観日にあわせて3年生に人権擁護委員の方から講話をしていただきました。豊西小学校では、社会科の学習や総合的な学習の時間において地域の商店や公立施設を見学しながら、バリアフリーのあり方などを通して身体障害者の人権についての理解を深めました。日進小学校では、法務局並びに人権擁護委員協議会主催の人権の花運動に参加をし、命の大切さや思いやりの心を身につけさせる活動などが行われております。中学校におきましても道徳の時間や総合的な学習の時間を活用して、外部講師を招いての人権教育についての事業を行っております。人権教育は、人間尊重と平等の精神に基づき、児童生徒の成長や実態に応じて適切な指導がなされることが重要であります。教育委員会といたしましても人権教育のすぐれた事例の紹介や教職員の研修など、教職員の指導技術の向上や効果的な指導方法についての情報を提供してまいりたいと考えております。また、いじめや自殺の根絶、性に関する指導や薬物乱用防止などの指導とあわせて、家庭や地域への啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら人権教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 私からは、大項目の3、観光振興について、小項目1、市民参加の観光振興についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市民の力によるPRは観光振興にとって最も重要な要素であると私どもも認識しております。現在策定作業を進めております(仮称)名寄市観光振興計画の中でも第1の基本理念として、名寄市民の満足度アップを挙げて

います。名寄市にある既存資源を見直し、その価値を再認識し、市民にすばらしさを自覚してもらい、自分たちが住んでいる名寄に対して自信を持ってもらうことが観光振興計画の基本的なスタンスであると市民懇話会などでも共通認識として検討を進めております。議論の中で市内観光資源の魅力を体験してもらうとともに、改善に対する意見をいただくことを目的とする市民参加の観光モニター事業や市民に統一した観光イメージをキーワードとして理解を深め、発信する観光ブランド事業など市民が名寄にはこんな自然がありますよと自信を持って積極的に宣伝できるような気持ちになっていただくための事業について多くの意見が出されておりますので、具体的に事業化に盛り込まれるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(黒井 徹議員) 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長(鹿野裕二君) 私からは、小項目2の名寄市立大学活用の観光振興についてお答えをいたします。

平成23年度の入学生は、名寄市立大学149名、短期大学部55名、合わせて204名のうち約51%、105名が上川管内以外の道内出身者でございます。そして、約24%、49名が道外18府県からの出身者となっております。入学式の際には、本市で新たに学生生活を始める新入生のために名寄のガイドマップなどを配布しておりますが、保護者に対しては名寄市をPRするパンフレット等の配布につきましてはいたしておりません。受験生や保護者の皆さんが来学される機会といたしましては、毎年7月と8月に実施しておりますオープンキャンパスがございます。毎年350名を超える高校生の皆さんが参加され、また同伴される保護者の方々もふえているように感じております。本年度は、名寄のまちづくりを紹介する冬カレンダーのほか、なよろの水、映画「星守る犬」のポストカードを参加者の皆さんに提供させていただきました。あわせてオープンキ

ャンパスの事業、行事が始まるまでの空き時間やプログラムに参加されない保護者の方には、名寄市のPR映像をごらんいただいて名寄のまちを知っていただく取り組みも行っております。今後の取り組みといたしましては、入学式や卒業式などの式典に出席される保護者の方々へのPRにつきましては行事の性格上時間的な制約もあり、パンフレット等の提供にとどまりますが、オープンキャンパスの実施やホームページの構成などにつきましては学生のアイデアや協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、学生の協力による名寄のPRにつきましては、夏休みなどの長期休暇に帰省した際に出身高校を訪問してもらい、後輩の高校生に名寄市立大学のよさや学生生活を初め名寄市のことを知ってもらう機会をつくり出すことができないか検討をいたしております。また、現在策定が進められております(仮称)名寄市観光振興計画の中で大学を生かした名寄の観光PRについて検討されておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護保険事業計画についてであります。今回の法改正、東日本大震災や福島原発事故で混乱する中で衆参の審議、たったの18時間という超スピード審議で成立されたところであります。詳しい内容は、ほとんど知らされていません。国民の皆さんの中でもほとんどわからないという状況かというふうに思っていますし、また内容もわかりづらい。何回読んでもよくわからないというようなことになっているかというふうに思っています。ですから、先ほども御答弁ありましたように、取り入れないといったところも出てくるのも当然かというふうに思っています。今回の法改正の中身は、要するにサービスの必要な要支

援1、2の方でも介護保険が利用できなくなるという制度として書き込まれているわけで、介護サービスの切り捨て、これを私は許すわけにはいかない。従来の介護予防サービスを充実させて、だれもが利用できる地域支援事業、高齢者施設の充実を強く願っているものですが、この点について改めて部長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員がお話しのとおり、非常に情報が乏しくて、各自治体では苦慮しているのが実態だと思います。先ほども答弁させていただきましたように、現在名寄市では条例を制定して各事業に取り組んでいる最中がございます。これをさらにこの国の今の方針でいきますと、介護保険料等々にもまた影響するというような状況も出てまいりますので、まだ詳細が出ていなくてしっかりした判断はできませんけれども、現時点では今の名寄市の条例に基づいた事業サービス、行政サービスを推進していきたいと考えております。しかしながら、国から詳細な内容が出てきた段階で、市民により有効な行政サービスができるという判断をさせていただいたときには、それは取り入れていくということは考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今の時点では、市民の皆さん方に御負担ばかりがふえるということで、有効ではないというふうなお考えだということを受けとめさせていただきます。引き続きやはり今御答弁がありましたように、介護を受けられる方たちが主人公ということですので、その立場を貫いていただきたいというふうに思うわけです。その立場を貫いていただくところで、保険料の問題です。3期から4期へ移動するときに名寄市としては据え置きという措置をされていたわけですが、今回どのくらい上がるのか。もう不安で不安で、そんな声もたくさん聞かれます。要するに年金受け取った年金支給日に通帳をあけてみた

ときにどきどきするわけです、どれだけ引かれているか。これがまた介護保険料が変わればどんなふうになるのかということでもあります。先ほどお話がありましたように、財政安定化基金、都道府県の判断に任せるということで、2,300万円というふうな御報告がありました。これ2012年度限りということになってはいるのですけれども、これは市町村の介護保険財源に不足が生じた場合に貸し付けや給付が行われるという基金でありますので、積極的に活用されることを望むところありますし、また介護給付費、それぞれの自治体で持っている介護給付費準備基金ですけれども、これについては検討中だというお話でした。これは、やはり被保険者の皆さん方から集めた保険料を残った分を積み立てているということになるかというふうに思うのです。ですから、やはり高齢者の皆さん方使いたい。先ほど負担能力に合った保険料にというお話がありましたけれども、高齢者の皆さん方の負担は一部の方々はやとりがある方もいらっしゃるかもしれませんが、介護保険、この計画策定のためのアンケート調査を行っていらっしゃるけれども、これに答えた方では非常に大変だというような答えも出されているわけです。例えば苦しい、やや苦しい合わせて7割以上の方々が苦しいとか答えていらっしゃいます。こうした答えもあるように、高齢者の皆さんの負担、限界となっている中ですので、やはりこの準備基金も取り崩していただいて負担減をお願いしたいというふうに思います。保険料の多段階設定は、やはり望ましいなというふうに押さえています。ですけれども、やはり低所得者の方々への負担増にならないようにというふうな思いが強くなるわけですが、その点についていま一度お考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 現在道内で保険料の報道がされているのは、札幌市と旭川市が新聞報道されてございます。両市とも準備基金をす

べて取り崩しをして負担軽減を図るという情報があります。札幌市におきましては、640円のアップと。旭川につきましては、1,000円以上のアップという情報が新聞報道されている状況であります。道内の現在の保険料を見ますと、3,667円、名寄市のこの金額は決して高いほうではないということは議員も御承知だと思います。全道平均よりも低いランクにさせていただいております。しかしながら、4期のときに据え置きをさせていただくという経過がございますので、先ほどお話しさせていただきましたように名寄市においては22年度の決算で約1億4,000万円の準備基金がございますので、これを有効活用。しかしながら、すべてをゼロにしてしまいますとこの3年間で赤字になった場合は今度借入れをしなければならないという制度もまたございますけれども、借入れするには返さなければならないと。また、それは保険料がアップしていくということですから、基本的には旭川、札幌のように全額とは申しませんが、ある程度の準備基金を活用しながら、負担を少なく検討してまいりたいと考えておりますし、また先ほどの多段階の設定でありますけれども、現在6段階の7区分ということでありまして、これを国では多段階の部分をさらに広げて負担軽減をという指導もございますので、現在名寄市におきましてはもう一歩進んだ7段階の9区分を今検討してございます。金額等々につきましては、先ほどお話ししましたように推進協議会のほうに諮って決めさせていただきたいと思っておりますけれども、しかしながらまだ国の方針も現時点では出ていないということで、現時点のお話をさせていただいたと。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) 本当に大きな負担にならない、軽減のために、抑えるために知恵も絞っていただいて、力も出していただきたいというふうに切に求めるものであります。何といたってもこ

れ国の負担をどんどん減らしてきたことが地方自治体であったり、また住民の皆さんであったりということでもあります。ですから、介護保険財政の負担を軽くするためにもあらゆる場面で国に対して負担率をふやす、保険料減免制度をつくるということ強く求めていただきたいなというふうに私のほうからも強く求めたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。2番目の人権尊重の問題であります。男女共同参画のところ、やはり今女性の働く場、非常に大変になってきていますが、市役所の中における女性職員の職域拡大ということでこの計画の中には書かれているわけですが、女性職員の割合、全職員の女性の割合です。それとあと、女性の管理職の割合、お知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 18年度以降の4月1日現在における市役所での女性職員が占める割合につきましては、病院を除きまして平成18年度が36%、19年度が37.2%、20年度が35.4%、21年度が36.8%、22年度が36.5%と。ことしの4月は36.9%と35%から37%で、わずかずつふえている状況にあるというふうに考えています。もう一点目の23年度4月1日現在の女性管理職につきましては、病院を除いて管理職全体の11.8%を占めています。病院は看護職も多いので、病院を含めると全体では23.5%となっています。この関係につきまして、従前事務職の関係におきましては課長職どまりだったのでありますが、適材適所の観点からことしの4月については次長職も出ていますので、今後求められる人材としてそれぞれのポストの職がまたふえていくものでないかなという考え方を持っております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ちょっと話が飛ぶのですが、国では昨年第3次男女共同参画基本計画と

いう中で2015年度までに、これは都道府県段階なのですが、女性管理職の割合を10%程度とする数値目標を定めました。実は、北海道では2010年、昨年2.1%にとどまっていたというような、全県で長崎県とともに最下位だったというふうなことで、高橋はるみ知事は最大限努力するとお話をされているようです。道内の資料を見せていただいた中で、18年度では道内市町村の管理職の登用が8.9%でありましたから、名寄市も11.8%ということで上がってきているのかなというふうに思います。今部長のお話があったのですが、適材適所、女性の管理職の登用、率先して行っていただくことを求めて、次のところに移らせていただきたいといます。

教育の現場での人権尊重の教育の取り組みの問題なのですが、本当にいろんな形で取り組んでいただいているなというふうに思っているのですが、昨今のテレビ、新聞等で流されるニュースの中で、子供たちが本当にいじめによる自殺であったり、虐待で命をなくさなければならない状態になる。そして、その子供たちが親から虐待を受けていても虐待されたというふうな認識がない中、親をかばいながらというようなこともあるという報道もされているわけです。そういった意味からもやはり小さな子供のときから人権に、先ほどお話があったように自分を大切にする。そして、どの人も大切にする。その思いが本当に非常に重要ではないかなというふうに思っているところがあります。どんな場合であっても暴力は許されるものではありませんので、引き続きこうした教育、人権尊重の教育を進めていただきたいなというふうに思っているのですが、先ほどそれぞれの学校の取り組み等お話をされました。私いろいろと調べさせていただく中で、子どもの権利条約が絵本になっていて、本当に子供たちにわかりやすく書かれている、そういったものもあるのですが、こうした本なども利用してわかりやすい授業、人権というふうに言うと非常に難しい。子供たちにす

と言葉的には難しくなりますけれども、わかりやすいという授業という中でそうした取り組みが行われているのかどうか、もう一度お知らせをいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、相談体制も非常に重要になってくるかと思えます。ハートダイヤルなどの相談窓口、非常に有効であるというふうに思っているのですが、身近なところでの、学校でいえば保健室の先生であったり、担任の先生だったり、気軽にいろんなこと、いじめの問題でも家庭でのことでも相談できる、そんな体制が求められるなというふうに思っているのですが、この点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 教育現場での人権尊重教育の中で2点ほど再質問をいただきました。まず、1つは、授業の中でわかりやすい授業をどのように工夫をしているかということでございます。先ほどお答えをいたしましたように、人権教育というのは学校教育全体を通して行われるものでございます。例えば人権教育の目標と、また各教科ごとの目標やねらいとの関連を明確にしたり、また道徳教育におきましては人権に関する効果的な内容を位置づけた指導計画の作成や、特に心に響く授業となるような指導資料の収集などに努めております。また、保護者や地域とが一体となって人権意識の高揚を図ることが必要であることから、それぞれ地域の人材の活用、それから学校だより等による啓発活動や参観日での人権教育に関する公開授業などを行っている学校もございます。また、議員御指摘のように名寄の大学では人権教育をわかりやすくひもといた絵本等が常備されているということも聞いてございます。これらにつきましては、小学校低学年の道徳の時間での活用が図れることが可能かなと考えておりますので、その活用方策につきましても学校のほうと相談をしたいと考えております。

また、2点目ですが、それぞれの学校における

相談体制づくりでございます。特に学校におきましては、通常年2回ほど定期的教育相談をそれぞれ教師と児童生徒が行っておりますし、またふだんの触れ合いの中で心のちょっとした触れ合いを通じて会話の中での相談、チャンス相談といえますけれども、そういったものを活用したり、アンケート調査などをしながら児童の理解に努めたりしておりますし、また学校におきます特別支援教育学習支援員の方、また養護教諭の方との連携を図りながら、子供たちが気軽に相談できる体制、雰囲気づくりをするように努めております。また、中学校におきましては、各校に3名、それぞれの中学校1名ずつ心の相談員を配置をしておりますし、またこれらの方は名寄市立大学の教授の方を講師にカウンセリングの仕方等について研修を行いながら技術の向上に努めておりますし、また校内の生徒指導部と連携をしながら指導に当たっております。教育委員会といたしましても教職員がきめ細かな児童生徒の理解と適切な指導を通じて自分も他人も大切にできる態度とか行動の育成を図ることができるよう特別支援教育学習支援員、また心の相談員の配置、また研修の充実を図るなどして今後これらを継続してまいりたいと考えております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ぜひわかりやすい、そして相談できる体制を進めていただきたいというふうに思いますが、教育長にちょっと一言お伺いをしたいと思います。

今加藤市長とともに学校訪問されていらっしゃいます。今後もお忙しい公務の中で大変だとは思いますが、積極的に学校訪問をしていただいて、子供たちと接していただいて、それで子供たちの様子しっかり把握していただきたいと、こんなふうに思っているのですが、その部分で人権教育の問題とあわせてお考えをお聞かせいただければとは思いますが。

○議長(黒井 徹議員) 小野教育長。

○教育長(小野浩一君) 今市長とともに学校訪問をさせていただいております。また、校長会あるときには各学校の校長、教頭から情報提供をいただいて、子供の掌握に努めているところでございます。現在本市におきましてもいじめの問題、それとか人間関係がうまくいかないでトラブルを起こしている子供たちの現状を踏まえますと、学校におきましては今部長からもお話ありましたが、各教科等、生徒指導や学級経営など教育活動全体を通して人間尊重の精神に立った学校づくりを進めていく必要があると、そのように考えております。そのためには、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導、それからすべての教職員の意識的な参画でありますとか、子供の主体的な学級参加等を促進して、人権が尊重される学校教育を実現するための環境整備、これに取り組むことが大切であると思っております。また、こうした基盤の上に子供たちの望ましい人間関係を形成しまして、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが大切だというふうに認識しております。このようなことから、教育委員会といたしましても人権に視点を当てた授業の充実でありますとか、教職員の研修の充実、あるいは人権教育の理解を深める指導資料の学校への提供、あるいは人権擁護委員の皆さんとの連携の視点から学校の人権教育の充実を図るよう学校を支援してまいりたいと、そのように考えております。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○1番(川村幸栄議員) ありがとうございます。

時間がなくなりました。福祉灯油についてお伺いをしたいと思います。先ほど竹中議員からお話がありましたけれども、急激な寒波の到来で例年よりも早い灯油の需要期となりました。先ほど夏場の値段から下がっているというお話でした。夏場は灯油そんなに使いません。需要期との比較にはなりません。ですから、先ほどもお話しした

ように昨年の12月と比べると13円近く上がっていると。本当に負担増になるわけです。私もちょっと調べさせていただきました。平成23年度地域づくりの総合交付金という中で、福祉振興・介護保険基盤整備事業の中の高齢者等の冬の生活支援事業の申請、これが道内50市町村が申請を行っているという状況にあります。近隣でいいますと、隣の士別市、高齢者、障害者等の冬期間の燃料購入費用を助成、全体の費用の2分の1の支援なのですけれども、それで60万円を申請しています。上川管内の富良野市、要援護状態にある世帯の冬期生活条件緩和とよく助長を図るために50万円の申請をしています。ちょっと離れた稚内市、福祉灯油支援事業ということで高齢者や障害を持った方、ひとり親世帯に灯油の一部の支給をということで70万円の申請をしているところがあります。先ほどの報告で、19年から20年で143万円と107万円だったという報告がありました。こういった制度も使いながら、市民の皆さんに暖かい冬を過ごしてもらおうというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（三谷正治君） 今議員のお話にありました各市の状況は、先ほど私のほうから説明させていただきました毎年要綱に基づいて実施をしている各市でございます。先ほどお話しさせていただきましたように、全道の状況を見ますとやはり19年、20年度というような急激な変動によりまして、そのときには自治体ばかりではなく、国、道が動いてそういう施策を施行していったということでもあります。各自治体のそれぞれの福祉の行政のあり方というのはいろいろなやり方ございますけれども、現在名寄市としましては、福祉灯油につきましては19年、20年度に実施しました。2割程度の上昇、アップというのは20年度にその条項はなくなりましたので、その時勢に合った状況によってということで、19年、20年という実施させていただきましたので、今後と

も今の時点では残念ながら実施する予定はございませんけれども、やはり急激なアップによって対応していきたいというのは方向性は変わってございませんので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 条件がそろえばということなのでしょうか。エコ対策、ことしの東日本の問題もありまして、確かにエコに対する関心も非常に高くはなっています。私が見聞きする方々の状況を見ると、もうこれ以上エコ対策はできないという方々も多くいらっしゃるわけです。いつもお話ししますが、夕方いつまでも電気をつけなくて、火も小さくして、早く寝るのだと。朝は、ゆっくりいつまでも布団の中において起きないようになっているのだと。そういう方々がいらっしゃるわけです。ですから、そういった部分でやはりそういった市民の皆さんの現状も把握していただきながら、温かい市政運営に努めていただくことを強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本市では、合併後の平成19年2月に新名寄市における第1次の総合計画となります新名寄市総合計画を定め、総合的かつ計画的な行政運営を行ってきたところでございます。新名寄市総合計画につきましては、平成19年度から平成28年度



までの10カ年の基本構想と前期、後期各5カ年の基本計画及び実施計画で構成をされており、平成23年度をもって前期計画が終了となることから、新たに平成24年度から28年度までの後期5カ年の計画を定めるものであり、本提案につきましては後期基本計画について御審議をいただくものでございます。

計画の策定に当たりましては、前期計画の点検及び情勢等の変化に伴う諸課題への対応を基本とし、市民アンケート調査や団体との意見交換会を初め、市民65人で構成をする名寄市総合計画策定審議会及び庁内策定委員会の設置など市民と行政との連携、協力により作業を進め、去る10月20日に策定審議会から答申をいただいたところでございます。

本提案の内容につきましては、策定審議会の答申をもとに市が作成した後期基本計画案についてパブリックコメント及びまちづくり懇談会を経て所要の修正を加えたものであり、これにより予定していたすべての作業が終了し、最終案が整った次第であります。

ここで、後期基本計画の主な内容について申し上げます。後期基本計画につきましては、10カ年の総合計画、第1次の後期計画として、国際的な財政不安や震災復興の影響など先行き不透明な経済情勢下にあつて、財政規律を保ちながら、市民の皆様の御意見を反映をし、さらには私の公約も含めていかに基本構想の具体化を図るのか、そのことが最大の課題であると考えております。具体的には、基本目標Ⅰ、市民と行政との協働によるまちづくりでは、名寄市自治基本条例の一層の推進を図り、市民と行政との連携、協力を強めるため、町内会などの自治組織への支援やコミュニティ施設の整備など自治活動の促進を図るとともに、地域連絡協議会などの主体的な取り組みを通じて、協働による地域を支える仕組みづくりに努めてまいります。また、国内、外との交流を通じ、文化交流や多様化する社会に適応できる人材

の育成を初め、民間事業者との協力、連携を図りながら、名寄の情報発信、PRを積極的に行い、経済交流や交流移住の推進に努めてまいります。

次に、基本目標Ⅱ、安心して健やかに暮らせるまちづくりでは、民間会社が公表する住みよさランキングにおいて常に道内上位にランクされ、特に安心度の項目では高い評価を得ており、後期計画においても保健、医療、福祉における各種制度や事業を継続して取り組み、福祉の向上、少子高齢化社会への対応を図ってまいります。中でも私の公約でもあります名寄市立総合病院につきましては、老朽化した精神科病棟の改築や狭隘となっています駐車場整備のほか、計画的な医療機器等の整備、さらには医療スタッフの充実などに努め、機能の充実を図ってまいります。また、高齢者福祉では介護施設の維持に必要な改修等を行うとともに、子育て支援では待機児童を出さない保育所の運営や子育て支援センターの推進など高齢者や子育て世代が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、基本目標Ⅲ、自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくりでは、市民、事業者、行政の協働による環境負荷の軽減を推進するとともに、最終処分場の広域的な設置について近隣自治体と検討を進め、循環型社会の形成を推進してまいります。道路、上下水道、住宅などのインフラ整備については、道路では国の交付金等の有利な財源を活用しながら、幹線道路、生活道路の整備を推進するとともに、上水道では未普及地域の解消に向け、上水道区域の統合と給水区域の拡張に継続して取り組んでまいります。また、住宅では公営住宅の整備を継続するとともに、住宅マスタープランの見直しを行い、適正な公営住宅の供給を図るなど、都市基盤の整備を推進してまいります。さらに、消防、救急活動については、車両や設備などの更新による高度化を推進するとともに、防災については危険箇所の対策を国、道へ要望するとともに、防災に対する市民意識の高

揚を図り、安全なまちづくりを推進をしております。

次に、基本目標Ⅳ、想像力と活力にあふれたまちづくりについてであります。農業の振興では、TPPの今後の動向が危惧されるところでございますが、基盤整備事業などによる生産基盤の整備や農業振興センターを核として生産技術の高位平準化を図り、農畜産物の安定生産や産地化、ブランド化を推進をするとともに、担い手対策や国の制度を活用した農業、農村の多面的機能の保全など持続的な発展を目指してまいります。なお、前期計画からの継続となりますが、私の公約でもあります食肉センター改修工事の完成を予定をしております。畜産の振興はもとより雇用の拡大を図ってまいります。商工業、観光では、市民会館の貸し館機能、経済センター機能、観光インフォメーション機能を有する（仮称）複合交通センターの完成を予定をしているほか、条例等に基づく企業等への支援を通じ、地場産業の育成を図ってまいります。さらに、関係団体への支援や観光振興計画に基づく事業の推進など、民間的な発想を取り入れながら、名寄を広く売り込んでまいります。また、ピヤシリスキー場やなよろ温泉、なよろ健康の森などの整備を初め、市立天文台や道立サンピラーパークなどを有効に活用して、名寄市の財産を生かしたまちづくりを推進をしております。

次に、基本目標Ⅴ、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりでは、これまで市民の願いでありました（仮称）市民ホールの整備を予定しており、また供用開始にあわせたソフト事業も織り込んでおります。今後とも一層の検討を通じ、市民に愛され、利便性の高い施設となるよう努め、文化の振興を図ってまいります。また、義務教育施設では、老朽化した校舎等の耐震化にあわせた整備が求められており、現在名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会において方向性が出されている南小学校及び豊西小学校の校舎を廃止し、南小学校の敷地に新校舎を建設する名寄市内小学校改築事業

を予定をしております、生きる力を目指す教育内容の充実とあわせて教育の振興を図ってまいります。名寄市立大学につきましては、4大化当初からの懸案であります図書館、講堂の整備を予定をしております。これに伴い市立図書館の改築については、財政的な制約や計画の熟度から当面は困難と考えているところですが、地域に根差した大学として一般市民の利用にも配慮した図書館となるように検討し、大学を生かしたまちづくりを推進をしております。最後に、市の貴重な財産であるスポーツ施設についてであります。施設の維持に必要な改修等を予定をしております。競技力の向上や生涯スポーツの推進、あるいは健康の保持、増進に向けてスポーツの振興を図ってまいります。

以上、主な内容について説明をさせていただきましたが、個別の事業につきましては向こう5カ年の中で一層の精査を行うとともに、基本構想、基本計画との整合性や財政状況等を勘案しながら、ローリングでの対応、あるいは予算措置での対応などその都度議会に御相談をさせていただきながら進めてまいる所存であります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件は、本会議質疑を省略し、全議員で構成する総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、全議員をもって構成する総合計画後期基本計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、総合計画後期基本計画審査特別委員会に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月15日から18日までを休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月15日から18日までを休会とすることに決定いたしました。

来る12月19日は午後1時より会議を開きます。

---

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 宗 片 浩 子

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成23年12月19日（月曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて（総合計画後期基本計画審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第27号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 名寄市副市長の選任について
- 日程第6 意見書案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書  
意見書案第2号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書  
意見書案第3号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書  
意見書案第4号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書  
意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書  
意見書案第6号 JR三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 委員の派遣報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて（総合計画後期基本計画審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第27号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 名寄市副市長の選任について
- 日程第6 意見書案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書  
意見書案第2号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書  
意見書案第3号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書  
意見書案第4号 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書  
意見書案第5号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書  
意見書案第6号 JR三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第9 委員の派遣報告

1. 出席議員（19名）

|     |     |     |    |    |
|-----|-----|-----|----|----|
| 議長  | 18番 | 黒井  | 徹  | 議員 |
| 副議長 | 14番 | 佐藤  | 勝  | 議員 |
|     | 1番  | 川村  | 幸栄 | 議員 |
|     | 2番  | 奥村  | 英俊 | 議員 |
|     | 3番  | 上松  | 直美 | 議員 |
|     | 4番  | 大石  | 健二 | 議員 |
|     | 5番  | 山田  | 典幸 | 議員 |
|     | 6番  | 川口  | 京二 | 議員 |
|     | 7番  | 植松  | 正一 | 議員 |
|     | 8番  | 竹中  | 憲之 | 議員 |
|     | 9番  | 佐藤  | 靖  | 議員 |
|     | 10番 | 高橋  | 伸典 | 議員 |
|     | 11番 | 佐々木 | 寿  | 議員 |
|     | 12番 | 駒津  | 喜一 | 議員 |
|     | 13番 | 熊谷  | 吉正 | 議員 |
|     | 15番 | 日根野 | 正敏 | 議員 |
|     | 16番 | 谷内  | 司  | 議員 |
|     | 17番 | 山口  | 祐司 | 議員 |
|     | 19番 | 東   | 千春 | 議員 |

1. 欠席議員（1名）

|  |     |    |    |    |
|--|-----|----|----|----|
|  | 20番 | 宗片 | 浩子 | 議員 |
|--|-----|----|----|----|

1. 事務局出席職員

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 田中 | 澄昭  |
| 書記   | 佐藤 | 葉子  |
| 書記   | 三澤 | 久美子 |
| 書記   | 高久 | 晴三  |

1. 説明員

|      |     |    |   |
|------|-----|----|---|
| 市長   | 加藤  | 剛士 | 君 |
| 副市長  | 中尾  | 裕二 | 君 |
| 副市長  | 久保  | 和幸 | 君 |
| 教育長  | 小野  | 浩一 | 君 |
| 総務部長 | 佐々木 | 雅之 | 君 |

|            |     |     |   |
|------------|-----|-----|---|
| 市民部長       | 扇谷  | 茂幸  | 君 |
| 健康福祉部長     | 三谷  | 正治  | 君 |
| 経済部長       | 寺崎  | 秀一  | 君 |
| 建設水道部長     | 野間井 | 照之  | 君 |
| 教育部長       | 鈴木  | 邦輝  | 君 |
| 市立総合病院事務部長 | 松島  | 佳寿夫 | 君 |
| 市立大局学長     | 鹿野  | 裕二  | 君 |
| 営業戦略室長     | 湯浅  | 俊春  | 君 |
| 上下水道室長     | 石橋  | 正裕  | 君 |
| 会計室長       | 竹澤  | 隆行  | 君 |
| 監査委員       | 小   | 山龍  | 彦 |
| 事務局長       |     |     |   |

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に20番、宗片浩子議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 奥村英俊議員

4番 大石健二議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第26号 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総合計画後期基本計画審査特別委員会、熊谷吉正委員長。

○総合計画後期基本計画審査特別委員長（熊谷吉正議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で総合計画後期基本計画審査特別委員会に付託をされました議案第26号、名寄市総合計画後期基本計画について委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げたいと思います。

第1回委員会は、12月14日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長に私熊谷が、副委員長に佐々木委員が選出されました。

第2回委員会は、12月15日に開会し、審査日程を12月15日から12月16日までの2日間と決め、審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、説明、答弁をいただき、各会派の代表による総括質疑を行うなど慎重に審査をいたしました。

審査の経過につきましては、当委員会は全議員

をもって構成をされた特別委員会ですので、詳細の報告を省略させていただきます。審査の結果のみ報告を申し上げますので、御了解をいただきたいと思えます。

当委員会に付託されました名寄市総合計画後期基本計画について、総括質疑に3名、延べ68名の委員から質疑があり、その質疑を踏まえ、当委員会に付託されました名寄市総合計画後期基本計画についてはお手元に配付をしています特別委員会審査結果のとおり、基本目標Ⅳ-2、林業の振興で1カ所、基本目標Ⅳ-3、商業の振興で1カ所、基本目標Ⅴ-9の青少年の健全育成で2カ所の一部修正を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。

最後に、名寄市総合計画後期基本計画の最大の目的は市民生活の向上、そして住民福祉の向上にあるわけですが、執行者の皆さんにおいては財政環境の変動要素が大きい向こう5年間ではありますけれども、着実に目的、目標に向かって各事業を形にさせていただくよう切に要望申し上げながら、私の報告としたいと思えます。委員会の開催中は、委員並びに理事者各位におかれまして終始熱心に審議を尽くしていただきましたことにお礼を申し上げ、本委員会の報告といたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） ただいま総合計画後期基本計画審査特別委員長より報告のありました議案第26号については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 議案第27号 名寄市総合療育センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第27号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年10月1日付で障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、本市においても関係条項の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第27号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第4 議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第28号 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について、提案の

理由を申し上げます。

名寄市公設地方卸売市場の管理運営は、取り扱い高に応じて卸売業者から支払われる市場使用料と市一般会計からの繰入金を財源としておりますが、当該市場使用料につきましては取り扱い金額の減少や卸売業者の健全経営を考慮し、平成16年度から平成23年度までの8年間について、取り扱い金額の1,000分の7としている使用料の額を1,000分の3.5とする減額措置を実施してまいりました。当該減額措置は、平成24年3月31日をもって終了となりますが、今般卸売業者から震災や天候不順による取り扱い高の減少が大きく経営環境に影響していることから、市場使用料の免除の要請を受け、また市場運営委員会の審議でも減額措置を継続すべきだとの決議があったことを踏まえ、市としては今後においても市場の果たす公共的な役割や地元農家からの野菜類の受け入れ状況、近隣を含む買い受け人、小売商業者への影響、卸売業者のさらなる経営改善努力などを勘案し、平成24年4月から平成26年3月までの2年間について現行の取り扱い金額の1,000分の3.5の使用料をさらに半額である1,000分の1.75に引き下げる特例措置を実施しようとする本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

本件は、会議規則第37条の規定により経済建設常任委員会に付託します。

審査については、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は閉会中継続審査とする

ことに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第5 議案第29号 名寄市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第29号 名寄市副市長の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市副市長につきましては、名寄及び風連両庁舎に配置をしておりますが、本件は平成23年12月31日付をもって名寄庁舎担当の中尾裕二副市長が退任をすることに伴い、新たに佐々木雅之氏を名寄市副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 意見書案第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加表明撤回を求める意見書、意見書案第2号 円高から中小企業を守る対策を求める意見書、意

見書案第3号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書、意見書案第4号

視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書、意見書案第5号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書、意見書案第6号 JR三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外5件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 委員の派遣



報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより平成23年度総務文教常任委員会の行政視察を報告させていただきます。

今回の行政視察は、文化ホールの関係並びに行財政改革と学校教育の先進地を視察研修いたしました。

10月31日、最初に静岡県袋井市のホール、メロープラザを訪問。人口8万7,000人の規模で、座席数は手動式、電動式合わせて507席です。市民の交流の場として、地域文化の振興策、親子交流広場など多目的ホールとして利活用されています。また、太陽光を利用した照明、暖房が設備され、経費節減、環境面も考慮された施設でありました。

次に、静岡県立の複合施設、コンベンションアーツセンター、グランシップを訪問。運営は、指定管理者制度をとり、稼働率が毎年大ホール、中ホール合わせて80%以上でした。運営方法は、自主運営と貸し館事業、維持管理事業を行っております。稼働率がよい理由として、人口の多い都市規模にもよりますが、館長を初めスタッフが民間からの登用による効果とボランティアの活動による効果がある運営内容でした。これは、最初の袋井市メロープラザにも共通している点でありました。

翌日11月1日、横須賀市を訪問。行財政改革について研修をいたしております。平成18年に行財政改革大綱を改定して基本姿勢を設置し、市民を交えた行政改革推進委員会による5カ年の集中改革プランを進めております。成果として、市立病院の指定管理者移行などを初め、集中プランによる各部局の連携による改革計画が効率よく進められていました。次に、事業仕分け、市民評価では、市が行う事業について公開の場で外部の視

点から事業の必要性と評価を行います。仕分けの構成は、市職員、外部のコンサルタント並びに一般市民から延べ120人による市民評価員で各部に分かれ、事業シートにより質疑、論議がされます。その内容は、ライブ中継、録画により一般公開されています。この仕分けにより、単なる経費節減だけではなく、新たな視点で事業の評価と問題提起がされ、事業の充実が図られる内容でした。

次に、横浜市に訪問し、いじめ解決一斉キャンペーンについて研修いたしました。いじめの要因を早急に発見し、対処するために、教職員にスタッフ見守りシートでいじめを把握し、次の対策として解決支援シートの報告により解決策の検討を行うものです。教育委員会と教職員の一貫した連携作業により早期にいじめが発見される効果があり、近年のいじめ解消率は91.2%となっていました。潜在化されたいじめを早期に発見するこの手法は、名寄市でも応用できる事例だと感じました。

最後に、11月2日、小中一貫校を実施している品川区日野学園に訪問。少子化問題解消に義務教育6・3制を廃止、品川区教育改革プラン21に基づき、義務教育9年を4・3・2年制とし、一貫性を持たせながら1年から4年生までは基礎、基本の定着、5年から7年生まではさらに基礎、基本の徹底を、8年、9年生では教科選択により生徒の個性、能力を十分に伸ばす内容となっています。また、社会的マナーを身につけるために市民科科目を創設し、全体で新学習指導要領を上回る授業時間数となっています。名寄市でも少子化による学校統廃合が進んでいますが、どのような形でも学ぶ子供たちにどう効果があるかを考慮しなければいけません。そういう意味でも新しい教育の事例を参考に、独自で考えていく必要があると強く感じました。

以上、2カ所のホールと行政改革、教育関係合わせて5カ所を視察研修してまいりました。いずれも内容的に大変参考になりました。

なお、先般議長に各委員の所見を含めた報告書を提出していますので、詳細につきましては提出報告書を参考にしていただきますようお願い申し上げます、当委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 次に、市民福祉常任委員会、日根野正敏副委員長。

○市民福祉常任副委員長（日根野正敏議員） 議長より御指名がありましたので、市民福祉常任委員会の視察報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月14日から11月16日まで3日間の日程で道内4カ所、砂川市立病院、江別市立病院、千歳市、北広島市を視察いたしました。

14日、最初の視察先、砂川市立病院では、健全経営と精神病棟の改築について担当職員から説明を受けました。外来の6割、入院の7割が市外の患者さんで、中空知医療圏のセンター病院として運営されています。現在も改築途中ですが、平成22年10月に新本館開院、平成23年10月に南館、こころの医療センターの供用開始、平成24年9月に立体駐車場の完成で新病院の改築事業終了を目指しています。病院改築総事業費131億円となり、そのうち医療機器整備費はCT、MRI、血管造影機器等で58億円、財源の内訳は暮らし・にぎわい再生事業補助金、過疎対策補助金、病院事業起債を活用していました。南館の増改築では、こころの医療センターとして精神医療の充実と健診センターの設置、院内保育所の設置などが図られています。うつ病や認知症の増加で、だれもが心のケアを受けやすい環境を目指し、こころの医療センターという名称に変更され、3階はうつ病などストレスケア病棟の22床、認知症など高齢者専用的高齢者病棟22床を新設し、開放的なスペースになっていました。さらに、生き生きとした生活を送ってもらうために、陶芸、工芸、調理、喫茶、軽スポーツ施設を設け、心のリハビリテーションを行っていました。

2日目の15日は、午前中江別市立病院で内科

医師不在解消対策と24時間保育について担当職員からこれまでの経緯を含めた説明を受けました。平成18年に内科医の一斉引き揚げにより不良債務が発生し、医局とのつながりが希薄になり、医局に頼らない独自のルートの医師確保に努め、自治医大出身の副院長が中心となりました総合内科専門医や医師のつながりの中から医師確保につながり、ことし7月では後期研修医5名を含む内科医師は正職員10名、非常勤3名となり、循環器3名、消化器2名で、内科系は18名となりました。人材派遣会社からの医師確保では、成功報酬が高く、公務員という身分から問題医師でも解雇することができないために利用はしないとのことでありました。札幌には、専門的な2次、3次医療を行う病院があるため、江別市立では地元高齢者を対象と考えるため、総合内科は向いているとの説明を受けました。今後医療型の医療サービスについても検討をしていくとのことでありました。

次に、24時間院内保育については、病院から200メートル離れた場所にあり、旧教員住宅を改築したもので、向かいには市立保育所があり、一時は保育所の休止も検討されたが、病院のあり方検討委員会でのアンケート調査から24時間保育を望む声が多かったことから継続し、現在プロポーザル方式で運営を民間企業に担ってもらっているところです。24時間保育を取り入れたことによる医師確保の実績はありませんが、看護師確保の年度途中採用には必要との説明がありました。

午後からは、千歳市に向かい、地域福祉計画策定の説明を受けました。平成17年度に第1期千歳市地域福祉計画を策定し、1期5年が経過し、昨年2期目の新たな地域福祉計画、あつたかみのあるまち「ちとせ」を策定し、策定に当たりちとせ地域福祉市民会議を設置し、地域での支え合い、助け合いができる地域にするためにはどうすればよいか、地域福祉に関する活動の指針となるべきものについて提言をいただき、コミュニティー活動の増進、安心して利用できる福祉サービス、活

動しやすい環境整備と福祉活動を担う人材確保、地域特性を生かした活発なまちづくりとともに、また災害時要援護者支援体制を加え、地域福祉計画が策定されました。

最終日の16日は、北広島市に向かい、地域福祉計画と子どもの権利条例について風連出身の中川議長にもごあいさつをいただき、研修させていただきました。北広島市の地域福祉計画は、高齢者や障害者など個別計画と時期を合わせて3年計画で策定がされ、現在2期目が今年度で終了するため、次期計画に向けて市民アンケートを実施し、町内会の現状を把握し、新たな支え合い、自助、公助、共助を基本として策定中でありました。現在進行中の2期目の特徴は、災害時の要援護者に必要な支援体制と災害時声かけ支援の登録制度を加えた改革であります。

次に、子ども権利条例については、平成24年3月提案予定の中、策定に向けた途中経過を研修させていただきました。策定に向け市長公約がスタートになり、平成18年度に市民主体の検討委員会が設置され、委員、職員が子どもの権利条例とは何かを勉強しながら作業を進め、アンケート、子ども会議を開催し、平成21年条例素案の答申がされ、自治体の権限、法的根拠などは札幌市を参考に確認しながら、救済機関の位置づけや子供、保護者の過大な要求につながることも含め整理を進めているところであります。目的としては、大人が子供の権利を真剣に考え、尊重しているかどうかということと、現状の法律だけでよいということではなく、さまざまな実態の中、子供の権利について市民が共通の認識を持つことが目的で策定されているところであります。

以上4カ所の視察を終え、今後の病院の運営や地域福祉の課題、子供の権利について名寄市にとっても今後重要な案件でもあります。視察を無駄にしないように心がけ、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

なお、詳細については、議長に報告書を提出し

てありますので、御一読いただきたいと思います。

以上で市民福祉常任委員会の視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 次に、経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、経済建設常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

視察期間は、11月7日より10日までの4日間で、当委員会の視察は道外の先進地を視察させていただき決定を受けて、茨城県鹿嶋市、千葉県印西市、埼玉県越谷市、群馬県館林市、群馬県太田市の5市を訪問させていただきました。

初日の7日午後3時より鹿嶋市を視察し、農産物直売グループ、鹿島っ娘の活動について調査をいたしました。鹿島っ娘は、平成12年に女性の地位向上、地域農業の活性化等を目的に設立され、同時に直売所の開設を目指すグループで、当日は会員6名の同席をいただき、意見交換を行いました。平成14年に県及び市の補助を受けての新店舗建設、直売所の営業は毎週土曜日約4時間とのことでしたが、5年平均で630万円の売り上げとのこと、現在は会員9名で運営しているとのこと、ありがとうございました。名寄市においても夏期間の仮店舗の施設などの助成も必要と考えたところでございます。

2日目の午前9時30分から印西市においてふれあいロードの取り組みと公園美化活動支援事業について視察をさせていただきました。冒頭山崎市長は、当市に来たら何かが違うと感じていただけるようなまちづくりを進めている。ふれあいロード美化活動は施策の一つであり、施策を推進するため再任用職員などによる美化班で美化パトロールの実施や頼まれなくてもやる課を設置して対応しているとのあいさつで、美化活動に積極的に取り組んでいることを強調しておりました。ふれあいロードの美化活動は、市が管理する道路などをボランティアで美化活動を行う団体を募集し、

市民と行政が協力して道路環境づくりを推進することを目的に実施要綱を定めて取り組んでいるとのことをごさいました。

公園美化活動支援事業については、事業実施要綱を定め、市民にとって身近である公園の美化、保全等のため自治会等が自発的、自主的に行う公園の美化活動の支援の確立を図り、市民と行政が一体となったまちづくり活動を推進することを目的とし、公園の清掃、除草、草花の植栽を行っております。現地視察では、ふれあいロードの美化活動をしている千葉ニュータウン印西一まち会の会長さんより活動内容等について説明を受けました。昨年の活動は、35回で延べ449人が参加とのことでありました。公園美化活動支援事業では、みどりを守る会の活動視察、公園では10人の方が花壇に植栽をしておりました。以前は、ホームレスの人がおり、ごみの散乱等で苦情も多かったとのことでしたが、活動が始まった平成20年以降はそのようなことがなくなったとのことでありました。行政の支援施策により市民の力を結集してのまちづくり、協働のまちづくりが着実に推進していることを実感したところをごさいます。名寄市において行政として町内会、市民等への支援できる施策の整備できいなまちづくりができると実感をしたところをごさいます。

同日午後2時より越谷市においてこしがやブランドの取り組みについて視察をいたしました。平成23年度から産業振興を目的にすぐれた商品を市内のブランドとして認定し、市がPR活動などを支援し、越谷の知名度向上と市内産業の活性化を図ることを目指しており、現在9品目を認定、認定の基準を設けてブランド認定をしており、認定品開発費補助などを進めているとのことをごさいました。

都市型農業経営者支援事業は、農地を市の発展や市民生活と密着にかかわっている財産ととらえ、平成22年度から5カ年間の施策で第2次基本計画を策定、基本方針として都市近郊の地理的優位

性を生かした都市農業の発展を支援し、農業を担う人材の育成事業を進めるというものであります。名寄市としては、地理的、優位的などの違いはありますけれども、農業施策では人材の育成、生産基盤の整備、市民が農業を支える仕組みなどについてのノウハウは参考になるところだと感じたところをごさいます。

3日目午前9時30分より館林市において中心市街地・商店活性化事業における空き店舗活用助成制度について視察をいたしました。商店数は、平成14年をピークに減少、郊外大型店が進出、中心市街地の大型店は閉鎖をするという状況の中で、中心市街地6商店街がありますが、商店数は24%が減少したとのことをごさいました。商業関係助成制度には、まちづくり総合支援事業、共同施設設置事業など8項目があり、商店街活性化事業は商店街活性化事業補助など5項目の事業があると説明を受けた後、かごめ通り商店街の六斎市を視察をいたしました。ここは、20店舗加盟で県モデル商店街活性化事業の支援を受け、商店街のにぎわい創出、活性化を目的に商店街の空き店舗を活用しての青物等の販売事業を行うとともに、配達・御用聞き事業を進めており、各商店街での購入物を無料配達で売り上げ、顧客は2割程度増加とのことをごさいました。また、まちなか生鮮三品出店事業として、館林市は駅前通りに生鮮食料店、まちなか市場ぼんちゃんを設置し、運営を中心部の30店と農家が協力している実行委員会に委託し、中心市街における高齢者の支援と国の基金を活用した新たな雇用創出を進めているとのことでした。県や市の事業を活用しながら、にぎわい活性化、コミュニティーの再生、高齢者、障害者への地域貢献、環境改善などの地道な取り組みの継続が元気になる要素をつくり出しており、試行錯誤してきたが、指導者の並々ならない努力がつくったものであり、指導者としてのリーダーシップ、役割は大きいと感じたところをごさいます。

同日午後1時30分から太田市を視察いたしました。太陽光発電システムについてであります。太田市は、年間日照時間が全国で5位ということで、地形的な特徴もあり、自然を生かした太陽光発電システムの導入、普及を図ってきたところで、市役所庁舎を初め、19カ所の公共施設システムを導入、同時に二酸化炭素の削減も進めているとのことでした。平成13年から22年まで太陽光発電システム奨励金を3億8,000万円を金券で奨励、市の単独事業と技術開発機構の実証実験で事業を進めてきたとのことでした。本年再生可能エネルギー特別措置法が成立したことにより、メガソーラー事業も計画中のとのことでした。現地視察では、パルタウン城西の杜では技術開発機構の実証実験で導入したシステムのパネルが屋根一面に設置をされており、太陽光発電、太陽熱発電などを施した省エネ住宅の普及に貢献をしていたところでございます。名寄市において環境は異なりますが、研究を進めることも必要だと思ったところでございます。

以上、行政視察報告といたしますが、時間の関係ではしよっての報告になりましたので、詳しい内容については議長への報告書を御一読願いたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（黒井 徹議員） ここで、中尾副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議長のお許しをいただきました。退任に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

昭和48年4月、市職員として採用されて以来、一般職として35年2カ月、2人の市長に仕えて副市長として3年7カ月、通算38年9カ月お世

話になりました。この間とりたてて業績を上げたわけでもなく、ただただ丈夫なだけ取り柄で務めさせていただきました。任期中途での退任となりますが、島前市長から加藤市長への引き継ぎ役として私の役割をほぼ終え、肩の荷がおりた思いがいたしております。何とかここまでこられたのも市民の皆さん、議会の皆さん、市長を初め市職員の皆さんの御指導、御支援のたまものと心からお礼を申し上げます。

いよいよ明年4月から総合計画の後期計画がスタートいたします。名寄市が一層明るく元気なまちとして発展していくことを願い、皆さんの御健勝での御活躍を祈念申し上げ、退任に当たってのあいさつとさせていただきます。長い間まことにありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 次に、佐々木総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 加藤市長から推挙いただき、先ほど議員の皆様から選任の同意をいただきました。まことにありがとうございます。新しい任務の大きさと責任の重さに改めて身が引き締まる思いであります。

私は、昭和45年、名寄高校を卒業しまして、市役所に就職をしまして42年がたちました。この間昭和58年には1年間道庁への派遣研修もありまして、それ以降財政、税務、総務部長時代も含めまして27年間そのような仕事に携わってきました。私は、経験が長いだけ取り柄でありまして、これまでの職場では上司、部下の立場に余りとらわれずに常に総力戦で仕事に取り組んでまいりました。名寄市を含め、今多くの自治体が厳しい財政状況に苦しんでいること、財政破綻を起こしまして、学校やせつかくつった公共施設がなくなってしまった厳しい現実もこの間見てまいりました。このような中でも歴代の名寄市長、風連町長は健康の森、市立病院の増改築、道立サン

ピラーパークの誘致、4大化、天文台、道の駅、風連本町地区駅前再開発事業など新名寄市として誇れる数多くの施設もつくってまいりました。私は、これらの貴重な財産を守り育て、市民のために加藤市長の公約でもあります10年先、20年先をしっかりと見据えたまちづくりのために、住民サービスの維持、向上と健全な行財政運営を両立すべく、大変微力ではありますが、職員とともに全力で仕事に取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様には、これまで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

閉会 午後 1時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 大 石 健 二

## 質 問 通 告 表 (一般質問)

平成 2 3 年 第 4 回 定 例 会

| 発 言<br>順 序 | 氏 名               | 発 言 要 旨  |
|------------|-------------------|--|
| 1          | 山 田 典 幸<br>(P 58) | 1. 地域農業の現状と課題について<br>(1) TPP交渉参加に対する本市としての考え方<br>(2) 近年の異常気象への対応について<br>(3) 有害鳥獣対策について<br>(4) 名寄市農業の将来像は<br>2. 教育行政にかかわって<br>(1) スポーツ基本法制定に伴う本市の考え方<br>(2) 学校教育における天文台の活用について<br>(3) 子ども読書活動推進計画について<br>(4) ブックスタートの普及について<br>3. 福祉行政にかかわって<br>(1) 高齢者の生きがいづくりのために<br>ア 地域や子ども達とのかかわりについて<br>イ 本市の特色を活かした施策を<br>(2) 保育料未納問題について<br>ア 未納者の実態について<br>イ 今後の対策について |
| 2          | 大 石 健 二<br>(P 68) | 1. 平成 2 4 年度予算編成から<br>(1) 平成 2 4 年度予算編成について<br>ア 2 4 年度予算の主要施策等について<br>2. 名寄市の行財政運営から<br>(1) 第三セクターについて<br>ア 現状と今後の課題<br>(2) 地域政策について<br>ア 現状と今後の課題<br>3. 名寄市立大学から<br>(1) 名寄市立大学の地域連携について<br>ア 現状と今後の課題  |

|          |                         |  |
|----------|-------------------------|--|
| <p>3</p> | <p>奥村英俊<br/>(P 79)</p>  | <p>1. エゾ鹿処理施設建設の進捗状況について<br/>           (1) 住民合意形成の状況について<br/>           (2) 施設建設時期について<br/>           (3) 施設建設後の一時仮置きのある方について<br/>           2. 加藤市長の市政運営について<br/>           (1) 被災地のがれき受け入れについて<br/>           (2) 観光振興と賑わいづくりについて<br/>           (3) リフォーム助成について<br/>           3. 行財政改革における組織機構のある方について<br/>           (1) 適正な人事配置について<br/>           (2) 庁舎のある方について</p> |
| <p>4</p> | <p>佐々木 寿<br/>(P 90)</p> | <p>1. 国勢調査結果から考察する課題対応について<br/>           (1) 「名寄市過疎地域自立促進市町村計画」における推進策について<br/>           (2) 雇用対策について<br/>           (3) 虚弱な独居老人対策について<br/>           2. 交通安全対策について<br/>           (1) 「交通事故死ゼロ」更新継続のための強化対策について<br/>           (2) 自転車交通安全対策について<br/>           3. 市民保健について<br/>           (1) 自殺対策について</p>   |
| <p>5</p> | <p>東 千 春<br/>(P 99)</p> | <p>1. (仮称) 市民ホールについて<br/>           (1) ホールの利用目的をどのように考えるか<br/>           (2) ホールの運営と文化振興の考えは<br/>           (3) 利用しやすい設備と職員体制は<br/>           (4) 可動椅子収納時の利用について<br/>           2. 除雪について<br/>           (1) 通園路の歩道除雪について<br/>           (2) 市有地の雪堆積利用について<br/>           3. 市民、高齢者の健康対策について<br/>           (1) 市民健康運動教室について<br/>           (2) ピヤシリバス路線の高齢者割引について</p>      |
| <p>6</p> | <p>佐藤 靖<br/>(P 111)</p> | <p>1. 平成24年度予算にかかわって<br/>           (1) 市長訓令及び事務連絡の内容について</p>  |



|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
|   |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 概算予算要求額について</li> <li>(3) 地方財政計画の見通しについて</li> <li>(4) 平成 2 4 年度主要事業の見通しについて</li> <li>2. 各種条例、規則、要綱等の整理にかかわって             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種条例等の文言整理の必要性について</li> <li>(2) 専任職員を配置し単年度で整理する事が必要ではないか</li> </ul> </li> <li>3. (仮称) 市民ホールにかかわって             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の有効活用策について</li> </ul> </li> <li>4. 名寄市立総合病院にかかわって             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 全院内の冷房導入見通しについて</li> <li>(2) 平成 2 3 年第 1 回定例会で提案した名寄市立病院、東病院、士別市立病院巡回バスの検討経過及び結果について</li> <li>(3) 医師確保策の一翼としての医師住宅等の充実について</li> </ul> </li> </ul> |
| 7 | 植 松 正 一<br>(P 1 2 6) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 農業振興について             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業・農村振興計画の前期の検証と後期実施計画策定について</li> <li>(2) 名寄市の基幹産業の農業と観光が一体となった考え方は</li> <li>(3) 環太平洋戦略的経済連携協定参加による影響試算額は</li> <li>(4) 経済部に専門職配置の考え方について</li> </ul> </li> <li>2. 林業振興について             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 名寄市森林整備計画の進捗状況と検証について</li> <li>(2) 未来につなぐ森づくり推進事業の進捗状況は</li> <li>(3) 公益的機能を発揮する森林づくりの考え方は</li> <li>(4) 海外資本等による林地取得状況があるのか</li> </ul> </li> <li>3. 遊休地対策について             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営林署跡地の対策は</li> <li>(2) 緑丘第 2 団地跡地の利活用について</li> </ul> </li> </ul>      |
| 8 | 高 橋 伸 典<br>(P 1 3 6) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 官民連携による社会資本ストックの計画的な維持・更新を             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設の現状と課題</li> <li>(2) 公共施設等運営権制度の導入を</li> </ul> </li> <li>2. 認知症サポーター養成を             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 名寄市の認知症の現状と課題</li> <li>(2) 行政の体制と取り組みについて</li> <li>(3) 認知症サポーターの養成を</li> </ul> </li> <li>3. 地域ブランドに新登録制度</li> </ul>  |

|    |                      |  |
|----|----------------------|--|
|    |                      | <p>(1) 地域団体商標制度</p> <p>(2) 地域ブランドに新登録制の取り組みを</p> <p>4. 名寄市立総合病院の空調機器整備</p>   |
| 9  | 上 松 直 美<br>(P 1 4 6) | <p>1. 自然エネルギーを活用したまちづくり</p> <p>(1) 次世代エネルギーとして自然エネルギーの可能性</p> <p>(2) 省エネルギーと低炭素なまちづくり</p> <p>(3) 地域産業の振興</p> <p>(4) 地域性を取り入れたエコ活動とは</p> <p>(5) 企業誘致とエネルギー開発</p> <p>2. 社会保障と税一体改革</p> <p>(1) 社会保険加入要件を拡大した場合の国保保険者として影響分析は</p> <p>(2) 第3号被保険者の取り扱いと今後の動向</p> <p>(3) 130万円での賃金調整と国民年金の加入動向</p> <p>(4) 医療・介護の連携強化について</p> |
| 10 | 竹 中 憲 之<br>(P 1 5 7) | <p>1. 通学路の安全対策について</p> <p>(1) 通学路の安全対策の考え方について</p> <p>2. 高齢者・障がい者に優しい施策について</p> <p>(1) 高齢者・障がい者福祉の現状について</p> <p>(2) 高齢者・障がい者への新たな施策は</p> <p>(3) 交通弱者対策について</p> <p>3. 廃棄物処理の現状と課題について</p> <p>(1) 最終処分場の現状と課題について</p> <p>(2) 炭化センターの現状と課題について</p>  |
| 11 | 川 村 幸 栄<br>(P 1 6 8) | <p>1. 第5期介護保険事業計画について</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>(2) 介護保険料について</p> <p>2. 人権尊重と男女共同参画社会の形成について</p> <p>(1) 男女共同参画推進計画の進捗状況</p> <p>(2) 教育現場での人権尊重教育の取り組みについて</p> <p>3. 観光の振興について</p> <p>(1) 市民参加の観光振興について</p> <p>(2) 名寄市立大学活用の観光振興について</p> <p>4. 福祉灯油について</p>  |

## 平成23年第4回名寄市議会定例会議決結果表

平成23年11月30日～平成23年12月19日 20日間  
 本会議時間数 16時間32分

| 議案番号                       | 議 件 名  | 委 員 会              |                                | 本会議                 |
|----------------------------|--|--------------------|--------------------------------|---------------------|
|                            |  | 付託年月日<br>付託委員会     | 議決年月日<br>審 査 結 果               | 議決年月日<br>議 決 結 果    |
| 平成23年第3回<br>定例会<br>付託議案第1号 | 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について                        | 23. 9. 6<br>使用料特別  | 23.11.27<br>原案可決すべき・<br>少数意見留保 | 23.11.30<br>原案可決    |
| 平成23年第3回<br>定例会<br>付託議案第2号 | 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について              | 23. 9. 6<br>使用料特別  | 23.11.27<br>原案可決すべき・<br>少数意見留保 | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 号                      | 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について                        | 23.11.30<br>経済建設常任 | —<br>—                         | 23.12.19<br>閉会中継続審査 |
| 第 2 号                      | 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について                     | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 3 号                      | 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 4 号                      | 工事請負契約の締結について                                | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 5 号                      | 指定管理者の指定について（名寄市営球場）                         | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 6 号                      | 指定管理者の指定について（名寄市営サブ球場）                       | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 7 号                      | 指定管理者の指定について（名寄市テニスコート）                      | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 8 号                      | 指定管理者の指定について（名寄公園テニスコート）                     | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 9 号                      | 指定管理者の指定について（知恵文水泳プール）                       | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 0 号                    | 指定管理者の指定について（南水泳プール）                         | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 1 号                    | 指定管理者の指定について（名寄市スポーツセンター）                    | —<br>—             | —<br>—                         | 23.11.30<br>原案可決    |

| 議案番号    | 議 件 名                          | 委 員 会              |                      | 本会議                 |
|---------|--------------------------------|--------------------|----------------------|---------------------|
|         |                                | 付託年月日              | 議決年月日                | 議決年月日               |
|         |                                | 付託委員会              | 審 査 結 果              | 議 決 結 果             |
| 第 1 2 号 | 指定管理者の指定について（名寄市B&G海洋センター）     | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 3 号 | 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ）     | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 4 号 | 指定管理者の指定について（木材需要拡大センター）       | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 5 号 | 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）           | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 6 号 | 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）     | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 7 号 | 指定管理者の指定について（体育センターピヤシリ・フォレスト） | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 8 号 | 市道路線の認定について                    | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 1 9 号 | 平成23年度名寄市一般会計補正予算（第5号）         | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 0 号 | 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）   | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 1 号 | 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 2 号 | 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）    | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 3 号 | 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 4 号 | 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）       | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 5 号 | 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）       | —                  | —                    | 23.11.30<br>原案可決    |
| 第 2 6 号 | 名寄市総合計画の後期基本計画を定めることについて       | 23.12.14<br>総計審査特別 | 23.12.16<br>修正・可決すべき | 23.12.19<br>修正可決    |
| 第 2 7 号 | 名寄市総合療育センター条例の一部改正について         | —                  | —                    | 23.12.19<br>原案可決    |
| 第 2 8 号 | 名寄市公設地方卸売市場条例の一部改正について         | 23.12.19<br>経済建設常任 | —                    | 23.12.19<br>閉会中継続審査 |

| 議案番号          | 議 件 名                               | 委 員 会 |         | 本会議      |
|---------------|-------------------------------------|-------|---------|----------|
|               |                                     | 付託年月日 | 議決年月日   | 議決年月日    |
|               |                                     | 付託委員会 | 審 査 結 果 | 議 決 結 果  |
| 第 2 9 号       | 名寄市副市長の選任について                       | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 同 意      |
| 意見書案<br>第 1 号 | 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書    | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 意見書案<br>第 2 号 | 円高から中小企業を守る対策を求める意見書                | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 意見書案<br>第 3 号 | 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書       | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 意見書案<br>第 4 号 | 視覚障がい者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビ放送を求める意見書 | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 意見書案<br>第 5 号 | 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書                  | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 意見書案<br>第 6 号 | J R 三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書       | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 原案可決     |
| 報 告<br>第 1 号  | 専決処分した事件の報告について                     | —     | —       | 23.11.30 |
|               |                                     | —     | —       | 報 告 済    |
| 報 告<br>第 2 号  | 専決処分した事件の報告について                     | —     | —       | 23.11.30 |
|               |                                     | —     | —       | 報 告 済    |
| 報 告<br>第 3 号  | 例月現金出納検査報告について                      | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 報 告 済    |
|               | 閉会中継続審査（調査）の申し出について                 | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 決 定      |
|               | 委員の派遣報告                             | —     | —       | 23.12.19 |
|               |                                     | —     | —       | 報 告 済    |